CZ-4-3
1200404246298

第二十七回
第二十八回 国会制定法

第二十七回国会会期 {昭和三十二年十一月一日から
昭和三十二年十一月十四日まで}

第二十八回国会会期 {昭和三十二年十二月二十日から
昭和三十三年四月二十五日(解散)まで}

参議院法制局

第二十七回国会制定法

会　期 {昭和三十二年十一月　一　日から
昭和三十二年十一月十四日まで}

参　議　院　法　制　局

国立国会
33.7.14
図書館

163165

320.9
Sa594k
CZ
43

凡例

一、本書は、第二十七回国会（臨時会）（昭和三十二年十一月一日から昭和三十二年十一月十四日まで）を通過成立して公布された法律十件（閣法七件、衆法三件）―昭和三二年法律第一七八号から同第一八七号まで―を収録したものである。

二、収録した法律は、その公布番号の順序に従つて配列した。

三、目次（法律の公布番号順）、件名索引（五十音順）及び部門別索引を掲載した。

右の目次、件名索引、部門別索引及び本文中「（衆法）」と表示してあるのは、議員提出の法律案中衆議院議員提出のものであることを示し、その他はすべて内閣提出のものであることを示す。

国立国会
33.7.14
図書館

463465

目　次

法律第百七十八号　郵便貯金法の一部を改正する法律（昭和三十二年十一月十四日公布）……一
法律第百七十九号　在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律（昭和三十二年十一月十六日公布）……一
法律第百八十号　国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十二年十一月十八日公布）（衆法）……三
法律第百八十一号　国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十二年十一月十八日公布）（衆法）……三
法律第百八十二号　一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十二年十一月十八日公布）……三
法律第百八十三号　租税特別措置法等の一部を改正する法律（昭和三十二年十一月十八日公布）……四
法律第百八十四号　設備等輸出為替損失補償法の一部を改正する法律（昭和三十二年十一月十八日公布）……七
法律第百八十五号　中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年十一月二十五日公布）……八
法律第百八十六号　中小企業等協同組合法の一部を改正する法律（昭和三十二年十一月二十五日公布）（衆法）……三〇
法律第百八十七号　中小企業団体の組織に関する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（昭和三十二年十一月二十五日公布）……三八

件名索引（五十音順）

（註）○印は、第二十七回国会を通過成立した法律を示す。
△印は、右法律によって、改廃された法律を示す。
例えば、
△印紙税法（明三二―法五四）の一部改正（昭三二―法一八六）とあるのは、昭和三十二年法律第百八十六号（中小企業等協同組合法の一部を改正する法律）によって、印紙税法（明三二―法五四）が一部改正されたことを示す。

（い）

○一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭三二・一一・一八・法一八二）……三
△印紙税法（明三二―法五四）の一部改正（昭三二―法一八六）……三七
△印紙税法（明三二―法五四）の一部改正（昭三二―法一八七）……三六
△運輸省設置法（昭二四―法一五七）の一部改正（昭三二―法一八七）……一

（き）

△生糸製造設備臨時措置法（昭三二―法一四〇）の一部改正（昭三二―法一八七）……四一

（こ）

○国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律（昭三二・一一・一八・法一八〇）（衆法）……三
○国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律（昭三二・一一・一八・法一八一）（衆法）……三
△国民貯蓄組合法（昭一六―法六四）の一部改正（昭三二―法一八三）……七

（さ）

○在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律（昭三二・一一・一六・法一七九）……一
△在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭二七―法九三）の一部改正（昭三二―法一七九）……一

（し）

△商工組合中央金庫法（昭一一―法一四）の一部改正（昭三二―法一八六）……三七
△商工組合中央金庫法（昭一一―法一四）の一部改正（昭三二―法一八七）……三六
△所得税法（昭二二―法二七）の一部改正（昭三二―法一八七）……三九
△私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭二二―法五四）の一部改正（昭三二―法一八七）……三九
△昭和二十二年法律第五十四号私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律（昭二二―法一三八）の一部改正（昭三二―法一八七）……三九

（せ）

○設備等輸出為替損失補償法の一部を改正する法律（昭三二・一一・一八・法一八四）……七
△繊維工業設備臨時措置法（昭三一―法一三〇）の一部改正（昭三二―法一八七）……四一

廃止（昭三一―法一八五）……六
△中小企業金融公庫法（昭二八―法一三八）の一部改正（昭三一―法一八七）……四一
△中小企業振興資金助成法（昭三一―法一一五）の一部改正（昭三一―法一八六）……三七
△中小企業振興資金助成法（昭三一―法一一五）の一部改正（昭三一―法一八七）……四一
（と）
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正（昭三一―法一八七）……三七
（ほ）
△法人税法（昭二二―法二八）の一部改正（昭三一―法一八七）……三九
（ゆ）
○郵便貯金法の一部を改正する法律（昭二・一一・一四・法一七八）……一
△輸出入取引法（昭二七―法二九九）の一部改正（昭三一―法一八六）……三七
△輸出入取引法（昭二七―法二九九）の一部改正（昭三一―法一八七）……四〇
△輸出水産業の振興に関する法律（昭二九―法一五四）の一部改正（昭三一―法一八六）……三七
△輸出水産業の振興に関する法律（昭二九―法一五四）の一部改正（昭三一―法一八七）……四一
（り）
△臨時金利調整法（昭二二―法一八一）の一部改正（昭三一―法一八六）……三七
△臨時金利調整法（昭二二―法一八一）の一部改正（昭三一―法一八七）……四一
（る）
△ルール占領軍等の建設工事に伴う労務者の雇用調整法（昭二三―法一〇〇）の一部改正（昭三一―法一八六）……三七
（れ）
△連合国財産補償法（昭二七―法一〇一）の一部改正（昭三一―法一八六）……三七
（ろ）
△労働基準法（昭二二―法四九）の一部改正（昭三一―法一八六）……三七
△労働基準法（昭二二―法四九）の一部改正（昭三一―法一八七）……四一
△労働組合法（昭二四―法一七四）の一部改正（昭三一―法一八六）……三七
△労働組合法（昭二四―法一七四）の一部改正（昭三一―法一八七）……四一
△労働者災害補償保険法（昭二二―法五〇）の一部改正（昭三一―法一八六）……三七
△労働者災害補償保険法（昭二二―法五〇）の一部改正（昭三一―法一八七）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法一八八）……三七
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法一八九）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法一九〇）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法一九一）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法一九二）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法一九三）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法一九四）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法一九五）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法一九六）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法一九七）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法一九八）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法一九九）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法二〇〇）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法二〇一）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法二〇二）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法二〇三）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法二〇四）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法二〇五）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法二〇六）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法二〇七）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法二〇八）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法二〇九）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法二一〇）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法二一一）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法二一二）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法二一三）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法二一四）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法二一五）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法二一六）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法二一七）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法二一八）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法二一九）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法二二〇）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法二二一）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法二二二）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法二二三）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法二二四）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法二二五）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法二二六）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法二二七）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法二二八）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法二二九）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法二三〇）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法二三一）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法二三二）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法二三三）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法二三四）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法二三五）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法二三六）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法二三七）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法二三八）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法二三九）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法二四〇）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法二四一）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法二四二）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法二四三）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法二四四）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法二四五）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法二四六）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法二四七）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法二四八）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法二四九）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法二五〇）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法二五一）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法二五二）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法二五三）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法二五四）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法二五五）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法二五六）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法二五七）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法二五八）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法二五九）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法二六〇）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法二六一）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法二六二）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法二六三）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法二六四）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法二六五）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法二六六）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法二六七）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法二六八）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法二六九）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法二七〇）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法二七一）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法二七二）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法二七三）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法二七四）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法二七五）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法二七六）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法二七七）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法二七八）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法二七九）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法二八〇）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法二八一）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法二八二）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法二八三）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法二八四）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法二八五）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法二八六）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法二八七）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法二八八）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法二八九）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法二九〇）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法二九一）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法二九二）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法二九三）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法二九四）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法二九五）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法二九六）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法二九七）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法二九八）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法二九九）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法三〇〇）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法三〇一）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法三〇二）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法三〇三）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法三〇四）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法三〇五）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法三〇六）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法三〇七）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法三〇八）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法三〇九）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法三一〇）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法三一一）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法三一二）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法三一三）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法三一四）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法三一五）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法三一六）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法三一七）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法三一八）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法三一九）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法三二〇）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法三二一）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法三二二）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法三二三）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法三二四）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法三二五）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法三二六）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法三二七）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法三二八）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法三二九）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法三三〇）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法三三一）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法三三二）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法三三三）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法三三四）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法三三五）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法三三六）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法三三七）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法三三八）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法三三九）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法三四〇）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法三四一）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法三四二）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法三四三）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法三四四）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法三四五）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法三四六）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法三四七）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法三四八）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法三四九）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法三五〇）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法三五一）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法三五二）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法三五三）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法三五四）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法三五五）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法三五六）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法三五七）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法三五八）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法三五九）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法三六〇）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法三六一）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法三六二）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法三六三）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法三六四）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法三六五）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法三六六）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法三六七）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法三六八）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法三六九）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法三七〇）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法三七一）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法三七二）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法三七三）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法三七四）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法三七五）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法三七六）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法三七七）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法三七八）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法三七九）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法三八〇）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法三八一）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法三八二）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法三八三）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法三八四）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法三八五）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法三八六）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法三八七）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法三八八）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法三八九）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法三九〇）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法三九一）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法三九二）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法三九三）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法三九四）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法三九五）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法三九六）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法三九七）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法三九八）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法三九九）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法四〇〇）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法四〇一）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法四〇二）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法四〇三）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法四〇四）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法四〇五）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法四〇六）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法四〇七）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法四〇八）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法四〇九）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法四一〇）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法四一一）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法四一二）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法四一三）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法四一四）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法四一五）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法四一六）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法四一七）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法四一八）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法四一九）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法四二〇）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法四二一）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法四二二）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法四二三）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法四二四）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法四二五）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法四二六）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法四二七）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法四二八）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法四二九）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法四三〇）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法四三一）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法四三二）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法四三三）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法四三四）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法四三五）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法四三六）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法四三七）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法四三八）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法四三九）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法四四〇）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法四四一）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法四四二）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法四四三）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法四四四）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法四四五）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法四四六）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法四四七）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法四四八）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法四四九）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法四五〇）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法四五一）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法四五二）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法四五三）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法四五四）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法四五五）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法四五六）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法四五七）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法四五八）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法四五九）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法四六〇）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法四六一）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法四六二）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法四六三）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法四六四）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法四六五）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法四六六）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法四六七）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法四六八）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法四六九）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法四七〇）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法四七一）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法四七二）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法四七三）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法四七四）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法四七五）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法四七六）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法四七七）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法四七八）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法四七九）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法四八〇）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法四八一）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法四八二）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法四八三）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法四八四）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法四八五）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法四八六）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法四八七）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法四八八）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法四八九）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法四九〇）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法四九一）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法四九二）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法四九三）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法四九四）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法四九五）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法四九六）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法四九七）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法四九八）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法四九九）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法五〇〇）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法五〇一）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法五〇二）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法五〇三）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法五〇四）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法五〇五）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法五〇六）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法五〇七）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法五〇八）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法五〇九）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法五一〇）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法五一一）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法五一二）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法五一三）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法五一四）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法五一五）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法五一六）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法五一七）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法五一八）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法五一九）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法五二〇）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法五二一）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法五二二）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法五二三）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法五二四）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法五二五）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法五二六）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法五二七）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法五二八）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法五二九）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法五三〇）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法五三一）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法五三二）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法五三三）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法五三四）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法五三五）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法五三六）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法五三七）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法五三八）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法五三九）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法五四〇）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法五四一）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法五四二）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法五四三）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法五四四）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法五四五）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法五四六）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法五四七）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法五四八）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法五四九）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法五五〇）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法五五一）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法五五二）……四一
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三一・一二・二五・法五五三）……四一
△労働者

の一部改正（昭三二―法一八六）……三七
△商工組合中央金庫法（昭一一―法一四）の一部改正（昭三二―法一八七）……三六
△私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭二二―法五四）の一部改正（昭三二―法一八七）……三九
△昭和二十二年法律第五十四号私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律（昭二二―法一三八）の一部改正（昭三二―法一八七）……三九
△中小企業信用保険法（昭二五―法二六四）の一部改正（昭三二―法一八七）……四〇
△中小企業安定法（昭二七―法二九四）廃止（昭三二―法一八五）……三六
△中小企業金融公庫法（昭二八―法一三八）の一部改正（昭三二―法一八七）……四一
△中小企業振興資金助成法（昭三一―法一一五）の一部改正（昭三二―法一八六）……三七
△中小企業振興資金助成法（昭三一―法一一五）の一部改正（昭三二―法一八七）……四一

第七　農林・水産

△輸出水産業の振興に関する法律（昭二九―法一五四）の一部改正（昭三二―法一八六）……三七
△輸出水産業の振興に関する法律（昭二九―法一五四）の一部改正（昭三二―法一八七）……三六
△生糸製造設備臨時措置法（昭三二―法一八七）……四一
一四〇）の一部改正（昭三二・一一・一八・法一七）……七

第八　商　工

○設備等輸出為替損失補償法の一部を改正する法律（昭三二・一一・一八・法一四）……七
△中小企業庁設置法（昭二三―法八三）の一部改正（昭三二―法一八七）……三九
△輸出入取引法（昭二七―法二九九）の一部改正（昭三二―法一八六）……三七
△輸出入取引法（昭二七―法二九九）の一部改正（昭三二―法一八七）……四〇
△繊維工業設備臨時措置法（昭三一―法一三〇）の一部改正（昭三二―法一八七）……四一

第九　運　輸

△運輸省設置法（昭二四―法一五七）の一部改正（昭三二―法一八七）……三九

第一〇　郵　政

○郵便貯金法の一部を改正する法律（昭三二・一一・一四・法一七八）……一

第一一　外　事

○在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律（昭三二・一一・一六・法一七九）……一

法律第百七十八号（昭三二・一一・一四）

◎郵便貯金法の一部を改正する法律

郵便貯金法（昭和二十二年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「二十万円」を「三十万円」に改める。

第十二条第一項第三号中「年五分四厘」を「年五分五厘」に、「年四分八厘」を「年五分」に、「年四分二厘」を「年四分五厘」に改める。

第四十七条第一項中「百円以上八千円以下」を「百円以上一万二千円以下」に改める。

附　則

この法律は、昭和三十二年十二月一日から施行する。

（大蔵・郵政・内閣総理大臣署名）

法律第百七十九号（昭三二・一一・一六）

◎在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律

（在外公館の名称及び位置を定める法律の一部改正）

第一条　在外公館の名称及び位置を定める法律（昭和二十七年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

表中「」在チェッコスロヴァキア日本国大使館」を「」チェッコスロヴァキア　プラーグ」に改め、

「」在チェッコスロヴァキア日本国大使館
在マラヤ連邦日本国大使館
在スウェーデン日本国大使館
在オーストリア日本国大使館
在ユーゴースラヴィア日本国大使館」

を

「」チェッコスロヴァキア　プラーグ
マラヤ連邦　クアラ・ランプール
スウェーデン　ストックホルム
オーストリア　ウィーン
ユーゴースラヴィア　ベルグラード」

に改め、

「」在ユーゴースラヴィア日本国公使館
在スウェーデン日本国公使館」

を

「」ユーゴースラヴィア　ベルグラード
スウェーデン　ストックホルム」

及び

「」オーストリア　ウィーン」

を削る。

（在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部改正）

第二条　在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

別表大使館の項中

「ソヴィエト連邦	三〇、〇八〇	三〇、八〇〇	一七、六〇〇	一四、五三〇	二二、七一〇	一〇、八九〇
九、八三〇	八、四三〇	七、四三〇	六、四四〇	六、〇六〇	五、三〇〇	五、〇〇〇	四、五〇〇	」

を

「ソヴィエト連邦	三四、四四〇	三四、四四〇	一九、八〇〇	一六、三三〇	二五、六五〇	一二、二六〇
一一、〇七〇	九、四八〇	八、三七〇	七、四四〇	六、八二〇	五、九四〇	五、六二〇	五、〇六〇	」

に改める。

一七、〇三〇	一四、五三〇	二、七〇〇	一〇、二四〇	八、八四〇	七、八〇〇	六、七八〇	五、七四〇	五、〇五〇	四、三三〇	三、九五〇	三、六三〇 三、二六〇

「コロンビア　一三、一〇〇　二、三四〇　一〇、四五〇　八、三六〇　七、三三〇　六、二七〇　五、四九〇　四、七〇〇　三、九五〇　三、六三〇　三、二六〇　二、一四〇」を

「

コロンビア	一三、三〇〇	二、三四〇	一〇、四五〇	八、三六〇	七、三三〇	六、二七〇	五、四九〇	四、七〇〇	三、九五〇	三、六三〇	三、二六〇
マラヤ連邦	一四、〇〇〇	二、三四〇	一一、〇〇〇	八、八〇〇	七、七〇〇	六、六〇〇	五、七八〇	四、九五〇	四、一八〇	三、四五〇	三、〇三〇
スウェーデン	一三、六〇〇	二、三四〇	一〇、四五〇	八、三六〇	七、三三〇	六、二七〇	五、四九〇	四、七〇〇	三、九五〇	三、六三〇	三、二六〇
オーストリア	一二、九〇〇	二、三四〇	一〇、〇七〇	九、二四〇	七、三九〇	六、四七〇	五、五四〇	四、八五〇	四、一六〇	三、四五〇	三、〇〇〇
ユーゴースラヴィア	一二、九〇〇	二、一四〇	一一、〇〇〇	八、八〇〇	七、七〇〇	六、六〇〇	五、七八〇	四、九五〇	四、一八〇	三、四五〇	三、〇三〇

」を

「

四、七〇〇	三、九五〇	三、四四〇	二、八七〇	二、六一〇	二、三五〇	二、一四〇					
四、九五〇	四、一三〇	三、五八〇	三、〇三〇	二、七五〇	二、五〇〇	二、三五〇					
四、七〇〇	三、九五〇	三、四四〇	二、八七〇	二、六一〇	二、三五〇	二、一四〇					
四、一六〇	三、四五〇	三、〇〇〇	二、五四〇	二、三一〇	二、一〇〇	一、八九〇					
四、九五〇	四、一三〇	三、五八〇	三、〇三〇	二、七五〇	二、五〇〇	二、三五〇					

」に改め、公使館の項中

「

	一三、九〇〇	一二、〇〇〇	八、八〇〇	七、七〇〇	六、六〇〇	五、七八〇	四、九五〇	四、一三〇	三、五八〇	三、〇三〇	
	一三、九〇〇	一〇、四五〇	八、三六〇	七、三三〇	六、二七〇	五、四九〇	四、七〇〇	三、九五〇	三、六三〇	三、二六〇	

及び「

オーストリア	一二、九〇〇	九、二四〇	七、三九〇	六、四七〇	五、五四〇	四、八五〇	四、一六〇	三、四五〇	三、〇〇〇	二、五四〇	二、三一〇
ユーゴースラヴィア	一二、九〇〇	一一、〇〇〇	八、八〇〇	七、七〇〇	六、六〇〇	五、七八〇	四、九五〇	四、一三〇	三、五八〇	三、〇三〇	二、七五〇
スウェーデン	一三、六〇〇	一二、〇〇〇	八、八〇〇	七、七〇〇	六、六〇〇	五、七八〇	四、九五〇	四、一三〇	三、五八〇	三、〇三〇	二、七五〇

」に改め、

「

ユーゴースラヴィア	一二、九〇〇	一一、〇〇〇	八、八〇〇	七、七〇〇	六、六〇〇	五、七八〇	四、九五〇	四、一三〇	三、五八〇	三、〇三〇	二、七五〇
スウェーデン	一三、六〇〇	一二、〇〇〇	八、八〇〇	七、七〇〇	六、六〇〇	五、七八〇	四、九五〇	四、一三〇	三、五八〇	三、〇三〇	二、七五〇

」を削る。

附則第六項の次に次の一項を加える。

7　在ポーランド及び在チェッコスロヴィアキアの各日本国大使館に勤務する外務公務員に対して支給する在勤俸については、当分の間、在ソヴィエト連邦日本国大使館に勤務する外務公務員に対して支給する在勤俸の例による。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（外務・大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第百八十号（昭三二・一一・一八）

◎国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律（衆法）

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律（昭和二十二年法律第八十号）の一部を次のように改正する。

第十一条の二第二項中「百分の二百三十」を「百分の二百六十」に改める。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　改正後の国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律第十一条の二第二項の規定の昭和三十二年における適用については、同項中「百分の二百六十」とあるのは、「百分の二百三十をこえ百分の二百六十をこえない範囲内において、両議院の議長が協議して定める割合」とする。

（内閣総理・大蔵大臣署名）

法律第百八十一号（昭三二・一一・一八）

◎国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律（衆法）

国会議員の秘書の給料等に関する法律（昭和三十二年法律第百二十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「百分の二百三十」を「百分の二百六十」に改める。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　改正後の国会議員の秘書の給料等に関する法律第三条第二項の規定の昭和三十二年における適用については、同項中「百分の二百六十」とあるのは、「百分の二百三十をこえ百分の二百六十をこえない範囲内において、両議院の議長が協議して定める割合」とする。

（内閣総理・大蔵大臣署名）

法律第百八十二号（昭三二・一一・一八）

◎一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律

一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第十九条の四第二項中「百分の二百三十」を「百分の二百六十」に改める。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　改正後の一般職の職員の給与に関する法律第十九条の四第二項（裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）本則第三号及び防衛庁職員給与法（昭和二十七年法律第二百六十六号）第十八条の二第二項において準用する場合並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）第二条第三項（南方連絡事務局設置法（昭和二十七年法律第二百十八号）第七条第三項において準用する場合を含む。）の規定によ

法律第百八十三号（昭三二・一一・一八）

◎租税特別措置法等の一部を改正する法律

（租税特別措置法の一部改正）

第一条 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第二十一条の次に次の一条を加える。

（輸出所得の割増控除）

第二十一条の二 青色申告書を提出する個人の昭和三十二年八月一日から昭和三十四年十二月三十一日までの期間（以下第二十三条までにおいて「指定期間」という。）内の日の属する各年の当該期間内における前条第一項各号に掲げる取引（以下第二十三条までにおいて「輸出取引」という。）による収入金額の合計額が、基準輸出金額に当該個人がその年中において事業を営んでいた期間に係る指定期間の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額をこえる場合には、当該個人のその年中の輸出取引については、同項の規定にかかわらず、次に掲げる金額の合計額は、その年分の事業所得の計算上、必要な経費に算入する。

一　その年の指定期間内の輸出取引による収入金額の合計額のうち基準輸出金額をこえる部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額の百分の四・五（前条第一項第一号に掲げる取引に係る部分の金額については百分の一・五とし、同項第二号及び第三号に掲げる取引に係る部分の金額については百分の七・五とする。）に相当する金額とそのこえる部分の金額に係る当該年分の事業所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額のいずれか少い金額

二　その年中の輸出取引による収入金額の合計額のうち基準輸出金額に相当する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額の百分の三（前条第一項第一号に掲げる取引に係る部分の金額については百分の一とし、同項第二号及び第三号に掲げる取引に係る部分の金額については百分の五とする。）に相当する金額と前条第一項に規定する当該取引に係る当該年分の事業所得の金額として政令で定めるところによ

り基く場合を含む。）の規定の昭和三十二年における適用については、同項中「百分の二百六十」とあるのは、「百分の二百三十をこえ百分の二百六十をこえない範囲内において、各庁の長又はその委任を受けた者が定める割合」とする。

（内閣総理・各省大臣署名）

り計算した金額から前号に規定するそのこえる部分の金額に係る当該年分の事業所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額の百分の八十に相当する金額とのいずれか少い金額

2　前項に規定する基準輸出金額とは、同項に規定する個人の指定期間内の日の属する各年につき、それぞれその前年中の輸出取引（次条の規定により総収入金額に算入する金額があるときは、当該金額に係る輸出取引を除く。）による収入金額（前条第二項各号に規定する取引については、同項各号に掲げる金額により計算した収入金額）の合計額を当該個人が当該前年において事業を営んでいた期間の月数で除してこれに十二を乗じて計算した金額の二分の一に相当する金額をいう。

3　前二項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

4　指定期間内の日の属するその年の前年において輸出取引がない個人の基準輸出金額その他第一項に規定する基準輸出金額に関し必要な事項は、第二項の規定にかかわらず、政令で定める。

5　前条第二項から第四項までの規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

第二十二条中「前条第一項又は前条第一項の規定により同項第三号」を「第二十一条第一項又は前条第一項の規定により同項第三号」に改める。

第二十三条の見出しを「（輸出取引となつた場合の特別控除及び割増控除）」に改め、同条第三項中「確定申告書等又は」を削り、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項前段の場合において、同項に規定する個人のその年の指定期間内の輸出取引による収入金額のうち第二十一条の二第一項第一号に規定する基準輸出金額をこえる部分の金額が新たに生じ、又は増加することとなるときは、前項前段中「同項」とあるのは、「第二十一条の二第一項」として、同項の規定を適用する。

第五十五条の次に次の一条を加える。

（輸出所得の割増控除）

第五十五条の二　青色申告書を提出する法人の昭和三十二年八月一日から昭和三十四年十二月三十一日までの期間（以下第五十七条までにおいて「指定期間」という。）内の日を含む各事業年度の当該期間内における前条第一項各号に掲げる取引（以下第五十七条までにおいて「輸出取引」という。）による収入金額の合計額が、基準輸出金額に当該事業年度の指定期間の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額をこえる場合には、当該法人の当該事業年度の輸出取引については、同項の規定にかかわらず、次に掲げる金額の合計額は、当該事業年度の所得の計算上、損金に算入する。

一　当該事業年度の指定期間内の輸出取引による収入金額の合計額のうち基準輸出金額をこえる部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額の百分の四・五（前条第一項第一号に掲げる取引に係る部分の金額については百分の一・五とし、同項第二号及び第三号に掲げる取引に係る部分の金額については百分の七・五とする。）に相当する金額とそのこえる部分の金額に係る当該事業年度の所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額とのいずれか少い金額

二　当該事業年度の輸出取引による収入金額の合計額のうち基準輸出金額に相当する部分の金額

として政令で定めるところにより計算した金額の百分の三（前条第一項第一号に掲げる取引に係る部分の金額については百分の一とし、同項第二号及び第三号に掲げる取引に係る部分の金額については百分の五とする。）に相当する金額と前条第一項に規定する当該取引に係る当該事業年度の所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額から前号に規定するそのこえる部分の金額に係る当該事業年度の所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額の百分の八十に相当する金額とのいずれか少い金額

2　前項に規定する基準輸出金額とは、同項に規定する法人の指定期間内の日を含む各事業年度につき、それぞれその開始の日前一年以内に開始した各事業年度の輸出取引（次条の規定により益金に算入する金額があるときは、当該金額に係る輸出取引を除く。）による収入金額（前条第三項各号に規定する取引については、同項各号に掲げる金額により計算した収入金額）の合計額を当該一年以内に開始した各事業年度の月数の合計で除してこれに十二を乗じて計算した金額の二分の一に相当する金額をいう。

3　前二項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

4　指定期間内の日を含む当該事業年度開始の日前一年以内に開始した事業年度がない法人又は当該一年以内に開始した事業年度において輸出取引がない法人の基準輸出金額その他第一項に規定する基準輸出金額に関し必要な事項は、第二項の規定にかかわらず、政令で定める。

5　前条第三項から第六項までの規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

第五十六条　第五十六条中「前条第一項の規定により同項第三号」を「第五十五条第一項又は前条第一項第三号」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第五十六条の二　前条の規定の適用を受けた法人の第五十五条の二第一項に規定する基準輸出金額がその適用を受けたことにより減少したため、当該事業年度の指定期間内の輸出取引による収入金額のうち同項第一号に規定する基準輸出金額をこえる部分の金額が新たに生じ、又は増加することとなる場合において、当該事業年度分の法人税に係る法人税法第十八条から第二十一条までの規定による申告書の提出期限が経過しているときは、当該法人は、当該事業年度分の確定申告書等に記載された課税標準又は法人税額の更正の請求をすることができる。

2　前項の規定による更正の請求書は、法人税法の適用については、同法第二十四条の規定による修正申告書とみなす。

3　第五十五条第五項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、同条第五項中「確定申告書等」とあるのは、「第五十六条の二第一項の規定による請求書」と読み替えるものとする。

第五十七条の見出しを「（輸出取引となつた場合の特別控除及び割増控除）」に改め、同条第三項中「及び第六項」及び「確定申告書等又は」を削り、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「について、これらの額」を削り、同項の次に次の一項を加える。

2　前項前段の場合において、同項に規定する法人

の当該事業年度の指定期間内の輸出取引による収入金額のうち第五十五条の二第一項第一号に規定する基準輸出金額をこえる部分の金額が新たに生じ、又は増加することとなるときは、前項前段中「同項」とあるのは、「第五十五条の二第一項」として、同項の規定を適用する。

（国民貯蓄組合法の一部改正）

第二条　国民貯蓄組合法（昭和十六年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「二十万円」を「三十万円」に改める。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、昭和三十二年十二月一日から施行する。

2　青色申告書を提出する法人で、昭和三十二年八月一日からこの法律の施行の日までの間に終了した事業年度分の法人税について改正後の租税特別措置法第五十五条の二第一項の規定の適用を受けようとするものは、この法律の施行の日から起算して二月以内に、当該事業年度分の法人税に係る確定申告書等に記載された課税標準又は法人税額の更正の請求をすることができる。

3　改正後の租税特別措置法第五十五条第五項及び第五十六条の二第二項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、同法第五十五条第五項中「確定申告書等」とあるのは、「租税特別措置法等の一部を改正する法律（昭和三十二年法律第百八十三号）附則第二項の規定による請求書」と読み替えるものとする。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第百八十四号（昭三二・一一・一八）

◎設備等輸出為替損失補償法の一部を改正する法律

設備等輸出為替損失補償法（昭和二十七年法律第百六十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「二百億円」を「四百五十億円」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・通商産業・内閣総理大臣署名）

法律第百八十五号（昭三二・一一・二五）

◎中小企業団体の組織に関する法律

目次

第一章　総則（第一条―第三条）
第二章　中小企業等協同組合（第四条）
第三章　商工組合及び商工組合連合会
第一節　総則（第五条―第十六条）
第二節　事業（第十七条―第三十三条）
第三節　組合員（第三十四条―第四十条）
第四節　設立、管理、解散及び清算（第四十一条―第四十七条）
第五節　登記（第四十八条―第五十四条）
第六節　加入命令及び事業活動の規制に関する命令（第五十五条―第六十六条）
第七節　監督（第六十七条―第七十一条）
第八節　中小企業安定審議会並びに中央中小企業調停審議会及び都道府県中小企業調停審議会（第七十二条―第八十八条）
第九節　雑則（第八十九条―第九十五条）
第四章　組織変更（第九十六条―第百条）
第五章　中小企業団体中央会（第百一条）
第六章　罰則（第百二条―第百十七条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、中小企業者その他の者が協同して経済事業を行うために必要な組織又は中小企業者が自主的に事業活動を調整するために必要な組織を設けることができるようにし、これらの者の公正な経済活動の機会を確保し、及びその経営の安定を図り、もつて国民経済の建全な発展に資することを目的とする。

（登記）

第二条　この法律の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

（中小企業団体等の種類）

第三条　この法律による中小企業団体等は、次に掲げるものとする。

一　事業協同小組合
二　事業協同組合
三　火災共済協同組合
四　信用協同組合
五　協同組合連合会
六　企業組合
七　商工組合
八　商工組合連合会

2　この法律による中小企業団体中央会は、次に掲げるものとする。

一　都道府県中小企業団体中央会
二　全国中小企業団体中央会

第二章　中小企業等協同組合

第四条　事業協同組合、事業協同小組合、火災共済協同組合、信用協同組合、協同組合連合会及び企業組合については、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号。以下「協同組合法」という。）の定めるところによる。

第三章　商工組合及び商工組合連合会

第一節　総則

（中小企業者の定義）

第五条　この章において「中小企業者」とは、次の各号の一に該当する者をいう。

一　常時使用する従業員の数が三百人以下の者であつて、工業、鉱業、運送業その他の業種（次号に掲げる業種及び第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
二　常時使用する従業員の数が三十人以下の者であつて、商業又はサービス業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
三　常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の者であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

（人格及び住所）

第六条　商工組合及び商工組合連合会（以下「組合」という。）は、法人とする。

2　組合の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

（基準及び原則）

第七条　組合は、この法律に別段の定のある場合のほか、次の要件を備えなければならない。

一　営利を目的としないこと。
二　組合員又は会員（以下「組合員」と総称する。）が任意に加入し、又は脱退することができること。
三　組合員の議決権及び選挙権は、平等であること。
2　組合は、特定の組合員の利益のみを目的としてその事業を行つてはならない。
3　組合は、特定の政党のために利用してはならない。

（名称）

第八条　組合は、その名称中に、次の文字を用いなければならない。

一　商工組合にあつては、商工組合
二　商工組合連合会にあつては、商工組合連合会という文字を、その他の組合にあつては、その名称中に、商工組合、商工組合連合会又は商工組合連合会という文字に代えて、その組合員（商工組合連合会にあつては、会員たる商工組合の組合員）の資格として定款で定められる事業（以下「資格事業」という。）が工業、鉱業（土石採取業を含む。）又は建設業に属するときは工業組合又は工業組合連合会という文字を、その他の業種に属するときは商業組合又は商業組合連合会という文字を用いることができる。
2　組合は、前項の規定にかかわらず、その名称中に、商工組合、商工組合連合会又は商工組合連合会という文字に代えて、その組合員（商工組合連合会にあつては、会員たる商工組合の組合員）の資格として定款で定められる事業（以下「資格事業」という。）が工業、鉱業（土石採取業を含む。）又は建設業に属するときは工業組合又は工業組合連合会という文字を、その他の業種に属するときは商業組合又は商業組合連合会という文字を用いることができる。
3　組合以外の者は、その名称中に、商工組合、工業組合若しくは商業組合又は商工組合連合会、工業組合連合会若しくは商業組合連合会という文字を用いてはならない。
4　組合の名称については、商法（明治三十二年法律第四十八号）第十九条から第二十一条まで（商号）の規定を準用する。

（設立）

第九条　商工組合は、一定の地域において一定の種類の事業を営む中小企業者の競争が正常の程度をこえて行われているため、その中小企業者の事業活動に関する取引の円滑な運行が阻害され、その相当部分の経営が著しく不安定となつており、又はなるおそれがある場合に限り、設立することができるものとする。

第十条　商工組合の地区は、資格事業の種類の全部又は一部が同一である他の商工組合の地区と重複するものであつてはならない。ただし、市街地における一定の地域を地区とし、その地区内において小売業又はサービス業に属する事業を営む中小企業者のすべてが加入することができることとなつており、かつ、これらの事業を営む者以外の者が加入することができないこととなつている商工組合（以下「商店

街組合」という。）の地区と商店街組合以外の商工組合の地区とは、重複することを妨げない。

第十一条　商工組合の組合員たる資格を有する者は、その地区内において資格事業を営む中小企業者及び第九条に掲げる事態を克服するため必要がある場合において定款で定めたときは次に掲げる者とする。

一　その地区内において資格事業を営む者であつて、中小企業者以外のもの

二　事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合、商工組合、商工組合連合会、農業協同組合、農業協同組合連合会、水産業協同組合、森林組合又は森林組合連合会であつて、その地区内において資格事業を行うもの。ただし、その資格事業がこれらの団体の種類ごとに政令で定める業種に属する場合に限る。

第十二条　商工組合は、組合員たる資格を有する者の二分の一以上が組合員となるのでなければ、設立することができない。

2　中小企業者以外の者が加入することができる商工組合は、全国における事業活動の相当部分が中小企業者によつて行われている事業を資格事業とするものであり、その地区内における組合員たる資格を有する者の三分の二以上が中小企業者であり、かつ、総組合員の三分の二以上が中小企業者であるものでなければ、設立することができない。

（商工組合連合会の設立）

第十三条　商工組合連合会は、資格事業の種類の全部又は一部が同一である商工組合その他その行う第十七条第一項の事業の総合調整を行うのでなければ第九条に掲げる事態を克服することが困難であると認められる商工組合が、その同一である資格事業その他第十七条第一項の事業の総合調整を要する資格事業についてするのでなければ、設立することができない。

第十四条　商工組合連合会の地区は、全国とする。ただし、商業又はサービス業に属する事業を資格事業とするものの地区は、都道府県の区域によることができる。

第十五条　商工組合連合会の地区は、資格事業の種類の全部又は一部が同一である他の商工組合連合会の地区と重複するものであつてはならない。ただし、商店街組合をもつて組織する商工組合連合会の地区と商店街組合以外の商工組合をもつて組織する商工組合連合会の地区とは、重複することを妨げない。

第十六条　商工組合連合会は、会員たる資格を有する商工組合の三分の二以上が会員となるのでなければ、設立することができない。

第二節　事業

（商工組合の事業）

第十七条　商工組合は、次の事業の全部又は一部を行うものとする。

一　組合員が生産（加工を含む。以下この号において同じ。）をする資格事業に係る物の種類、生産、出荷その他の取扱の数量若しくは販売若しくは引渡の方法に関する制限、その物の生産の設備に関する制限又はその物の原材料の購買若しくは引取の数量若しくは方法に関する制限

二　前号に掲げる制限を実施した後において第九条に掲げる事態を克服することが著しく困難である場合におけるその物の販売価格若しくは加工賃の制限又はその物の原材料の購買価格の制限。ただし、前号に掲げる制限とともにする場合に限る。

三　組合員が販売をする資格事業に係る物の種類若しくは販売の数量若しくは方法に関する制限又はその物の購買の数量若しくは方法に関する制限

四　前号に掲げる制限を実施した後において第九条

に掲げる事態を克服することが著しく困難である場合におけるその物の販売価格又は購買価格の制限。ただし、前号に掲げる制限とともにする場合に限る。

五　組合員が提供をする資格事業に係る役務の種類又は提供の数量若しくは方法に関する制限

六　前号に掲げる制限を実施した後において第九条に掲げる事態を克服することが著しく困難である場合における役務の提供価格の制限。ただし、前号に掲げる制限とともにする場合に限る。

七　技術的理由により第一号、第三号又は第五号に掲げる制限を実施することが著しく困難である場合における資格事業に係る物若しくは役務の販売価格、加工賃若しくは提供価格の制限又はその物若しくはその物の原材料の購買価格の制限

八　前各号に掲げる制限に附帯する事業

2　商工組合は、前項の事業のほか、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

一　生産、加工、販売、購買、保管、運送、検査その他組合員の事業に関する共同施設

二　組合員に対する事業資金の貸付（手形の割引を含む。）及び組合員のためにするその借入

三　組合員の福利厚生に関する施設

四　組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供に関する施設

五　前各号の事業に附帯する事業

3　商工組合は、組合員の利用に支障がない場合に限り、組合員以外の者に前項の事業を利用させることができる。ただし、一事業年度における組合員以外の者の同項の事業の利用分量の総額は、その事業年度における組合員の同項の事業の利用分量の総額の百分の二十をこえてはならない。

4　商工組合は、その事業に関し組合員のためにする組合協約を締結することができる。

5　商工組合の事業については、協同組合法第九条の二第二項、第四項から第八項まで及び第九条の三から第九条の七まで（事業協同組合の事業）の規定を準用する。

（調整規程の認可）

第十八条　商工組合は、その実施しようとする前条第一項の事業（以下「調整事業」という。）に関し次の事項を定めた規程（以下「調整規程」という。）を設定し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一　前条第一項第一号から第七号までに掲げる制限の種類及び方法並びにその制限を行う期間

二　前号の制限を実施するための検査の方法

三　手数料又は過怠金に関する事項

第十九条　主務大臣は、前条の認可の申請に係る調整規程が次の各号に適合すると認めるときでなければ、同条の認可をしてはならない。

一　第九条に掲げる事態を克服するため必要な最少限度をこえないこと。

二　不当に差別的でないこと。

三　一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがないこと。

第二十条　主務大臣は、第十八条の認可の申請を受理した日から二月以内に、認可又は不認可の通知を発しなければならない。

2　前項の期間内に同項の通知が発せられなかつたときは、その期間が満了した日に、第十八条の認可があつたものとみなす。この場合には、商工組合は、主務大臣に対し、認可に関する証明をすべきことを請求することができる。

3　主務大臣が第十八条の認可の申請に関し商工組合

に報告を求め、又は関係行政機関に照会を発したときは、その日から主務大臣がその報告又は照会に対する回答を受理するまでの期間は、第一項の期間に算入しない。この場合において、主務大臣は、関係行政機関に照会を発したときは、遅滞なく、その旨をその商工組合に通知しなければならない。

（調整規程の変更命令及び認可の取消）

第二十一条 主務大臣は、調整規程の内容が第十九条各号に適合するものでなくなつたと認めるときは、その商工組合に対し、その調整規程を変更すべきことを命じ、又はその認可を取り消さなければならない。

（調整規程の廃止の届出）

第二十二条 商工組合は、調整規程を廃止したときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

（調整規程の設定等の議決）

第二十三条 調整規程の設定、変更及び廃止は、総会の議決を経なければならない。

2 前項の議決は、総組合員の二分の一以上が出席し、その議決権の三分の二以上の多数をもつてしなければならない。

3 調整規程の設定は、第一項の規定にかかわらず、創立総会の議決によつてすることができる。

（過怠金）

第二十四条 商工組合は、調整規程で定めるところにより、調整規程に違反した組合員に対し、過怠金を課することができる。

（監査員）

第二十五条 商工組合は、定款で定めるところにより、調整規程の実施に関する監査を行うため、監査員を置くことができる。

（従業員に対する配慮）

第二十六条 商工組合の組合員は、調整規程に従いその事業活動を制限するに当つては、その従業員に不利益を及ぼすことがないように努めなければならない。

第二十七条 商工組合の組合員は、調整規程の実施によりその従業員が離職するに至つた場合においては、その後の従業員の雇入についてその離職した者に優先権を与えるように努めなければならない。

（組合協約の認可）

第二十八条 商工組合がその行う調整事業に関し組合員たる資格を有する者と締結する第十七条第四項の組合協約は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 主務大臣は、前項の認可の申請に係る組合協約又はその変更が次の各号に適合すると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。

一 第九条に掲げる事態を克服するため必要な最少限度をこえないこと。

二 一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがないこと。

三 その組合協約又はその変更後の組合協約の定によりその相手方が遵守すべきこととなる事項が組合員が調整規程の定により遵守すべき事項と同一であること。

3 第一項の組合協約については、第二十条から第二十二条までの規定を準用する。この場合において、第二十一条中「第十九条各号」とあるのは、「第二十八条第二項各号」と読み替えるものとする。

（組合交渉の応諾）

第二十九条 次の各号の一に該当する者は、商工組合の代表者（その商工組合が会員となつている商工組合連合会の代表者を含む。）が、政令で定めるところにより、調整規程又はその変更について主務大臣の承認を得なければならない。

により、調整規程又はその案を示してその調整規程による調整事業に関し第十七条第四項の組合協約を締結するため交渉をしたい旨を申し出たときは、正当な理由がない限りその交渉に応じなければならない。

一 商工組合の組合員と資格事業に関し取引関係のある事業者であつて、中小企業者以外のもの

二 商工組合の組合員と資格事業に関し取引関係のある事業者をもつて組織する第十一条第二号に掲げる団体又は輸出組合若しくは輸入組合

三 商工組合の組合員たる資格を有する者であつて、中小企業者以外のもの

四 地区内において資格事業を行う事業者（農業協同組合、水産業協同組合、消費生活協同組合及びこれらに類するもので政令で定めるもの並びに資格事業を営む者を除く。）であつて、商工組合の組合員たる資格を有しないもの（政令で定める者に限る。）

2 商工組合の代表者は、調整規程が設定又は変更される前にその案に係る調整事業に関し、前項の規定による申出をしようとするときは、その申出に係る組合協約の内容及びその申出の相手方につき総会の承認を得なければならない。

（勧告）

第三十条 主務大臣は、前条第一項の規定による申出が行われた場合において、その商工組合の組合員たる中小企業者の経営の安定のため特に必要があると認めるときは、その商工組合又はその交渉の相手方に対し、組合協約の締結に関し必要な勧告をすることができる。

（商工組合連合会の事業）

第三十一条 商工組合連合会は、会員たる商工組合が行う調整事業の全部又は一部についての総合調整及びこれに附帯する事業を行うものとする。

（総合調整規程の認可）

第三十二条 商工組合連合会は、その実施しようとする前条の事業に関し次の事項を定めた規程（以下「総合調整規程」という。）を設定し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一 会員たる商工組合が行う第十七条第一項第一号から第七号までに掲げる制限の種類及び方法並びにその制限を行う期間の総合調整

二 前号の制限を実施するための検査の方法の総合調整

三 手数料及び過怠金に関する事項の総合調整

（準用）

第三十三条 商工組合連合会の事業については、第十七条第二項から第五項まで、第十九条から第二十五条まで及び第二十八条から第三十条までの規定を準用する。この場合において、第十七条第二項第一号、第三号及び第四号、第三項並びに第四項中「組合員」とあるのは「会員たる商工組合及びその組合員」と、第二十八条第一項及び第二項第二号中「組合員」とあるのは「会員たる商工組合の組合員」と、第二十九条第一項及び第三十条中「商工組合の組合員」とあるのは「商工組合連合会の会員たる商工組合の組合員」と読み替えるものとする。

第三節 組合員

（出資）

第三十四条 第十七条第二項（前条において準用する場合を含む。）の事業を行う組合は、定款で定めるところにより、組合員に出資をさせることができる。

2 組合員たる商工組合が行う第十七条第一項第一号から第七号までに掲げる制限の種類及び方法並びにその制限を行う期間の総合調整

一 会員たる商工組合が行う第十七条第一項第一号から第七号までに掲げる制限の種類及び方法並びにその制限を行う期間の総合調整

二 前号の制限を実施するための検査の方法の総合調整

他やむを得ない理由がある者であつて、組合の承諾を得たものは、この限りでない。

3　出資組合の組合員の責任は、第四十条において準用する協同組合法第十二条第一項の規定による経費の負担のほか、その出資額を限度とする。

4　出資については、協同組合法第十条第二項、第三項及び第五項（出資一口の金額等）の規定を準用する。

（非出資組合の組合員の責任）

第三十五条　出資組合以外の組合（以下「非出資組合」という。）の組合員の責任は、第四十条において準用する協同組合法第十二条第一項の規定による経費の負担を限度とする。

（議決権及び選挙権）

第三十六条　組合員は、各々一個の議決権及び役員又は総代の選挙権を有する。ただし、商工組合連合会の会員に対しては、その組合員の数に応じて、政令で定める基準に従い、定款で定めるところにより、二個以上の議決権又は選挙権を与えることができる。

2　議決権及び選挙権については、協同組合法第十一条第二項から第五項まで（議決権等の行使）の規定を準用する。

（加入）

第三十七条　出資組合に加入しようとする者は、定款で定めるところにより加入につき組合の承諾を得て、引受出資口数に応ずる金額の払込及び組合が加入金を徴収することを定めた場合にはその支払を了した時又は組合員の持分の全部若しくは一部を承継した時（第三十四条第二項ただし書の承諾を得た者にあつては、定款で定めるところにより加入につき組合の承諾を得た時）に組合員となる。

2　非出資組合に加入しようとする者は、定款で定めるところにより加入につき組合の承諾を得た時に組合員となる。

（脱退）

第三十八条　非出資組合の組合員は、三十日前までに予告して脱退することができる。

2　前項の予告期間は、定款で延長することができる。ただし、その期間は、九十日をこえてはならない。

3　組合員の脱退については、協同組合法第十九条（法定脱退）の規定を、出資組合の組合員の脱退については、協同組合法第十八条（自由脱退）及び第二十条から第二十二条まで（持分の払戻）の規定を準用する。

（持分の払戻の特例）

第三十九条　出資組合の組合員が第三十四条第二項ただし書の承諾を得た場合については、協同組合法第二十条から第二十二条まで（持分の払戻）の規定を準用する。

（準用）

第四十条　組合員については、協同組合法第十二条（経費の賦課）、第十三条（使用料及び手数料）及び第十四条（加入の自由）の規定を、出資組合の組合員については、同法第十六条（相続による加入）、第十七条（持分の譲渡）及び第二十三条（出資口数の減少）の規定を準用する。

第四節　設立、管理、解散及び清算

（発起人）

第四十一条　商工組合を設立するには、その組合員になろうとする四人以上の中小企業者が、商工組合連合会を設立するには、その会員になろうとする二以上の商工組合が発起人となることを要する。

（設立の認可）

第四十二条　発起人は、創立総会の終了後遅滞なく、

定款並びに事業計画、役員の氏名及び住所その他必要な事項を記載した書面を主務大臣に提出して、設立の認可を受けなければならない。

2　主務大臣は、前項の認可の申請が次の各号（商工組合連合会にあつては、第一号を除く。）に適合していると認めるときは、認可をしなければならない。

一　資格事業について第九条に掲げる事態が生じていること。

二　商工組合にあつては第十二条の、商工組合連合会にあつては第十六条の要件を備えていること。

三　設立の手続又は定款若しくは事業計画の内容が法令に違反していないこと。

四　地区、資格事業の種類その他の構成がその事業を行うのに適当であること。

五　第十七条第二項（第三十三条において準用する場合を含む。）の事業を行う組合にあつては、その事業を行うために必要な経営的基礎を有すること。

3　主務大臣は、前項第一号に適合しているかどうかについて中小企業安定審議会に諮問して定める判定の基準に従わなければならない。

4　第一項の認可については、第二十条の規定を準用する。

（定款）

第四十三条　組合の定款には、次の事項（非出資組合にあつては、第七号、第九号及び第十号の事項を除く。）を記載しなければならない。

一　事業

二　名称

三　地区

四　事務所の所在地

五　組合員たる資格に関する規定

六　組合員の加入及び脱退に関する規定

七　出資一口の金額及びその払込の方法

八　経費の分担に関する規定

九　剰余金の処分及び損失の処理に関する規定

十　準備金の額及びその積立の方法

十一　役員の定数及びその選挙に関する規定

十二　事業年度

十三　公告の方法

2　組合の定款には、前項の事項のほか、組合の存立時期又は解散の原因を定めたときは、その時期又はその原因を記載しなければならない。

3　出資組合の定款には、前二項の事項のほか、現物出資をする者を定めたときはその者の氏名、出資の目的たる財産及びその価格並びにこれに対して与える出資口数を、組合の成立後に譲り受けることを約した財産があるときはその財産、その価格及び譲渡人の氏名を記載しなければならない。

（規約）

第四十四条　次の事項は、定款で定めなければならない事項を除いて、規約で定めることができる。

一　総会又は総代会に関する規定

二　業務の執行及び会計に関する規定

三　役員に関する規定

四　組合員に関する規定

五　その他必要な事項

（移行）

第四十五条　非出資組合であつて、第十七条第二項（第三十三条において準用する場合を含む。）の事業を行うものは、定款を変更して、出資組合に移行することができる。

2　理事は、前項の規定による出資組合への移行に関する定款の変更につき第四十七条第二項において準用する協同組合法第五十一条第二項の認可があつたときは、遅滞なく、出資の第一回の払込をさせなけ

第四十七条　組合の設立については、協同組合法第二十七条（創立総会）、第二十八条（理事への事務引継）及び第三十条から第三十二条まで（成立の時期等）の規定を、出資組合の設立については、同法第二十九条第一項から第三項まで（出資の第一回の払込）の規定を準用する。この場合において、同法第三十一条中「行政庁」とあるのは、「主務大臣」と読み替えるものとする。

2　組合の管理については、協同組合法第三十五条から第五十五条まで（役員、総会、総代会等）の規定を、出資組合の管理については、同法第五十六条、第五十七条（出資一口の金額の減少）、第五十八条第一項から第三項まで（準備金及び繰越金）、第五十九条第一項及び第二項、第六十条（剰余金の配当）並びに第六十一条（組合の持分取得の禁止）の規定を準用する。この場合において、同法第三十五条の二、第四十八条及び第五十一条第二項中「行政庁」とあるのは、「主務大臣」と、同法第三十九条第一項中「規約」とあるのは「主務大臣」と、同法第五十六条、第五十七条の二及び第六十五条第一項中「規約」とあるのは「規約、調整規程又は総合調整規程」と、同法第四十条の二及び第六十五条第一項中「総組合員の十分の一以上」とあるのは「総組合員の十分の一以上（商工組合連合会にあつては、議決権の総数の十分の一以上に当る議決権を有する会員）」と、同法第四十一条第一項、第四十七条第二項及び第四十八条中「総組合員の五分の一以上」とあるのは「総組合員の五分の一以上（商工組合連合会にあつては、議決権の総数の五分の一以上に当る議決権を有する会員）」と、同法第四十一条第一項中「出席者の過半数」とあるのは「出席した会員の議決権の過半数の議決権を有する会員）」と、同条第二項ただし書中「規約」とあるのは「規約若しくは調整規程若しくは総合調整規程」と、同法第五十一条第三項中「第二十七条の二第四項から第六項まで」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十二条第二項」と、同法第五十三条中「総組合員の半数以上」とあるのは「総組合員の半数以上（商工組合連合会にあつては、議決権の総数の半数以上に当る議決権を有する会員）」と読み替えるものとする。

3　組合の解散及び清算については、協同組合法第六十二条第一項及び第二項、第六十三条第一項、第三項及び第四項、第六十四条から第六十六条まで、第六十八条第一項並びに第六十九条（解散及び清算）の規定を、出資組合の合併については、同法第六十

三条第二項（合併の手続）の規定を準用する。この場合において、同法第六十二条第一項第五号中「第百六条第二項」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第六十九条第一項から第三項まで」と、同条第二項及び同法第六十三条第三項中「行政庁」とあるのは「主務大臣」と、同条第四項中「第二十七条の二第四項から第六項まで」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十二条第二項」と、同法第六十九条中「総組合員ノ五分ノ一以上」とあるのは「総組合員ノ五分ノ一以上（商工組合連合会ニ在リテハ議決権ノ総数ノ五分ノ一以上ニ当ル議決権ヲ有スル会員）」と読み替えるものとする。

第五節　登記

（設立の登記）

第四十八条　組合は、第四十二条第一項の設立の認可（出資組合にあつては、前条第一項において準用する協同組合法第二十九条第一項から第三項までの規定による出資の払込）があつた日から二週間以内に、主たる事務所の所在地において設立の登記をしなければならない。

2　組合の設立の登記には、次の事項（非出資組合にあつては、第五号の事項を除く。）を掲げなければならない。

一　事業
二　名称
三　地区
四　事務所
五　出資一口の金額及びその払込の方法並びに出資の総口数及び払込済出資総額
六　存立時期又は解散の原因を定めたときは、その時期又は原因
七　役員の氏名及び住所
八　組合を代表すべき理事の氏名
九　数人の理事が共同して組合を代表すべきことを定めたときは、その規定
十　公告の方法

3　組合は、設立の登記をした後二週間以内に、従たる事務所の所在地において、前項の事項を登記しなければならない。

（移行の登記）

第四十九条　非出資組合は、第四十五条第二項に規定する出資の第一回の払込があつた日から、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、出資組合への移行に関する定款の変更の登記をしなければならない。

（設立の登記の申請）

第五十条　出資組合は、第四十六条第一項の規定による非出資組合への移行に関する定款の変更につき第四十七条第二項において準用する協同組合法第五十一条第二項の認可があつた日から、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、非出資組合への移行に関する定款の変更の登記をしなければならない。

（設立の登記の申請）

第五十一条　組合の設立の登記は、役員の全員の申請によつてする。

2　前項の登記の申請書には、定款及び役員たることを証する書面並びに出資組合にあつては出資の総口数及び第四十七条第一項において準用する協同組合法第二十九条第一項から第三項までの規定による出資の払込があつたことを証する書面を添附しなければならない。

3　合併による出資組合の設立の登記の申請書には、前項の書面のほか、第四十七条第三項において準用する協同組合法第六十三条第二項において準用する

同法第五十六条第二項の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときはこれに対し弁済し若しくは担保を供し又は財産を信託したことを証する書面を添附しなければならない。

（移行の登記の申請）

第五十二条 第四十九条の規定による登記は、代表理事の申請によつてする。

2 前項の登記の申請書には、移行を証する書面並びに出資の総口数及び第四十五条第二項に規定する出資の第一回の払込があつたことを証する書面を添附しなければならない。

第五十三条 第五十条の規定による登記は、代表理事の申請によつてする。

2 前項の登記の申請書には、移行を証する書面並びに第四十六条第二項において準用する協同組合法第五十六条第二項の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときはこれに対し弁済し若しくは担保を供し又は財産を信託したことを証する書面を添附しなければならない。

（準用）

第五十四条 組合の登記については、協同組合法第八十四条、第八十五条、第八十六条第一項、第八十七条から第九十二条まで、第九十四条、第九十五条第一項及び第二項並びに第九十六条から第百三条までに対し弁済し若しくは担保を供し又は財産を信託したことを証する書面を添附しなければならない。

（移行の登記の申請）

第五十二条 第四十九条の規定による登記は、代表理事の申請によつてする。

2 前項の登記の申請書には、移行を証する書面並びに出資の総口数及び第四十五条第二項に規定する出資の第一回の払込があつたことを証する書面を添附しなければならない。

第五十三条 第五十条の規定による登記は、代表理事の申請によつてする。

2 前項の登記の申請書には、移行を証する書面並びに第四十六条第二項において準用する協同組合法第五十六条第二項の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときはこれに対し弁済し若しくは担保を供し又は財産を信託したことを証する書面を添附しなければならない。

（準用）

第五十四条 組合の登記については、協同組合法第八十四条、第八十五条、第八十六条第一項、第八十七条から第九十二条まで、第九十四条、第九十五条第一項及び第二項並びに第九十六条から第百三条までの規定を、出資組合の登記については、同法第八十六条第二項及び第九十五条第三項（変更の登記等）の規定を準用する。この場合において、同法第八十四条第一項中「前条第二項」とあり、同法第八十五条第一項、第八十六条第一項、第八十九条第二項及び第九十五条第一項中「第八十三条第二項」とあり、同法第八十五条第一項中「同条第二項」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項」と、同法第八十六条第二項中「第八十三条第二項第五号」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項第五号」と、同法第九十二条第二項中「事業協同組合登記簿、事業協同小組合登記簿、火災共済協同組合登記簿、信用協同組合登記簿、中小企業等協同組合連合会登記簿、企業組合登記簿及び中小企業団体中央会登記簿」とあるのは「商工組合登記簿及び商工組合連合会登記簿」と、同法第九十四条中「第八十三条第二項」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項」と、同法第九十七条第三項中「第八十三条第二項第五号」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項第五号」と、同法第九十七条第四項中「第八十三条第二項」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項」と、同法第九十八条第一項中「第八十三条第二項第五号」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項第五号」と、同法第九十八条第二項中「第八十三条第二項」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項」と、同法第九十八条第三項中「第八十三条第二項第五号」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項第五号」と、同法第九十八条第四項中「第八十三条第二項」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項」と、同法第九十九条第一項中「第八十三条第二項第五号」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項第五号」と、同法第九十九条第二項中「第八十三条第二項」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項」と、同法第百条第一項中「第八十三条第二項第五号」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項第五号」と、同法第百条第二項中「第八十三条第二項」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項」と、同法第百条第三項中「第八十三条第二項第五号」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項第五号」と、同法第百条第四項中「第八十三条第二項」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項」と、同法第百三条第一項中「第八十三条第二項第五号」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項第五号」と、同法第百三条第二項中「第八十三条第二項」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項」と、同法第百三条第三項中「第八十三条第二項第五号」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項第五号」と、同法第百三条第四項中「第八十三条第二項」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項」と、同法第百三条第五項中「第八十三条第二項第五号」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項第五号」と、同法第百三条第六項中「第八十三条第二項」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項」と、同法第百三条第七項中「第八十三条第二項第五号」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項第五号」と、同法第百三条第八項中「第八十三条第二項」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項」と、同法第百三条第九項中「第八十三条第二項第五号」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項第五号」と、同法第百三条第十項中「第八十三条第二項」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項」と、同法第百三条第十一項中「第八十三条第二項第五号」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項第五号」と、同法第百三条第十二項中「第八十三条第二項」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項」と、同法第百三条第十三項中「第八十三条第二項第五号」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項第五号」と、同法第百三条第十四項中「第八十三条第二項」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項」と、同法第百三条第十五項中「第八十三条第二項第五号」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項第五号」と、同法第百三条第十六項中「第八十三条第二項」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項」と、同法第百三条第十七項中「第八十三条第二項第五号」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項第五号」と、同法第百三条第十八項中「第八十三条第二項」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項」と、同法第百三条第十九項中「第八十三条第二項第五号」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項第五号」と、同法第百三条第二十項中「第八十三条第二項」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項」と、同法第百三条第二十一項中「第八十三条第二項第五号」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項第五号」と、同法第百三条第二十二項中「第八十三条第二項」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項」と、同法第百三条第二十三項中「第八十三条第二項第五号」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項第五号」と、同法第百三条第二十四項中「第八十三条第二項」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項」と、同法第百三条第二十五項中「第八十三条第二項第五号」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項第五号」と、同法第百三条第二十六項中「第八十三条第二項」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項」と、同法第百三条第二十七項中「第八十三条第二項第五号」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項第五号」と、同法第百三条第二十八項中「第八十三条第二項」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項」と、同法第百三条第二十九項中「第八十三条第二項第五号」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項第五号」と、同法第百三条第三十項中「第八十三条第二項」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項」と、同法第百三条第三十一項中「第八十三条第二項第五号」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項第五号」と、同法第百三条第三十二項中「第八十三条第二項」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項」と、同法第百三条第三十三項中「第八十三条第二項第五号」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項第五号」と、同法第百三条第三十四項中「第八十三条第二項」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項」と、同法第百三条第三十五項中「第八十三条第二項第五号」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項第五号」と、同法第百三条第三十六項中「第八十三条第二項」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項」と、同法第百三条第三十七項中「第八十三条第二項第五号」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項第五号」と、同法第百三条第三十八項中「第八十三条第二項」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項」と、同法第百三条第三十九項中「第八十三条第二項第五号」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項第五号」と、同法第百三条第四十項中「第八十三条第二項」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項」と、同法第百三条第四十一項中「第八十三条第二項第五号」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項第五号」と、同法第百三条第四十二項中「第八十三条第二項」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項」と、同法第百三条第四十三項中「第八十三条第二項第五号」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項第五号」と、同法第百三条第四十四項中「第八十三条第二項」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項」と、同法第百三条第四十五項中「第八十三条第二項第五号」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項第五号」と、同法第百三条第四十六項中「第八十三条第二項」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項」と、同法第百三条第四十七項中「第八十三条第二項第五号」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項第五号」と、同法第百三条第四十八項中「第八十三条第二項」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項」と、同法第百三条第四十九項中「第八十三条第二項第五号」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項第五号」と、同法第百三条第五十項中「第八十三条第二項」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項」と、同法第百三条第五十一項中「第八十三条第二項第五号」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項第五号」と、同法第百三条第五十二項中「第八十三条第二項」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項」と、同法第百三条第五十三項中「第八十三条第二項第五号」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項第五号」と、同法第百三条第五十四項中「第八十三条第二項」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項」と、同法第百三条第五十五項中「第八十三条第二項第五号」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項第五号」と、同法第百三条第五十六項中「第八十三条第二項」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項」と、同法第百三条第五十七項中「第八十三条第二項第五号」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項第五号」と、同法第百三条第五十八項中「第八十三条第二項」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項」と、同法第百三条第五十九項中「第八十三条第二項第五号」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項第五号」と、同法第百三条第六十項中「第八十三条第二項」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項」と、同法第百三条第六十一項中「第八十三条第二項第五号」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項第五号」と、同法第百三条第六十二項中「第八十三条第二項」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項」と、同法第百三条第六十三項中「第八十三条第二項第五号」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項第五号」と、同法第百三条第六十四項中「第八十三条第二項」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項」と、同法第百三条第六十五項中「第八十三条第二項第五号」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項第五号」と、同法第百三条第六十六項中「第八十三条第二項」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項」と、同法第百三条第六十七項中「第八十三条第二項第五号」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項第五号」と、同法第百三条第六十八項中「第八十三条第二項」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項」と、同法第百三条第六十九項中「第八十三条第二項第五号」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項第五号」と、同法第百三条第七十項中「第八十三条第二項」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項」と、同法第百三条第七十一項中「第八十三条第二項第五号」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項第五号」と、同法第百三条第七十二項中「第八十三条第二項」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項」と、同法第百三条第七十三項中「第八十三条第二項第五号」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項第五号」と、同法第百三条第七十四項中「第八十三条第二項」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項」と、同法第百三条第七十五項中「第八十三条第二項第五号」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項第五号」と、同法第百三条第七十六項中「第八十三条第二項」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項」と、同法第百三条第七十七項中「第八十三条第二項第五号」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項第五号」と、同法第百三条第七十八項中「第八十三条第二項」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項」と、同法第百三条第七十九項中「第八十三条第二項第五号」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項第五号」と、同法第百三条第八十項中「第八十三条第二項」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項」と、同法第百三条第八十一項中「第八十三条第二項第五号」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項第五号」と、同法第百三条第八十二項中「第八十三条第二項」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項」と、同法第百三条第八十三項中「第八十三条第二項第五号」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項第五号」と、同法第百三条第八十四項中「第八十三条第二項」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項」と、同法第百三条第八十五項中「第八十三条第二項第五号」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項第五号」と、同法第百三条第八十六項中「第八十三条第二項」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項」と、同法第百三条第八十七項中「第八十三条第二項第五号」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項第五号」と、同法第百三条第八十八項中「第八十三条第二項」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項」と、同法第百三条第八十九項中「第八十三条第二項第五号」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項第五号」と、同法第百三条第九十項中「第八十三条第二項」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項」と、同法第百三条第九十一項中「第八十三条第二項第五号」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項第五号」と、同法第百三条第九十二項中「第八十三条第二項」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項」と、同法第百三条第九十三項中「第八十三条第二項第五号」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項第五号」と、同法第百三条第九十四項中「第八十三条第二項」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項」と、同法第百三条第九十五項中「第八十三条第二項第五号」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項第五号」と、同法第百三条第九十六項中「第八十三条第二項」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項」と、同法第百三条第九十七項中「第八十三条第二項第五号」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項第五号」と、同法第百三条第九十八項中「第八十三条第二項」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項」と、同法第百三条第九十九項中「第八十三条第二項第五号」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項第五号」と、同法第百三条第百項中「第八十三条第二項」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項」と、同法第百三条第百一項中「第八十三条第二項第五号」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項第五号」と、同法第百三条第百二項中「第八十三条第二項」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項」と、同法第百三条第百三項中「第八十三条第二項第五号」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項第五号」と、同法第百三条第百四項中「第八十三条第二項」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項」と、同法第百三条第百五項中「第八十三条第二項第五号」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項第五号」と、同法第百三条第百六項中「第八十三条第二項」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項」と、同法第百三条第百七項中「第八十三条第二項第五号」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項第五号」と、同法第百三条第百八項中「第八十三条第二項」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項」と、同法第百三条第百九項中「第八十三条第二項第五号」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項第五号」と、同法第百三条第百十項中「第八十三条第二項」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項」と、同法第百三条第百十一項中「第八十三条第二項第五号」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項第五号」と、同法第百三条第百十二項中「第八十三条第二項」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項」と、同法第百三条第百十三項中「第八十三条第二項第五号」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項第五号」と、同法第百三条第百十四項中「第八十三条第二項」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項」と、同法第百三条第百十五項中「第八十三条第二項第五号」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項第五号」と、同法第百三条第百十六項中「第八十三条第二項」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項」と、同法第百三条第百十七項中「第八十三条第二項第五号」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項第五号」と、同法第百三条第百十八項中「第八十三条第二項」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項」と、同法第百三条第百十九項中「第八十三条第二項第五号」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項第五号」と、同法第百三条第百二十項中「第八十三条第二項」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項」と、同法第百三条第百二十一項中「第八十三条第二項第五号」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項第五号」と、同法第百三条第百二十二項中「第八十三条第二項」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項」と、同法第百三条第百二十三項中「第八十三条第二項第五号」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項第五号」と、同法第百三条第百二十四項中「第八十三条第二項」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項」と、同法第百三条第百二十五項中「第八十三条第二項第五号」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項第五号」と、同法第百三条第百二十六項中「第八十三条第二項」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項」と、同法第百三条第百二十七項中「第八十三条第二項第五号」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項第五号」と、同法第百三条第百二十八項中「第八十三条第二項」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項」と、同法第百三条第百二十九項中「第八十三条第二項第五号」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項第五号」と、同法第百三条第百三十項中「第八十三条第二項」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項」と、同法第百三条第百三十一項中「第八十三条第二項第五号」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項第五号」と、同法第百三条第百三十二項中「第八十三条第二項」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項」と、同法第百三条第百三十三項中「第八十三条第二項第五号」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項第五号」と、同法第百三条第百三十四項中「第八十三条第二項」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項」と、同法第百三条第百三十五項中「第八十三条第二項第五号」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項第五号」と、同法第百三条第百三十六項中「第八十三条第二項」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項」と、同法第百三条第百三十七項中「第八十三条第二項第五号」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項第五号」と、同法第百三条第百三十八項中「第八十三条第二項」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項」と、同法第百三条第百三十九項中「第八十三条第二項第五号」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項第五号」と、同法第百三条第百四十項中「第八十三条第二項」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項」と、同法第百三条第百四十一項中「第八十三条第二項第五号」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項第五号」と、同法第百三条第百四十二項中「第八十三条第二項」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項」と、同法第百三条第百四十三項中「第八十三条第二項第五号」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項第五号」と、同法第百三条第百四十四項中「第八十三条第二項」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項」と、同法第百三条第百四十五項中「第八十三条第二項第五号」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項第五号」と、同法第百三条第百四十六項中「第八十三条第二項」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項」と、同法第百三条第百四十七項中「第八十三条第二項第五号」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項第五号」と、同法第百三条第百四十八項中「第八十三条第二項」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項」と、同法第百三条第百四十九項中「第八十三条第二項第五号」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項第五号」と、同法第百三条第百五十項中「第八十三条第二項」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項」と、同法第百三条第百五十一項中「第八十三条第二項第五号」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項第五号」と、同法第百三条第百五十二項中「第八十三条第二項」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項」と、同法第百三条第百五十三項中「第八十三条第二項第五号」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項第五号」と、同法第百三条第百五十四項中「第八十三条第二項」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項」と、同法第百三条第百五十五項中「第八十三条第二項第五号」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項第五号」と、同法第百三条第百五十六項中「第八十三条第二項」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項」と、同法第百三条第百五十七項中「第八十三条第二項第五号」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項第五号」と、同法第百三条第百五十八項中「第八十三条第二項」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項」と、同法第百三条第百五十九項中「第八十三条第二項第五号」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項第五号」と、同法第百三条第百六十項中「第八十三条第二項」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項」と、同法第百三条第百六十一項中「第八十三条第二項第五号」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項第五号」と、同法第百三条第百六十二項中「第八十三条第二項」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項」と、同法第百三条第百六十三項中「第八十三条第二項第五号」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項第五号」と、同法第百三条第百六十四項中「第八十三条第二項」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項」と、同法第百三条第百六十五項中「第八十三条第二項第五号」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項第五号」と、同法第百三条第百六十六項中「第八十三条第二項」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項」と、同法第百三条第百六十七項中「第八十三条第二項第五号」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項第五号」と、同法第百三条第百六十八項中「第八十三条第二項」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項」と、同法第百三条第百六十九項中「第八十三条第二項第五号」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項第五号」と、同法第百三条第百七十項中「第八十三条第二項」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項」と、同法第百三条第百七十一項中「第八十三条第二項第五号」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項第五号」と、同法第百三条第百七十二項中「第八十三条第二項」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項」と、同法第百三条第百七十三項中「第八十三条第二項第五号」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項第五号」と、同法第百三条第百七十四項中「第八十三条第二項」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項」と、同法第百三条第百七十五項中「第八十三条第二項第五号」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項第五号」と、同法第百三条第百七十六項中「第八十三条第二項」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項」と、同法第百三条第百七十七項中「第八十三条第二項第五号」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項第五号」と、同法第百三条第百七十八項中「第八十三条第二項」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項」と、同法第百三条第百七十九項中「第八十三条第二項第五号」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項第五号」と、同法第百三条第百八十項中「第八十三条第二項」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項」と、同法第百三条第百八十一項中「第八十三条第二項第五号」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項第五号」と、同法第百三条第百八十二項中「第八十三条第二項」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項」と、同法第百三条第百八十三項中「第八十三条第二項第五号」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項第五号」と、同法第百三条第百八十四項中「第八十三条第二項」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項」と、同法第百三条第百八十五項中「第八十三条第二項第五号」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項第五号」と、同法第百三条第百八十六項中「第八十三条第二項」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項」と、同法第百三条第百八十七項中「第八十三条第二項第五号」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項第五号」と、同法第百三条第百八十八項中「第八十三条第二項」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項」と、同法第百三条第百八十九項中「第八十三条第二項第五号」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項第五号」と、同法第百三条第百九十項中「第八十三条第二項」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項」と、同法第百三条第百九十一項中「第八十三条第二項第五号」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項第五号」と、同法第百三条第百九十二項中「第八十三条第二項」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項」と、同法第百三条第百九十三項中「第八十三条第二項第五号」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項第五号」と、同法第百三条第百九十四項中「第八十三条第二項」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項」と、同法第百三条第百九十五項中「第八十三条第二項第五号」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項第五号」と、同法第百三条第百九十六項中「第八十三条第二項」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項」と、同法第百三条第百九十七項中「第八十三条第二項第五号」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項第五号」と、同法第百三条第百九十八項中「第八十三条第二項」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項」と、同法第百三条第百九十九項中「第八十三条第二項第五号」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項第五号」と、同法第百三条第二百項中「第八十三条第二項」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項」と、同法第百三条第二百一項中「第八十三条第二項第五号」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項第五号」と、同法第百三条第二百二項中「第八十三条第二項」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項」と、同法第百三条第二百三項中「第八十三条第二項第五号」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項第五号」と、同法第百三条第二百四項中「第八十三条第二項」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項」と、同法第百三条第二百五項中「第八十三条第二項第五号」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項第五号」と、同法第百三条第二百六項中「第八十三条第二項」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項」と、同法第百三条第二百七項中「第八十三条第二項第五号」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項第五号」と、同法第百三条第二百八項中「第八十三条第二項」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項」と、同法第百三条第二百九項中「第八十三条第二項第五号」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項第五号」と、同法第百三条第二百十項中「第八十三条第二項」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項」と、同法第百三条第二百十一項中「第八十三条第二項第五号」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項第五号」と、同法第百三条第二百十二項中「第八十三条第二項」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項」と、同法第百三条第二百十三項中「第八十三条第二項第五号」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項第五号」と、同法第百三条第二百十四項中「第八十三条第二項」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項」と、同法第百三条第二百十五項中「第八十三条第二項第五号」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項第五号」と、同法第百三条第二百十六項中「第八十三条第二項」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項」と、同法第百三条第二百十七項中「第八十三条第二項第五号」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項第五号」と、同法第百三条第二百十八項中「第八十三条第二項」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項」と、同法第百三条第二百十九項中「第八十三条第二項第五号」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項第五号」と、同法第百三条第二百二十項中「第八十三条第二項」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項」と、同法第百三条第二百二十一項中「第八十三条第二項第五号」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項第五号」と、同法第百三条第二百二十二項中「第八十三条第二項」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項」と、同法第百三条第二百二十三項中「第八十三条第二項第五号」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項第五号」と、同法第百三条第二百二十四項中「第八十三条第二項」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項」と、同法第百三条第二百二十五項中「第八十三条第二項第五号」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項第五号」と、同法第百三条第二百二十六項中「第八十三条第二項」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項」と、同法第百三条第二百二十七項中「第八十三条第二項第五号」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項第五号」と、同法第百三条第二百二十八項中「第八十三条第二項」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項」と、同法第百三条第二百二十九項中「第八十三条第二項第五号」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項第五号」と、同法第百三条第二百三十項中「第八十三条第二項」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項」と、同法第百三条第二百三十一項中「第八十三条第二項第五号」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項第五号」と、同法第百三条第二百三十二項中「第八十三条第二項」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項」と、同法第百三条第二百三十三項中「第八十三条第二項第五号」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項第五号」と、同法第百三条第二百三十四項中「第八十三条第二項」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項」と、同法第百三条第二百三十五項中「第八十三条第二項第五号」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項第五号」と、同法第百三条第二百三十六項中「第八十三条第二項」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項」と、同法第百三条第二百三十七項中「第八十三条第二項第五号」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項第五号」と、同法第百三条第二百三十八項中「第八十三条第二項」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項」と、同法第百三条第二百三十九項中「第八十三条第二項第五号」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項第五号」と、同法第百三条第二百四十項中「第八十三条第二項」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項」と、同法第百三条第二百四十一項中「第八十三条第二項第五号」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項第五号」と、同法第百三条第二百四十二項中「第八十三条第二項」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項」と、同法第百三条第二百四十三項中「第八十三条第二項第五号」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項第五号」と、同法第百三条第二百四十四項中「第八十三条第二項」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項」と、同法第百三条第二百四十五項中「第八十三条第二項第五号」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項第五号」と、同法第百三条第二百四十六項中「第八十三条第二項」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項」と、同法第百三条第二百四十七項中「第八十三条第二項第五号」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項第五号」と、同法第百三条第二百四十八項中「第八十三条第二項」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項」と、同法第百三条第二百四十九項中「第八十三条第二項第五号」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項第五号」と、同法第百三条第二百五十項中「第八十三条

小企業者の経営の安定に重大な悪影響を及ぼし、国民経済の健全な発展に著しい支障を生ずるおそれがあると認められるときは、政令で定めるところにより、その総合調整規程の内容を参酌して、その資格事業に係る第十七条第一項第一号から第七号までに掲げる制限を定め、その地区内において資格事業を営む者及びその地区内において資格事業を行う第十一条第二号に掲げる団体に対し、これに従うべきことを命ずることができる。

一　会員たる商工組合のすべてが前条第一号の要件を備えていること。

二　その地区内において資格事業を営む者及びその会員たる商工組合の組合員以外のもの（その会員たる商工組合の地区内の中小企業者を除く。）若しくはその地区内において資格事業を行う第十一条第二号に掲げる団体であつてその会員たる商工組合の組合員以外のものの事業活動がその地区の全部若しくは大部分について第九条に掲げる事態の克服を阻害しており、又はその商工組合連合会の会員たる商工組合の全部若しくは大部分が組合員たる資格を有する者の事業活動を自主的に調整することによつては同条に掲げる事態を克服することができず、若しくはその方法によることがその事態を克服するのに適当でないと認められる場合において、このような状態が継続することは、資格事業を営む中小企業者の経営の安定に重大な悪影響を及ぼし、国民経済の健全な発展に著しい支障を生ずるおそれがあると認められるときは、政令で定めるところにより、その総合調整規程の内容を参酌して、その資格事業に係る第十七条第一項第一号から第七号までに掲げる制限を定め、その地区内において資格事業を営む者及びその地区内において資格事業を行う第十一条第二号に掲げる団体に対し、これに従うべきことを命ずることができる。

一　会員たる商工組合のすべてが前条第一号の要件を備えていること。

二　その地区内において資格事業を営む者及びその会員たる商工組合の組合員以外のもの（その会員たる商工組合の地区内の中小企業者を除く。）若しくはその地区内において資格事業を行う第十一条第二号に掲げる団体であつてその会員たる商工組合の組合員以外のものの事業活動がその地区の全部若しくは大部分について第九条に掲げる事態の克服を阻害しており、又はその商工組合連合会の会員たる商工組合の全部若しくは大部分が組合員たる資格を有する者の事業活動を自主的に調整することによつては同条に掲げる事態を克服することができず、若しくはその方法によることがその事態を克服するのに適当でないと認められる場合において、このような状態が継続することは、資格事業を営む中小企業者の経営の安定に重大な悪影響を及ぼし、国民経済の健全な発展に著しい支障を生ずるおそれがあると認められるときは、政令で定めるところにより、その総合調整規程の内容を参酌して、その資格事業に係る第十七条第一項第一号から第七号までに掲げる制限を定め、その地区内において資格事業を営む者及びその地区内において資格事業を行う第十一条第二号に掲げる団体に対し、これに従うべきことを命ずることができる。

一　会員たる商工組合のすべてが前条第一号の要件を備えていること。

二　その地区内において資格事業を営む者及びその会員たる商工組合の組合員以外のもの（その会員たる商工組合の地区内の中小企業者を除く。）若しくはその地区内において資格事業を行う第十一条第二号に掲げる団体であつてその会員たる商工組合の組合員以外のものの事業活動がその地区の全部若しくは大部分について第九条に掲げる事態の克服を阻害しており、又はその商工組合連合会の会員たる商工組合の全部若しくは大部分が組合員たる資格を有する者の事業活動を自主的に調整することによつては同条に掲げる事態を克服することができず、若しくはその方法によることがその事態を克服するのに適当でないと認められる場合において、このような状態が継続することは、資格事業を営む中

業に係る物の生産の設備の新設の制限又は禁止を命ずることができる。

（命令の決定及び形式）

第五十九条　第五十五条第一項、第五十六条又は第五十七条の規定による命令は、その組合が総会の議決を経て申し出た場合でなければ、することができない。

2　主務大臣は、前項の規定による申出があつたときは、遅滞なく、第五十五条第一項、第五十六条又は第五十七条の規定による命令をするかどうかを決定し、その申出をした組合にその結果を通知しなければならない。

3　第一項の議決については、第二十三条第二項の規定を準用する。

4　第五十五条第一項、第五十六条、第五十七条又は前条の規定による命令は、省令をもつてするものとする。

（聴聞）

第六十条　主務大臣は、第五十五条第一項又は第五十六条から第五十八条までの規定による命令をしようとするときは、聴聞を行い、広く一般の意見をきかなければならない。

（調整規程等の変更命令）

第六十一条　主務大臣は、第五十五条第一項、第五十六条若しくは第五十七条の規定による命令をしようとするとき、又はその命令をした後において、特に必要があると認めるときは、その命令に係る商工組合又は商工組合連合会若しくはその会員たる商工組合に対し、その調整規程又は総合調整規程を変更すべきことを命ずることができる。

（命令の変更又は取消）

第六十二条　主務大臣は、第五十五条第一項又は第五十六条から第五十八条までの規定による命令をした後において、これらの規定によりその命令をする要件となつた事実が変更し、又は消滅したと認めるときは、その命令を変更し、又は取り消さなければならない。

（脱退の特例）

第六十三条　第五十五条第一項の命令に係る商工組合の組合員であつて中小企業者であるものは、その命令が効力を失うまでは、第三十八条第三項において準用する協同組合法第十九条第一項第一号又は第二号に掲げる理由による場合を除き、脱退することができない。

2　第五十五条第一項の命令に係る商工組合の組合員であつて中小企業者であるものは、その命令を失つたときは、第三十八条の規定にかかわらず、予告しないで脱退することができる。ただし、その命令が効力を失つた日から三十日を経過した後は、この限りでない。

（事務の処理）

第六十四条　主務大臣は、第五十六条又は第五十七条の規定による命令をする場合において、その命令の円滑な実施を図るため特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その命令に係る事務の一部はその命令に係る商工組合又は商工組合連合会若しくはその会員たる商工組合が処理すべき旨を定めることができる。

（手数料）

第六十五条　第五十六条又は第五十七条の規定による命令に基く登録、割当、検査その他の処分を受ける者は、省令で定めるところにより、その処分を受けるのに直接必要となる費用の額をこえない範囲内において省令で定める額の手数料を納付しなければならない。

（秘密保持義務）

第六十六条　次に掲げる者は、その職務に関して知得した秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

一　第五十五条第一項の規定による命令に係る商工組合の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者

二　第六十四条の規定により第五十六条若しくは第五十七条の規定による命令に係る事務を処理する組合の役員若しくは職員であつてその事務に従事するもの又はこれらの職にあつた者

第七節　監督

（主務大臣の命令）

第六十七条　主務大臣は、組合の業務若しくは会計が法令、定款、規約若しくは調整規程若しくは総合調整規程に違反し、若しくは組合の運営が著しく不当であると認めるとき、又は組合が正当な理由がないのに成立の日から一年以内に事業を開始せず、若しくは引き続き一年以上その事業を停止していると認めるときは、その組合に対し、期間を定めて必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

（役員等の解任）

第六十八条　主務大臣は、第五十五条第一項の規定による命令に係る商工組合の役員若しくは監査員が法

今、定款、規約若しくは調整規程に違反し、若しくは役員若しくは監査員たるに適しない非行をしたと認めるとき、又は第六十四条の規定により第五十六条若しくは第五十七条の規定による命令に係る事務を処理する組合の役員若しくは監査員であつてその事務に従事するものがその事務を不当に処理し、若しくは役員若しくは監査員たるに適しない非行をしたと認めるときは、これを解任することができる。

（商工組合等に対する解散の命令）

第六十九条 主務大臣は、商工組合が第九条又は第十二条に掲げる要件を欠くに至つたと認めるときは、その商工組合に対し、解散を命ずることができる。

2 主務大臣は、商工組合連合会が第十六条に掲げる要件を欠くに至つたと認めるとき、又はその会員たる商工組合が一となつたときは、その商工組合連合会に対し、解散を命ずることができる。

3 主務大臣は、組合が第六十七条の規定による命令に違反したとき、又は組合の地区、資格事業の種類その他の構成がその事業を行うのに適当でなくなつたと認めるときは、その組合に対し、解散を命ずることができる。

4 前三項の規定による解散の命令には、協同組合法第百六条の二（弁明の機会の供与）の規定を準用する。

（不服の申立）

第七十条 第五十五条第一項、第五十六条、第五十七条又は第五十八条の規定による命令又は第五十五条第一項の規定による命令に係る商工組合の調整規程に不服のある者は、その旨を記載した書面をもつて主務大臣に不服の申立をすることができる。

2 第五十五条第一項の規定による命令に係る商工組合が調整規程の実施のためにした行為又は第六十四条の規定により第五十六条若しくは第五十七条の規定による命令に係る事務を処理する組合がその事務の処理としてした行為に不服のある者は、その行為のあつたことを知つた日から三十日以内に、その旨を記載した書面をもつて主務大臣に不服の申立をすることができる。ただし、行為の日から六十日を経過したときは、不服の申立をすることができない。

（準用）

第七十一条 組合の監督については、協同組合法第百四条から第百五条の二まで（不服の申出等）の規定を準用する。この場合において、「行政庁」とあるのは「主務大臣」と、同法第百五条第一項中「総数の十分の一以上」とあるのは「総数の十分の一以上（商工組合連合会にあつては、議決権の総数の十分の一以上に当る議決権を有する会員）」と読み替えるものとする。

第八節 中小企業安定審議会並びに中央中小企業調停審議会及び都道府県中小企業調停審議会

（中小企業安定審議会）

第七十二条 通商産業省に、中小企業安定審議会を置く。

第七十三条 中小企業安定審議会（以下「安定審議会」という。）は、関係各大臣の諮問に応じ、組合の調整事業に関する重要事項を調査審議する。

2 主務大臣は、次の各号の一に該当する場合には、安定審議会に諮問しなければならない。

一 第十八条の規定により第五十五条第一項の規定による命令に係る商工組合の調整規程の変更の認可をしようとするとき。

二 第五十五条第一項、第五十六条、第五十七条又は第五十八条の規定による命令をしようとするとき。

第七十四条 安定審議会は、委員三十五人以内で組織

する。

2 専門の事項を調査させるため、安定審議会に、専門委員を置くことができる。

第七十五条 安定審議会の委員及び専門委員は、関係行政機関の職員及び学識経験のある者のうちから、通商産業大臣が任命する。

第七十六条 安定審議会の委員の任期は、二年とする。ただし、欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第七十七条 安定審議会に、会長を置く。

2 会長は、委員のうちから互選する。

3 会長は、会務を総理する。

第七十八条 安定審議会の委員及び専門委員は、非常勤とする。

第七十九条 安定審議会に、部会を置くことができる。

2 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当る。

3 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

4 安定審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもつて安定審議会の決議とすることができる。

第八十条 前数条に定めるもののほか、安定審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、通商産業大臣が定める。

（中小企業調停審議会）

第八十一条 通商産業省に、中央中小企業調停審議会を置く。

2 都道府県は、第九十五条の政令で第三十条の規定による主務大臣の勧告の権限の全部又は一部が都道府県知事に委任されたときは、都道府県中小企業調停審議会を置くことができる。

第八十二条 中央中小企業調停審議会は関係各大臣の、都道府県中小企業調停審議会は都道府県知事の諮問に応じ、組合協約に関する重要事項を調査審議する。

第八十三条 中央中小企業調停審議会は会長一人及び委員九人以内で、都道府県中小企業調停審議会は会長一人及び委員六人以内で組織する。

第八十四条 中央中小企業調停審議会又は都道府県中小企業調停審議会（以下「調停審議会」と総称する。）の会長及び委員は、学識経験のある者のうちから、通商産業大臣又は都道府県知事が任命する。

第八十五条 調停審議会の会長及び委員の任期は、二年とする。ただし、欠員を生じた場合の補欠の会長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第八十六条 調停審議会の会長は、会務を総理する。

第八十七条 調停審議会の会長は、部会に属すべき委員を指名する。

第八十八条 前数条に定めるもののほか、調停審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、通商産業大臣又は都道府県知事が定める。

第九節 雑則

（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外）

第八十九条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の規定は、第十八条若しくは第三十二条の認可を受けた調整規程若しくは総合調整規程又は第二十八条第一項（第三十三条において準用する場合を含む。）の認可を受けた組合協約及びこれらに基いてする行為には、適用しない。ただし、次の各号の一に該当するときは、この限りでない。

一 不公正な取引方法を用いるとき、又は組合員に不公正な取引方法に該当する行為をさせるようにするとき。

二　次条第五項の規定による公示があつた後一月を経過したとき。（同条第四項の請求に応じ、主務大臣が第二十一条（第二十八条第三項（第三十三条において準用する場合を含む。）又は第三十三条において準用する場合を含む。）の規定による処分をした場合を除く。）

2　次条第四項の規定による請求が調整規程又は総合調整規程の定の一部について行われたときは、前項第二号の規定にかかわらず、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の規定は、その調整規程又は総合調整規程の定のうちその請求に係る部分以外の部分及びこれに基いてする行為には、適用しない。

3　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の規定は、組合が第十七条第二項（第三十三条において準用する場合を含む。）の規定に基いてする行為には、適用しない。ただし、不公正な取引方法を用いるとき、又は一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより不当に対価を引き上げることとなるときは、この限りでない。

（公正取引委員会との関係）

第九十条　主務大臣は、第十七条第一項第二号、第四号、第六号若しくは第七号に掲げる制限に係る調整規程若しくは総合調整規程について第十八条若しくは第三十二条の認可をしようとするとき、又はその調整規程若しくは総合調整規程に係る組合協約について第二十八条第一項（第三十三条において準用する場合を含む。）の認可をしようとするときは、公正取引委員会の同意を得なければならない。

2　主務大臣は、第十八条、第二十八条第一項（第三十三条において準用する場合を含む。）若しくは第三十二条の認可をしようとするとき（前項に規定するときを除く。）、又は第五十五条第一項、第五十六条若しくは第五十七条の規定による命令をしようとするときは、公正取引委員会に協議しなければならない。

3　主務大臣は、第二十一条（第二十八条第三項（第三十三条において準用する場合を含む。）又は第六十一条の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その旨を公正取引委員会に通知しなければならない。

4　公正取引委員会は、組合が第十八条若しくは第三十二条の認可を受けた調整規程若しくは総合調整規程の内容が第十九条各号（第三十三条において準用する場合を含む。）に適合するものでなくなつたと認めるとき、又は組合が第二十八条第一項（第三十三条において準用する場合を含む。）の認可を受けた組合協約の内容が第二十八条第二項各号（第三十三条において準用する場合を含む。）に適合するものでなくなつたと認めるときは、主務大臣に対し、第二十一条（第二十八条第三項（第三十三条において準用する場合を含む。）又は第三十三条において準用する場合を含む。）の規定による処分をすべきことを請求することができる。

5　公正取引委員会は、前項の規定による請求をしたときは、その旨を官報に公示しなければならない。

（排除措置）

第九十一条　公正取引委員会は、商工組合の組合員又は商工組合連合会の会員たる商工組合の組合員であつて中小企業者以外のものが第十七条第二項（第三十三条において準用する場合を含む。）の事業を利用することが公共の利益に反して一定の取引分野における競争を実質的に制限し、又は制限するおそれがあると認めるときは、その組合員に対し、その事業の利用を禁止することができる。

2　前項の場合については、協同組合法第百八条及び第百九条（排除措置の手続等）の規定を準用する。

（報告の徴収）

第九十二条　主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、組合、組合員たる資格を有する者、第二十九条第一項各号に掲げる者であつて同項の規定による申出を受けたもの又は第五十八条の規定による命令に係る生産の設備を設置している者に対し、その業務又は経理の状況に関し報告をさせることができる。

（立入検査）

第九十三条　主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、組合員たる資格を有する者又は第五十八条の規定による命令に係る生産の設備を設置している者の工場、事業場、事務所又は倉庫に立ち入り、業務若しくは経理の状況又は設備、製品若しくは原材料を検査させることができる。

2　主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、組合の事務所に立ち入り、業務又は経理の状況を検査させることができる。

3　前二項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

4　第一項又は第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（主務大臣等）

第九十四条　この法律における主務大臣は、組合の資格事業を所管する大臣とする。ただし、第三十条の規定による勧告に関しては、その交渉の相手方の行う事業を所管する大臣（その交渉の相手方が特別の法律によつて設立された組合又はその連合会であるときは、その交渉の相手方の行う事業を所管する大臣）及びその組合又は連合会を所管する大臣とする。

2　第五十五条第四項に規定する行政庁は、都道府県知事とする。

3　主務大臣は、この法律の規定による命令、認可若しくはその取消又は勧告をしようとするときは、通商産業大臣に協議しなければならない。

（権限の委任）

第九十五条　この法律により主務大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、地方支分部局の長又は都道府県知事に行わせることができる。

第四章　組織変更

（事業協同組合への組織変更）

第九十六条　次の各号に適合する商工組合は、総会の議決を経て、その組織を変更し、事業協同組合になることができる。

一　第十七条第二項の事業を行つていること。

二　協同組合法第七条第一項又は第二項に掲げる小規模の事業者のみが組合員となつていること。

三　組合員の全部に出資をさせていること。

四　その商工組合について第五十五条第一項若しくは第五十六条の規定による命令がされ、又はその商工組合が会員となつている商工組合連合会について第五十七条の規定による命令がされていないこと。

2　前項の議決は、組合員の議決権の三分の二以上の多数をもつてしなければならない。

3　第一項の総会においては、定款及び事業計画の変更その他組織変更に必要な事項を定めなければならない。

4　総代会においては、第四十七条第二項において準用する協同組合法第五十五条第六項の規定にかかわらず、第一項の規定による組織変更について議決することができない。

5　理事は、第一項の総会の終了後遅滞なく、定款並びに事業計画、役員の氏名及び住所その他必要な事項を記載した書面を行政庁に提出して、組織変更の認可を受けなければならない。

6　前項の認可については、協同組合法第二十七条の二第四項（設立認可の基準）及び第百十一条（所管行政庁）の規定を準用する。

7　第一項の規定による組織変更は、主たる事務所の所在地において第九十九条第一項の規定による登記をすることによつてその効力を生ずる。

8　商工組合は、第一項の規定による組織変更をしたときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

（商工組合への組織変更）

第九十七条　次の各号に適合する事業協同組合は、総会の議決を経て、その組織を変更し、出資組合たる商工組合になることができる。

一　資格事業について第九条に掲げる事態が生じていること。

二　その地区が資格事業の種類の全部又は一部が同一である商工組合の地区と重複するものでないこと。（商店街組合になる事業協同組合の地区と商店街組合以外の商工組合の地区とが重複する場合及び商店街組合以外の商工組合になる事業協同組合の地区と商店街組合の地区とが重複する場合を除く。）

三　第十二条の要件を備えていること。

2　前項の規定による組織変更については、前条第二項から第八項までの規定を準用する。この場合において、同条第五項中「行政庁」とあるのは「主務大臣」と、同条第六項中「協同組合法第二十七条の二第四項」とあるのは「第四十二条第二項」と、同条第七項中「第九十九条第一項」とあるのは「第百条第一項」と、同条第八項中「主務大臣」とあるのは「行政庁」と読み替えるものとする。

（役員の改選）

第九十八条　商工組合が第九十六条第一項の規定により事業協同組合になつたとき、又は事業協同組合が前条第一項の規定により商工組合になつたときは、次条第一項又は第百条第一項の規定による登記をした日から九十日以内に、役員の全部の改選をしなければならない。

（組織変更の登記）

第九十九条　商工組合は、第九十七条第一項の規定によつて組織変更をしたときは、二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、商工組合については第五十四条において準用する協同組合法第八十八条の登記を、事業協同組合については協同組合法第八十三条第二項に規定する登記をしなければならない。

2　前項の場合において、商工組合についてする登記については、協同組合法第九十七条第一項及び第二項（解散の登記の申請）の規定を、事業協同組合についてする登記については、同法第九十三条第一項及び第二項並びに第九十四条（設立の登記の申請）の規定を準用する。

第百条　事業協同組合は、第九十七条第二項において準用する第九十六条第五項の認可があつた日から、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、事業協同組合については協同組合法第八十八条の登記を、商工組合については第四十八条第二項に規定する登記をしなければならない。

2　前項の場合において、事業協同組合についてする登記については、協同組合法第九十七条第一項及び第二項（解散の登記の申請）の規定を、商工組合については協同組合法第八十八条の登記を、商工組合になる事業協同組合の地区と商店街組合以外の商工組合の地区とが重複する場合及び商店街組合以外の商工組合になる事業協同組合の地区と商店街組合の地区とが重複する場合を除く。）

三　第十二条の要件を備えていること。

2　前項の規定による組織変更については、前条第二項から第八項までの規定を準用する。この場合において、同条第五項中「行政庁」とあるのは「主務大臣」と、同条第六項中「協同組合法第二十七条の二第四項」とあるのは「第四十二条第二項」と、同条第七項中「第九十九条第一項」とあるのは「第百条第一項」と、同条第八項中「主務大臣」とあるのは「行政庁」と読み替えるものとする。

（役員の改選）

第九十八条　商工組合が第九十六条第一項の規定により事業協同組合になつたとき、又は事業協同組合が前条第一項の規定により商工組合になつたときは、次条第一項又は第百条第一項の規定による登記をした日から九十日以内に、役員の全部の改選をしなければならない。

（組織変更の登記）

第九十九条　商工組合は、第九十六

四　第七十一条において準用する協同組合法第百五条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

五　第九十二条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

六　第九十三条第一項又は第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第百十一条　第六十一条又は第六十七条の規定による命令に違反した組合の理事は、三万円以下の罰金に処する。

第百十二条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第百八条又は第百十条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その人又は法人に対して各本条の刑を科する。

第百十三条　次の各号に掲げる違反があつた場合は、その行為をした組合の理事は、一万円以下の過料に処する。

一　この法律の規定に基いて組合が行うことができる事業以外の事業を行つたとき。

二　第十七条第三項（第三十三条において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

第百十四条　次の各号に掲げる違反があつた場合は、その行為をした組合の理事は、一万円以下の過料に処する。

一　第十七条第三項（第三十三条において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

第百十五条　不正の競争の目的で、登記された組合の名称と同一又は類似の名称を使用した者は、一万円以下の過料に処する。第八条第四項において準用する商法第二十一条第一項の規定に違反した者も、同様とする。

第百十六条　組合については、協同組合法第百十五条第三号から第十一号まで及び第十五号から第十八号までの規定を、出資組合については、同条第十二号から第十四号までの規定を準用し、これらの規定に掲げる違反については、組合の発起人、役員又は清算人は、一万円以下の過料に処する。

第百十七条　第九十一条第二項において準用する協同組合法第百八条において私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第四十条及び第四十六条の規定を準用する場合の違反については、同法第九十四条及び第九十四条の二の規定を準用する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律（以下「新法」という。）は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。

（中小企業安定法の廃止）

第二条　中小企業安定法（昭和二十七年法律第二百九十四号。以下「旧安定法」という。）は、廃止する。

（商工組合等への移行）

第三条　旧安定法による調整組合又は調整組合連合会であつて、新法の施行の際現に存するものは、新法の施行の日においてそれぞれ新法による商工組合又は商工組合連合会になつたものとみなす。

第四条　旧安定法による調整組合又は調整組合連合会の役員であつて、新法の施行の際現にその職にあるものは、新法の施行の日においてそれぞれ新法による商工組合又は商工組合連合会の役員となつたものとみなす。

2　前項の規定により新法による商工組合又は商工組合連合会の役員となつたものとみなされた者の任期は、それぞれその者が旧安定法による調整組合又は

調整組合連合会の役員となつた日から起算する。

第五条　附則第三条の規定により新法による商工組合又は商工組合連合会になつたものとみなされた調整組合又は調整組合連合会は、新法の施行の日から三月以内に必要な定款の変更につき第四十七条第二項において準用する協同組合法第五十一条第二項の認可の申請をしなければならない。

2　主務大臣は、前項の調整組合又は調整組合連合会が同項の期間内に同項の申請をしなかつたときは、その調整組合又は調整組合連合会に対し、解散を命じなければならない。

3　第一項の調整組合又は調整組合連合会は、前項の規定による解散の命令によつて解散する。

4　前項の場合については、協同組合法　第八十八条（解散の登記）及び第九十七条第三項（解散の登記の嘱託）の規定を準用する。この場合において、同項中「行政庁」とあるのは、「主務大臣」と読み替えるものとする。

5　第一項の調整組合又は調整組合連合会については、第八条第一項の規定は、第一項の定款の変更につき第四十七条第二項において準用する協同組合法第五十一条第二項の認可があるまでは、適用しない。

第六条　新法の施行前に前条第一項の調整組合連合会について旧安定法により調整組合登記簿又は調整組合連合会登記簿に登記された事項は、新法の施行の日においてそれぞれ新法により商工組合登記簿又は商工組合連合会登記簿に登記されたものとみなす。

（名称）

第七条　新法の施行の際現にその名称中に商工組合、工業組合若しくは商業組合又は商工組合連合会、工業組合連合会若しくは商業組合連合会という文字を用いている者は、新法の施行後三月以内にその名称を変更しなければならない。

2　第八条第三項の規定は、前項の期間内は、同項に規定する者には、適用しない。

（処分等の効力）

第八条　新法の施行前に旧安定法の規定によつてした処分、手続その他の行為は、新法中にこれに相当する規定があるときは、新法の規定によつてしたものとみなす。

（旧安定法の効力に関する経過規定）

第九条　旧安定法第二十九条第一項若しくは第二項又は第二十九条の二の規定による命令については、同法は、附則第三条の規定にかかわらず、新法の施行の日から一月間は、なおその効力を有する。

第十条　繊維工業設備臨時措置法（昭和三十一年法律第百三十号）第三十条第三項及び第三十一条第二項の適用については、旧安定法は、新法の施行後も、なおその効力を有する。

（協同組合法の改正）

第十一条　協同組合法の一部を次のように改正する。

目次中「中小企業等協同組合中央会」を「中小企業団体中央会」に改める。

第三章の章名を次のように改める。

第三章　中小企業団体中央会

第七十条を次のように改める。

（種類）

第七十条　中小企業団体中央会（以下「中央会」という。）は、都道府県中小企業団体中央会（以下「都道府県中央会」という。）及び全国中小企業団体中央会（以下「全国中央会」という。）とする。

第七十二条第一項第一号中「中小企業等協同組合中央会」を「中小企業団体中央会」に改め、同項第二号中「全国中小企業等協同組合中央会」を「全国中小企

法の施行の日において改正後の協同組合法による中小企業団体中央会になつたものとみなす。

2　前項の場合については、附則第四条から第六条までの規定を準用する。

（罰則の経過規定）

第十三条　新法の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

2　附則第九条の規定により旧安定法がなおその効力を有する間にした行為に対する罰則の適用については、同法は、同条に規定する期間の経過後も、なおその効力を有する。

（内閣総理大臣臨時代理・法務・大蔵・厚生・農林・通商産業・運輸・建設大臣署名）

法律第百八十六号（昭三二・一一・二五）

◎中小企業等協同組合法の一部を改正する法律（衆法）

中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十三条の二」を「第二十三条の三」に改める。

第三条第一号の次に次の二号を加える。

一の二　事業協同小組合

一の三　火災共済協同組合

第六条第一項第一号の次に次の二号を加える。

一の二　事業協同小組合

一の三　火災共済協同組合にあつては、協同小組合

一の三　火災共済協同組合にあつては、火災共済協同組合

第六条第一項第三号中「、協同組合」の下に「、協同小組合、火災共済協同組合」を加える。

第六条第二項中「事業協同組合、」の下に「事業協同小組合、火災共済協同組合、」を加える。

第七条第一項のうち、第二号中「前号」を「前二号」に改め、同号を第三号とし、第一号中「事業協同組合」の下に「、火災共済協同組合」を加え、同号の次に次の一号を加える。

二　事業協同小組合

第八条のうち、第一項中「又は」を「若しくは」に改め、「事業者」の下に「又は事業協同小組合」を加え、第二項から第四項までを順次二項ずつ繰り下げ、第一項の次に次の二項を加える。

2　事業協同小組合の組合員たる資格を有する者は、組合の地区内において主として自己の勤労によつて商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業を行う事業者であつて、おおむね常時使用する従業員の数が五人（商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については二人）をこえないもので定款で定めるものとする。

3　火災共済協同組合の組合員たる資格を有する者は、組合の地区内において商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他省令で定める事業を行う前条第一項又は第二項に掲げるすべての小規模の事業者（その地区が全国にわたる組合にあつては、これらの事業者のうち、定款で定める一の業種に属する事業を行うもの）とする。

第九条の二のうち、見出し及び本文中「事業協同組合」の下に「及び事業協同小組合」を加え、第四項から第六項までを順次二項ずつ繰り下げ、第二項及び第三項を順次一項ずつ繰り下げ、第一項の次に次の一項を加える。

2　事業協同組合及び事業協同小組合は、前項第三号の規定により締結する火災により財産に生ずることのある損害をうめるための共済契約においては、共済契約者一人につき共済金額の総額を三十万円をこえるものと定めてはならない。

第九条の二第四項の次に次の一項を加える。

5　事業協同組合又は事業協同小組合の組合員と取引関係がある事業者（小規模の事業者を除く。）は、その取引条件について事業協同組合又は事業協同小組合の代表者（これらの組合が会員となつている協同組合連合会の代表者を含む。）が政令の定めるところにより団体協約を締結するため交渉をしたい旨を申し出たときは、誠意をもつてその交渉に応ずるものとする。

第九条の二の次に次の一条を加える。

（あつせん又は調停）

第九条の二の二　前条第五項の交渉の当事者の双方又は一方は、当該交渉ができないとき又は団体協約の内容につき協議が調わないときは、行政庁に対し、そのあつせん又は調停を申請することができる。

2　行政庁は、前項の申請があつた場合において経済取引の公正を確保するため必要があると認めるときは、すみやかにあつせん又は調停を行うものとする。

3　行政庁は、前項の規定により調停を行う場合においては、調停案を作成してこれを関係当事者に示しその受諾を勧告するとともに、その調停案を理由を附して公表することができる。

4　行政庁は、前二項のあつせん又は調停については、中央中小企業調停審議会又は都道府県中小企業調停審議会に諮問しなければならない。

第九条の七の次に次の四条を加える。

（火災共済協同組合）

第九条の七の二　火災共済協同組合は、次の事業を行うものとする。

一　組合員のために火災によりその財産に生ずることのある損害をうめるための火災共済事業

二　前号の事業に附帯する事業

2　火災共済協同組合は、前項の事業のほか、組合員

五　地方公共団体又は金融機関が当該組合のために支払を保証した金額

（火災共済の目的の譲渡等）

第九条の七の四　火災共済契約の共済の目的が譲渡された場合においては、譲受人は、火災共済協同組合の承諾を得て、その目的に関し譲渡人が有する火災共済契約上の権利義務を承継することができる。この場合において、当該目的がその譲渡により火災共済協同組合の組合員、組合員と生計を一にする親族又は組合員たる組合を直接若しくは間接に構成する者（以下「組合員等」という。）の財産でなくなつたときは、当該目的は、当該火災共済契約の期間内は、組合員等の財産とみなし、第九条の七の二の規定を適用する。

2　前項の規定は、死亡又は合併により共済の目的が承継された場合について準用する。

3　組合員等が組合員等でなくなつた場合（前項に規定する場合を除く。）において、その際締結されていた火災共済契約の目的のうち、その組合員等でなくなつたことにより組合員等の財産でなくなつた財産があるときは、当該財産に係る火災共済契約の期間内は、組合員等の財産とみなし、第九条の七の二の規定を適用する。

（商法等の準用）

第九条の七の五　商法第三編第十章第一節第一款（第六百五十条第一項及び第六百六十四条を除く。）（損害保険の総則）及び第二款（火災保険）の規定は、火災共済協同組合が締結する火災共済契約について準用する。

2　保険募集の取締に関する法律（昭和二十三年法律第百七十一号）の規定は、火災共済協同組合の行う火災共済事業に準用する。この場合において、同法中「大蔵大臣」又は「大蔵省」とあるのは「行政庁」と、同法第十八条第一項中「その役員若しくは使用人又は同項の規定により登録された損害保険代理店に対する場合」とあるのは「その火災共済協同組合の組合員又はその火災共済協同組合の役員若しくは職員に対する場合」と読み替えるものとする。

第九条の九第一項第三号から第七号までを順次一号ずつ繰り下げ、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　会員が火災共済事業を行うことによつて負う共済責任の再共済

第九条の九のうち、第四項を第五項とし、第三項中「第一項第一号」の下に「又は第三号」を加え、「第

と生計を一にする親族又は組合員たる組合を直接若しくは間接に構成する者のために火災によりその財産に生ずることのある損害をうめるための火災共済事業をあわせ行うことができる。

（共済金額の制限）

第九条の七の三　火災共済協同組合は、共済契約者一人につき共済金額の総額が百五十万円をこえる火災共済契約を締結することができず、かつ、当該共済金額の総額が火災共済契約を締結する事業年度の直前の事業年度終了の日における次の各号に掲げる額の合計額（当該事業年度終了の日において決算上の損失の金額があるときは、その金額を控除した金額）の百分の十五に相当する金額をこえる火災共済契約を締結することができない。ただし、省令で定めるところにより、行政庁の許可を受けた場合は、この限りでない。

一　出資総額

二　第五十八条第一項の規定により積み立てた準備金の額

三　第五十八条第五項に規定する責任準備金のうち省令で定める金額

四　任意積立金の額

六項」を「第八項」に、「第九条の三」を「第九条の二の二」に改め、同項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　第一項第三号の事業を行う協同組合連合会は、同項の規定にかかわらず、同項第二号及び第三号の事業並びにこれに附帯する事業のほか、他の事業を行うことができない。

第九条の九に第六項として次の一項を加える。

6　第一項第三号の事業を行う協同組合連合会については、第九条の七の四第一項前段及び第九条の七の五の規定を準用する。

第十二条第一項中「企業組合」を「火災共済協同組合、第九条の九第一項第三号の事業を行う協同組合連合会及び企業組合」に改める。

第三節中第二十三条の二の次に次の一条を加える。

（事業協同小組合の組合員に対する助成）

第二十三条の三　政府は、事業協同小組合の組合員に対し、税制上、金融上特別の措置を講じなければならない。

第二十四条第一項中「事業協同組合、」の下に「事業協同小組合、火災共済協同組合、」を加え、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　火災共済協同組合は、千人以上の組合員がなければ設立することができない。

第二十五条及び第二十六条を次のように改める。

（火災共済協同組合等の出資の総額）

第二十五条　火災共済協同組合の出資の総額は、二百万円以上でなければならない。

2　第九条の九第一項第三号の事業を行う協同組合連合会の出資の総額は、二百万円以上でなければならない。

（火災共済協同組合の地区）

第二十六条　火災共済協同組合の地区は、第八条第三項の小規模の事業者を組合員の資格とするものにあつては一の都道府県の区域の全部とし、定款で定める一の業種に属する事業を行う小規模の事業者を組合員の資格とするものにあつては全国とする。

第二十六条の二　都道府県の区域を地区とする火災共済協同組合は当該都道府県につき一個とし、第九条の九第一項第三号の事業を行う協同組合連合会は火災共済協同組合をもつて組織し全国を通じて一個とする。

第二十七条の二第三項中「前項」を「前二項」に改め、同項及び第四項をそれぞれ第四項及び第五項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　火災共済協同組合又は第九条の九第一項第三号の事業を行う協同組合連合会の設立にあつては、発起人は、第一項の書類のほか、事業方法書、普通共済約款又は再共済約款、共済掛金算出方法書又は再共済料算出方法書、責任準備金算出方法書及び常務に従事する役員の氏名を記載した書面を掲出しなければならない。

第二十七条の二に第六項として次の一項を加える。

6　行政庁は、第三項に規定する組合の設立にあつては、次の各号の一に該当する場合を除き、第一項の認可をしなければならない。

一　設立の手続又は定款、事業方法書若しくは事業計画の内容が法令に違反するとき。

二　共済の目的につき危険の分散が充分に行われないと認められるとき及び共済契約の締結の見込が少ないと認められるとき。

三　事業方法書、事業計画、普通共済約款又は再共済約款、共済掛金算出方法書又は再共済料算出方法書及び責任準備金算出方法書の内容が経営の健全性を確保し、又は組合員その他の共済契約者の利益を保護するのに適当でないと認められる

方法書で定めた事項の変更をするには、行政庁の認可を受けなければならない。

第五十七条の三の次に次の二条を加える。

（火災共済協同組合等の事業の譲渡の禁止）

第五十七条の四　火災共済協同組合又は第九条の九第一項第三号の事業を行う協同組合連合会は、その事業を譲渡することができない。

（火災共済協同組合等の余裕金運用の制限）

第五十七条の五　火災共済協同組合又は第九条の九第一項第三号の事業を行う協同組合連合会は、その業務上の余裕金を次の方法によるほか運用してはならない。ただし、行政庁の認可を受けた場合は、この限りでない。

一　銀行、相互銀行、信託会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用金庫、信用金庫連合会、信用協同組合又は農業協同組合連合会、漁業協同組合連合会、水産加工協同組合連合会若しくは協同組合連合会で業として預金若しくは貯金の受入をすることができるものへの預金、貯金又は金銭信託

二　郵便貯金

三　国債、地方債又は省令で定める有価証券の取得

2　火災共済協同組合又は第九条の九第一項第三号の事業を行う協同組合連合会の定款には、前項に掲げる事項のほか、共済金額又は再共済金額の削減及び共済掛金又は再共済料の追徴に関する事項を記載しなければならない。

第五十一条第三項中「第三項及び第四項」を「第四項から第六項まで」に改める。

第五十七条の二第四項中「前二条」を「第五十六条及び第五十七条」に改め、同条を第五十七条の三とし、第五十七条の次に次の一条を加える。

（火災共済協同組合の事業方法書等の変更）

第五十七条の二　火災共済協同組合又は第九条の九第一項第三号の事業を行う協同組合連合会は、事業方法書、普通共済約款又は再共済約款、共済掛金算出方法書又は再共済料算出方法書及び責任準備金算出方法書で定めた事項の変更をするには、行政庁の認可を受けなければならない。

第五十七条の三の次に次の二項を加える。

5　火災共済協同組合又は第九条の九第一項第三号の事業を行う協同組合連合会は、毎事業年度末に、責任準備金及び支払準備金を計算し、これを積み立てなければならない。

6　前項の責任準備金及び支払準備金に関し必要な事項は、省令で定める。

第六十二条第二項の次に次の二項を加える。

3　火災共済協同組合又は第九条の九第一項第三号の事業を行う協同組合連合会は、第一項各号に掲げる事由のほか、第百六条の三において準用する保険業法（昭和十四年法律第四十一号）第十二条第一項の規定により認可を取り消されたときは、これによって解散する。

4　火災共済協同組合又は第九条の九第一項第三号の事業を行う協同組合連合会の解散の決議は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第六十三条第四項中「第三項及び第四項」を「第四項から第六項まで」に改める。

第六十八条第一項の次に次の一項を加える。

2　火災共済協同組合又は第九条の九第一項第三号の事業を行う協同組合連合会が第百六条の三において準用する保険業法第十二条第一項の規定による認可の取消により解散したときは、前項の規定及び第六十九条において準用する商法第四百十七条第二項の規定にかかわらず、行政庁が清算人を選任する。

（解散後の共済金額の支払）

第六十八条の二　火災共済協同組合又は第九条の九第一号第三号の事業を行う協同組合連合会は、総会の決議、第百六条の三において準用する保険業法第十二条第一項の規定による認可の取消又は第百六条第二項の規定による解散命令により解散したときは、共済金額を支払うべき事由が解散の日から九十日以内に生じた共済契約については、共済金額を支払わなければならない。

2　前項の組合は、第六十二条第一項第四号に掲げる事由により解散したときは、その解散の日から火災共済契約の期間の末日までの期間に対する共済掛金を払いもどさなければならない。

3　第一項の組合は、同項に掲げる事由により解散したときは、同項の期間が経過した日から火災共済契約の期間の末日までの期間に対する共済掛金を払いもどさなければならない。

（財産処分の順序）

第六十八条の三　火災共済協同組合又は第九条の九第一項第三号の事業を行う協同組合連合会は、次の順序に従つて組合の財産を処分しなければならない。

一　一般の債務の弁済

二　共済金額並びに前条第二項及び第三項に規定する共済掛金の支払

三　残余財産の分配

第九十二条第二項中「事業協同組合登記簿」の下に「、事業協同小組合登記簿、火災共済協同組合登記簿」を加える。

第百六条の二の次に次の一条を加える。

（保険業法の準用）

第百六条の三　保険業法第八条、第九条、第十条第二項及び第十二条の規定は、火災共済協同組合又は第九条の九第一項第三号の事業を行う協同組合連合会に準用する。この場合において、これらの規定中「主務大臣」とあるのは「行政庁」と読み替えるものとする。

第百七条中「組合の組合員」を「組合（事業協同小組合を除く。）の組合員」に改める。

第百十一条第一項第一号中「事業協同組合」の下に「、事業協同小組合」を、「第九条の九第一項第一号」の下に「又は第三号」を加え、同条第一項第三号から第五号までを順次一号ずつ繰り下げ、同条第二号の次に次の一号を加える。

三　火災共済協同組合及び第九条の九第一項第三号の事業を行う協同組合連合会については、通商産業大臣及び大蔵大臣とする。

第百十一条第二項の次に次の一項を加える。

3　都道府県の区域をその地区とする火災共済協同組合については、前項の規定にかかわらず、主務大臣は、政令の定めるところにより、設立の認可その他この法律による権限の一部を都道府県知事に委任するものとする。

第百十四条の二の次に次の一条を加える。

第百十四条の三　次の場合には、火災共済協同組合又は第九条の九第一項第三号の事業を行う協同組合連合会の役員又は清算人は、十万円以下の過料に処する。

一　第五十七条の二の規定に違反して事業方法書、普通共済約款若しくは再共済約款、共済掛金算出

方法書若しくは再共済料算出方法書又は責任準備金算出方法書に定めた事項を変更したとき。

二　第五十七条の四の規定に違反して組合の事業の譲渡をしたとき。

三　第五十七条の五の規定に違反したとき。

四　第五十八条第五項又は第六項の規定に違反したとき。

五　第六十八条の三の規定に違反して組合の財産を処分したとき。

六　第百六条の三において準用する保険業法第八条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同法第九条、第十条第二項若しくは第十二条の規定による命令に違反したとき。

第百十五条第二号の二中「第二項」を「第三項」に、「第九条の九第三項」を「第九条の九第四項」に改め、同条第二号の三中「第二項」の下に「又は第三項」を加え、同条第十一号及び第十二号中「第五十七条の二」を「第五十七条の三」に、同条第十三号中「第五十八条」を「第五十八条第一項から第四項まで」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第百八十五号）の施行の日から施行する。

（共済金額制限の特例）

第二条　この法律の規定による改正後の中小企業等協同組合法（以下「新法」という。）第九条の二第二項（同法第九条の九第四項において準用する場合を含む。）の規定は、この法律施行の際現に中小企業等協同組合法第九条の二第一項第三号又は同法第九条の九第一項第四号の規定により火災共済事業を行つている事業協同組合又は協同組合連合会については、この法律施行の日から一年以内に、総会の議決を経て、その組織を変更し、火災共済協同組合又は協同組合連合会への組織変更）

第三条　この法律施行の際現に中小企業等協同組合法第九条の二第一項第三号又は同法第九条の九第一項第四号の規定により火災共済事業を行つている事業協同組合又は協同組合連合会（以下「組合」という。）は、この法律施行の日から一年以内に、総会の議決を経て、その組織を変更し、火災共済協同組合又は協同組合連合会になることができる。

2　前項の議決は、組合員の議決権の三分の二以上の多数をもつてしなければならない。

3　第一項の総会においては、定款及び事業計画の変更その他組織変更に必要な事項を定めなければならない。

4　理事は、第一項の総会の終了後遅滞なく、定款並びに事業計画、役員の氏名及び住所その他必要な事項を記載した書面を行政庁に提出して、組織変更の認可を受けなければならない。

5　前項の認可については、新法第二十七条の二第六項（設立認可の基準）及び第百十一条（所管行政庁）の規定を準用する。

6　第一項の規定による組織変更は、主たる事務所の所在地において次条の規定による登記をすることによつてその効力を生ずる。

（組織変更の登記）

第四条　組合は、前条第四項の認可があつた日から、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、組合については新法第八十八条の登記を、火災共済協同組合については新法第八十三条第二項に規定する登記をしなければならない。

2　前項の場合において、組合についてする登記については、新法第九十七条第一項及び第二項（解散の登記の申請）の規定を、事業協同組合についてする登記については、同法第九十三条第一項及び第二項並びに第九十四条（設立の登記の申請）の規定を準用する。

（名称）

第五条　この法律施行の際現にその名称中に火災共済協同組合又は火災共済協同組合連合会という文字を用いている者は、この法律の施行後三月以内にその名称を変更しなければならない。

2　新法第六条第二項の規定は、前項の期間内は、同項に規定する者には、適用しない。

（印紙税法の改正）

第六条　印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第九号ノ九の次に次の一号を加える。

九ノ十　火災共済協同組合又ハ中小企業等協同組合法第九条の九第一項第三号ノ事業ヲ行フ協同組合連合会ノ発スル火災共済契約証書又ハ再共済契約証書

（臨時金利調整法の改正）

第七条　臨時金利調整法（昭和二十二年法律第百八十一号）の一部を次のように改正する。

第二十五条中「（事業協同組合）」を「（事業協同組合及び事業協同小組合）」に、「（第六十三条」を「（第六十二条第三項及び第四項並びに第六十三条」に、「第六十八条第一項」に、「第九条の九第一項第六号」を「第九条の九第一項第六号」に改め、「事業協同組合登記簿、」の下に「事業協同小組合登記簿、火災共済協同組合登記簿、」を加える。

（中小企業振興資金助成法の改正）

第八条　中小企業振興資金助成法（昭和三十一年法律第百十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「第九条の九第一項第三号」を「第九条の九第一項第四号」に改める。

（商工組合中央金庫法の改正）

第九条　輸出水産業の振興に関する法律（昭和二十九年法律第百五十四号）の一部を次のように改正する。

第二十五条中「（事業協同組合）」を「（事業協同組合及び事業協同小組合）」に改める。

（輸出入取引法の改正）

第十条　輸出入取引法（昭和二十七年法律第二百九十九号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中「第九条の二第二項及び第四項から第六項まで（事業協同組合）」を「第九条の二第三項及び第六項から第八項まで（事業協同組合及び事業協同小組合）」に、「第六十二条から第六十六条まで、第六十八条第一項」を「第六十二条（第三項及び第四項を除く。）から第六十六条まで、第六十八条第一項」に改め、「事業協同組合登記簿、火災共済協同組合登記簿、」を加え、同条第二項中「第九条の二第四項（事業協同組合及び事業協同小組合）」を「第九条の二第四項（事業協同組合及び事業協同小組合）」に改める。

（輸出水産業の振興に関する法律の改正）

第十一条　商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「事業協同組合」の下に「、事業協同小組合」を加える。

（大蔵・厚生・農林・通商産業・運輸・建設・内閣総理大臣臨時代理署名）

法律第百八十七号（昭三二・一一・二五）

◎中小企業団体の組織に関する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律

（登録税法の改正）

第一条 登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「中小企業等協同組合中央会」を「商工組合、商工組合連合会、中小企業団体中央会」に改め、「中小企業等協同組合法」の下に「、中小企業団体の組織に関する法律」を加える。

（印紙税法の改正）

第二条 印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第五号ノ八中「中小企業等協同組合中央会」を「中小企業団体中央会」に改め、同条第六号中「中小企業等協同組合ノ発スル出資証券」の下に「、預金通帳」を加え、「若ハ輸出入組合」を「、輸出入組合、商工組合若ハ商工組合連合会」に改め、同条第九号ノ四中「貯金証書」を「預金証書」に改める。

（商工組合中央金庫法の改正）

第三条 商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

「所属組合」を「所属団体」に改める。

第一条第一項中「（塩業組合ヲ含ム）」を「其ノ他主トシテ中小規模ノ事業者ヲ構成員トスル団体」に改める。

第三条第三項中「中小企業等協同組合、商工組合、商工組合連合会」を、「事業協同組合」の下に「、商工組合」を加え、同条第四項中「中小企業等協同組合」の下に「、商工組合、商工組合連合会」を加える。

第七条第一項を次のように改める。

左ニ掲グル者ノ外商工組合中央金庫ノ出資者タルコトヲ得ズ

一　政府

二　中小企業等協同組合、商工組合、商工組合連合会、塩業組合、酒造組合、酒造組合連合会、酒販組合、酒販組合連合会又ハ酒販組合中央会

三　塩業組合（直接又ハ間接ノ構成員タル事業者ノ三分ノ二以上ガ常時三百人以下ノ従業員ヲ使用スル者ナルモノニ限ル以下同ジ）

四　酒造組合、酒造組合連合会又ハ酒造組合中央会（直接又ハ間接ノ構成員タル事業者ノ三分ノ二以上ガ常時三百人以下ノ従業員ヲ使用スル者ナルモノニ限ル以下同ジ）

五　酒販組合、酒販組合連合会又ハ酒販組合中央会（直接又ハ間接ノ構成員タル事業者ノ三分ノ二以上ガ常時三十人以下ノ従業員ヲ使用スル者ナルモノニ限ル以下同ジ）

第二十七条第一項中「中小企業等協同組合」の下に「、商工組合、商工組合連合会、塩業組合、酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合、酒販組合連合会又ハ酒販組合中央会」を加える。

第二十八条第一項第六号中「中小企業等協同組合」の下に「商工組合、商工組合連合会、塩業組合、酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合、酒販組合連合会、酒販組合中央会」を加える。

第二十九条第一項第三号中「中小企業等協同組合」の下に「、商工組合、商工組合連合会、塩業組合、酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合、酒販組合連合会、酒販組合中央会」を加える。

（所得税法の改正）

第四条 所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第十二号中「中小企業等協同組合中央会」を「中小企業団体中央会」に改め、「、調整組合及び同連合会」を削る。

（法人税法の改正）

第五条 法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第四号中「中小企業等協同組合中央会」を「中小企業団体中央会」に改め、「、調整組合及び同連合会」を削る。

第九条第六項中「中小企業等協同組合（企業組合を除く。）」の下に「、商工組合、商工組合連合会」を加える。

第六条 前条の規定による改正後の法人税法第九条第六項の規定は、中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第百八十五号）の施行の日以後終了する事業年度分の法人税から適用する。

（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の改正）

第七条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第二十四条の二第五項ただし書中「第八号」の下に「及び第八号の二」を加え、「事業協同組合又は協同組合連合会」を「事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、商工組合又は商工組合連合会」に、「当該事業協同組合又は協同組合連合会」を「当該事業協同組合、協同組合連合会、商工組合又は商工組合連合会」に改め、同項第八号の次に次の一号を加える。

八の二　中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第五十四号）第二十四条第一項第二号の規定による認可を受けた同法第二十三条第一項第二号の事業

及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律（昭和二十二年法律第百三十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号の二中「中小企業等協同組合中央会」を「中小企業団体中央会」に改める。

（中小企業庁設置法の改正）

第九条 中小企業庁設置法（昭和二十三年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二号の次に次の一号を加え、同項第十号を削る。

二の二　中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第百八十五号）の施行に関すること。

第五条第一項中「中小企業安定審議会」の下に「及び中央中小企業調停審議会」を加え、同条第二項中「中小企業安定審議会」の下に「及び中央中小企業調停審議会」を加え、「中小企業安定法」を「中小企業団体の組織に関する法律」に改める。

（運輸省設置法の改正）

第十条 運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第十四号の九中「中小企業等協同組合」の下に「、商工組合、商工組合連合会」を加える。

に関する法律第十七条第一項（同法第三十三条において準用する場合を含む。）に規定する事業のみを行うものを除く。）」に改める。

第二百九十六条第一号中「中小企業団体中央会」を「中小企業等協同組合中央会」に改める。

第三百四十八条第二項第十一号の二中「及び中小企業等協同組合法による組合（企業組合を除く。）及び連合会」を「、中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律による組合及び連合会（企業組合並びに商工組合及び商工組合連合会であつて中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律第十七条第一項（同法第三十三条において準用する場合を含む。）に規定する事業のみを行うものを除く。）」に改め、同条第四項中「及び中小企業等協同組合法」を「、中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律」に、「中小企業等協同組合中央会」を「中小企業団体中央会」に改め、「事務所及び倉庫」の下に「（商工組合又は商工組合連合会については、中小企業団体の組織に関する法律第十七条第一項（同法第三十三条において準用する場合を含む。）に規定する事業に使用する部分を除く。）」を加える。

（中小企業信用保険法の改正）

第十二条 中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）の一部を次のように改正する。

「指定法人」を「信用保証協会」に改める。

第二条中第二項を削り、第三項第四号を次のように改め、同項を同条第二項とする。

四　商工組合及び商工組合連合会であつて、特定事業を行うもの又はその構成員が特定事業を行う者であるもの

第四条第二項中「調整組合、調整組合連合会」を「商工組合、商工組合連合会」に改める。

第九条の三第二項中「調整組合、調整組合連合会」を「商工組合、商工組合連合会」に改め、「小企業者が中小企業等協同組合」の下に「、商工組合又は商工組合連合会」を加える。

第九条の六第三項中「中小企業等協同組合」の下に「、商工組合又は商工組合連合会」を加える。

（輸出入取引法の改正）

第十三条 輸出入取引法（昭和二十七年法律第二百九

合」の下に「並びに商工組合及び商工組合連合会」を加える。

（地方税法の改正）

第十一条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第一号中「中小企業等協同組合中央会」を「中小企業団体中央会」に改める。

第七十二条の五第一項第四号中「中小企業等協同組合中央会」を「中小企業団体中央会」に改め、「、調整組合及び調整組合連合会」を削る。

第七十二条の十八第二項中「及び輸出入組合」を「、輸出入組合、商工組合及び商工組合連合会」に改める。

第七十二条の二十二第四項第五号中「（企業組合を除く。）」の下に「、商工組合、商工組合連合会」を加える。

第七十三条の四第一項第八号中「及び中小企業等協同組合法による組合（企業組合を除く。）及び連合会」を「、中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第百八十五号）による組合及び連合会（企業組合並びに商工組合及び商工組合連合会であつて中小企業団体の組織

十九号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中「中小企業等協同組合中央会登記簿」を「中小企業団体中央会登記簿」に改める。

（中小企業金融公庫法の改正）

第十四条 中小企業金融公庫法（昭和二十八年法律第百三十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号を次のように改める。

四　商工組合及び商工組合連合会であつて、特定事業を行うもの又はその構成員が特定事業を行う者であるもの

（輸出水産業の振興に関する法律の改正）

第十五条 輸出水産業の振興に関する法律（昭和二十九年法律第百五十四号）の一部を次のように改正する。

第二十五条中「中小企業等協同組合中央会登記簿」を「中小企業団体中央会登記簿」に改める。

（中小企業振興資金助成法の改正）

第十六条 中小企業振興資金助成法（昭和三十一年法律第百十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「中小企業等協同組合」の下に「、商工組合、商工組合連合会」を加える。

第三条第一項中第一号の二を第一号の三とし、第

一号の次に次の一号を加える。

一の二　商工組合又は商工組合連合会の施設であつて、中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第百八十五号）第十七条第二項第一号（同法第三十三条において準用する場合を含む。）に掲げるものの設置に必要な資金

第四条中「中小企業等協同組合」の下に「、商工組合、商工組合連合会」を加える。

（繊維工業設備臨時措置法の改正）

第十七条 繊維工業設備臨時措置法（昭和三十一年法律第百三十号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項中「中小企業安定法（昭和二十七年法律第二百九十四号）第二十九条第一項若しくは第二項」を「他の法律」に改め、同条第二項中「調整組合」を「商工組合」に、「調整組合連合会」を「商工組合連合会」に改める。

第三十一条第一項中「調整組合」を「商工組合」に、「調整組合連合会」を「商工組合連合会」に改める。

第四十五条第一項中「中小企業等協同組合（企業組合を除く。）」の下に「、商工組合、商工組合連合会」を加える。

第六十条第一項中「事業協同組合」の下に「（中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第百八十五号）第九十七条第一項の規定により組織を変更して商工組合となつたものを含む。）」を加える。

（生糸製造設備臨時措置法の改正）

第十九条 生糸製造設備臨時措置法（昭和三十二年法律第百四十号）の一部を次のように改正する。

第二十三条中「中小企業等協同組合中央会登記簿」を「中小企業団体中央会登記簿」に改める。

附　則

第一八七条

この法律は、中小企業団体の組織に関する法律の施行の日から施行する。

（内閣総理大臣臨時代理・大蔵・農林・通商産業・運輸大臣署名）

第二十八回国会制定法

会　期　昭和三十二年十二月二十日から
　　昭和三十三年四月二十五日（解散）まで

参　議　院　法　制　局

凡例

一、本書は、第二十八回国会（常会）（昭和三十二年十二月二十日から昭和三十三年四月二十五日（解散）まで）を通過成立して公布された法律一六五件（閣法一四五件・衆法一五件・参法五件）――昭和三三年法律第一号から同第一六五号まで――を収録したものである。

二、収録した法律は、その公布番号の順序に従つて配列した。

三、目次（法律の公布番号順）、件名索引（五十音順）及び部門別索引を掲載した。

右の目次、件名索引、部門別索引及び本文中「（衆法）」又は「（参法）」と表示してあるのは、議員提出の法律案中衆議院議員提出又は参議院議員提出のものであることを示し、その他はすべて内閣提出のものであることを示す。

目次

法律第一号　在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律（昭和三十三年二月二十一日公布）……一
法律第二号　捕獲審検所の検定の再審査に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十三年二月二十四日公布）……一一
法律第三号　外国人登録法の一部を改正する法律（昭和三十三年二月二十六日公布）……一二
法律第四号　昭和三十二年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律（昭和三十三年三月一日公布）……一三
法律第五号　遺失物法等の一部を改正する法律（昭和三十三年三月十日公布）……一四
法律第六号　銃砲刀剣類等所持取締法（昭和三十三年三月十日公布）……一六
法律第七号　農業協同組合整備特別措置法の一部を改正する法律（昭和三十三年三月十五日公布）……一七
法律第八号　水防法の一部を改正する法律（昭和三十三年三月十五日公布）……一九
法律第九号　開拓者資金融通法の一部を改正する法律（昭和三十三年三月十八日公布）……一九
法律第十号　簡易生命保険法の一部を改正する法律（昭和三十三年三月二十日公布）……一九
法律第十一号　郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十三年三月二十日公布）……二〇
法律第十二号　国庫出納金等端数計算法の一部を改正する法律（昭和三十三年三月二十四日公布）……二一
法律第十三号　昭和二十八年度から昭和三十二年度までの各年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十三年三月二十四日公布）……二三
法律第十四号　漁船再保険特別会計における特殊保険及び給与保険の再保険事業について生じた損失をうめるための一般会計からする繰入金に関する法律（昭和三十三年三月二十四日公布）……二四
法律第十五号　製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十三年三月二十四日公布）……二五
法律第十六号　売春防止法の一部を改正する法律（昭和三十三年三月二十五日公布）……二五
法律第十七号　婦人補導院法（昭和三十三年三月二十五日公布）……二五
法律第十八号　繭糸価格安定法の一部を改正する法律（昭和三十三年三月二十五日公布）……二六
法律第十九号　警察法等の一部を改正する法律（昭和三十三年三月二十六日公布）……二七
法律第二十号　国立競技場法（昭和三十三年三月二十七日公布）……二八
法律第二十一号　農業協同組合法の一部を改正する法律（昭和三十三年三月二十九日公布）……四四
法律第二十二号　新市町村建設促進法の一部を改正する法律（昭和三十三年三月二十九日公布）……四五

法律第二十三号　食糧管理特別会計における資金の設置及びこれに充てるための一般会計からする繰入金に関する法律（昭和三十三年三月二十九日公布）……四五
法律第二十四号　旅館業法の一部を改正する法律（昭和三十三年三月二十九日公布）……四六
法律第二十五号　郵便振替貯金法の一部を改正する法律（昭和三十三年三月三十一日公布）……四八
法律第二十六号　在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律（昭和三十三年三月三十一日公布）……五〇
法律第二十七号　国立学校設置法の一部を改正する法律（昭和三十三年三月三十一日公布）……五二
法律第二十八号　身体障害者福祉法の一部を改正する法律（昭和三十三年三月三十一日公布）……五三
法律第二十九号　地すべり等防止法（昭和三十三年三月三十一日公布）……五三
法律第三十号　補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十三年三月三十一日公布）……五四
法律第三十一号　厚生保険特別会計法等の一部を改正する法律（昭和三十三年三月三十一日公布）……五七
法律第三十二号　企業合理化促進法の一部を改正する法律（昭和三十三年三月三十一日公布）……六〇
法律第三十三号　道路整備緊急措置法（昭和三十三年三月三十一日公布）……六〇
法律第三十四号　道路整備特別会計法（昭和三十三年三月三十一日公布）……六二
法律第三十五号　道路法の一部を改正する法律（昭和三十三年三月三十一日公布）……六三
法律第三十六号　日本道路公団法の一部を改正する法律（昭和三十三年三月三十一日公布）……六五
法律第三十七号　租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和三十三年三月三十一日公布）……八三
法律第三十八号　所得税法等の一部を改正する法律（昭和三十三年三月三十一日公布）……八三
法律第三十九号　法人税法の一部を改正する法律（昭和三十三年三月三十一日公布）……九一
法律第四十号　酒税法の一部を改正する法律（昭和三十三年三月三十一日公布）……九四
法律第四十一号　関税定率法の一部を改正する法律（昭和三十三年三月三十一日公布）……九六
法律第四十二号　議院法制局法等の一部を改正する法律（昭和三十三年四月一日公布）……九六
法律第四十三号　社会福祉事業法の一部を改正する法律（昭和三十三年四月一日公布）（衆法）……九八
法律第四十四号　開拓融資保証法の一部を改正する法律（昭和三十三年四月一日公布）……九九
法律第四十五号　奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律（昭和三十三年四月一日公布）……一〇〇
法律第四十六号　糸価安定特別会計法の一部を改正する法律（昭和三十三年四月一日公布）……一〇〇
法律第四十七号　裁判官弾劾法の一部を改正する法律（昭和三十三年四月一日公布）（衆法）……一〇一
法律第四十八号　公営企業金融金庫法の一部を改正する法律（昭和三十三年四月一日公布）……一〇三
法律第四十九号　合成ゴム製造事業特別措置法の一部を改正する法律（昭和三十三年四月一日公布）……一〇三
法律第五十号　狩猟法の一部を改正する法律（昭和三十三年四月五日公布）……一〇四
法律第五十一号　海難審判法の一部を改正する法律（昭和三十三年四月五日公布）……一〇五
法律第五十二号　地方自治法の一部を改正する法律（昭和三十三年四月五日公布）……一〇七
法律第五十三号　地方税法の一部を改正する法律（昭和三十三年四月五日公布）……一〇八
法律第五十四号　たばこ専売法の一部を改正する法律（昭和三十三年四月七日公布）……一一四
法律第五十五号　学校保健法（昭和三十三年四月十日公布）……一一五
法律第五十六号　分収造林特別措置法（昭和三十三年四月十五日公布）……一一六
法律第五十七号　農業改良助長法の一部を改正する法律（昭和三十三年四月十五日公布）……一一八
法律第五十八号　輸出保険法の一部を改正する法律（昭和三十三年四月十五日公布）……一一九
法律第五十九号　森林開発公団法の一部を改正する法律（昭和三十三年四月十五日公布）……一二〇
法律第六十号　計量法の一部を改正する法律（昭和三十三年四月十五日公布）……一二三
法律第六十一号　計量単位の統一に伴う関係法律の整備に関する法律（昭和三十三年四月十五日公布）……一二三
法律第六十二号　航空法の一部を改正する法律（昭和三十三年四月十五日公布）……一二八
法律第六十三号　角膜移植に関する法律（昭和三十三年四月十七日公布）（衆法）……一三〇
法律第六十四号　国会法等の一部を改正する法律（昭和三十三年四月十八日公布）（衆法）……一三二
法律第六十五号　予防接種法の一部を改正する法律（昭和三十三年四月十九日公布）……一三四
法律第六十六号　皇室経済法施行法の一部を改正する法律（昭和三十三年四月二十一日公布）……一三五
法律第六十七号　日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十三年四月二十一日公布）……一四七
法律第六十八号　たばこ専売法の一部を改正する法律（昭和三十三年四月二十一日公布）……一四九
法律第六十九号　国会議員互助年金法（昭和三十三年四月二十二日公布）（衆法）……一五〇
法律第七十号　あん摩師、はり師、きゅう師及び柔道整復師法等の一部を改正する法律（昭和三十三年四月二十二日公布）（衆法）……一五五
法律第七十一号　台風常襲地帯における災害の防除に関する特別措置法（昭和三十三年四月二十二日公布）（衆法）……一五七
法律第七十二号　酪農振興基金法（昭和三十三年四月二十二日公布）……一五九
法律第七十三号　郵便為替法の一部を改正する法律（昭和三十三年四月二十二日公布）……一六七
法律第七十四号

法律第二十三号　食糧管理特別会計における資金の設置及びこれに充てるための一般会計からする繰入金に関する法律（昭和三十三年三月二十九日公布）……四五
法律第二十四号　旅館業法の一部を改正する法律（昭和三十三年三月二十九日公布）……四六
法律第二十五号　郵便振替貯金法の一部を改正する法律（昭和三十三年三月三十一日公布）……四八
法律第二十六号　在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律（昭和三十三年三月三十一日公布）……五〇
法律第二十七号　国立学校設置法の一部を改正する法律（昭和三十三年三月三十一日公布）……五二
法律第二十八号　身体障害者福祉法の一部を改正する法律（昭和三十三年三月三十一日公布）……五三
法律第二十九号　地すべり等防止法（昭和三十三年三月三十一日公布）……五三
法律第三十号　補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十三年三月三十一日公布）……五四
法律第三十一号　厚生保険特別会計法等の一部を改正する法律（昭和三十三年三月三十一日公布）……五七
法律第三十二号　企業合理化促進法の一部を改正する法律（昭和三十三年三月三十一日公布）……六〇
法律第三十三号　道路整備緊急措置法（昭和三十三年三月三十一日公布）……六〇
法律第三十四号　道路整備特別会計法（昭和三十三年三月三十一日公布）……六二
法律第三十五号　道路法の一部を改正する法律（昭和三十三年三月三十一日公布）……六三
法律第三十六号　日本道路公団法の一部を改正する法律（昭和三十三年三月三十一日公布）……六五
法律第三十七号　租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和三十三年三月三十一日公布）……八三
法律第三十八号　所得税法等の一部を改正する法律（昭和三十三年三月三十一日公布）……八三
法律第三十九号　法人税法の一部を改正する法律（昭和三十三年三月三十一日公布）……九一
法律第四十号　酒税法の一部を改正する法律（昭和三十三年三月三十一日公布）……九四
法律第四十一号　関税定率法の一部を改正する法律（昭和三十三年三月三十一日公布）……九六
法律第四十二号　議院法制局法等の一部を改正する法律（昭和三十三年四月一日公布）……九六
法律第四十三号　社会福祉事業法の一部を改正する法律（昭和三十三年四月一日公布）（衆法）……九八
法律第四十四号　開拓融資保証法の一部を改正する法律（昭和三十三年四月一日公布）……九九
法律第四十五号　奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律（昭和三十三年四月一日公布）……一〇〇
法律第四十六号　糸価安定特別会計法の一部を改正する法律（昭和三十三年四月一日公布）……一〇〇
法律第四十七号　裁判官弾劾法の一部を改正する法律（昭和三十三年四月一日公布）（衆法）……一〇一
法律第四十八号　公営企業金融金庫法の一部を改正する法律（昭和三十三年四月一日公布）……一〇三
法律第四十九号　合成ゴム製造事業特別措置法の一部を改正する法律（昭和三十三年四月一日公布）……一〇三
法律第五十号　狩猟法の一部を改正する法律（昭和三十三年四月五日公布）……一〇四
法律第五十一号　海難審判法の一部を改正する法律（昭和三十三年四月五日公布）……一〇五
法律第五十二号　地方自治法の一部を改正する法律（昭和三十三年四月五日公布）……一〇七
法律第五十三号　地方税法の一部を改正する法律（昭和三十三年四月五日公布）……一〇八
法律第五十四号　たばこ専売法の一部を改正する法律（昭和三十三年四月七日公布）……一一四
法律第五十五号　学校保健法（昭和三十三年四月十日公布）……一一五
法律第五十六号　分収造林特別措置法（昭和三十三年四月十五日公布）……一一六
法律第五十七号　農業改良助長法の一部を改正する法律（昭和三十三年四月十五日公布）……一一八
法律第五十八号　輸出保険法の一部を改正する法律（昭和三十三年四月十五日公布）……一一九
法律第五十九号　森林開発公団法の一部を改正する法律（昭和三十三年四月十五日公布）……一二〇
法律第六十号　計量法の一部を改正する法律（昭和三十三年四月十五日公布）……一二三
法律第六十一号　計量単位の統一に伴う関係法律の整備に関する法律（昭和三十三年四月十五日公布）……一二三
法律第六十二号　航空法の一部を改正する法律（昭和三十三年四月十五日公布）……一二八
法律第六十三号　角膜移植に関する法律（昭和三十三年四月十七日公布）（衆法）……一三〇
法律第六十四号　国会法等の一部を改正する法律（昭和三十三年四月十八日公布）（衆法）……一三二
法律第六十五号　予防接種法の一部を改正する法律（昭和三十三年四月十九日公布）……一三四
法律第六十六号　皇室経済法施行法の一部を改正する法律（昭和三十三年四月二十一日公布）……一三五
法律第六十七号　日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十三年四月二十一日公布）……一四七
法律第六十八号　たばこ専売法の一部を改正する法律（昭和三十三年四月二十一日公布）……一四九
法律第六十九号　国会議員互助年金法（昭和三十三年四月二十二日公布）（衆法）……一五〇
法律第七十号　あん摩師、はり師、きゅう師及び柔道整復師法等の一部を改正する法律（昭和三十三年四月二十二日公布）（衆法）……一五五
法律第七十一号　台風常襲地帯における災害の防除に関する特別措置法（昭和三十三年四月二十二日公布）（衆法）……一五七
法律第七十二号　酪農振興基金法（昭和三十三年四月二十二日公布）……一五九
法律第七十三号　郵便為替法の一部を改正する法律（昭和三十三年四月二十二日公布）……一六七
法律第七十四号

公職選挙法の一部を改正する法律（昭和三十三年四月二十二日公布）……一六八
衛生検査技師法（昭和三十三年四月二十三日公布）（衆法）……一六四
中小企業金融公庫法の一部を改正する法律（昭和三十三年四月二十四日公布）……一六七
防衛庁設置法の一部を改正する法律（昭和三十三年四月二十四日公布）……一六八
下水道法（昭和三十三年四月二十四日公布）……一七一
理化学研究所法（昭和三十三年四月二十四日公布）……一八一
義務教育諸学校施設費国庫負担法（昭和三十三年四月二十五日公布）……一九一
下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十三年四月二十五日公布）……一九九
日本育英会法の一部を改正する法律（昭和三十三年四月二十五日公布）……二〇四
工業用水道事業法（昭和三十三年四月二十五日公布）……二〇六
国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律等の一部を改正する法律（昭和三十三年四月二十五日公布）……二一三
特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（昭和三十三年四月二十五日公布）……二一五
一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十三年四月二十五日公布）……二一九
防衛庁職員給与法の一部を改正する法律（昭和三十三年四月二十五日公布）……二二〇
裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十三年四月二十五日公布）……二二〇
検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十三年四月二十五日公布）……二二一
入場税法の一部を改正する法律（昭和三十三年四月二十六日公布）（衆法）……二二一
臨時肥料需給安定法の一部を改正する法律（昭和三十三年四月二十六日公布）……二二二
中小企業信用保険公庫法（昭和三十三年四月二十六日公布）……二二二
中小企業信用保険公庫法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（昭和三十三年四月二十六日公布）……二二八
日本貿易振興会法（昭和三十三年四月二十六日公布）……二三二
石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律（昭和三十三年四月二十六日公布）……二三八
内閣法の一部を改正する法律（昭和三十三年四月二十八日公布）……二四二
首都圏市街地開発地域整備法（昭和三十三年四月二十八日公布）……二四二
農林漁業団体職員共済組合法（昭和三十三年四月二十八日公布）……二四四
相続税法の一部を改正する法律（昭和三十三年四月二十八日公布）……二六七
へき地教育振興法の一部を改正する法律（昭和三十三年四月二十八日公布）（参法）……二七九

法律第七十五号
法律第七十六号
法律第七十七号
法律第七十八号
法律第七十九号
法律第八十号
法律第八十一号
法律第八十二号
法律第八十三号
法律第八十四号
法律第八十五号
法律第八十六号
法律第八十七号
法律第八十八号
法律第八十九号
法律第九十号
法律第九十一号
法律第九十二号
法律第九十三号
法律第九十四号
法律第九十五号
法律第九十六号
法律第九十七号
法律第九十八号
法律第九十九号
法律第百一号
法律第百二号
法律第百三号
法律第百四号
法律第百五号
法律第百六号
法律第百七号
法律第百八号
法律第百九号
法律第百十号
法律第百十一号
法律第百十二号
法律第百十三号
法律第百十四号
法律第百十五号
法律第百十六号
法律第百十七号
法律第百十八号
法律第百十九号
法律第百二十号
法律第百二十一号
法律第百二十二号
法律第百二十三号
法律第百二十四号
法律第百二十五号
法律第百二十六号

盲学校、ろう学校及び養護学校への就学奨励に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十三年四月二十八日公布）……二八〇
農業又は水産に係る産業教育に従事する国立及び公立の高等学校の教員に対する産業教育手当の支給に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十三年四月二十八日公布）（衆法）……二八一
日本開発銀行法の一部を改正する法律（昭和三十三年四月二十八日公布）……二八二
統計法等の一部を改正する法律（昭和三十三年四月三十日公布）……二八三
企業担保法（昭和三十三年四月三十日公布）……二八四
刑法の一部を改正する法律（昭和三十三年四月三十日公布）……二九三
刑事訴訟法の一部を改正する法律（昭和三十三年四月三十日公布）……二九四
証人等の被害についての給付に関する法律（昭和三十三年四月三十日公布）……二九五
国防会議の構成等に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十三年五月一日公布）……二九七
行政機関職員定員法の一部を改正する法律（昭和三十三年五月一日公布）……二九七
経済企画庁設置法の一部を改正する法律（昭和三十三年五月一日公布）……三〇〇
文部省設置法の一部を改正する法律（昭和三十三年五月一日公布）……三〇一
建設省設置法の一部を改正する法律（昭和三十三年五月一日公布）……三〇三
裁判所職員定員法の一部を改正する法律（昭和三十三年五月一日公布）……三〇三
公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年五月一日公布）……三〇三
地方交付税法の一部を改正する法律（昭和三十三年五月一日公布）……三〇七
交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律（昭和三十三年五月一日公布）……三一三
医師等の免許及び試験の特例に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十三年五月一日公布）……三一三
児童福祉法の一部を改正する法律（昭和三十三年五月一日公布）（衆法）……三一三
母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十三年五月一日公布）……三一三
農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律（昭和三十三年五月一日公布）……三一七
中央卸売市場法の一部を改正する法律（昭和三十三年五月一日公布）……三一八
恩給法等の一部を改正する法律（昭和三十三年五月一日公布）……三一九
戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（昭和三十三年五月一日公布）……三二一
旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律（昭和三十三年五月一日公布）……三二九

法律第百二十七号　訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律（昭和三十三年五月一日公布）……二四九
法律第百二十八号　国家公務員共済組合法（昭和三十三年五月一日公布）……二四七
法律第百二十九号　国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律（昭和三十三年五月一日公布）……二五三
法律第百三十号　厚生省設置法の一部を改正する法律（昭和三十三年五月二日公布）……四〇二
法律第百三十一号　日本労働協会法（昭和三十三年五月二日公布）……四〇四
法律第百三十二号　職業訓練法（昭和三十三年五月二日公布）……四〇五
法律第百三十三号　水洗炭業に関する法律（昭和三十三年五月二日公布）……四一二
法律第百三十四号　たばこ耕作組合法（昭和三十三年五月二日公布）（衆法）……四一〇
法律第百三十五号　義務教育費国庫負担法等の一部を改正する法律（昭和三十三年五月六日公布）……四一七
法律第百三十六号　公衆電気通信法の一部を改正する法律（昭和三十三年五月六日公布）……四二九
法律第百三十七号　電話加入権質に関する臨時特例法（昭和三十三年五月六日公布）……四四〇
法律第百三十八号　日本電信電話公社法の一部を改正する法律（昭和三十三年五月六日公布）……四四四
法律第百三十九号　電波法の一部を改正する法律（昭和三十三年五月六日公布）……四四七
法律第百四十号　自治庁設置法の一部を改正する法律（昭和三十三年五月七日公布）……四五一
法律第百四十一号　社会福祉事業等の施設に関する措置法（昭和三十三年五月七日公布）……四五三
法律第百四十二号　けい肺及び外傷性せき髄障害の療養等に関する臨時措置法（昭和三十三年五月七日公布）（参法）……四五三
法律第百四十三号　青少年問題協議会設置法の一部を改正する法律（昭和三十三年五月十日公布）……四五八
法律第百四十四号　外務省設置法の一部を改正する法律（昭和三十三年五月十日公布）……四五八
法律第百四十五号　漁業制度調査会設置法（昭和三十三年五月十日公布）……四五九
法律第百四十六号　調理師法（昭和三十三年五月十日公布）（参法）……四六一
法律第百四十七号　失業保険法の一部を改正する法律（昭和三十三年五月十日公布）……四六三
法律第百四十八号　日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律（昭和三十三年五月十日公布）……四六九
法律第百四十九号　航空機工業振興法（昭和三十三年五月十日公布）……四七三
法律第百五十号　農林省設置法の一部を改正する法律（昭和三十三年五月十三日公布）……四七四
法律第百五十一号　総理府設置法の一部を改正する法律（昭和三十三年五月十五日公布）……四七四
法律第百五十二号　科学技術庁設置法の一部を改正する法律（昭和三十三年五月十五日公布）……四七六
法律第百五十三号　法務省設置法の一部を改正する法律（昭和三十三年五月十五日公布）……四七七
法律第百五十四号　著作権法の一部を改正する法律（昭和三十三年五月十五日公布）（参法）……四七七
法律第百五十五号　外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭和三十三年五月十五日公布）……四七八
法律第百五十六号　北海道地下資源開発株式会社法（昭和三十三年五月十五日公布）……四七八
法律第百五十七号　駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭和三十三年五月十七日公布）……四七九
法律第百五十八号　通商産業省設置法の一部を改正する法律（昭和三十三年五月二十日公布）（衆法）……四八三
法律第百五十九号　地方鉄道軌道整備法の一部を改正する法律（昭和三十三年五月二十日公布）……四八五
法律第百六十号　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十三年五月二十日公布）……四八六
法律第百六十一号　放射線障害防止の技術的基準に関する法律（昭和三十三年五月二十一日公布）……四八七
法律第百六十二号　防衛庁設置法の一部を改正する法律（昭和三十三年五月二十三日公布）……四八八
法律第百六十三号　自衛隊法の一部を改正する法律（昭和三十三年五月二十三日公布）……四九〇
法律第百六十四号　運輸省設置法の一部を改正する法律（昭和三十三年五月二十四日公布）……四九一
法律第百六十五号　……四九三

件名索引（五十音順）

（註）○印は、第二十八回国会を通過成立した法律を示す。
△印は、右法律によって、改廃された法令を示す。
例えば、
△奄美群島復興特別措置法（昭二九―法一八九）の一部改正（昭三三―法三四）とあるのは、昭和三十三年法律第三十四号（道路整備緊急措置法）によって、奄美群島復興特別措置法（昭三三―法三四）が一部改正されたことを示す。

（あ）

○奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・四・一・法四六）……一〇〇
△奄美群島復興特別措置法（昭二九―法一八九）の一部改正（昭三三―法三四）……三
○あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法等の一部を改正する法律（昭三三・四・二二・法七一）（衆法）……一五六
△あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法の一部を改正する法律（昭三三―法一六一）の一部改正（昭三三―法七一）……一五六
△アルコール専売法（昭一二―法三二）の一部改正（昭三三―法六二）……一五九
△印紙税法（明三二―法五四）の一部改正（昭三三―法一二八）……三七七
△印紙税法（明三二―法五四）の一部改正（昭三三―法一三二）……四一〇

（い）

○遺失物法等の一部を改正する法律（昭三三・三・一〇・法五）……四
○一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭三三・四・二五・法八七）……二九
○医師等の免許及び試験の特例に関する法律の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法一一九）（衆法）……三三
△印紙税法（明三二―法五四）の一部改正（昭三三―法一〇）……四三
△印紙税法（明三二―法五四）の一部改正（昭三三―法四四）……一〇〇
△印紙税法（明三二―法五四）の一部改正（昭三三―法七三）……一六六
△印紙税法（明三二―法五四）の一部改正（昭三三―法九四）……三六
△印紙税法（明三二―法五四）の一部改正（昭三三―法九五）……三七
△印紙税法（明三二―法五四）の一部改正（昭三三―法九九）……三六四
△印紙税法（明三二―法五四）の一部改正（昭三三―法一二八）……三七七
△印紙税法（明三二―法五四）の一部改正（昭三三―法一三二）……四一〇

（う）

○運輸省設置法の一部を改正する法律（昭三三・五・二四・法一六五）……四三二

（え）

○衛生検査技師法（昭三三・四・二三・法七六）（衆法）……一七四
△栄養改善法（昭二七―法二四八）の一部改正（昭三三―法一四七）……四六三

（お）

○恩給法等の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法一二四）……三三一
△恩給法の一部を改正する法律（昭二八―法一五五）の一部改正（昭三三―法一二四）……三三三
△大蔵省設置法（昭二四―法一四四）の一部改正（昭三三―法九四）……三六
△大蔵省設置法（昭二四―法一四四）の一部改正（昭三三―法九五）……三七
△大蔵省設置法（昭二四―法一四四）の一部改正（昭三三―法一二八）……三七七

（か）

○外国人登録法の一部を改正する法律（昭三三・一一・一六・法三）……三
○開拓者資金融通法の一部を改正する法律（昭三三・三・一八・法九）……一九
○簡易生命保険法の一部を改正する法律（昭三三・三・一〇・法一〇）……一九
○関税定率法の一部を改正する法律の一部を改正する法律（昭三三・三・三一・法四二）……九
○開拓融資保証法の一部を改正する法律（昭三三・四・一・法四五）……一〇一
○漁業審判法の一部を改正する法律（昭三三・四・五・法五二）……一〇六
○学校保健法（昭三三・四・一〇・法五六）……一三五
○角膜移植に関する法律（昭三三・四・一七・法六四）（衆法）……一四
○下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律（昭三三・四・三五・法八二）……一四四
○外務省設置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一〇・法一四五）……一五六
○科学技術庁設置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一五・法一五三）……一五六
△科学技術庁設置法（昭三一一法四九）の一部改正（昭三三一法八〇）……一五六
△科学技術庁設置法（昭三一一法四九）の一部改正（昭三三一法一一六二）……一五六
○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三三・五・一五・法一五六）……一五六
○移転無対物資、移転対物資及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律（昭三三・五・二〇・法一六一）……一五七
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭三三一法五六）……一三六
△会計検査院法（昭二二一法七三）の一部改正（昭三三一法八六）……一三七
△逓信事務簡易局法（昭二四一法二三）の一部改正（昭三三一法一一）……一三七
△裏ぜい類取締法（昭二六一法二五二）の一部改正（昭三三一法五）……一四
△外務公務員法（昭二七一法四一）の一部改正（昭三三一法六五）……一四五
△会社更生法（昭二七一法一七三）の一部改正（昭三三一法一〇六）……一五
△学校図書館法（昭二八一法一六五）の一部改正（昭三三一法一三六）……一五五
△関税法（昭二九一法六一）の一部改正（昭三三一法六）……一五六
△株式会社科学研究所法（昭三〇一法一六〇）廃止（昭三三一法八〇）……一五六
△漁業法（昭三一一法一〇一）の一部改正（昭三三一法一一四）……一五六
△科学技術庁設置法（昭三一一法四九）の一部改正（昭三三一法一一六二）……一五六
△行政機関職員定員法の一部を改正する法律（昭三一一法五九）の一部改正（昭三三一法三〇）……一六

（き）

○漁船再保険特別会計における特殊保険及び給与保険の再保険事業について生じた損失をうめるための一般会計からする繰入金に関する法律（昭三三・三・二四・法一四）……一三
○企業合理化促進法の一部を改正する法律（昭三三・三・三一・法三三）……七
○議院法制局等の一部を改正する法律（昭三三・四・一・法四三）（衆法）……九
○義務教育諸学校施設費国庫負担法（昭三三・四・二五・法八一）……一九
○企業担保法（昭三三・四・三〇・法一〇六）……一四
○行政機関職員定員法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法一一一）……一九
△行政機関職員定員法（昭二四一法一一六）の一部改正（昭三三一法七八）……一六
△行政機関職員定員法（昭二四一法一一六）の一部改正（昭三三一法九四）……一三六
△行政機関職員定員法の一部を改正する法律（昭三〇一法一九）の一部改正（昭三三一法一一一）……一九
△行政機関職員定員法の一部を改正する法律（昭三一一法五九）の一部改正（昭三三一法三〇）……一六
△下水道法（明三三一法三二）廃止（昭三三一法七九）……一四
△検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律（昭三三・四・一五・法九〇）……三一
○刑法の一部を改正する法律（昭三三・四・三〇・法一〇七）……一九
○刑事訴訟法の一部を改正する法律（昭三三・四・三〇・法一〇八）……一九
○経済企画庁設置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法一一一）……一三
△経済企画庁設置法（昭二七一法二五三）の一部改正（昭三三一法七二）……一九
○建設省設置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法一一四）……一三
△建設省設置法（昭二三一法一一三）の一部改正（昭三三一法三〇）……一六
△建設省設置法（昭二三一法一一三）の一部改正（昭三三一法三五）……一六
△建設省設置法（昭二三一法一一三）の一部改正（昭三三一法三六）……一六
○けい肺及び外傷性せき髄障害の療養等に関する臨時措置法（昭三三・五・七・法一四三）（参法）……一四
△刑事訴訟費用法（大一〇一法六八）の一部改正（昭三三一法六二）……一三
△建築係数法（大一一一法七〇）の一部改正（昭三三一法一一二）……一三
△電気事業及石炭鉱業調整臨時措置法（昭二四一法一四八）の一部改正（昭三三一法一一二）……一三
△危険校舎改築促進臨時措置法（昭二八一法二四八）の一部改正（昭三三一法一一二）……一三
△漁業法（昭二四一法二六七）の一部改正（昭三三一法一一二）……一三
△銀行等の事務の簡素化に関する法律（昭一八一法四二）の一部改正（昭三三一法一〇六）……一三
△鉱業法（大一〇一法七七）の一部改正（昭三三一法六二）……一三
△漁業法（昭二四一法二六七）の一部改正（昭三三一法一〇六）……一三
△旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭二五一法二五六）の一部改正（昭三三一法一二六）……一三
△旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭二五一法二五六）の一部改正（昭三三一法一二八）……一三
△危険校舎改築促進臨時措置法（昭二八一法二四八）の一部改正（昭三三一法一一二）……一三
△電気事業及石炭鉱業調整臨時措置法（昭二四一法一四八）の一部改正（昭三三一法一一二）……一三
△下水道法（明三三一法三二）廃止（昭三三一法七九）……一四
△検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律（昭三三・四・一五・法九〇）……三一
○刑法の一部を改正する法律（昭三三・四・三〇・法一〇七）……一九
○刑事訴訟法の一部を改正する法律（昭三三・四・三〇・法一〇八）……一九
○経済企画庁設置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法一一一）……一三
△経済企画庁設置法（昭二七一法二五三）の一部改正（昭三三一法七二）……一九
○建設省設置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法一一四）……一三
△建設省設置法（昭二三一法一一三）の一部改正（昭三三一法三〇）……一六
△建設省設置法（昭二三一法一一三）の一部改正（昭三三一法三五）……一六
△建設省設置法（昭二三一法一一三）の一部改正（昭三三一法三六）……一六
○けい肺及び外傷性せき髄障害の療養等に関する臨時措置法（昭三三・五・七・法一四三）（参法）……一四
△刑事訴訟費用法（大一〇一法六八）の一部改正（昭三三一法六二）……一三
△建築係数法（大一一一法七〇）の一部改正（昭三三一法一一二）……一三
△電気事業及石炭鉱業調整臨時措置法（昭二四一法一四八）の一部改正（昭三三一法一一二）……一三
△下水道法（昭三三・四・二四・法七九）……一四
○下水道法（昭三三・四・二四・法七九）……一四
△科学技術庁設置法（昭三一一法四九）の一部改正（昭三三一法八〇）……一五六
△科学技術庁設置法（昭三一一法四九）の一部改正（昭三三一法一一六二）……一五六
○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三三・五・一五・法一五六）……一五六
○移転無対物資、移転対物資及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律（昭三三・五・二〇・法一六一）……一五七
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭三三一法五六）……一三六
△会計検査院法（昭二二一法七三）の一部改正（昭三三一法八六）……一三七
△逓信事務簡易局法（昭二四一法二三）の一部改正（昭三三一法一一）……一三七
△裏ぜい類取締法（昭二六一法二五二）の一部改正（昭三三一法五）……一四
△外務公務員法（昭二七一法四一）の一部改正（昭三三一法六五）……一四五
△会社更生法（昭二七一法一七三）の一部改正（昭三三一法一〇六）……一五
△学校図書館法（昭二八一法一六五）の一部改正（昭三三一法一三六）……一五五
△関税法（昭二九一法六一）の一部改正（昭三三一法六）……一五六
△株式会社科学研究所法（昭三〇一法一六〇）廃止（昭三三一法八〇）……一五六
△漁業法（昭二四一法二六七）の一部改正（昭三三一法一一二）……一三六
△旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭二五一法二五六）の一部改正（昭三三一法一二六）……一三六
△旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭二五一法二五六）の一部改正（昭三三一法一二八）……一三七
△危険校舎改築促進臨時措置法（昭二八一法二四八）の一部改正（昭三三一法一一二）……一三七
△電気事業及石炭鉱業調整臨時措置法（昭二四一法一四八）の一部改正（昭三三一法一一二）……一三七
△漁業法（昭二四一法二六七）の一部改正（昭三三一法一一二）……一三七
△銀行等の事務の簡素化に関する法律（昭一八一法四二）の一部改正（昭三三一法一〇六）……一三七
△鉱業法（大一〇一法七七）の一部改正（昭三三一法六二）……一三七
△漁業法（昭二四一法二六七）の一部改正（昭三三一法一〇六）……一三七
△旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭二五一法二五六）の一部改正（昭三三一法一二六）……一三七
△旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭二五一法二五六）の一部改正（昭三三一法一二八）……一三七
○旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法一一一）……一三七
○義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭三三・五・一・法一一六）……一四四
○義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭三三・五・一・法一一七）……一四四
○義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法一一八）……一四四
○義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法一一九）……一四四
○義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法一二〇）……一四四
○義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法一二一）……一四四
○義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法一二二）……一四四
○義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法一二三）……一四四
○義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法一二四）……一四四
○義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法一二五）……一四四
○義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法一二六）……一四四
○義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法一二七）……一四四
○義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法一二八）……一四四
○義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法一二九）……一四四
○義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法一三〇）……一四四
○義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法一三一）……一四四
○義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法一三二）……一四四
○義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法一三三）……一四四
○義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法一三四）……一四四
○義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法一三五）……一四四
○義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法一三六）……一四四
○義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法一三七）……一四四
○義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法一三八）……一四四
○義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法一三九）……一四四
○義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法一四〇）……一四四
○義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法一四一）……一四四
○義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法一四二）……一四四
○義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法一四三）……一四四
○義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法一四四）……一四四
○義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法一四五）……一四四
○義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法一四六）……一四四
○義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法一四七）……一四四
○義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法一四八）……一四四
○義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法一四九）……一四四
○義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法一五〇）……一四四
○義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法一五一）……一四四
○義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法一五二）……一四四
○義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法一五三）……一四四
○義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法一五四）……一四四
○義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法一五五）……一四四
○義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法一五六）……一四四
○義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法一五七）……一四四
○義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法一五八）……一四四
○義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法一五九）……一四四
○義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法一六〇）……一四四
○義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法一六一）……一四四
○義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法一六二）……一四四
○義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法一六三）……一四四
○義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法一六四）……一四四
○義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法一六五）……一四四
○義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法一六六）……一四四
○義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法一六七）……一四四
○義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法一六八）……一四四
○義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法一六九）……一四四
○義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法一七〇）……一四四
○義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法一七一）……一四四
○義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法一七二）……一四四
○義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法一七三）……一四四
○義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法一七四）……一四四
○義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法一七五）……一四四
○義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法一七六）……一四四
○義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法一七七）……一四四
○義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法一七八）……一四四
○義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法一七九）……一四四
○義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法一八〇）……一四四
○義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法一八一）……一四四
○義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法一八二）……一四四
○義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法一八三）……一四四
○義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法一八四）……一四四
○義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法一八五）……一四四
○義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法一八六）……一四四
○義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法一八七）……一四四
○義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法一八八）……一四四
○義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法一八九）……一四四
○義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法一九〇）……一四四
○義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法一九一）……一四四
○義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法一九二）……一四四
○義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法一九三）……一四四
○義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法一九四）……一四四
○義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法一九五）……一四四
○義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法一九六）……一四四
○義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法一九七）……一四四
○義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法一九八）……一四四
○義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法一九九）……一四四
○義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法二〇〇）……一四四
○義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法二〇一）……一四四
○義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法二〇二）……一四四
○義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法二〇三）……一四四
○義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法二〇四）……一四四
○義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法二〇五）……一四四
○義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法二〇六）……一四四
○義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法二〇七）……一四四
○義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法二〇八）……一四四
○義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法二〇九）……一四四
○義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法二一〇）……一四四
○義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法二一一）……一四四
○義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法二一二）……一四四
○義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法二一三）……一四四
○義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法二一四）……一四四
○義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法二一五）……一四四
○義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法二一六）……一四四
○義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法二一七）……一四四
○義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法二一八）……一四四
○義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法二一九）……一四四
○義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法二二〇）……一四四
○義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法二二一）……一四四
○義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法二二二）……一四四
○義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法二二三）……一四四
○義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法二二四）……一四四
○義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法二二五）……一四四
○義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法二二六）……一四四
○義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法二二七）……一四四
○義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法二二八）……一四四
○義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法二二九）……一四四
○義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法二三〇）……一四四
○義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法二三一）……一四四
○義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法二三二）……一四四
○義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法二三三）……一四四
○義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法二三四）……一四四
○義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法二三五）……一四四
○義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法二三六）……一四四
○義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法二三七）……一四四
○義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法二三八）……一四四
○義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法二三九）……一四四
○義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法二四〇）……一四四
○義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法二四一）……一四四
○義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法二四二）……一四四
○義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法二四三）……一四四
○義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法二四四）……一四四
○義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法二四五）……一四四
○義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法二四六）……一四四
○義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法二四七）……一四四
○義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法二四八）……一四四
○義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法二四九）……一四四
○義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法二五〇）……一四四
○義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法二五一）……一四四
○義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法二五二）……一四四
○義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法二五三）……一四四
○義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法二五四）……一四四
○義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法二五五）……一四四
○義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法二五六）……一四四
○義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法二五七）……一四四
○義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法二五八）……一四四
○義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法二五九）……一四四
○義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法二六〇）……一四四
○義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法二六一）……一四四
○義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法二六二）……一四四
○義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法二六三）……一四四
○義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法二六四）……一四四
○義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法二六五）……一四四
○義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法二六六）……一四四
○義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法二六七）……一四四
○義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法二六八）……一四四
○義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法二六九）……一四四
○義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法二七〇）……一四四
○義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法二七一）……一四四
○義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法二七二）……一四四
○義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法二七三）……一四四
○義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法二七四）……一四四
○義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法二七五）……一四四
○義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法二七六）……一四四
○義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法二七七）……一四四
○義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法二七八）……一四四
○義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法二七九）……一四四
○義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法二八〇）……一四四
○義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法二八一）……一四四
○義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法二八二）……一四四
○義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法二八三）……一四四
○義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法二八四）……一四四
○義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法二八五）……一四四
○義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法二八六）……一四四
○義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法二八七）……一四四
○義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法二八八）……一四四
○義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法二八九）……一四四
○義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法二九〇）……一四四
○義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法二九一）……一四四
○義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法二九二）……一四四
○義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法二九三）……一四四
○義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法二九四）……一四四
○義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法二九五）……一四四
○義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法二九六）……一四四
○義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法二九七）……一四四
○義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法二九八）……一四四
○義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法二九九）……一四四
○義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法三〇〇）……一四四
○義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法三〇一）……一四四
○義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法三〇二）……一四四
○義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法三〇三）……一四四
○義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法三〇四）……一四四
○義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法三〇五）……一四四
○義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法三〇六）……一四四
○義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法三〇七）……一四四
○義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法三〇八）……一四四
○義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法三〇九）……一四四
○義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法三一〇）……一四四
○義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法三一一）……一四四
○義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法三一二）……一四四
○義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法三一三）……一四四
○義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法三一四）……一四四
○義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法三一五）……一四四
○義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法三一六）……一四四
○義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法三一七）……一四四
○義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法三一八）……一四四
○義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法三一九）……一四四
○義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法三二〇）……一四四
○義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法三二一）……一四四
○義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法三二二）……一四四
○義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法三二三）……一四四
○義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法三二四）……一四四
○義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法三二五）……一四四
○義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法三二六）……一四四
○義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法三二七）……一四四
○義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法三二八）……一四四
○義務教育諸学校

改正（昭三三―法一〇六）……一九三
△健康保険法（大一一―法七〇）の一部改正（昭三三―法一二八）……一七〇
△健康保険法（大一一―法七〇）の一部改正（昭三三―法一四九）……四七三
△競馬法（昭二三―法一五八）の一部改正（昭三三―法一二）……一三七
△建築基準法（昭二五―法二〇一）の一部改正（昭三三―法七九）……一九一
△結核予防法（昭二六―法九六）の一部改正（昭三三―法五六）……一三八
△結核予防法（昭二六―法九六）の一部改正（昭三三―法一二八）……三六〇
△計量法施行法（昭二六―法二〇八）の一部改正（昭三三―法六二）……一三九
△けい肺及び外傷性せき髄障害に関する特別保護法（昭三〇―法九一）の一部改正（昭三三―法一四三）……四五五

（こ）

○国庫出納金等端数計算法の一部を改正する法律（昭三三・三・二四・法一二）……一二
　改題――「国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律」
○国立競技場法（昭三二・三・二七・法二〇）……三八
○国立学校設置法の一部を改正する法律（昭三三・三・三一・法二八）……三五
△厚生省設置法（昭二四―法一五一）の一部改正（昭三三―法七六）……一七
△厚生省設置法（昭二四―法一五一）の一部改正（昭三三―法一二〇）……三六
△厚生省設置法（昭二四―法一五一）の一部改正（昭三三―法一三一）……四〇四
△厚生省設置法（昭二四―法一五一）の一部改正（昭三三―法一三一）……四〇四
△厚生省設置法（昭二四―法一五一）の一部改正（昭三三―法一三七）……四六三
○公衆電気通信法の一部を改正する法律（昭三三・五・六・法一三七）……四六四
△公衆電気通信法（昭二八―法九七）の一部改正（昭三三・五・一〇・法一五〇）……四七三
○航空機工業振興法（昭三三・五・一〇・法一五〇）……四七三
△国税徴収法（明三〇―法二一）の一部改正（昭三三―法一〇六）……二九三
△国会職員法（昭二二―法八五）の一部改正（昭三三―法四三）……九八
△国家公務員法（昭二二―法一二〇）の一部改正（昭三三―法七八）……一八三
△国家公務員法（昭二二―法一二〇）の一部改正（昭三三―法八六）……二一七
△国家行政組織法（昭二三―法一二〇）の一部改正（昭三三―法六四）……一四四
△厚生省設置法（昭二四―法一五一）の一部改正（昭三三―法七六）……一七
△厚生省設置法（昭二四―法一五一）の一部改正（昭三三―法一二〇）……三六
△厚生省設置法（昭二四―法一五一）の一部改正（昭三三―法一三一）……四〇四
△厚生省設置法（昭二四―法一五一）の一部改正（昭三三―法一三一）……四〇四
△厚生省設置法（昭二四―法一五一）の一部改正（昭三三―法一三七）……四六三
○公衆電気通信法の一部を改正する法律（昭三三・五・六・法一三七）……四六四
△公衆電気通信法（昭二八―法九七）の一部改正（昭三三―法一三八）……四七三
○航空機工業振興法（昭三三・五・一〇・法一五〇）……四七三
△国税徴収法（明三〇―法二一）の一部改正（昭三三―法一〇六）……二九三
△国会職員法（昭二二―法八五）の一部改正（昭三三―法四三）……九八
△国家公務員法（昭二二―法一二〇）の一部改正（昭三三―法七八）……一八三
△国家公務員法（昭二二―法一二〇）の一部改正（昭三三―法八六）……二一七
△国家行政組織法（昭二三―法一二〇）の一部改正（昭三三―法六四）……一四四
△厚生省設置法（昭二四―法一五一）の一部改正（昭三三―法七六）……一七
△厚生省設置法（昭二四―法一五一）の一部改正（昭三三―法一二〇）……三六
△厚生省設置法（昭二四―法一五一）の一部改正（昭三三―法一三一）……四〇四
△厚生省設置法（昭二四―法一五一）の一部改正（昭三三―法一三一）……四〇四
△厚生省設置法（昭二四―法一五一）の一部改正（昭三三―法一三七）……四六三
△厚生省設置法（昭二四―法一五一）の一部改正（昭三三―法一四二）……四七二
△公衆電気通信法（昭二八―法九七）の一部改正（昭三三―法一四二）……四七二
△国家公務員法（昭二二―法一二〇）の一部改正（昭三三―法一四四）……四七三

の一部改正（昭三三―法一四九）……四三
△厚生年金保険及び船員保険交渉法（昭二九―法一一七）の一部改正（昭三三―法一二八）……三八
△公立小学校不正常授業解消促進臨時措置法（昭三〇―法一四七）廃止（昭三三―法八一）……二〇
△公共企業体職員等共済組合法（昭三一―法一三四）の一部改正（昭三三―法一二八）……三七
△公立養護学校整備特別措置法（昭三一―法一五二）の一部改正（昭三三―法一三六）……四三
△高速自動車国道法（昭三二―法七九）の一部改正（昭三三―法三六）……八
△国会議員の秘書の給料等に関する法律（昭三二―法一二八）の一部改正（昭三三―法八五）……三四

（さ）

○在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律（昭三三・二・二一・法一）……一
○在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律（昭三三・三・三一・法二七）……三五
○裁判官弾劾法の一部を改正する法律（昭三三・四・一・法四八）（衆法）……一〇一
○裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律（昭三三・四・二五・法八九）……三〇
○裁判所職員定員法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法一一五）……三〇三
△最高裁判所裁判官国民審査法（昭二二―法一三六）の一部改正（昭三三―法七五）……三
△災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭二二―法一七五）の一部改正（昭三三―法一〇〇）……三六
△在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭二七―法九三）の一部改正（昭三三―法一〇）……一
△在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭二七―法九三）の一部改正（昭三三―法二七）……三五
△産業労働者住宅資金融通法（昭二八―法六三）の一部改正（昭三三―法三〇）……六
○昭和三十二年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律（昭三三・三・三一・法四）……三
○銃砲刀剣類等所持取締法（昭三三・三・三一・法六）……六
○昭和二十八年度から昭和三十二年度までの各年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律（昭三三・三・二四・法一三）……三
改題――「昭和二十八年度から昭和三十三年度までの各年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律」
○新市町村建設促進法の一部を改正する法律（昭三三・三・二九・法二二）……四五
△新市町村建設促進法（昭三一―法一六四）の一部改正（昭三三―法一一〇）……三六
△食糧管理特別会計における資金の設置及びこれに充てるための一般会計からする繰入金に関する法律（昭三三・三・二九・法二三）……四五
○食糧管理特別会計法の一部を改正する法律（昭三三・三・二九・法二四）……四六
○身体障害者福祉法の一部を改正する法律（昭三三・三・三一・法二九）……五
△身体障害者福祉法（昭二四―法二八三）の一部改正（昭三三―法一二〇）……三六
△身体障害者福祉法（昭二四―法二八三）の一部改正（昭三三―法一三三）……四〇
○所得税法等の一部を改正する法律（昭三三・三・三一・法三九）……九一

△所得税法（昭二二―法二七）の一部改正（昭三三―法二〇）……四三
△所得税法（昭二二―法二七）の一部改正（昭三三―法七〇）……一五六
△所得税法（昭二二―法二七）の一部改正（昭三三―法七三）……一六六
△所得税法（昭二二―法二七）の一部改正（昭三三―法九四）……三八
△所得税法（昭二二―法二七）の一部改正（昭三三―法一三二）……四一〇
△所得税法の一部を改正する法律（昭三二―法二七）の一部改正（昭三三―法一四八）……四三
○酒税法の一部を改正する法律（昭三三・三・三一・法四一）……九六
○社会福祉事業法の一部を改正する法律（昭三三・四・一・法四四）……九九
○糸価安定特別会計法の一部を改正する法律（昭三三・四・一・法四七）……一〇一
○狩猟法の一部を改正する法律（昭三三・四・一・法五一）……一〇五
○森林開発公団法の一部を改正する法律（昭三三・四・一五・法六〇）……一三〇
○首都圏市街地開発区域整備法（昭三三・四・二八・法八八）……一三八
○証人等の被害についての給付に関する法律（昭三三・四・三〇・法一〇九）……一九五
○児童福祉法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法一二〇）……三三
○職業訓練法（昭三三・五・一・法一三三）……四二
○自治庁設置法の一部を改正する法律（昭三三・五・七・法一四一）……四五
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭三三―法八六）……二七
○社会福祉事業等の施設に関する措置法（昭三三・五・七・法一四二）（参法）……四三
○失業保険法の一部を改正する法律（昭三三・五・一〇・法一四八）……四三
△失業保険法（昭二二―法一四六）の一部改正（昭三三―法一〇六）……二九二
△失業保険法（昭二二―法一四六）の一部改正（昭三三―法一三三）……四一九
△社会保険診療報酬支払基金法（昭二三―法一二九）の一部改正（昭三三―法一二〇）……四一九
△住宅金融公庫法（昭二五―法一七七）の一部改正（昭三三―法一六四）……九九
△自衛隊法（昭二九―法一六五）の一部改正（昭三三―法六）……一六
△自衛隊法（昭二九―法一六五）の一部改正（昭三三―法七八）……一八二
△執達吏手数料規則（明二三―法五二）の一部改正（昭三三―法六二）……三八
△商法（明三二―法四八）の一部改正（昭三三―法六二）……三八
△商法（明三二―法四八）の一部改正（昭三三―法一〇六）……三九二
△私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律（昭二二―法一三八）の一部改正（昭三三―法一二八）……三八〇
△昭和二十二年法律第五十四号私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律（昭二二―法一三八）の一部改正（昭三三―法一三五）……四三八
△職業安定法（昭二二―法一四一）の一部改正（昭三三―法一三三）……四四八
△社会保険診療報酬支払基金法（昭二三―法一二九）の一部改正（昭三三―法一二〇）……三六
△住宅金融公庫法（昭二五―法一七七）の一部改正（昭三三―法三〇）……六七

△銃砲刀剣類等所持取締令（昭二五―政三三四）廃止（昭三三―法六）……一五
△出入国管理令（昭二六―政三一九）の一部改正（昭三三―法六）……一六
△出入国管理令（昭二六―政三一九）の一部改正（昭三三―法一七）……三
△出入国管理令（昭二六―政三一九）の一部改正（昭三三―法一五四）……四七
△真珠養殖事業法（昭二七―法九）の一部改正（昭三三―法六二）……一四
△小額通貨の整理及び支払金の端数計算に関する法律（昭二八―法六〇）の一部改正（昭三三―法一二）……三三
△私立学校教職員共済組合法（昭二八―法二四五）の一部改正（昭三三―法一五四）……三七
△信用保証協会法（昭二八―法一九六）の一部改正（昭三三―法九四）……三三
△市町村職員共済組合法（昭二九―法二〇四）の一部改正（昭三三―法一二八）……三六
△首都圏整備法（昭三一―法八三）の一部改正（昭三三―法八）……三四
△昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の額の改定に関する法律（昭三一―法一二六）……三四

△昭和二十三年六月三十日以前に給与事由の生じた恩給等の年額の改定に関する法律（昭三一―法一四九）の一部改正（昭三三―法一二四）……三五
○青少年問題協議会設置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一〇・法一四四）……四六

（す）

△船舶法（明三二―法四六）の一部改正（昭三三―法六二）……一三八
△船員保険法（昭一四―法七三）の一部改正（昭三三―法一〇六）……二九
△船員保険法（昭一四―法七三）の一部改正（昭三三―法一四九）……四七
△船員保険特別会計法（昭二二―法三六）の一部改正（昭三三―法三二）……七〇
△精神衛生法（昭二五―法一二三）の一部改正（昭三三―法一七）……三
△積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法（昭三一―法七二）の一部改正（昭三三―法三四）……七三
△積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法（昭三一―法七二）の一部改正（昭三三―法三六）……八一

（そ）

○租税特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・三・三一・法三八）……八二
△租税特別措置法（昭三二―法三二）の一部改正（昭三三―法一八）……三五
△租税特別措置法（昭三三―法一六）の一部改正（昭三三―法一六）……九七
△租税特別措置法（昭三三―法一六）の一部改正（昭三三―法四一）……九七
△租税特別措置法（昭三三―法一六）の一部改正（昭三三―法八〇）……一九
△租税特別措置法（昭三三―法一六）の一部改正（昭三三―法一〇〇）……二六
△租税特別措置法（昭三三―法一六）の一部改正（昭三三―法一二〇）……三六
△租税特別措置法（昭三三―法二六）の一部改正（昭三三―法一二八）……三八〇
△租税特別措置法（昭三三―法二六）の一部改正（昭三三―法一五七）……四八二
○相続税法の一部を改正する法律（昭三三・四・二八・法一〇〇）……二六七
○訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法一二七）……三四六
△訴訟費用等臨時措置法（昭一九―法二）の一部改正（昭三三―法六二）……二九
○総理府設置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一五・法一五二）……四七四
△総理府設置法（昭二四―法一二七）の一部改正（昭三三―法一〇六）……二九〇
△総理府設置法（昭二四―法一二七）の一部改正（昭三三―法一〇七）……二五
△総理府設置法（昭二四―法一二七）の一部改正（昭三三―法一二四）……三六
△総理府設置法（昭二四―法一二七）の一部改正（昭三三―法一五八）……四八五
△総理府設置法（昭二四―法一二七）の一部改正（昭三三―法一六二）……四九
△総理府設置法（昭二四―法一二七）の一部改正（昭三三―法一六二）……四九

（た）

○たばこ専売法の一部を改正する法律（昭三三・四・七・法五五）……四四
○たばこ専売法の一部を改正する法律（昭三三・四・二一・法六九）……一〇七
△たばこ専売法（昭二四―法一一一）の一部改正（昭三三―法一三五）……四三七
○台風常襲地帯における災害の防除に関する特別措置法（昭三三・四・二二・法七二）……一五七
△担保附社債信託法（明三八―法五二）の一部改正（昭三三―法一〇六）……二九〇
△退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律（昭二五―法六二）の一部改正（昭三三―法九四）……三九
○地方自治法の一部を改正する法律（昭三三・四・五・法五三）……一〇七
△地方自治法（昭二二―法六七）の一部改正（昭三三―法七五）……一七四
△地方自治法（昭二二―法六七）の一部改正（昭三三―法七六）……一七
△地方自治法（昭二二―法六七）の一部改正（昭三三―法七八）……一八〇
△地方自治法（昭二二―法六七）の一部改正（昭三三―法八七）……二九
○地方税法の一部を改正する法律（昭三三・四・五・法五四）……一八
△地方税法（昭二五―法二二六）の一部改正（昭三三―法二〇）……四三
△地方税法（昭二五―法二二六）の一部改正（昭三三―法三〇）……六六
△地方税法（昭二五―法二二六）の一部改正（昭三三―法五一）……一〇六

△租税特別措置法（昭三二―法一六）の一部改正（昭三三―法四一）……九七
△租税特別措置法（昭三三―法一六）の一部改正（昭三三―法八〇）……一九
△租税特別措置法（昭三三―法一六）の一部改正（昭三三―法一〇〇）……二六
△租税特別措置法（昭三三―法一六）の一部改正（昭三三―法一二〇）……三六
△租税特別措置法（昭三三―法二六）の一部改正（昭三三―法一二八）……三八〇
△租税特別措置法（昭三三―法二六）の一部改正（昭三三―法一五七）……四八二
○相続税法の一部を改正する法律（昭三三・四・二八・法一〇〇）……二六七
○訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法一二七）……三四六
△訴訟費用等臨時措置法（昭一九―法二）の一部改正（昭三三―法六二）……二九
○総理府設置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一五・法一五二）……四七四
△総理府設置法（昭二四―法一二七）の一部改正（昭三三―法一〇六）……二九〇
△総理府設置法（昭二四―法一二七）の一部改正（昭三三―法一〇七）……二五
△総理府設置法（昭二四―法一二七）の一部改正（昭三三―法一二四）……三六
△総理府設置法（昭二四―法一二七）の一部改正（昭三三―法一五八）……四八五
△総理府設置法（昭二四―法一二七）の一部改正（昭三三―法一六二）……四九
△総理府設置法（昭二四―法一二七）の一部改正（昭三三―法一六二）……四九

（た）

○たばこ専売法の一部を改正する法律（昭三三・四・七・法五五）……四四
○たばこ専売法の一部を改正する法律（昭三三・四・二一・法六九）……一〇七
△たばこ専売法（昭二四―法一一一）の一部改正（昭三三―法一三五）……四三七
○台風常襲地帯における災害の防除に関する特別措置法（昭三三・四・二二・法七二）……一五七
△担保附社債信託法（明三八―法五二）の一部改正（昭三三―法一〇六）……二九〇
△退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律（昭二五―法六二）の一部改正（昭三三―法九四）……三九

（ち）

○地すべり等防止法（昭三三・三・三一・法三〇）……四四
○地方自治法の一部を改正する法律（昭三三・四・五・法五三）……一〇七
△地方自治法（昭二二―法六七）の一部改正（昭三三―法七五）……一七四
△地方自治法（昭二二―法六七）の一部改正（昭三三―法七六）……一七
△地方自治法（昭二二―法六七）の一部改正（昭三三―法七八）……一八〇
△地方自治法（昭二二―法六七）の一部改正（昭三三―法八七）……二九
○地方税法の一部を改正する法律（昭三三・四・五・法五四）……一八
△地方税法（昭二五―法二二六）の一部改正（昭三三―法二〇）……四三
△地方税法（昭二五―法二二六）の一部改正（昭三三―法三〇）……六六
△地方税法（昭二五―法二二六）の一部改正（昭三三―法五一）……一〇六

△地方税法（昭二五―法二二六）の一部改正（昭三三―法七三）……一六七
△地方税法（昭二五―法二二六）の一部改正（昭三三―法八〇）……一九六
△地方税法（昭二五―法二二六）の一部改正（昭三三―法九四）……二三九
△地方税法（昭二五―法二二六）の一部改正（昭三三―法九五）……二三七
△地方税法（昭二五―法二二六）の一部改正（昭三三―法九九）……二三五
△地方税法（昭二五―法二二六）の一部改正（昭三三―法一〇六）……二九二
△地方税法（昭二五―法二二六）の一部改正（昭三三―法一二〇）……三六
△地方税法（昭二五―法二二六）の一部改正（昭三三―法一二八）……三六〇
△地方税法（昭二五―法二二六）の一部改正（昭三三―法一三二）……四一〇
△地方税法（昭二五―法二二六）の一部改正（昭三三―法一三五）……四三八
△地方税法（昭二五―法二二六）の一部改正（昭三三―法一四三）……四五七
○中小企業金融公庫法の一部を改正する法律（昭三三・四・二三・法七七）……一七八
○中小企業信用保険公庫法（昭三三・四・二六・法九三）……二三三
○中小企業信用保険公庫法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（昭三三・四・二六・法九四）……三八
△中小企業信用保険公庫法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（昭三三―法九四）の一部改正（昭三三―法一一一）……一九九
△地方財政法（昭二三―法一〇九）の一部改正（昭三三―法一一〇）……二〇三
△地方財政法（昭二三―法一〇九）の一部改正（昭三三―法一一七）……二〇七
△調達庁設置法（昭二四―法一二九）の一部改正（昭三三・五・一・法一二三）……二一九
△調達庁設置法（昭二四―法一二九）の一部改正（昭三三―法一四七）……二六五
○調理師法（昭三三・五・一〇・法一四七）（参法）……四六一
○著作権法の一部を改正する法律（昭三三・五・一五・法一五五）（参法）……四七八
○駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭三三・五・一七・法一五八）（衆法）……四八三
○地方鉄道軌道整備法の一部を改正する法律（昭三三・五・二〇・法一六〇）……四八六
△地方鉄道法（大八―法五二）の一部改正（昭三三―法六二）……四三二
△中小企業庁設置法（昭二三―法六四）の一部改正（昭三三―法九四）……四三五
△地方財政法（昭二三―法一〇九）の一部改正（昭三三―法三〇）……一九一
△地方財政法（昭二三―法一〇九）の一部改正（昭三三―法八一）……二〇三
△地方財政法（昭二三―法一〇九）の一部改正（昭三三―法一一〇）……三六
△地方財政法（昭二三―法一〇九）の一部改正（昭三三―法一一三）……四九
△調達庁設置法（昭二四―法一二九）の一部改正（昭三三―法七八）……一八〇
△調達庁設置法（昭二四―法一二九）の一部改正（昭三三―法一五八）……四八五
△中小企業信用保険法（昭二五―法二六四）の一部改正（昭三三―法九四）……二三九
△中小企業信用保険特別会計法（昭二五―法二六五）廃止（昭三三―法九三）……三七
△地方道路税法（昭三〇―法一〇四）の一部改正（昭三三―法一二）……三三
△地方財政再建促進特別措置法（昭三〇―法一九五）の一部改正（昭三三―法一四一）……四三
△地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭三一―法一六一）の一部改正（昭三三―法五六）……一二八
△駐車場法（昭三二―法一〇六）の一部改正（昭三三―法三六）……八一
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正（昭三三―法二〇）……六
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正（昭三三―法七三）……一六
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正（昭三三―法一二九）……一九
△土地収用法（昭二六―法二一九）の一部改正（昭三三―法七九）……一九
△土地収用法（昭二六―法二一九）の一部改正（昭三三―法八〇）……一九

（つ）

○通商産業省設置法の一部を改正する法律（昭三三・五・二〇・法一五九）……四八五
△通商産業省設置法（昭二七―法二七五）の一部改正（昭三三―法五九）……一三
△通商産業省設置法（昭二七―法二七五）の一部改正（昭三三―法九四）……二三三
△通商産業省設置法（昭二七―法二七五）の一部改正（昭三三―法九六）……二四二
△通商産業省設置法（昭二七―法二七五）の一部改正（昭三三―法一五〇）……四七三

（て）

○電話加入権質に関する法律（昭三三・五・六・法一三八）……四四四
○電波法の一部を改正する法律（昭三三・五・六・法一四〇）……四四七
△逓信省設置法（昭二三―法二四四）の一部改正（昭三三―法一二九）……四〇〇

（と）

○道路整備緊急措置法（昭三三・三・三一・法三四）……七一
△道路整備緊急措置法（昭三三―法三四）の一部改正（昭三三―法三六）……八一
○道路整備特別会計法（昭三三・三・三一・法三五）……七三
△道路整備特別会計法（昭三三―法三五）の一部改正（昭三三―法三六）……八一
○道路法の一部を改正する法律（昭三三・三・三一・法三六）……七五
△道路法（昭二七―法一八〇）の一部改正（昭三三―法七九）……一九一
△道路法（昭二七―法一八〇）の一部改正（昭三三―法八四）……二三三
△道路法の一部を改正する法律（昭三三―法三六）の一部改正（昭三三・四・二五・法一一四）……一九五
○特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（昭三三・四・二五・法一一五）……二〇三
△特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭三三―法一五三）の一部改正（昭三三―法一六〇）……二一五
○道路交通取締法（昭二二―法一三〇）の一部改正（昭三三―法一九）……三七
△道路の修繕に関する法律（昭二三―法二八二）の一部改正（昭三三―法三六）……八〇
○統計法等の一部を改正する法律（昭三三・四・三〇・法一〇五）……六七
△土地調整委員会設置法（昭二五―法二九二）の一部改正（昭三三―法三〇）……六七
△道路運送車両法（昭二六―法一八五）の一部改正（昭三三―法五四）……一三三
△土地収用法（昭二六―法二一九）の一部改正（昭三三―法三〇）……六七
△土地収用法（昭二六―法二一九）の一部改正（昭三三―法七九）……一九一

部改正（昭三三―法八四）……二三
△統計報告調整法（昭二七―法一四八）の一部改正（昭三三―法一〇五）……二六三
△道路整備費の財源等に関する臨時措置法（昭二八―法七三）廃止（昭三三―法三四）……七三
△道路整備特別措置法（昭三一―法七）の一部改正（昭三三―法三六）……八〇
△特別とん税法（昭三二―法三八）の一部改正（昭三三―法一二）……三三

（な）

○内閣法の一部を改正する法律（昭三三・四・二八・法九七）……二四三
△南方連絡事務局設置法（昭二七―法二一八）廃止（昭三三―法一五二）……四六八

（に）

○日本道路公団法の一部を改正する法律（昭三三・三・三一・法三七）……八二
△日本道路公団法（昭三一―法八）の一部改正（昭三三―法三四）……七三
○日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（昭三三・四・二一・法六八）……一四七
○日本育英会法の一部を改正する法律（昭三三・四・二五・法八三）……二〇六
○入場税法の一部を改正する法律（昭三八八）（衆法）……三三
○日本貿易振興会法（昭三三・四・二六・法九五）……三三
○日本開発銀行法の一部を改正する法律（昭三三・四・二八・法一〇四）……二六二
○日本労働協会法（昭三三・五・二・法一三二）……四〇五
○日本電信電話公社法の一部を改正する法律（昭三三・五・六・法一三九）……四四七
△日本電信電話公社法（昭二七―法二五〇）の一部改正（昭三三―法七四）……一六六
△日本専売公社法（昭二三―法二五五）の一部改正（昭三三―法一三五）……四三八
△日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律（昭二七―法一一九）の一部改正（昭三三―法五四）……一三三
△日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭二七―法一四〇）の一部改正（昭三三―法七八）……一八〇

（の）

○農業協同組合整備特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・三・一三・法七）……一六
○農業協同組合法の一部を改正する法律（昭三三・三・二七・法二一）……四四
○農業改良助長法の一部を改正する法律（昭三三・四・一五・法五八）……一三〇
○農林漁業団体職員共済組合法（昭三三・四・二八・法九九）……二四四
△農林漁業団体職員共済組合法（昭三三―法九九）の一部改正（昭三三―法一三五）……四三八
○農業又は水産に係る産業教育に従事する国立及び公立の高等学校の教員に対する産業教育手当の支給に関する法律の一部を改正する法律（昭三三・四・二八・法

一〇三）（衆法）……二六一
題名中「又は水産」を「、水産、工業又は商船」に、「教員」を「教員及び実習助手」に改める。
○農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法一二二）……三八
○農林省設置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一三・法一五一）……四七四
△農林省設置法（昭二四―法一五三）の一部改正（昭三三―法三〇）……六六
△農林省設置法（昭二四―法一五三）の一部改正（昭三三―法五一）……一〇六
△農林省設置法（昭二四―法一五三）の一部改正（昭三三―法九九）……二六四
△農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭二五―法一六九）の一部改正（昭三三―法六二）……二九
△農業委員会等に関する法律（昭二六―法八八）の一部改正（昭三三―法七五）……一七三

（は）

○売春防止法の一部を改正する法律（昭三三・三・二五・法一六）……三五
△破産法（大一一―法七二）の一部改正（昭三三―法一〇六）……二九
△日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律（昭三三・五・一〇・法一四九）……四九
△日雇労働者健康保険法（昭二八―法二〇七）の一部改正（昭三三―法一三）……一六
△法人税法（昭二二―法一八）の一部改正（昭三三・三・二五・法一七）……一六
△法人税法（昭二二―法一八）の一部改正（昭三三・四・一五・法二）……一八
△法人税法（昭二二―法一八）の一部改正（昭三三―法一三）……一六

（み）
△民事訴訟費用法（明二三―法六四）の一部改正（昭三三―法六二）……一三七
△民法（明二九―法八九）の一部改正（昭三三―法五）……一三〇
△民法（明二九―法八九）の一部改正（昭三三―法六二）……一三五
△未帰還者留守家族等援護法（昭二八―法一六一）の一部改正（昭三三―法一）……一三七
△未帰還者留守家族等援護法（昭二八―法一六一）の一部改正（昭三三―法一）……一三七
△未帰還者留守家族等援護法（昭二八―法一六一）の一部改正（昭三三―法一）……一三七
（む）
○輸出保険法の一部を改正する法律（昭三三・四・一五・法五九）……一三〇
○郵便為替法の一部を改正する法律（昭三三・四・二二・法七四）……一六七
△郵政事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭三三―法一二九）……四〇二
△有線電気通信法（昭二八―法九六）の一部改正（昭三三―法一三七）……四四四
（よ）
○予防接種法の一部を改正する法律（昭三三・四・一九・法六六）……一四六
△予算執行職員等の責任に関する法律（昭二五―法一七二）の一部改正（昭三三―法九四）……三九
（ら）
○酪農振興基金法（昭三三・四・二一・法七三）……一五九
（り）
○旅館業法の一部を改正する法律（昭三三・三・三一・法二五）……一六
○理化学研究所法（昭三三・四・二四・法一二六）……一四
△防衛庁職員給与法の一部を改正する法律（昭三二―法一五五）の一部改正（昭三三―法八六）……二七
△防衛庁職員給与法の一部を改正する法律（昭三二―法一五五）の一部改正（昭三三―法八八）……三〇
○母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法一二一）……三七
○法務省設置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一五・法一五四）……四七
○北海道地下資源開発株式会社法（昭三三・五・一五・法一五七）……四九
○放射線障害防止の技術的基準に関する法律（昭三三・五・二一・法一六二）……四八
○防衛庁設置法の一部を改正する法律（昭三三・五・二三・法一六三）……四九
△北海道開発法（昭二五―法一二六）の一部改正（昭三三―法一五七）……四八
△北海道防寒住宅建設等促進法（昭二八―法六四）の一部改正（昭三三―法三〇）……六
△放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭三二―法一六七）の一部改正（昭三三―法一六二）……四九
八〇）……一九
○臨時肥料需給安定法の一部を改正する法律（昭三三・四・二六・法九二）……三三
△臨時金利調整法（昭二二―法一八一）の一部改正（昭三三―法一一二）……三〇
△臨時恩給等調査会設置法（昭三二―法一〇二）廃止（昭三三―法一二四）……三六
（ろ）
△労働基準法（昭二二―法四九）の一部改正（昭三三―法一三三）……四七
△労働者災害補償保険特別会計法（昭二二―法五一）の一部改正（昭三三―法一四三）……四七
△労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給与の応急措置に関する法律（昭二二―法一六七）の一部改正（昭三三―法一四三）……四七
△労働省設置法（昭二四―法一六二）の一部改正（昭三三―法一三二）……四〇
△労働省設置法（昭二四―法一六二）の一部改正（昭三三―法一三三）……四九
△労働省設置法（昭二四―法一六二）の一部改正（昭三三―法一四三）……四七
△労働金庫法（昭二八―法二二七）の一部改正（昭三三―法一二八）……三〇

部門別索引

（註）一、第二十八回国会を通過成立した法律を、第一憲法、第二国会、第三行政一般、第四地方制度、第五司法・法務、第六民事法、第七刑事法、第八警察・消防、第九教育・文化、第一〇厚生、第一一労働、第一二財政、第一三租税・専売、第一四金融、第一五産業一般、第一六農林・水産、第一七商工、第一八運輸、第一九郵政、第二〇電気通信、第二一建設、第二二外事及び第二三国防の二三部門に分類して掲載した。

二、〇印は、同国会を通過成立した法律を示す。

△印は、右法律によって改廃された法令を示す。

例えば、

△公職選挙法（昭二五―法一〇〇）の一部改正（昭三三―法一七）とあるのは、昭和三十三年法律第十七号（婦人補導院法）によって、公職選挙法（昭二五―法一〇〇）が一部改正されたことを示す。

第一　憲　法

○皇室経済法施行法の一部を改正する法律（昭三三・四・二一・法六七）……一四七
○公職選挙法の一部を改正する法律（昭三三・四・二二・法七五）……一六八
△公職選挙法（昭二五―法一〇〇）の一部改正（昭三三―法一七）……三
△最高裁判所裁判官国民審査法（昭二二―法一三六）の一部改正（昭三三―法七五）……一七三
△国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭二五―法一七九）の一部改正（昭三三―法六二）……二五
△国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭二五―法一七九）の一部改正（昭三三―法七五）……一七三

第二　国　会

○議院法制局法等の一部を改正する法律（昭三三・四・一・法四三）（衆法）……九
○裁判官弾劾法の一部を改正する法律（昭三三・四・一・法四八）（衆法）……一〇二
○国会法等の一部を改正する法律（昭三三・四・一八・法六五）（衆法）……一四
○国会議員互助年金法（昭三三・四・二二・法七〇）（衆法）……一五〇
○国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律等の一部を改正する法律（昭三三・四・二五・法八五）（衆法）……二三
△国会職員法（昭二二―法八五）の一部改正（昭三三―法四三）……九
△国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律（昭二八―法五二）の一部改正（昭三三―法八五）……二四
△国会議員の秘書の給料等に関する法律（昭三二―法一二八）の一部改正（昭三三―法八五）……二四

第三　行政一般

○特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（昭三三・四・二五・法八六）……三五
△特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭三二―法一五三）の一部改正（昭三三―法八六）……三六
○一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭三三・四・二五・法八七）……二九
○内閣法の一部を改正する法律（昭三三・四・二八・法九七）……四二
○統計法等の一部を改正する法律（昭

三・四・三〇・法一〇五）……二八三
○行政機関職員定員法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法一一一）……二九七
△行政機関職員定員法（昭二四―法一一六）の一部改正（昭三三―法一一一）……二九七
△行政機関職員定員法（昭二四―法一一六）の一部改正（昭三三―法七八）……一八〇
△行政機関職員定員法（昭二四―法一一六）の一部改正（昭三三―法九四）……三八三
△行政機関職員定員法の一部を改正する法律（昭三〇―法二九）の一部改正（昭三三―法一一一）……二九九
△行政機関職員定員法の一部を改正する法律（昭三三―法五九）の一部改正（昭三三―法一一一）……二九九
○経済企画庁設置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法一一二）……三〇〇
△経済企画庁設置法（昭二七―法二六三）の一部改正（昭三三―法七二）……一五九
○恩給法等の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法一二四）……三三
△恩給法一部を改正する法律（昭二八―法一五五）の一部改正（昭三三―法一二四）……三三
○旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律（昭三三・五・一・法一二六）……三九
○国家公務員共済組合法（昭三三―法一二八）……三六三
△国家公務員共済組合法（昭二三―法一七）の一部改正（昭三三―法一二四）……三七
△総理府設置法（昭二四―法一一七）の一部改正（昭三三―法一五八）……三七
△総理府設置法（昭二四―法一一七）の一部改正（昭三三―法一六二）……四九
△総理府設置法（昭二四―法一一七）の一部改正（昭三三―法一六二）……四九
○国家公務員等退職手当暫定措置法（昭三三・五・一・法一二九）……三六三
△国家公務員等退職手当暫定措置法（昭二八―法一八二）の一部改正（昭三三―法一二八）……三六三
○自治庁設置法の一部を改正する法律（昭三三・五・七・法一四一）……三〇〇
△自治庁設置法（昭二七―法二六三）の一部改正（昭三三―法八六）……二七
○青少年問題協議会設置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一〇・法一四四）……四六四
○総理府設置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一五・法一五二）……四七四
△総理府設置法（昭二四―法一一七）の一部改正（昭三三―法七〇）……一六六
△総理府設置法（昭二四―法一一七）の一部改正（昭三三―法一二七）……一九五
△調達庁設置法（昭二四―法一二九）の一部改正（昭三三―法七八）……一八〇
△国家公務員法（昭二二―法一二〇）の一部改正（昭三三―法七八）……一八〇
△国家公務員法（昭二二―法一二〇）の一部改正（昭三三―法八六）……三七
△国家行政組織法（昭二三―法一二〇）の一部改正（昭三三―法七八）……一八〇
△調達庁設置法（昭二四―法一二九）の一部改正（昭三三―法七八）……一八〇
△調達庁設置法（昭二四―法一二九）の一部改正（昭三三―法一五八）……四八五
△旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭二五―法一一八）……四八五
△国家公務員共済組合法（昭二三―法一七）の一部改正（昭三三―法一二四）……三六六
△国家公務員共済組合法（昭二三―法一七）の一部改正（昭三三―法一五八）……四八五
△国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭三三・五・一・法一二九）……四八九
○国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法一五三）……四九六
△国家公務員等退職手当暫定措置法（昭二八―法一八二）の一部改正（昭三三―法一二八）……一九八
△科学技術庁設置法（昭三一―法一六二）の一部改正（昭三三―法一六二）……四八九
○駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭三三・五・一七・法一五八）（衆法）……四八三
△国家公務員法（昭二二―法一二〇）の一部改正（昭三三―法七八）……一八〇
△国家公務員法（昭二二―法一二〇）の一部改正（昭三三―法八六）……三七
△国家行政組織法（昭二三―法一二〇）の一部改正（昭三三―法七八）……一八〇
△調達庁設置法（昭二四―法一二九）の一部改正（昭三三―法七八）……一八〇
△調達庁設置法（昭二四―法一二九）の一部改正（昭三三―法一五八）……四八五
△旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭二五―法一一八）……四八五
△国家公務員共済組合法（昭二三―法一七）の一部改正（昭三三―法一二四）……三六六
△国家公務員共済組合法（昭二三―法一七）の一部改正（昭三三―法一五八）……四八五
△国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭三三・五・一・法一二九）……四八九
○国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法一五三）……四九六
△国家公務員等退職手当暫定措置法（昭二八―法一八二）の一部改正（昭三三―法一二八）……一九八
△科学技術庁設置法（昭三一―法一六二）の一部改正（昭三三―法一六二）……四八九
○駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭三三・五・一七・法一五八）（衆法）……四八三

五六）の一部改正（昭三三―法一二六）……二四三
△旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭二五―法二五六）の一部改正（昭三三―法一二八）……三七
△土地調整委員会設置法（昭二五―法二九二）の一部改正（昭三三―法三〇）……六六
△国家公務員災害補償法（昭二六―法一九一）の一部改正（昭三三―法八七）……三九
△国家公務員災害補償法（昭二六―法一九一）の一部改正（昭三三―法一四三）……四五七
△在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭二七―法九三）の一部改正（昭三三―法一七）……一
△在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭二七―法九三）の一部改正（昭三三―法二七）……二〇
△統計報告調整法（昭二七―法一四八）の一部改正（昭三三―法一〇五）……二八三
△南方連絡事務局設置法（昭二七―法一八）廃止（昭三三―法一五二）……四七六
△昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の額の改定に関する法律（昭三一―法一三三）の一部改正（昭三三―法一二六）……三四四
△公共企業体職員等共済組合法（昭三一―法一三四）の一部改正（昭三三―法一二八）……二四三
△昭和二十三年六月三十日以前に給与事由の生じた恩給等の年額の改定に関する法律（昭三一―法一四九）の一部改正（昭三三―法一二四）……三五
△旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律（昭三一―法一七七）の一部改正（昭三三―法一二四）……三五
△臨時恩給等調査会設置法（昭三二―法一〇二）廃止（昭三三―法一二四）……三六
△土地調整委員会設置法（昭二五―法二九二）の一部改正（昭三三―法三〇）……六六
△地方税法（昭二五―法二二六）の一部改正（昭三三―法二〇）……四三
△地方税法（昭二五―法二二六）の一部改正（昭三三―法三〇）……六六
△地方税法（昭二五―法二二六）の一部改正（昭三三―法五一）……一〇六
△地方税法（昭二五―法二二六）の一部改正（昭三三―法七三）……一六七
△地方税法（昭二五―法二二六）の一部改正（昭三三―法八〇）……一九八
△地方税法（昭二五―法二二六）の一部改正（昭三三―法九五）……三七
△地方税法（昭二五―法二二六）の一部改正（昭三三―法九四）……三九
△地方税法（昭二五―法二二六）の一部改正（昭三三―法九九）……二六五
△地方税法（昭二五―法二二六）の一部改正（昭三三―法一〇六）……二九三
△地方税法（昭二五―法二二六）の一部改正（昭三三―法一二〇）……三六
△地方税法（昭二五―法二二六）の一部改正（昭三三―法一二八）……三〇
△地方税法（昭二五―法二二六）の一部改正（昭三三―法一三五）……四三八
△地方税法（昭二五―法二二六）の一部改正（昭三三―法一四〇）……四一〇
△地方税法（昭二五―法二二六）の一部改正（昭三三―法一四五）……四三八

△地方税法（昭二五―法二二六）の一部改正（昭三三―法一二八）……四七
○地方交付税法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法一一七）……三七
△地方財政法（昭二三―法一〇九）の一部改正（昭三三―法三〇）……六六
△地方財政法（昭二三―法一〇九）の一部改正（昭三三―法一〇九）の一部改正（昭三三―法三一）……七
△地方財政法（昭二三―法一〇九）の一部改正（昭三三―法七九）……一九
△地方財政法（昭二三―法一〇九）の一部改正（昭三三―法八一）……二〇三
△地方財政法（昭二三―法一〇九）の一部改正（昭三三―法一二〇）……三六
△地方財政法（昭二三―法一〇九）の一部改正（昭三三―法一三三）……四九
△日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律（昭二七―法一一九）の一部改正（昭三三―法五四）……二三
△日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律（昭二九―法一八八）の一部改正（昭三三―法五四）……二三
△市町村職員共済組合法（昭二九―法二〇四）の一部改正（昭三三―法一二八）……四七
△地方税法（昭二五―法二二六）の一部改正（昭三三―法一四三）……四七
○地方交付税法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法一一七）……三七
△地方財政法（昭二三―法一〇九）の一部改正（昭三三―法三〇）……六六
△地方財政法（昭二三―法一〇九）の一部改正（昭三三―法一〇九）の一部改正（昭三三―法三一）……七
△地方財政法（昭二三―法一〇九）の一部改正（昭三三―法七九）……一九
△地方財政法（昭二三―法一〇九）の一部改正（昭三三―法八一）……二〇三
△地方財政法（昭二三―法一〇九）の一部改正（昭三三―法一二〇）……三六
△地方財政法（昭二三―法一〇九）の一部改正（昭三三―法一三三）……四九
△日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律（昭二七―法一一九）の一部改正（昭三三―法五四）……二三
△日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律（昭二九―法一八八）の一部改正（昭三三―法五四）……二三
△市町村職員共済組合法（昭二九―法二〇四）の一部改正（昭三三―法一二八）……四七
△地方税法（昭二五―法二二六）の一部改正（昭三三―法一四三）……四七
○地方交付税法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法一一七）……三七

第五　司法・法務

○外国人登録法の一部を改正する法律（昭三三・二・二六・法三）……一
○婦人補導院法（昭三三・三・二五・法一七）……一六
○下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律（昭三三・四・二五・法八二）……二〇四
○裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律（昭三三・四・二五・法八九）……二一〇
○検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律（昭三三・四・二五・法九〇）……三一
○証人等の被害についての給付に関する法律（昭三三・四・三〇・法一〇九）……二九五
○裁判所職員定員法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法一一五）……三〇三
○訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法一二七）……三〇五
△訴訟費用等臨時措置法（昭一九―法一一）の一部改正（昭三三―法六二）……三〇七
△執達吏手数料規則（明二三―法五二）の一部改正（昭三三―法六二）……一三八
△出入国管理令（昭二六―政三一九）の一部改正（昭三三―法六）……一六
△出入国管理令（昭二六―政三一九）の一部改正（昭三三―法一七）……三
△出入国管理令（昭二六―政三一九）の一部改正（昭三三―法一五四）……四七

第六　民事法

○遺失物法等の一部を改正する法律（昭三三・三・一〇・法五）……四
○企業担保法（昭三三・四・三〇・法一〇六）……二六四
△民事訴訟費用法（明二三―法六四）の一部改正（昭三三―法六二）……一三八
△民法（明二九―法八九）の一部改正（昭三三―法五）……五
△民法（明二九―法八九）の一部改正（昭三三―法六二）……一三八
△商法（明三二―法四八）の一部改正（昭三三―法六二）……一三八
△商法（明三二―法四八）の一部改正（昭

三三―法一〇六）……二九一
△担保附社債信託法（明三八―法五二）の一部改正（昭三三―法一〇六）……二九一
△破産法（大一一―法七二）の一部改正（昭三三―法一〇六）……二九一
△会社更生法（昭二七―法一七二）の一部改正（昭三三―法一〇六）……二九一

第七　刑事法

○刑法の一部を改正する法律（昭三三・四・三〇・法一〇七）……二九三
○刑事訴訟法の一部を改正する法律（昭三三・四・三〇・法一〇八）……二九四
△刑事訴訟費用法（大一〇―法六八）の一部改正（昭三三―法六二）……一三九
△更生緊急保護法（昭二五―法二〇三）の一部改正（昭三三―法一六）……二六

第八　警察・消防

○銃砲刀剣類等所持取締法（昭三三・三・一〇・法六）……六
○売春防止法の一部を改正する法律（昭三三・三・二五・法一六）……二五
○警察法等の一部を改正する法律（昭三三・三・二六・法一九）……二五
△道路交通取締法（昭二二―法一三〇）の一部改正（昭三三―法一九）……三七
△銃砲刀剣類等所持取締令（昭二五―政三三四）廃止（昭三三―法六）……二五

第九　教育・文化

○国立競技場法（昭三三・三・二七・法二〇）……三
○国立学校設置法の一部を改正する法律（昭三三・三・三一・法二八）……三
○学校保健法（昭三三・四・一〇・法五六）……三
○義務教育諸学校施設費国庫負担法（昭三三・四・二五・法八一）……一九
○日本育英会法の一部を改正する法律（昭三三・四・二五・法八三）……二〇六
○へき地教育振興法の一部を改正する法律（昭三三・四・二八・法一〇一）（参法）……二七九
○盲学校、ろう学校及び養護学校への就学奨励に関する法律の一部を改正する法律（昭三三・四・二八・法一〇二）……二八〇
○農業又は水産に係る産業教育に従事する国立及び公立の高等学校の教員に対する産業教育手当の支給に関する法律の一部を改正する法律（昭三三・四・二八・法一〇三）（衆法）……二八一
△学校教育法（昭二二―法二六）の一部改正（昭三三―法五六）……一三八
△文化財保護法（昭二五―法二一四）の一部改正（昭三三―法八六）……二七
△学校図書館法（昭二八―法一八五）の一部改正（昭三三―法一三六）……四九
△私立学校教職員共済組合法（昭二八―法二四五）の一部改正（昭三三―法一〇二）……四七
△公立学校施設費国庫負担法（昭二八―法二四七）の一部改正（昭三三―法八一）……二〇二

題名中「又は水産」を「、水産、工業又は商船」に、「教員」を「教員及び実習助手」に改める。

○公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭三三・五・一・法一一三）……三〇一
○文部省設置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法一一三）……三〇二
○義務教育費国庫負担法等の一部を改正する法律（昭三三・五・六・法一三六）……四九
○著作権法の一部を改正する法律（昭三三・五・一五・法一五五）（参法）……四七八

△危険校舎改築促進臨時措置法（昭二八―法二四八）の一部改正（昭三三―法八一）……二〇二
改題――「公立高等学校危険建物改築促進臨時措置法」
△公立小学校不正常授業解消促進臨時措置法（昭三〇―法一四七）廃止（昭三三―法八一）……二〇二
△公立養護学校整備特別措置法（昭三一―法一五二）の一部改正（昭三三―法一三六）……四九九
△地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭三一―法一六二）の一部改正（昭三三―法五六）……一三八

第一〇　厚　生

○旅館業法の一部を改正する法律（昭三三・三・三一・法二五）……四四
○身体障害者福祉法の一部を改正する法律（昭三三・三・三一・法二九）……三三
△身体障害者福祉法（昭二四―法二八三）の一部改正（昭三三―法一三三）……三六
△身体障害者福祉法（昭二四―法二八三）の一部改正（昭三三―法一三三）……四一〇
○厚生保険特別会計法等の一部を改正する法律（昭三三・三・三一・法三二）……七〇
△厚生保険特別会計法（昭一九―法一〇）の一部改正（昭三三―法一一八）……三七
△厚生保険特別会計法（昭一九―法一〇）の一部改正（昭三三―法一二八）……二〇二
△厚生省設置法の一部を改正する法律（昭三三・四・一・法四四）……九
△厚生省設置法（昭二四―法一五一）の一部改正（昭三三・四・一・法一三一）……一四三
△厚生省設置法（昭二四―法一五一）の一部改正（昭三三―法一三一）……一五六
△厚生省設置法（昭二四―法一五一）の一部改正（昭三三・四・二三・法一七四）……一七四
△厚生省設置法（昭二四―法一五一）の一部改正（昭三三・五・二・法一三三）……一四二
△厚生省設置法（昭二四―法一五一）の一部改正（昭三三―法一三三）……一五八
△厚生省設置法（昭二四―法一五一）の一部改正（昭三三―法一三三）……二〇四
△厚生省設置法（昭二四―法一五一）の一部改正（昭三三―法一四七）……四六三
○社会福祉事業等の施設に関する措置法（昭三三・五・七・法一四二）（参法）……四五三
○けい肺及び外傷性せき髄障害の療養等に関する臨時措置法（昭三三・五・七・法一四三）（参法）……四五三
○調理師法（昭三三・五・一〇・法一四七）（参法）……四六二
○日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律（昭三三・五・一〇・法一四九）……四六九
△戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法一二五）……三三一
△厚生保険特別会計法（昭一九―法一〇）の一部改正（昭三三―法一二八）……二〇二
○社会福祉事業法の一部を改正する法律（昭三三・四・一・法四四）……三六
○角膜移植に関する法律（昭三三・四・一・法六四）（衆法）……一四三
○予防接種法の一部を改正する法律（昭三三・四・一九・法六六）……一四四
○あん摩師、はり師、きゅう師及び柔道整復師法等の一部を改正する法律（昭三三・四・二二・法七一）（衆法）……三六
△厚生省設置法（昭二四―法一五一）の一部改正（昭三三―法一三一）……四〇四
△厚生省設置法（昭二四―法一五一）の一部改正（昭三三―法一三一）……四〇四
△厚生省設置法（昭二四―法一五一）の一部改正（昭三三―法一四七）……四六三
○医師等の免許及び試験の特例に関する法律の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法一一九）（衆法）……四五三
○児童福祉法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法一二〇）……四五三
○母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法一二一）……四五三
○戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法一二五）……三三一
△戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法一二五）……三三八
○厚生省設置法の一部を改正する法律（昭三三・五・二・法一三一）……四〇四
△厚生省設置法（昭二四―法一五一）の一部改正（昭三三―法六四）……一四四
△厚生省設置法（昭二四―法一五一）の一部改正（昭三三―法七六）……一七七
△厚生省設置法（昭二四―法一五一）の一部改正（昭三三―法一二〇）……三六
△厚生省設置法（昭二四―法一五一）の一部改正（昭三三―法一三一）……四〇四
△厚生省設置法（昭二四―法一五一）の一部改正（昭三三―法一四七）……四六三
○社会福祉事業等の施設に関する措置法（昭三三・五・七・法一四二）（参法）……四五三
○けい肺及び外傷性せき髄障害の療養等に関する臨時措置法（昭三三・五・七・法一四三）（参法）……四五三
○調理師法（昭三三・五・一〇・法一四七）（参法）……四六二
○日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律（昭三三・五・一〇・法一四九）……四六九
△日雇労働者健康保険法（昭二八―法二〇七）の一部改正（昭三三―法一二八）……三六〇
△健康保険法（大一一―法七〇）の一部改正（昭三三―法一〇六）……三三
△健康保険法（大一一―法七〇）の一部改正（昭三三―法一一八）……三六〇
△健康保険法（大一一―法七〇）の一部改正（昭三三―法一四九）……四七三
△社会保険診療報酬支払基金法（昭二三―法一二九）の一部改正（昭三三―法一二〇）……三六
△国立身体障害者更生指導所設置法（昭二四―法一五二）の一部改正（昭三三―法一三三）……四五九
△精神衛生法（昭二五―法一二三）の一部改正（昭三三―法一七）……三
△結核予防法（昭二六―法九六）の一部改正（昭三三―法五六）……一八
△結核予防法（昭二六―法九六）の一部改正（昭三三―法一二八）……三六〇
△覚せい剤取締法（昭二六―法二五二）の一部改正（昭三三―法五）……六
△栄養改善法（昭二七―法二四八）の一部改正（昭三三―法一四七）……四六三
△未帰還者留守家族等援護法（昭二八―法一六一）の一部改正（昭三三―法一六一）……四九

第一一　労　働

○日本労働協会法（昭三三・五・二・法一三二）……三
○職業訓練法（昭三三・五・二・法一三三）……四二
○失業保険法の一部を改正する法律（昭三三・五・一〇・法一四八）……四六三
△失業保険法（昭二二―法一四六）の一部改正（昭三三―法一〇六）……三九二
△失業保険法（昭二二―法一四六）の一部改正（昭三三―法一三三）……四九
△労働基準法（昭二二―法四九）の一部改正（昭三三―法一三三）……四七
△労働者災害補償保険特別会計法（昭二二―法五一）の一部改正（昭三三―法一三三）……四五七
△職業安定法（昭二二―法一四一）の一部改正（昭三三―法一三三）……四八
△労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給与の応急措置に関する法律（昭二二―法一六七）の一部改正（昭三三―法一四三）……四五七
△労働省設置法（昭二四―法一六二）の一部改正（昭三三―法一三三）……四一〇
△労働省設置法（昭二四―法一六二）の一部改正（昭三三―法一三三）……四九
△労働省設置法（昭二四―法一六二）の一部改正（昭三三―法一四三）……四五七
△労働金庫法（昭二八―法二二七）の一部改正（昭三三―法一二八）……三六〇

第一二　財　政

○国庫出納金等端数計算法の一部を改正する法律（昭三三・三・二四・法一二）……二
改題――「国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律」
○昭和三十八年度から昭和三十二年度までの各年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律の一

部を改正する法律（昭三三・三・二四・法一三）……三
改題――「昭和二十八年度から昭和三十三年度までの各年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律」
○補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律（昭三三・三・三一・法三一）……七
○交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法一一八）……三三
△会計検査院法（昭二二―法七三）の一部改正（昭三三―法八六）……三七
△大蔵省設置法（昭二四―法一四四）の一部改正（昭三三―法九四）……三八
△大蔵省設置法（昭二四―法一四四）の一部改正（昭三三―法一二八）……三七
△国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭二五―法六一）の一部改正（昭三三―法九四）……三八
△退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律（昭二五―法六二）の一部改正（昭三三―法一三三）……三九
△国有財産特別措置法（昭二七―法二一九）の一部改正（昭三三―法一二〇）……三六
△小額通貨の整理及び支払金の端数計算に関する法律（昭二八―法六〇）の一部改正（昭三三―法一二）……四八二
△国の債権の管理等に関する法律（昭二一―法一一四）の一部改正（昭三三―法一〇六）……九一

第一三　租税・専売

○昭和三十二年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律（昭三三・三・三一・法四）……八二
○製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律の一部を改正する法律（昭三三・二四・法一五）……八
○租税特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・三一・法三八）……八二
△租税特別措置法（昭三二―法二六）の一部を改正（昭三三―法一八）……三五
△租税特別措置法（昭三二―法二六）の一部改正（昭三三―法四一）……九七
△租税特別措置法（昭三二―法二六）の一部改正（昭三三―法八〇）……一九八
△租税特別措置法（昭三二―法二六）の一部改正（昭三三―法一〇〇）……三七八
△租税特別措置法（昭三二―法二六）の一部改正（昭三三―法一二〇）……三六
△租税特別措置法（昭三二―法二六）の一部改正（昭三三―法一二八）……三八〇
△租税特別措置法（昭三二―法二六）の一部改正（昭三三―法一五七）……四八二
○所得税法等の一部を改正する法律（昭三三・三・三一・法三九）……九一
△所得税法（昭二二―法二七）の一部改正（昭三三―法二〇）……四三
△所得税法（昭二二―法二七）の一部改正（昭三三―法七〇）……一五六
△所得税法（昭二二―法二七）の一部改正（昭三三―法七三）……一六六
△所得税法（昭二二―法二七）の一部改正（昭三三―法九四）……三八
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正（昭三三―法二八）……三七
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正（昭三三―法五五）……三七
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正（昭三三―法九九）……二六四
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正（昭三三―法一〇六）……二九一
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正（昭三三―法一一三）……四一〇
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正（昭三三―法一一八）……三七
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正（昭三三―法一三二）……四一〇
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正（昭三三―法一三五）……四二八
△印紙税法（明三二―法五四）の一部改正（昭三三―法一〇〇）……一〇〇
△印紙税法（明三二―法五四）の一部改正（昭三三―法五四）の一部改正（昭三三―法五四）の一部改
△所得税法（昭二二―法二七）の一部改

正（昭三三―法九五）……三七
△所得税法（昭二二―法二七）の一部改正（昭三三―法九九）……二六四
△所得税法（昭二二―法二七）の一部改正（昭三三―法一〇〇）……二七八
△所得税法（昭二二―法二七）の一部改正（昭三三―法一二五）……三九
△所得税法（昭二二―法二七）の一部改正（昭三三―法一二八）……三七
△所得税法（昭二二―法二七）の一部改正（昭三三―法一三二）……四一〇
△所得税法（昭二二―法二七）の一部改正（昭三三―法一三五）……九六
△所得税法（昭二二―法二七）の一部改正（昭三三―法一四二）……一三四
△所得税法（昭二二―法二七）の一部改正（昭三三・三一・法四一）……一九
△所得税法（昭二二―法二七）の一部改正（昭三三・四・二一・法一一一）……一四七
△所得税法の一部を改正する法律（昭三二―法二七）の一部改正（昭三三―法三九）……九三
○法人税法の一部を改正する法律（昭三三・三一・法四〇）……九四
△法人税法（昭二二―法二八）の一部改正（昭三三―法二〇）……四三
△法人税法（昭二二―法二八）の一部改正（昭三三―法七三）……一六七
△法人税法（昭二二―法二八）の一部改正（昭三三―法九四）……二三八
△法人税法（昭二二―法二八）の一部改正（昭三三―法一二五）……四三七
△法人税法（昭二二―法二八）の一部改正（昭三三―法一三五）……二三七
△法人税法（昭二二―法二八）の一部改正（昭三三―法一四五）……二三七
△法人税法（昭二二―法二八）の一部改正（昭三三―法九九）……二五五

△登録税法（明二九―法二七）の一部改正（昭三三―法七三）……一六六
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正（昭三三―法八〇）……一九八
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正（昭三三―法九四）……三八
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正（昭三三―法九五）……三七
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正（昭三三―法九九）……二六四
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正（昭三三―法一〇六）……二九一
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正（昭三三―法一一三）……四一〇
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正（昭三三―法一一八）……三七
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正（昭三三―法一三二）……四一〇
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正（昭三三―法一三五）……四二八
△国税徴収法（明三〇―法二一）の一部改正（昭三三―法一〇六）……二九一
△印紙税法（明三二―法五四）の一部改正（昭三三―法一〇〇）……一〇〇
△印紙税法（明三二―法五四）の一部改正（昭三三―法五四）の一部改正（昭三三―法五四）の一部改
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正（昭三三―法二一）……一六六
△印紙税法（明三二―法五四）の一部改正（昭三三―法五四）の一部改

正（昭三二―法九四）……三六
△印紙税法（明三二―法五四）の一部改正（昭三二―法九五）……三七
△印紙税法（明三二―法五四）の一部改正（昭三三―法九九）……三六
△印紙税法（明三二―法五四）の一部改正（昭三三―法一二八）……三七
△印紙税法（明三二―法五四）の一部改正（昭三三―法一三二）……四一〇
△災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭二二―法一七五）の一部改正（昭三三―法一〇〇）……三六
△日本専売公社法（昭二三―法二五五）の一部改正（昭三三―法一三五）……四八
△国際復興開発銀行からの外資の受入について日本開発銀行、日本輸出入銀行、愛知用水公団等が発行する債券の利子に対する所得税の免除に関する法律（昭二八―法一〇六）の一部改正（昭三三―法三七）……八三
△関税法（昭二九―法六一）の一部改正（昭三三―法六）……一六
△日本国とアメリカ合衆国との間の二重課税の回避及び脱税の防止のための条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律（昭二九―法一九四）の一部改正（昭三三―法一〇〇）……二七八
△地方道路税法（昭三〇―法一〇四）の一部改正（昭三三―法一二）……三
△特別とん税法（昭三二―法三八）の一部改正（昭三三―法一二）……三
第一四　金　融
○公営企業金融公庫法の一部を改正する法律（昭三三・四・一・法四九）……七
○日本開発銀行法の一部を改正する法律（昭三三・四・二八・法一〇四）……一〇三
△銀行等の事務の簡素化に関する法律（昭一八―法四二）の一部改正（昭三三―法一〇六）……三
△臨時金利調整法（昭二二―法一八の一部改正（昭三三―法一一二）……三
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五七）の一部改正（昭三三―法三〇）……三
△産業労働者住宅資金融通法（昭二八―法六三）の一部改正（昭三三―法三〇）……六
△国民金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律（昭二九―法九一）の一部改正（昭三三―法九九）……三
△国民金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律（昭二九―法九一）の一部改正（昭三三―法一二五）……三
△国民金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律（昭二九―法九一）の一部改正（昭三三―法一二九）……三
第一五　産業一般
○企業合理化促進法の一部を改正する法律（昭三三・三・三一・法三三）……七
○奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・四・一・法四六）……一〇
△奄美群島復興特別措置法（昭二九―法一八九）の一部改正（昭三三―法三四）……七
○計量法の一部を改正する法律（昭三三・四・一五・法六一）……三
○計量単位の統一に伴う関係法律の整備に関する法律（昭三三・四・一五・法六二）……三
○中小企業金融公庫法の一部を改正する法律（昭三三・四・二三・法七七）……一六
○中小企業信用保険公庫法（昭三三・四・二六・法九三）……三
○中小企業信用保険公庫法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（昭三三・四・二六・法九四）……三
△中小企業信用保険公庫法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（昭三三―法九四）の一部改正（昭三三―法

一一一）……二九
○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律（昭三三・五・二〇・法一六一）……四七
○放射線障害防止の技術的基準に関する法律（昭三三・五・二一・法一六二）……四八
△私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律（昭二二―法一三八）の一部改正（昭三三―法一二八）……三〇
△昭和二十二年法律第五十四号私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律（昭二二―法一三八）の一部改正（昭三三―法一三五）……四八
△中小企業信用保険法（昭二五―法二四四）の一部改正（昭三三―法九四）……三九
△中小企業信用保険特別会計法（昭二五―法二六五）廃止（昭三三―法九三）……三七
△計量法施行法（昭二六―法二〇八）の一部改正（昭三三―法六二）……二九
△信用保証協会法（昭二八―法一九六）の一部改正（昭三三―法九四）……三三
△放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭三二―法一六七）の一部改正（昭三三―法一六二）……四九

第一六　農林・水産

○農業協同組合整備特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・三・一三・法七）……一六
○開拓者資金融通法の一部を改正する法律（昭三三・三・一八・法九）……一
○漁船再保険特別会計における特殊保険及び給与保険の再保険事業について生じた損失をうめるための一般会計からする入金に関する法律（昭三三・三・二四・法一四）……二
○繭糸価格安定法の一部を改正する法律（昭三三・三・二五・法一八）……一
△繭糸価格安定法（昭二六―法三一〇）の一部改正（昭三三―法六二）……一四
○農業協同組合法の一部を改正する法律（昭三三・三・二七・法二一）……一
○食糧管理特別会計における資金の設置及びこれに充てるための一般会計からする繰入金に関する法律（昭三三・三・三一・法二三）……四
○食糧管理特別会計法の一部を改正する法律（昭三三・三・二九・法二四）……一
○開拓融資保証法の一部を改正する法律（昭三三・四・一・法四五）……一
△糸価安定特別会計法の一部を改正する法律（昭三三―法三〇）……一
○狩猟法の一部を改正する法律（昭三三・四・一・法五一）……一
○分収造林特別措置法（昭三三・四・一五・法五七）……一
○農業改良助長法の一部を改正する法律（昭三三・四・一五・法五八）……一
○森林開発公団法の一部を改正する法律（昭三三・四・一五・法六〇）……一
○酪農振興基金法（昭三三・四・二一・法七三）……一
○臨時肥料需給安定法の一部を改正する法律（昭三三・四・二六・法九二）……三
○農林漁業団体職員共済組合法（昭三三・四・二八・法九九）……二
△農林漁業団体職員共済組合法（昭三三―法九九）の一部改正（昭三三―法一三五）……四
○農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法一二二）……三
○中央卸売市場法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法一二三）……三
○漁業制度調査会設置法（昭三三・五・一〇・法一四六）……四
○食糧管理特別会計法の一部を改正する法律（昭三三・五・二九・法二四）……四
○農林省設置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一三・法一五一）……四
△農林省設置法（昭二四―法一五三）の一部改正（昭三三―法三〇）……六

△農林省設置法（昭二四―法一五三）の一部改正（昭三三―法五一）……一〇六
△農林省設置法（昭二四―法一五三）の一部改正（昭三三―法九九）……二六四
△水産庁設置法（昭二三―法七八）の一部改正（昭三三―法一四六）……四六〇
△競馬法（昭二三―法一五八）の一部改正（昭三三―法一二）……二〇七
△水産業協同組合法（昭二三―法二四二）の一部改正（昭三三―法六二）……一三九
△漁業法（昭二四―法二六七）の一部改正（昭三三―法七五）……一七三
△漁業法（昭二四―法二六七）の一部改正（昭三三―法一〇六）……二九三
△農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭二五―法一六九）の一部改正（昭三三―法六二）……一三九
△農業委員会等に関する法律（昭二六―法八八）の一部改正（昭三三―法七五）……一七三
△真珠養殖事業法（昭二七―法九）の一部改正（昭三三―法六二）……一四〇
第一七　商　工
○合成ゴム製造事業特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・四・一・法五〇）……一〇三
△船舶法（明三二―法四六）の一部改正（昭三三―法六二）……一三六
△水難救護法（明三二―法九五）の一部改正（昭三三―法五）……五
△地方鉄道法（大八―法五二）の一部改正（昭三三―法六二）……一三六
△軌道法（大一〇―法七六）の一部改正（昭三三―法六二）……一三九
△船員保険法（昭一四―法七三）の一部改正（昭三三―法一〇六）……一九二
△船員保険法（昭一四―法七三）の一部改正（昭三三―法一四九）……四七二
△船員保険特別会計法（昭二二―法二三六）の一部改正（昭三一―法三二）……七〇
△道路運送車両法（昭二六―法一八五）の一部改正（昭三三―法五四）……一三三
第一九　郵　政
○簡易生命保険法の一部を改正する法律（昭三三・三・二〇・法一〇）……一九
○郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所に関する法律の一部を改正する法律（昭三三・三・二〇・法一一）……二〇
○郵便振替貯金法の一部を改正する法律（昭三三・五・二四・法一六五）……四九三

（昭三三・三・三一・法二六）……四八
○郵便為替法の一部を改正する法律（昭三三・四・二二・法七四）……一六七
△逓信省設置法（昭二三―法二四四）の一部改正（昭三三―法一二九）……四〇〇
△郵政事業特別会計法（昭二四―法一二九）の一部改正（昭三三―法二一三）……四〇一
△簡易郵便局法（昭二四―法二一三）の一部改正（昭三三―法一一）……三一
第二〇　電気通信
○公衆電気通信法の一部を改正する法律（昭三三・五・六・法一三七）……四〇〇
△公衆電気通信法（昭二八―法九七）の一部改正（昭三三―法一三八）……四〇八
○電話加入権質に関する法律（昭三三・五・六・法一三八）……四〇九
○日本電信電話公社法の一部を改正する法律（昭三三・五・六・法一三九）……四一七
△日本電信電話公社法（昭二七―法二五〇）の一部改正（昭三三―法一三九）……一六
△電波法の一部を改正する法律（昭三三・五・六・法一四〇）……三
△有線電気通信法（昭二八―法九六）の一部改正（昭三三―法一三七）……四四四
△通信省設置法（昭二三―法一五三）の一部改正（昭三三―法一五一）……一〇六
△農林省設置法（昭二四―法一五三）の一部改正（昭三三―法九九）……二六四
△水産庁設置法（昭二三―法七八）の一部改正（昭三三―法一四六）……四六〇
△競馬法（昭二三―法一五八）の一部改正（昭三三―法一二）……二〇七
△水産業協同組合法（昭二三―法二四二）の一部改正（昭三三―法六二）……一三九
△漁業法（昭二四―法二六七）の一部改正（昭三三―法七五）……一七三
△漁業法（昭二四―法二六七）の一部改正（昭三三―法一〇六）……二九三
△農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭二五―法一六九）の一部改正（昭三三―法六二）……一三九
△農業委員会等に関する法律（昭二六―法八八）の一部改正（昭三三―法七五）……一七三
△真珠養殖事業法（昭二七―法九）の一部改正（昭三三―法六二）……一四〇
第一七　商　工
○合成ゴム製造事業特別措置法の一部を改正する法律（昭三三・四・一・法五〇）……一〇三

改題――「日本合成ゴム株式会社に関する臨時措置に関する法律」
○輸出保険法の一部を改正する法律（昭三三・四・一五・法五九）……一〇六
○理化学研究所法（昭三三・四・二四・法八〇）……一九一
○工業用水道事業法（昭三三・四・二五・法八四）……二〇七
○日本貿易振興会法（昭三三・四・二六・法九五）……二三三
○石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律（昭三三・四・二六・法九六）……四八五
○水洗炭業に関する法律（昭三三・五・一・法一三四）（衆法）……一四〇
○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三三・五・一五・法一五六）……一九八
○北海道地下資源開発株式会社法（昭三三・五・一五・法一五七）……一〇五
○通商産業省設置法の一部を改正する法律（昭三三・五・二〇・法一五九）……四五五
△通商産業省設置法（昭二七―法二八七）の一部改正（昭三三―法五九）……一三三
△通商産業省設置法（昭二七―法二八七）の一部改正（昭三三―法九四）……二三三
△通商産業省設置法（昭二七―法二八七）の一部改正（昭三三―法九六）……二三八
△通商産業省設置法（昭二七―法二八七）の一部改正（昭三三―法一〇四）……四七三
第一八　運　輸
○捕獲審検所の検定の再審査に関する法律の一部を改正する法律（昭三三・二・二・法二）……一
○海難審判法の一部を改正する法律（昭三三・四・五・法五二）……一〇六
○航空法の一部を改正する法律（昭三三・四・一五・法六三）……一四〇
○航空機工業振興法（昭三三・五・一〇・法一五〇）……四七三
○地方鉄道軌道整備法の一部を改正する法律（昭三三・五・二〇・法一六〇）……四八六
○運輸省設置法の一部を改正する法律（昭三三―法九六）……四七三

○台風常襲地帯における災害の防除に関する特別措置法（昭三三・四・二二・法七二）（衆法）……一三七
○下水道法（昭三三・四・二四・法七九）……一八一
△下水道法（明三三―法三二）廃止（昭三三―法七九）……一九〇
○首都圏市街地開発区域整備法（昭三三・四・二八・法九八）……二四三
○建設省設置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法一一四）……三〇三
△建設省設置法（昭二三―法一一三）の一部改正（昭三三―法三〇）……六六
△建設省設置法（昭二三―法一一三）の一部改正（昭三三―法三五）……七六
△建設省設置法（昭二三―法一一三）の一部改正（昭三三―法三六）……八〇
△道路の修繕に関する法律（昭二三―法二八二）の一部改正（昭三三―法三六）……八〇
△北海道開発法（昭二五―法一二六）の一部改正（昭三三―法一五七）……四八二
△建築基準法（昭二五―法二〇一）の一部改正（昭三三―法七九）……一九一
△土地収用法（昭二六―法二一九）の一部改正（昭三三―法三〇）……六八
△土地収用法（昭二六―法二一九）の一部改正（昭三三―法七九）……一九一
△土地収用法（昭二六―法二一九）の一部改正（昭三三―法八四）……六八
△日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭二七―法一四〇）の一部改正（昭三三―法七八）……一
○在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律（昭三三・三・三一・法二七）……三〇
△道路整備費の財源等に関する臨時措置法（昭二八―法七三）廃止（昭三三―法三四）……四九八
△道路整備特別措置法（昭三一―法七）の一部改正（昭三三―法三六）……一四八
△積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法（昭三一―法七二）の一部改正（昭三三―法三四）……七三
△積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法（昭三一―法七二）の一部改正（昭三三―法三六）……八一
△首都圏整備法（昭三一―法八三）の一部改正（昭三三―法九八）……二四四
△海岸法（昭三一―法一〇一）の一部改正（昭三三―法三〇）……三七
△防衛庁設置法の一部を改正する法律（昭三三・四・二五・法八八）……三〇
△防衛庁職員給与法（昭二七―法二六六）の一部改正（昭三三―法三六）……三六
△駐車場法（昭三二―法一〇六）の一部改正（昭三三―法三六）……八一

第二一　外　事

○在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律（昭三三・二・二一・法一）……一
○在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律（昭三三・三・三一・法二七）……三〇
○外務省設置法の一部を改正する法律（昭三三・五・一〇・法一四五）……四九八
△外務公務員法（昭二七―法四一）の一部改正（昭三三―法六五）……一四八

第二三　国　防

○防衛庁設置法の一部を改正する法律（昭三三・四・二四・法七八）……一七八
○防衛庁職員給与法の一部を改正する法律（昭三三・四・二五・法八八）……三〇
△防衛庁職員給与法（昭二七―法二六六）の一部改正（昭三三―法八三）……八〇
△防衛庁職員給与法（昭二七―法二六六）の一部改正（昭三三―法三五）……三七
△防衛庁職員給与法（昭二七―法二六六）の一部改正（昭三三―法七九）……三六
△防衛庁職員給与法の一部を改正する法律（昭三三―法一五五）の一部改正（昭三三―法八六）……二七
△防衛庁職員給与法の一部を改正する法律（昭三三―法一五五）の一部改正（昭三三―法八八）……三〇
○国防会議の構成等に関する法律の一部を改正する法律（昭三三・五・一・法一一〇）……二九七
○防衛庁設置法の一部を改正する法律（昭三三・五・二三・法一六三）……四九〇
○自衛隊法の一部を改正する法律（昭三三・五・二三・法一六四）……四九一
△自衛隊法（昭二九―法一六五）の一部改正（昭三三―法六）……一六
△自衛隊法（昭二九―法一六五）の一部改正（昭三三―法七八）……一八一

法律第一号（昭三三・二・二一）

◎在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律

（在外公館の名称及び位置を定める法律の一部改正）

第一条　在外公館の名称及び位置を定める法律（昭和二十七年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

表中「在エジプト日本国大使館　エジプト　カイロ」を「在アラブ連合共和国日本国大使館　アラブ連合共和国　カイロ」に改め、「在シリア日本国公使館　シリア　ダマスカス」を削り、「在ベレーン日本国総領事館　ブラジル　ベレーン」を「在ベレーン日本国総領事館　ブラジル　ベレーン　在ダマスカス日本国総領事館　アラブ連合共和国　ダマスカス」に改める。

（在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部改正）

第二条　在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

別表大使館の項中「エジプト」を「アラブ連合共和国」に改め、公使館の項中「シリア」を削り、総領事館の項中「ベレーン」を「ベレーン　ダマスカス」に改める。

六、二七〇	五、四九〇	四、七〇〇	三、九二〇	三、四〇〇	二、八七〇	二、六一〇	二、三六〇	二、一四〇			
一〇、四五〇	八、三六〇	七、三三〇	六、二七〇	五、四九〇	四、七〇〇	三、九二〇	三、四〇〇	二、八七〇	二、六一〇	二、三六〇	二、一四〇
一〇、六七〇	八、五四〇	七、四七〇	六、四〇〇	五、六〇〇	四、八〇〇	四、〇〇〇	三、四七〇	二、九三〇	二、六七〇	二、四三〇	二、一八〇
一三、二〇〇	一〇、六七〇	八、五四〇	七、四七〇	六、四〇〇	五、六〇〇	四、八〇〇	四、〇〇〇	三、四七〇	二、九三〇	二、六七〇	二、四三〇
二、一八〇											

を削り、総領事館の項中「ベレーン　一〇、四五〇」を「ベレーン　ダマスカス　二、三六〇　二、一四〇」に改める。

附　則

この法律は、アラブ連合共和国の承認の日から施行する。

（外務・内閣総理大臣署名）

法律第二号（昭三三・二・二四）

◎捕獲審検所の検定の再審査に関する法律の一部を改正する法律

捕獲審検所の検定の再審査に関する法律（昭和二十七年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「六年」を「七年」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（運輸・内閣総理大臣署名）

法律第三号（昭三三・二・二六）

◎外国人登録法の一部を改正する法律

外国人登録法（昭和二十七年法律第百二十五号）の一部を次のように改正する。

第八条の次に次の一条を加える。

（居住地の変更と登録証明書の交付）

第八条の二 第三条第一項、第六条第一項、第七条第一項又は第十一条第一項の申請をした外国人が、その申請に伴つて交付される登録証明書を受領する前に前条第一項の申請をしたときは、同条の規定によるほか、次の各号の定めるところによる。

一 登録証明書の交付は、新居住地の市町村の長を経由して行う。

二 新居住地の市町村の長は、必要があると認めるときは、法務省令で定めるところにより、書面で、旧居住地の市町村の長が第五条第二項（第六条第四項、第七条第四項及び第十一条第四項において準用する場合を含む。）の規定により指定した期間を変更することができる。

三 旧居住地の市町村の長は、前条第四項の規定による請求を受けたときは、新居住地の市町村の長に対し、すみやかに、当該外国人に交付すべき登録証明書を送付しなければならない。

第十条の次に次の一条を加える。

（登録の訂正）

第十条の二 第八条第一項及び第二項、第九条第一項並びに前条第一項に規定する場合を除くほか、市町村の長は、登録原票の記載が事実に合つていないことを知つたときは、その記載を訂正しなければならない。

2 市町村の長は、前項の規定による訂正を行つたときは、当該外国人に対し、その所持する登録証明書を提出すべきことを命ずることができる。

3 前項の規定による登録証明書の提出を受けた市町村の長は、当該登録証明書の記載を訂正してこれを当該外国人に返還しなければならない。

第十四条第一項中「外国人」を「十四歳以上の外国人」に、「第十五条第二項」を「第十五条第三項」に改め、同条第三項中「第一項」を「第一項又は第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同項を次のように改める。

5 第一項又は第三項の規定による指紋は、第一項に規定する申請に伴つて交付される登録証明書又は第三項に規定する申請に伴い書き換えて返還される登録証明書の受領と同時に押すものとし、その受領が第十五条第二項の規定により代理人によつてなされたときは、同条同項に規定する疾病その他身体の故障がなくなつた後直ちに押すものとする。

第十四条第一項の次に次の三項を加える。

2 前項の規定は、出入国管理令の規定により一年未満の在留期間を決定され、その期間内にある外国人には、適用しない。ただし、その者が、在留期間の更新又は在留資格の変更により、当初の在留期間の始期から起算して一年以上本邦に在留することができることとなつた後は、この限りでない。

3 前項本文の外国人は、同項ただし書に規定する在留期間の更新又は在留資格の変更に係る第九条第一項の申請をする場合には、登録原票、登録証明書及び指紋原紙二葉に、指紋を押さなければならない。第十五条第二項の規定により、代理人が代つてその申請をする場合における本人についても、同様とする。

4 前項の規定は、第三条第一項の申請をした日（第六条第一項又は第七条第一項の申請をしたことがある者であるときは、その申請をした日）において十四歳未満であつた外国人には、適用しない。

第十八条第一項第五号中「第六条第五項」を「第六条第五項若しくは第十条の二第二項」に、「同項の規定」を「これらの規定」に、「命令による申請」を「命令による申請若しくは登録証明書の提出」に、「場合の申請」を「場合の申請若しくは提出」に改める。

第十九条中「又は第十二条の二第三項」を「若しくは第十二条の二第三項」に改め、「申請をせず」の下に「、第六条第五項若しくは第十条の二第二項の規定による命令に従わず」を加える。

附 則

この法律は、公布の日から起算して三箇月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（法務・内閣総理大臣署名）

法律第四号（昭三三・三・一）

◎昭和三十二年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律

昭和三十二年産米穀につき、米穀の生産者が、その生産した米穀を政府に対し売り渡す旨を昭和三十二年十二月十日までに申し込み、その申込により締結された契約に基いて当該米穀を昭和三十三年二月二十八日までに政府に対して売り渡した場合においては、当該生産者の昭和三十二年分の所得税については、政令で定めるところにより、当該米穀の売渡の時期及び数量に応じて次の各号に定めるところにより計算した金額の合計額に相当する金額は、所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）第七条の二に規定する農業所得に係る同法第九条第一項第四号の総収入金額に算入しない。

一 昭和三十二年九月三十日までに売り渡した米穀については、玄米換算正味六十キログラムにつき、八百円

二 昭和三十二年十月一日から同月十日までの間に売り渡した米穀については、玄米換算正味六十キログラムにつき、七百二十円

三 昭和三十二年十月十一日から同月二十一日までの間に売り渡した米穀については、玄米換算正味六十キログラムにつき、六百四十円

四 昭和三十二年十月二十二日から同月三十一日までの間に売り渡した米穀については、玄米換算正味六十キログラムにつき、五百六十円

五 昭和三十二年十一月一日から昭和三十三年二月二十八日までの間に売り渡した米穀については、玄米換算正味六十キログラムにつき、四百八十円

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第五号（昭三三・三・一〇）

◎遺失物法等の一部を改正する法律

（遺失物法の一部改正）

第一条 遺失物法（明治三十二年法律第八十七号）の一部を次のように改正する。

第二条の次に次の一条を加える。

第二条ノ二 前条第一項ノ規定ニ依リ売却ニ付スルモ売却スルコト能ハザリシ物件又ハ売却スルコト能ハズト認メラルル物件ハ警察署長ニ於テ之ヲ廃棄スルコトヲ得

第四条に次の一項を加える。

物件ノ返還ヲ受クル者ハ第十条第二項ノ占有者アル場合ニ於テハ前項ノ規定ニ依ル報労金ノ額ノ二分ノ一宛ヲ拾得者及占有者ニ給スベシ

第七条中「権利ヲ抛棄シ」の下に「第三条ノ費用弁償ノ」を加える。

第八条第三項中「禁シタル物件」の下に「（行政庁ノ許可其ノ他之ニ類スル処分ニ依リ所有所持スルコトヲ認メラルル物件ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノヲ除ク）」を加える。

第九条中「拾得ノ日」の下に「（次条第二項ノ占有者ニ在リテハ其ノ管守者同項ノ規定ニ依リ物件ノ交付ヲ受ケタル日以下同ジ）」を加え、同条に次の後段を加える。

拾得ノ時ヨリ二十四時間内ニ次条第二項ノ規定ニ依リ船車建築物等ノ管守者ニ物件ノ交付ヲ為サザル者亦同ジ

第十条を次のように改める。

第十条 船車建築物其ノ他ノ施設ノ占有者ノ為之ヲ管守スル者其ノ管守スル場所ニ於テ他人ノ物件ヲ拾得シタルトキハ速ニ其ノ物件ヲ占有者ニ差出スベシ此ノ場合ニ於テハ占有者ヲ以テ拾得者ト看做シ本法及民法第二百四十条ノ規定ヲ適用ス

管守者アル船車建築物等ノ占有者第一条第二項ノ場合ニ於テ拾得者第七条若ハ第八条第二項但書ノ規定ニ依リ拾得物ニ関スル権利ヲ抛棄シ又ハ前条後段ノ規定ニ依リ拾得物ニ関スル権利ヲ失ヒタルトキハ同項ノ占有者ハ第四条第二項ノ規定ニ依ル拾得者ノ報労金ヲ受クルノ権利ヲ除キ拾得者ノ拾得物ニ関スル権利ヲ取得ス但シ占有者第七条又ハ第八条第一項ノ例ニ依ルコトヲ得

第十条の次に次の一条を加える。

第十条ノ二 前条ニ規定スル船車建築物等ノ占有者ニシテ当該船車建築物等ニ於ケル拾得物ヲ保管スルニ適スト認メラルル命令ヲ以テ指定スル法人前条第一項ノ規定ニ依リ拾得者ト看做サルル場合又ハ同条第二項ノ規定ニ依リ物件ノ差出ヲ受ケタル場合ニ於テ物件ノ返還ヲ受クベキ者ニ之ヲ返還スルコト能ハザルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ警察署長ニ届出ヲ為シタル後其ノ物件ヲ保管スベシ但シ法令ノ規定ニ依リ私ニ所有所持スルコトヲ禁ジタル物件ハ之ヲ速ニ警察署長ニ差出スベシ

前項ニ規定スル法人命令ヲ以テ定ムル要件ニ従ヒ拾得物ニ関スル権利ヲ抛棄シタル物件ニ付テハ前項本文ノ規定ニ拘ラズ之ヲ警察署長ニ差出シ其ノ保管ノ責ヲ免ルルコトヲ得

第一項ノ規定ニ依ル届出ハ第九条ノ規定ノ適用ニ付テハ之ヲ第一条第一項ノ手続ト看做ス

第一項ノ規定ニ依ル届出ヲ受ケタル警察署長ハ第一条第二項ノ例ニ依リ公告ヲ為スベシ

第一項ノ規定ニ依リ物件ヲ保管スル法人ハ其ノ物件ノ返還ヲ受クベキ者ニ之ヲ返還スベシ

第一項ノ規定ニ依リ物件ヲ保管スル法人ハ命令ノ定ムル所ニ依リ第二条又ハ第二条ノ二ノ規定ニ準ジ拾得物ヲ売却シ又ハ廃棄スルコトヲ得

第一項ノ規定ニ依ル届出ヲ受ケタル警察署長ハ其ノ物件ノ保管ノ状況ヲ調査スル為其ノ保管場所（公ノ法人ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノノ設置スル保管場所ヲ除ク）ニ立入リ又ハ所属警察官ヲシテ立入ラシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ正当ナル理由ナクシテ其ノ立入ヲ拒ムコトヲ得ズ

前項ノ規定ニ依リ立入ラムトスル警察署長又ハ警察官ハ其ノ身分ヲ証スル証明書ヲ携帯シ関係人ニ之ヲ提示スベシ

第十一条第二項中「本法」の下に「（第十条ノ二ヲ除ク以下本条中同ジ）」を加え、同項ただし書を次のように改める。

但シ犯罪捜査ノ為必要ナルトキハ警察署長ニ於テ公訴権消滅ノ日マデ公告ヲ為サザルコトヲ得

第十一条第三項を次のように改める。

第一項ノ物件ニ関シテハ公訴権消滅ノ日マデ前項本文ニ於テ準用スル本法及民法第二百四十条ノ規定ニ依リ公告ヲ為シタル後既ニ六箇月ヲ経過シアリタル場合ニ限リ公訴権消滅ノ日ニ拾得者ニ於テ所有権ヲ取得ス

第十三条中「第十条」の下に「及第十条ノ二」を加える。

第十四条中「六箇月」を「二箇月」に改め、「警察署長」の下に「又ハ第十条ノ二第一項ノ規定ニ依リ物件ヲ保管スル法人」を加える。

第十五条 左ノ各号ニ掲グル物件ニシテ交付ヲ受クル者ナキトキハ其ノ所有権ハ夫ヽ当該各号ニ掲グル者ニ帰属ス但シ第八条第三項ニ掲グル物件ニ付テハ其ノ所有権ハ国ニ帰属ス

一 警察署長ノ保管スルモノ　当該警察署ノ属スル都道府県

二 第十条ノ二第一項ニ規定スル法人ノ保管スルモノ（第七条第八条第二項但書第九条又ハ第十条第四項但書ノ規定ニ依リ拾得物ニ関スル権利ヲ抛棄シ又ハ失ヒタルモノ　当該物件ノ保管場所ノ所在スル都道府県

第十六条を次のように改める。

第十六条 本法ニ特別ノ定アルモノヲ除ク外本法ノ施行ニ関スル細目ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

（水難救護法の一部改正）

第二条 水難救護法（明治三十二年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第一項中「一箇年」を「六箇月（沈没品中政令ヲ以テ定ムルモノニ在リテハ一箇年）」に改める。

第三十条第一項中「一箇年」を「六箇月」に改める。

（民法の一部改正）

第三条 民法（明治二十九年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第二百四十条中「一年」を「六箇月」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過規定）

2　この法律による改正後の遺失物法、水難救護法及び民法の規定は、この法律の施行の日前において拾得された遺失物及び漂流物又は沈没品でそれぞれまだ警察署長に差出されておらず、又は市町村長に引き渡されていないものについて適用し、この法律の施行の際現に警察署長に差し出されている遺失物及び市町村長に引き渡されている漂流物又は沈没品については、なお従前の例による。

3　この法律の施行の日前において拾得された遺失物でまだ警察署長に差し出されていない物件に対する改正後の遺失物法第九条後段の規定の適用については、同条中「拾得ノ時ヨリ二十四時間内」とあるのは、「遺失物法等の一部を改正する法律（昭和三十三年法律第五号）施行ノ日後一日内」とする。

4　前二項の規定は、遺失物法の規定が準用される物件の経過措置について準用する。

（覚せい剤取締法の一部改正）

5　覚せい剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第二十六条の二を削る。

第三十条の十四第二項中「第二十六条から第二十七条まで」を「第二十六条及び第二十七条」に改める。

（内閣総理・法務・厚生・運輸大臣署名）

法律第六号（昭三三・三・一〇）

◎銃砲刀剣類等所持取締法

目次

第一章　総則（第一条―第三条）
第二章　銃砲又は刀剣類の所持の許可（第四条―第十三条）
第三章　火なわ式銃砲又は刀剣類の登録（第十四条―第二十一条）
第四章　雑則（第二十二条―第三十条）
第五章　罰則（第三十一条―第三十六条）
附則

第一章　総則

（趣旨）

第一条　この法律は、銃砲、刀剣類等の所持に関する危害予防上必要な規制について定めるものとする。

（定義）

第二条　この法律において「銃砲」とは、金属性弾丸を発射する機能を有する装薬銃砲及び空気銃（圧縮ガスを使用するものを含む。）をいう。

2　この法律において「刀剣類」とは、刃渡十五センチメートル以上の刀、剣、やり及びなぎなた並びにあいくち及び刃渡五・五センチメートルをこえる飛出しナイフ（四十五度以上に自動的に開刃する装置を有するナイフをいう。）をいう。

（所持の禁止）

第三条　何人も、次の各号の一に該当する場合を除いては、銃砲又は刀剣類を所持してはならない。

一　法令に基き職務のため所持する場合

二　国又は地方公共団体の職員が試験若しくは研究のため、又は公衆の観覧に供するため所持する場合

三　次条又は第六条の規定による許可を受けたもの（許可を受けた後変装銃砲刀剣類（つえその他の銃砲又は刀剣類以外の物と誤認させるような方法で変装された銃砲又は刀剣類をいう。以下同じ。）としたものを除く。）を所持する場合

四　第十四条の規定による登録を受けたもの（変装銃砲刀剣類を除く。）を所持する場合

五　武器等製造法（昭和二十八年法律第百四十五号）の武器製造事業者、猟銃等製造事業者又は同法第四条ただし書若しくは第十八条ただし書の許可を受けた者がその製造に係るもの（猟銃等製造事業者が修理をする場合にあつては、猟銃等販売事業者又は次条の規定による許可を受けて所持する者から修理を委託されたものに限る。）を業務のため所持する場合

六　武器等製造法の猟銃等販売事業者が猟銃等製造事業者、猟銃等販売事業者若しくは次条の規定による許可を受けて所持する者から譲り受けたもの又は当該猟銃等販売事業者が輸入したものを業務のため所持する場合

七　文化財保護委員会の承認を受けて刀剣類の製作をする者がその製作したものを製作の目的に従つて所持する場合

八　事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に届け出て捕鯨用標識銃、救命索発射銃、救命用信号銃、建設用綱索発射銃又は運動競技用信号銃の製造を業とする者（以下「捕鯨用標識銃等製造事業者」という。）がその製造に係るもの（捕鯨用標識銃等製造事業者が修理をする場合にあつては、事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に届け出てこれらの銃砲の販売を業とする者（以下「捕鯨用標識銃等販売事業者」という。）又は次条の規定による許可を受けて所持する者から修理を委託されたものに限る。）を業務のため所持する場合

九　捕鯨用標識銃等販売事業者が捕鯨用標識銃等製造事業者、捕鯨用標識銃等販売事業者若しくは次条の規定による許可を受けて所持する者から譲り受けたもの又は当該捕鯨用標識銃等販売事業者が輸入したものを業務のため所持する場合

十　第七号に掲げる場合のほか、事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に届け出て、輸出のための刀剣類の製作を業とする者がその製作に係るものを業務のため所持する場合又は当該刀剣類についてて輸出の取扱を委託された者がその委託を受けたものを輸出のため所持する場合

2　前項第五号から第十号までに掲げる者の使用人（当該各号に掲げる者があらかじめ事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に届け出たものに限る。）がそれぞれ当該各号に掲げる者の業務のため所持する場合は、それぞれ同項各号に定める場合に含まれるものとする。

3　第一項第八号及び第十号並びに前項に規定する都道府県公安委員会への届出に関し必要な細目は、総

理府令で定める。

第二章　銃砲又は刀剣類の所持の許可

（許可）

第四条　狩猟、有害鳥獣駆除、と殺、人命救助、漁業、建設業又は政令で定める試験若しくは研究の用途に供するため必要な銃砲又は刀剣類を所持しようとする者及び国際的又は全国的な規模で開催される政令で定める運動競技会における運動競技の出発合図の用途に供するため必要な銃砲を所持しようとする審判に従事する者で政令で定めるものは、総理府令で定める手続により、当該銃砲又は刀剣類の所持について、住所地を管轄する都道府県公安委員会の許可を受けなければならない。祭礼等の年中行事に用いる刀剣類その他の刀剣類で所持することが一般の風俗慣習上やむを得ないと認められるものを所持しようとする者についても、また同様とする。

2　法人が前項に掲げる業務のため代表者又は代理人、使用人その他の従業者に銃砲又は刀剣類を所持させようとする場合においては、総理府令で定める手続により、現に銃砲又は刀剣類を所持しようとする法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者が、住所地を管轄する都道府県公安委員会の許可を受けなければならない。

（許可の基準）

第五条　都道府県公安委員会は、前条の規定による許可を受けようとする者が次の各号の一に該当する場合においては、許可をしてはならない。

一　十四歳に満たない者

二　精神病者、麻薬若しくは大麻の中毒者又は心神耗弱者

三　住居の定まらない者

四　第十一条の規定により許可を取り消された日から起算して三年を経過していない者

五　第三条第一項の規定に違反して罰金以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過していないもの

六　人の生命若しくは財産又は公共の安全を害するおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者

2　都道府県公安委員会は、変装銃砲刀剣類については、許可をしてはならない。

（国際競技に参加する外国人に対する許可の特例）

第六条　本邦において開催される銃砲又は刀剣類を使用する国際競技に参加するため入国する外国人は、総理府令で定める手続により、当該国際競技に用いる銃砲又は刀剣類の所持について、出入国港の所在地を管轄する都道府県公安委員会の許可を受けなければならない。

2　前項の規定による許可の申請があつた場合においては、都道府県公安委員会は、政令で定めるところにより期間を定めて、許可するものとする。

（許可証）

第七条　都道府県公安委員会は、第四条又は前条の規定による許可をする場合においては、許可証を交付しなければならない。

2　前項の規定による許可証の交付を受けた者は、当該許可証の記載事項に変更を生じた場合、当該許可証を亡失し、若しくは盗み取られた場合又は当該許可証が滅失した場合においては、総理府令で定める手続により、すみやかにその旨を住所地（前条の外国人にあつては、現在地。以下同じ。）を管轄する都道府県公安委員会に届け出て許可証の書換又は再交付を受けなければならない。

3　許可証の様式は、総理府令で定める。

（許可の失効及び許可証の返納）

第八条　第四条又は第六条の規定による許可は、次の各号の一に掲げる場合においては、その効力を失う。

一　許可を受けた者が死亡した場合

二　許可を受けた者が銃砲又は刀剣類を譲り渡し、その他自己の意思に基いて所持しないこととなつた場合

三　銃砲若しくは刀剣類を亡失し、若しくは盗み取られ、又はこれらが滅失した場合

四　第二十七条第一項の規定により銃砲若しくは刀剣類の提出を命ぜられ、又はこれらが没収された場合

五　第四条第一項の規定により運動競技の出発合図の用途に供するため必要な銃砲の所持の許可を受けた者が同項に規定する政令で定める者でなくなつた場合

六　許可の期間が満了した場合

2　許可証の交付を受けた者は、次の各号の一に該当するに至つた場合においては、すみやかに当該許可証（第三号の場合にあつては、回復した許可証）を住所地を管轄する都道府県公安委員会に返納しなければならない。

一　許可が失効した場合

二　許可が取り消された場合

三　亡失し、又は盗み取られた許可証を回復した場合

3　許可を受けた者が死亡したことにより許可が失効した場合において、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第八十七条の規定によつて死亡の届出をする義務がある者又は外国人登録法（昭和二十七年法律第百二十五号）第十二条第三項の規定によつて死亡した外国人の登録証明書を返納する義務がある者があるときは、前項の規定にかかわらず、その者が、死亡の事実を知つた日から起算して十日以内に、許可証を返納しなければならない。

4　第六条の規定による許可を受けた外国人は、当該許可の期間が満了する日前に出国する場合においては、出入国港の所在地を管轄する都道府県公安委員会に許可証を返納しなければならない。

第九条　第四条の規定による許可を受けて銃砲を所持する者が当該許可に係る銃砲を武器等製造法の猟銃等販売事業者又は捕鯨用標識銃等販売事業者に譲り渡す場合においては、当該許可証とともにしなければならない。この場合においては、前条第二項第一号の規定は、適用しない。

2　前項の場合においては、武器等製造法の猟銃等販売事業者又は捕鯨用標識銃等販売事業者が、譲渡人の譲渡承諾書を添えて、すみやかに事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に当該許可証を返納しなければならない。

（所持の態様についての制限）

第十条　第四条又は第六条の規定による許可を受けた者は、それぞれ第四条又は第六条に掲げる用途に供するかその他正当な理由がある場合を除いては、当該許可を受けた銃砲又は刀剣類を携帯し、又は運搬してはならない。

2　第四条又は第六条の規定による許可を受けた者は、次の各号の一に該当する場合を除いては、当該許可を受けた銃砲を発射してはならない。

一　狩猟法（大正七年法律第三十二号）の規定により銃猟をする場合

二　前号に掲げる場合のほか、第四条又は第六条に掲げる用途に供するため使用する場合

三　都道府県公安委員会の指定する射撃場において射撃をする場合

3　第四条又は第六条の規定による許可を受けた者は、当該許可を受けた銃砲を携帯し、又は運搬するときは、当該許可証を携帯しなければならない。

場合においては、前項各号の一に該当する場合を除き、安全装置をする等直ちに発射できないようにして、おいをかぶせ、又は容器に入れなければならない。

（許可の取消及び仮領置）

第十一条 都道府県公安委員会は、許可を受けた銃砲又は刀剣類を所持する者が次の各号の一に該当する場合においては、その許可を取り消すことができる。

一 この法律若しくはこれに基く政令の規定又はこれらに基く処分に違反した場合

二 第五条第一項第二号、第三号、第五号又は第六号に該当するに至つた場合

2 都道府県公安委員会は、前項各号の一に掲げる理由が発生した場合において、人の生命又は財産に対する危険を防止するため必要があると認めるときは、第二十七条第一項の規定の適用がある場合を除き、取消前において、又は取消後において、当該銃砲又は刀剣類の提出を命じ、提出された銃砲又は刀剣類を仮領置することができる。

3 許可が取り消された場合においては、当該許可を受けていた者は、前項の規定により銃砲又は刀剣類が仮領置されている場合を除き、適法に当該許可に係る銃砲又は刀剣類を所持することができる第三者に譲り渡し、贈与し、若しくは所有者に返還し、又は自ら廃棄する等当該銃砲又は刀剣類を所持しないこととするための措置をとらなければならない。

4 許可が取り消され、かつ、第二項の規定により銃砲又は刀剣類が仮領置されている場合において、許可が取り消された者からの譲渡、贈与、返還等により新たに所持の許可を受けようとする者が総理府令で定める手続により返還の申請をしたときは、当該銃砲又は刀剣類をその者に返還することができる。

5 許可が取り消された日から起算して六月以内に前項の規定による返還の申請がない場合においては、当該仮領置した銃砲又は刀剣類は、政令で定めるところにより、都道府県公安委員会において、売却することができる。ただし、当該銃砲又は刀剣類で、売却することができないもの又は売却に付しても買受人がないと認められるものは、廃棄することができる。

6 前項の規定により売却した代金は、総理府令で定める手続により、当該銃砲又は刀剣類を提出した者に交付するものとする。ただし、保管及び売却に要した費用を控除することができる。

7 許可が取り消された場合においては、都道府県公安委員会は、第二項の規定により仮領置した銃砲又は刀剣類をすみやかに当該銃砲又は刀剣類を所持していた者に返還しなければならない。

（聴聞）

第十二条 都道府県公安委員会は、前条第一項の規定による処分をしようとする場合においては、あらかじめ、当該銃砲又は刀剣類を所持する者又はその代理人の出頭を求めて、釈明及び証拠の提出の機会を与えるため、公開による聴聞を行わなければならない。

2 前項の場合においては、都道府県公安委員会は、処分しようとする理由並びに聴聞の期日及び場所を、期日の一週間前までに、当該銃砲又は刀剣類を所持する者に通告し、かつ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

3 都道府県公安委員会は、前項の規定による通告及び公示をした場合において、当該銃砲又は刀剣類を所持する者又はその代理人が正当な理由がなくて聴聞期日に出頭しないときは、第一項の規定にかかわらず、聴聞を経ないで前条第一項の規定による処分をすることができる。

4 都道府県公安委員会は、第一項の場合において、当該銃砲又は刀剣類を所持する者の所在が不明であるため第二項の通告をすることができず、かつ、同項の規定による公示をした日から起算して三十日を経過してもその者の所在が判明しないときは、第一項の規定にかかわらず、聴聞を経ないで前条第一項の規定による処分をすることができる。

（検査）

第十三条 都道府県公安委員会は、許可を受けた銃砲又は刀剣類の所持が適正に行われているかどうかを調査する必要があると認めるときは、警察官に、あらかじめ日時及び場所を指定して、当該銃砲若しくは刀剣類を所持する者に対し、当該銃砲若しくは刀剣類及び許可証を提示させ、質問し、又は当該銃砲若しくは刀剣類及び許可証を検査させることができる。

第三章 火なわ式銃砲又は刀剣類の登録

（登録）

第十四条 文化財保護委員会は、美術品若しくは骨とう品として価値のある火なわ式銃砲又は美術品として価値のある刀剣類の登録をするものとする。

2 銃砲又は刀剣類の所有者（所有者が明らかでない場合にあつては、現に所持する者。以下同じ。）で前項の登録を受けようとするものは、文化財保護委員会規則（以下「委員会規則」という。）で定める手続により、登録の申請をしなければならない。

3 第一項の登録は、登録審査委員の鑑定に基いてしなければならない。

4 文化財保護委員会は、第一項の規定による登録をした場合においては、すみやかにその旨を登録を受けた銃砲又は刀剣類の所有者の住所地を管轄する都道府県公安委員会に通知しなければならない。

5 第一項の登録の方法、第三項の登録審査委員の任命及び職務、同項の鑑定の基準及び手続その他登録に関し必要な細目は、委員会規則で定める。

（登録証）

第十五条 文化財保護委員会は、前条第一項の登録をする場合においては、登録証を交付しなければならない。

2 登録を受けた銃砲又は刀剣類を所持する者は、登録証を亡失し、若しくは盗み取られ、又は登録証が滅失した場合においては、委員会規則で定める手続により、すみやかにその旨を文化財保護委員会に届け出てその再交付を受けなければならない。

3 登録証の様式及び再交付の手続は、委員会規則で定める。

（登録証の返納）

第十六条 登録を受けた銃砲又は刀剣類を所持する者は、次の各号の一に該当するに至つた場合においては、すみやかに登録証（第三号の場合にあつては、回復した登録証）を文化財保護委員会に返納しなければならない。

一 当該銃砲又は刀剣類を亡失し、若しくは盗み取られ、又はこれらが滅失した場合

二 本邦から輸出したため当該銃砲又は刀剣類を所持しないこととなつた場合

三 亡失し、又は盗み取られた登録証を回復した場合

（登録を受けた銃砲又は刀剣類の譲受、相続、貸付又は保管の委託の届出等）

第十七条 登録を受けた銃砲又は刀剣類を譲り受け、若しくは相続し、又はこれらの貸付若しくは保管の委託をした者は、委員会規則で定める手続により、すみやかにその旨を文化財保護委員会に届け出なければならない。貸付又は保管の委託をしなくなつた場合においても、また同様とする。

2　登録を受けた銃砲又は刀剣類を試験、研究、研まにより文化財保護委員会の事務を行う場合においては、第十四条第二項の申請は所有者の住所の所在する都道府県の教育委員会に、第十五条第二項の届出及び再交付の申請、第十六条の返納並びに第十七条第一項の届出は当該銃砲又は刀剣類について登録の事務を行った都道府県の教育委員会にしなければならない。

（所持の態様についての制限）

第二十一条　第十条の規定は、第十四条の規定による登録を受けた銃砲又は刀剣類を所持する者について準用する。この場合において、第十条第一項中「それぞれ第四条又は第六条に掲げる用途に供するかその他正当な理由」とあるのは「正当な理由」と、同条第二項中「第四条又は第六条に掲げる用途に供するため使用する」とあるのは「正当な理由に基いて使用する」と読み替えるものとする。

第四章　雑則

（あいくち類似の刃物の携帯の禁止）

第二十二条　何人も、業務その他正当な理由による場合を除いては、あいくちに類似する刃物を携帯してはならない。

（発見及び拾得の届出）

第二十三条　銃砲又は刀剣類を発見し、又は拾得した者は、すみやかにその旨をもよりの警察署に届け出なければならない。

（許可証及び登録証の携帯等）

第二十四条　銃砲又は刀剣類を携帯し、又は運搬する者は、当該銃砲又は刀剣類に係る許可証又は登録証を常に携帯していなければならない。

2　警察官は、前項の規定の履行を確保するため、銃砲又は刀剣類を携帯し、又は運搬する者に許可証又は登録証の提示を求めることができる。

3　警察官は、前項の規定により許可証又は登録証の提示を求める場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、これを提示しなければならない。

（本邦に上陸しようとする者の所持する銃砲又は刀剣類の仮領置）

第二十五条　銃砲又は刀剣類を所持している者が本邦に上陸しようとする場合においては、上陸地を管轄する警察署長は、総理府令で定める手続により、当該銃砲又は刀剣類の提出を命じ、提出された銃砲又は刀剣類を仮領置するものとする。ただし、その者が第三条第一項各号の一に該当して当該銃砲又は刀剣類を所持することができる場合及び仮領置しないでも危険がないと認められる政令で定める場合は、この限りでない。

2　前項の規定により銃砲又は刀剣類を仮領置した警察署長は、当該銃砲又は刀剣類を所持していた者から次項第三号又は第四号に該当する旨の申出があつた場合において、その出入国港の所在地又は積出地が当該銃砲又は刀剣類を所持していた者の上陸地と異なるときは、その出入国港の所在地又は積出地を管轄する警察署長に仮領置した銃砲又は刀剣類を引き継がなければならない。

3　前二項の規定により仮領置した警察署長は、当該銃砲又は刀剣類を所持していた者から次の各号の一に該当する旨の申出があつた場合においては、当該仮領置した銃砲又は刀剣類を返還しなければならない。

一　第四条又は第六条の規定による許可を受けようとする場合

二　第十四条の規定による登録を受けようとする場合

三　本邦から出国するため当該銃砲又は刀剣類を本邦外に持ち出そうとする場合

四　前号に掲げる場合のほか、当該銃砲又は刀剣類を本邦外に積み出そうとする場合

4　銃砲又は刀剣類を所持していた者が第一項の規定による仮領置の日から起算して六月（船舶の出港の遅延その他のやむを得ない事情により当該期間内に前項各号の一に掲げる措置をとることができない場合において、総理府令で定める手続により当該銃砲又は刀剣類の返還を受けない場合にやむを得ない事情がなくなるまでの期間）は、当該やむを得ない事情がなくなるまでの期間）は、当該銃砲又は刀剣類の返還を受けない場合に以内に当該銃砲又は刀剣類の返還を受けない場合においては、その所有権は、国に帰属する。

5　前各項に規定するもののほか、第一項の規定により仮領置した銃砲又は刀剣類の取扱に関し必要な細目は、総理府令で定める。

（銃砲又は刀剣類の携帯の禁止又は制限）

第二十六条　災害、騒乱その他の地方の静穏を害するおそれのある事態に際し、第四条若しくは第六条の規定による許可又は第十四条の規定による登録を受けた銃砲又は刀剣類の授受、運搬又は携帯が公共の秩序を維持する上に直接危害を及ぼすと明らかに認められる場合においては、都道府県公安委員会は、一定の公告式による告示をもつて、地域及び期間を定め、これらの行為を禁止し、又は制限することができる。

2　都道府県公安委員会は、前項の規定により告示をした場合においては、総理府令で定める手続により、同項の告示された地域内において所持する者の所持に係る同項に規定する銃砲又は刀剣類の提出を命じ、提出された銃砲又は刀剣類を仮領置することができる。

3　都道府県公安委員会が第一項の規定によりした告示については、その告示をした日から起算して七日以内に当該都道府県の議会の承認を得なければならない。ただし、議会が解散されている場合においては、その後最初に招集される議会においてすみやかにその承認を得なければならない。

4　前項の場合において、同項の規定による承認が得られなかつたとき、又は不承認の議決があつたときは、その告示は、将来に向つてその効力を失う。

5　第一項の規定により告示した期間が満了した場合又は告示が効力を失つた場合においては、都道府県公安委員会は、すみやかに仮領置した銃砲又は刀剣類を返還しなければならない。

（提出を命じた銃砲又は刀剣類の売却等）

第二十七条　銃砲又は刀剣類で次の各号の一に該当す

るものについては、裁判により没収する場合を除くほか、都道府県公安委員会は、総理府令で定める手続により、その提出を命ずることができる。

一　第三条第一項又は第十条第一項（第二十一条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に違反した者が所持する当該違反に係るもの

二　偽りの方法により第四条又は第六条の規定による許可を受けた者が所持する当該許可に係るもの

三　偽りの方法により第十四条の規定による登録を受けた銃砲若しくは刀剣類の所有者又は当該登録があつた後情を知つて所有者からこれを取得した者が所持する当該登録に係るもの

2　前項第一号及び第二号の規定は、当該各号に掲げる銃砲又は刀剣類が、当該各号に掲げる者以外の者の所有に係り、かつ、その者が次の各号の一に該当する場合においては、適用しない。

一　第三条第一項若しくは第十条第一項の規定に違反すること又は偽りの方法により許可を受けることをあらかじめ知らないで、これらの事実の生じた時から引き続いて当該銃砲又は刀剣類を所有していると認められる場合

二　第三条第一項若しくは第十条第一項の規定に違反する事実又は偽りの方法で許可を受けた事実が生じた後、その情を知らないで当該銃砲又は刀剣類を取得したと認められる場合

3　第十一条第五項及び第六項の規定は、第一項の規定により提出された銃砲又は刀剣類について準用する。この場合において、同条第五項中「許可が取り消された日から起算して六月以内に前項の規定による返還の申請がない場合においては、当該仮領置した銃砲又は刀剣類」とあるのは、「第一項の規定により提出された銃砲又は刀剣類」と読み替えるものとする。

（記録票の作成等）

第二十八条　第三条第一項第一号又は第二号の規定により所持することができる銃砲（火なわ式銃砲を除く。）を管理する責任を有する者（以下この条において「銃砲の管理責任者」という。）は、総理府令で定める手続により、その管理する銃砲に関する記録票を作成し、かつ、保存しなければならない。

2　銃砲の管理責任者は、総理府令で定めるところにより、その管理する銃砲の種別、名称、型及び番号を国家公安委員会に通知しなければならない。

（手数料）

第二十九条　都道府県は、都道府県公安委員会が行う第七条の許可証の交付若しくは再交付又は第十九条第一項の規定により都道府県の教育委員会が行う登録証の交付若しくは再交付について手数料を徴収することができる。この場合において、その額は、二百円をこえない範囲内において都道府県規則で定める。

（権限の委任）

第三十条　この法律又はこれに基く政令の規定により道公安委員会の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、方面公安委員会に行わせることができる。

第五章　罰則

（罰則）

第三十一条　次の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一　第三条第一項の規定に違反した者

二　偽りの方法により第四条若しくは第六条の規定による許可又は第十四条の規定による登録を受けた者

第三十二条　次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

一　第十条第一項若しくは第二項（第二十一条において準用する場合を含む。）又は第二十二条の規定に違反した者

二　第二十六条第一項の規定による禁止又は制限に違反した者

第三十三条　第十七条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、六月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

第三十四条　第三十一条から前条までの罪を犯した者には、情状により、各本条の懲役及び罰金を併科することができる。

第三十五条　次の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に処する。

一　第七条第二項、第八条第二項から第四項まで、第九条第二項、第十条第三項（第二十一条において準用する場合を含む。）、第十五条第二項、第十六条、第十八条、第二十三条又は第二十四条第一項の規定に違反した者

二　第十一条第二項、第二十六条第二項又は第二十七条第一項の規定による銃砲又は刀剣類の提出命令に応じなかつた者

三　第十三条の規定により警察官が行う許可証及び銃砲若しくは刀剣類の提示の要求若しくは検査又は第二十四条第二項の規定により警察官が行う許可証若しくは登録証の提示の要求を拒み、妨げ、又は忌避した者

第三十六条　第三十三条に規定する犯罪に係る銃砲又は刀剣類で当該犯人が所有し、又は占有するものは、没収することができる。ただし、犯罪の後犯人以外の者が情を知らないで当該銃砲又は刀剣類を取得したと認められる場合においては、この限りでない。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。

（銃砲刀剣類等所持取締令の廃止）

2　銃砲刀剣類等所持取締令（昭和二十五年政令第三百三十四号）は、廃止する。

（経過措置）

3　この法律の施行の際銃砲刀剣類等所持取締令（以下「旧令」という。）の規定により銃砲又は刀剣類の所持について許可を受けている者は、この法律の規定により許可を受けたものとみなす。

4　この法律の施行の際旧令の規定により登録されている銃砲又は刀剣類は、この法律の規定により登録されたものとみなす。

5　この法律の施行の際旧令の規定によりされている許可の申請、届出その他の手続及び都道府県公安委員会がした仮領置その他の処分は、それぞれこの法律の各相当規定に基いてした許可の申請、届出その他の手続及び仮領置その他の処分とみなす。

6　この法律の施行の際旧令の規定により任命されている刀剣審査委員は、この法律の規定により任命された登録審査委員とみなす。

7　この法律の施行の際関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第八十六条の規定により税関が留置している銃砲又は刀剣類については、当該税関は、この法律の施行の日から起算して七日以内に、これを当該税関の所在地を管轄する警察署長に引き継がなければならない。この場合においては、当該税関は、その旨をすみやかに当該銃砲又は刀剣類を留置された旅客又は乗組員に通知しなければならない。

8　前項の規定により警察署長が引き継いだ銃砲又は刀剣類については、第二十五条第二項から第五項までの規定を適用する。この場合において、同条第四

項中「第一項の規定による仮領置の日」とあるのは、「附則第七項の規定により警察署長が税関から銃砲又は刀剣類の引継をした日」とする。

9　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（関係法令の一部改正）

10　出入国管理令（昭和二十六年政令第三百十九号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第八号中「銃砲刀剣類等所持取締令（昭和二十五年政令第三百三十四号）」を「銃砲刀剣類等所持取締法（昭和三十三年法律第六号）」に改める。

11　関税法の一部を次のように改正する。

第七十四条中「又は刑事訴訟法」を「、刑事訴訟法」に改め、「若しくは国庫に帰属したもの」の下に「又は銃砲刀剣類等所持取締法（昭和三十三年法律第六号）の規定により売却され、若しくは国庫に帰属したもの」を加える。

第九十七条第二項中「遺失物法（明治三十二年法律第八十七号）」の下に「又は銃砲刀剣類等所持取締法」を加える。

12　自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第百十五条の見出し中「銃砲刀剣類等所持取締令」を「銃砲刀剣類等所持取締法」に改め、同条中「銃砲刀剣類等所持取締令（昭和二十五年政令第三百三十四号）」を「銃砲刀剣類等所持取締法（昭和三十三年法律第六号）」に改める。

（内閣総理・法務・大蔵・文部大臣署名）

法律第七号（昭三三・三・一三）

◎農業協同組合整備特別措置法の一部を改正する法律

農業協同組合整備特別措置法（昭和三十一年法律四十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項及び第十四条第二項中「昭和三十三年三月三十一日」を「昭和三十四年三月三十一日」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・農林・内閣総理大臣署名）

法律第八号（昭三三・三・一五）

◎水防法の一部を改正する法律

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項及び第二項を次のように改める。

この法律において「水防管理団体」とは、次条の規定により水防の責任を有する市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は水防に関する事務を共同に処理する市町村の組合（以下「水防事務組合」という。）若しくは水害予防組合をいう。

2　この法律において「水防管理者」とは、水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合若しくは水害予防組合の管理者をいう。

第三条を次のように改める。

（市町村の水防責任）

第三条　市町村は、その区域における水防を十分に果すべき責任を有する。ただし、水防事務組合が水防を行う区域及び水害予防組合の区域については、この限りでない。

第三条の次に次の五条を加える。

（水防事務組合の設立）

第三条の二　地形の状況により、市町村が単独で前条の責任を果すことが著しく困難又は不適当であると認められる場合においては、関係市町村は、洪水又は高潮による被害の共通性を勘案して、共同して水防を行う区域を定め、水防事務組合を設けなければならない。

（水害予防組合の区域を水防を行う区域とする水防事務組合が設けられる場合の特別措置）

第三条の三　水害予防組合法（明治四十一年法律第五十号）第十五条第一項の規定により都道府県知事が水害予防組合を廃止しようとする場合において、当該水害予防組合の区域の全部又は一部について、当該水害予防組合に代るべき水防管理団体として引続き水防事務組合が設けられるときは、都道府県知事は、同条第三項の規定にかかわらず、当該水害予防組合の議会の議員の選挙）

第三条の四　水防事務組合の議会の議員は、組合規約で定めるところにより、関係市町村の議会において、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者

2　前項の規定により廃止される水害予防組合は、その廃止の日において有する水防の用に供せられ、又は供せられる予定となつている財産を、当該水害予防組合の区域の全部を水防を行う区域とする一の水防事務組合が設けられる場合においては、当該水防事務組合に、当該水害予防組合の区域について二以上の水防事務組合が設けられる場合又は当該水害予防組合の区域の一部が市町村の水防を行うべき区域となる場合においては、当該水害予防組合と関係水防事務組合又は市町村との協議に基き、関係水防事務組合又は市町村に無償譲渡し、当該水防事務組合又は市町村は、それぞれ、その譲渡される財産に係る負債を引き受けなければならない。この場合においては、当該水害予防組合は、当該財産の譲渡及び負債の引継のために必要な範囲内において、当該財産の譲渡及び負債の引継を完了するまで、なお存続するものとみなす。

ることができる。

で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるもののうちから選挙するものとする。ただし、数市町村にわたる水防上の特別の利害を調整する必要があると認められるときは、組合規約で定めるところにより、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるものにつき当該市町村の長が推薦した者のうちから選挙することができる。この場合において、市町村の長が推薦した者のうちから選挙される議員の数は、当該市町村の議会において選挙される議員の数の二分の一をこえてはならない。

2　前項の規定により関係市町村の議会において選挙される議員の数は、水防事務組合の行う事業による受益の割合及び防護すべき施設の延長の割合を勘案して定めるものとする。

（水防事務組合の経費の分賦）

第三条の五　水防事務組合の経費の関係市町村に対する分賦は、前条第二項に規定する割合を勘案して定めるものとする。

（都道府県の水防責任）

第三条の六　都道府県は、その区域における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を有する。

第六条第二項中「水害予防組合にあつては、組合会の議決で、市町村組合又は市町村にあつては、条例で、」を「市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で」に改める。

第六条の二中「水害予防組合にあつては組合会の議決で、市町村組合又は市町村にあつては条例で」を「市町村又は水防事務組合にあつては条例で」に改める。

第二十六条第三項中「二十人」を「二十五人」に改め、同条第五項中「水害予防組合にあつては組合会の議決で、市町村組合又は市町村にあつては、条例で」を「市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で」に改める。

第三十四条中「水害予防組合にあつては組合会の議決で、市町村組合又は市町村にあつては条例で」を「市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で」に改める。

第三十六条第二項中「若しくは」を「又は」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（建設・内閣総理大臣署名）

法律第九号（昭三三・三・一八）

◎開拓者資金融通法の一部を改正する法律

開拓者資金融通法（昭和二十二年法律第六号）の一部を次のように改正する。

附則第二項の次に次の一項を加える。

開拓営農振興臨時措置法（昭和三十二年法律第五十八号）第二条第一項に規定する開拓営農振興組合又はその組合員たる同項に規定する開拓者に第一条第一項第一号の資金を貸し付ける場合における第二条第二項の規定の適用についても、前項と同様とする。

附　則

この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。

（大蔵・農林・内閣総理大臣署名）

法律第十号（昭三三・三・二〇）

◎簡易生命保険法の一部を改正する法律

簡易生命保険法（昭和二十四年法律第六十八号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中「二十万円」を「二十五万円」に改める。

第十九条第一項ただし書中「廃疾に因る」を削る。

第三十九条中「（第二十一条第一項の規定による解除を除く。）」を削る。

第四十五条を次のように改める。

（廃疾に因る保険金の支払）

第四十五条　被保険者が保険契約の効力発生後（復活した保険契約については、その復活の効力発生後）において受けた傷害又はかかつた疾病に因り左の各号の一に該当するに至つた場合において、保険契約者から保険約款の定めるところによりその旨の通知があつたときは、当該保険契約については、その通知のあつた日に被保険者につき第十五条又は第十六条に規定する保険事故（養老保険にあつては、保険期間の満了以外の保険事故）が当該傷害又は疾病に因り発生したものとみなして、この章の規定（第三十一条の規定を除く。）を適用する。但し、保険契約者、被保険者又は保険金受取人の故意に因る傷害又は疾病を原因とする場合は、この限りでない。

一　両手を失つたとき。

二　両足を失つたとき。

三　片手及び片足を失つたとき。

四　両眼が失明したとき。

2　前項本文の場合において、第三十四条第一項第二号中「被保険者の遺族」とあるのは、「被保険者（保険金を請求する前に被保険者が死亡した場合にあつては、被保険者の遺族）」と読み替えるものとする。

附　則

1　この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。

2　簡易生命保険法の一部を改正する法律（昭和三十年法律第十八号）の施行前に効力が発生した簡易生命保険契約でその保険金の支払の事由がこの法律の施行後に発生するものに係る保険金の倍額支払につ

法律第十一号（昭三三・三・二〇）

◎郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所に関する法律の一部を改正する法律

郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所に関する法律（昭和二十四年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「証票」の下に「及び郵政省が発行する現金封筒」を加える。

第二条第一項及び第二項中「売さばきの業務」を「売さばきに関する業務」に改める。

第四条に次の一項を加える。

2　郵政大臣は、必要があるときは、売さばき人が前項の規定により当該業務を行う場合に守ることを要する準則を定めることができる。

第五条の次に次の二条を加える。

第五条の二　郵便切手類及び印紙の売さばき人は、その売さばき所に、郵便料金表を掲げなければならない。

第五条の三　郵政大臣は、必要があるときは、売さばき人に対し、第三条の郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所（以下「売さばき所」と総称する。）に設けるべき設備並びに第五条第一項の規定により常備すべき郵便切手類及び印紙の種類及び数量について指示することができる。

第六条中「郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所（以下「売さばき所」と総称する。）」を「売さばき所」に改める。

第七条第一項中「売さばき業務」を「売さばきに関する業務」に改め、同条第二項中「（百万円をこえるものは、百万円とみなす。）」を削り、「百分の六」を「百分の七」に、「百分の三」を「百分の四」に、「十万円をこえる金額　百分の一」を「十万円をこえ百万円をこえる金額　百分の一・五」に改め、同条に次の一項を加える。

3　売さばき人が第五条第一項の規定により売りさばくため同条第二項の規定により買い受けた郵便切手類及び印紙の月額が三千円に満たない場合に、当該売さばき人に対して第一項の規定により支払う売さばき手数料の額については、その買い受けた郵便切手類及び印紙の月額を三千円とみなして、前項の規定を適用する。

第八条及び第九条中「売さばきの業務」を「売さばきに関する業務」に改める。

第十条第四号中「売さばきの業務」を「売さばきに関する業務」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四　売さばき人が、第四条第二項の規定により定められた準則又は第五条の三の規定による指示に従わなかつたとき。

附　則

1　この法律は、昭和三十三年四月一から施行する。

2　この法律の施行の際現に郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所に関する法律の規定により郵便切手類及び印紙の売さばきの業務又は印紙の売さばきの業務の委託を受けている者は、それぞれ、改正後の同法の規定により郵便切手類及び印紙の売さばきに関する業務又は印紙の売さばきに関する業務の委託を受けた者とみなす。

3　簡易郵便局法（昭和二十四年法律第二百十三号）の一部を次のように改正する。

第十四条中「第七条及び」を「第五条の三、第七条第一項及び第二項並びに」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、同法第五条の三中「第三条の郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所（以下「売さばき所」と総称する。）に設けるべき設備並びに第五条第一項」とあるのは、「第五条第一項」と読み替えるものとする。

（郵政・内閣総理大臣署名）

法律第十二号（昭三三・三・二四）

◎国庫出納金等端数計算法の一部を改正する法律

国庫出納金等端数計算法（昭和二十五年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律

第一条第一項中「が収納し、若しくは支払う金額」を「の債権若しくは債務の金額又は」に、「課税標準額又は」を「課税標準額」に改める。

第二条から第四条までを次のように改める。

（国等の債権又は債務の金額の端数計算）

第二条　国及び公社等の債権で金銭の給付を目的とするもの（以下「債権」という。）又国及び公社等の債務で金銭の給付を目的とするもの（以下「債務」という。）の確定金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

2　国及び公社等の債権の確定金額の全額が一円未満

（郵政・内閣総理大臣署名）

いては、簡易生命保険法の一部を改正する法律附則第二項の規定にかかわらず、同法による改正後の簡易生命保険法第三十一条の規定を適用する。

（郵政・内閣総理大臣署名）

であるときは、その金額を切り捨てるものとし、国及び公社等の債務の確定金額の全額が一円未満であるときは、その全額を一円として計算する。

3　国及び公社等の相互の間における債権又は債務の確定金額の全額が一円未満であるときは、前項の規定にかかわらず、その全額を切り捨てるものとする。

（分割して履行すべき金額の計算）

第三条　国及び公社等の債権又は債務の確定金額を、二以上の履行期限を定め、一定の金額に分割して履行することとされている場合において、その履行期限ごとの分割金額に一円未満の端数があるとき、又はその分割金額の全額が一円未満であるときは、その端数金額又は分割金額は、すべて最初の履行期限に係る分割金額に合算するものとする。

（概算払等に係る金額の端数計算）

第四条　第二条の規定は、国及び公社等の債権又は債務について、概算払、前金払若しくはその債権若しくは債務に係る反対給付のうち既済部分に対してする支払を受け、又はこれらの支払をすべき金額の計算について準用する。

第四条の次に次の一条を加える。

（国等の組織相互間の受払金の端数計算）

第四条の二　第二条第一項及び第三項、第三条並びに前条の規定は、国の組織相互の間又は地方公共団体の組織相互の間において収納し、又は支払うべき金額の計算について準用する。

第五条中「政令をもつて」を「政令で」に改める。

第六条の見出しを「（国税等の端数計算の特例）」に改め、同条第一項中「国税」を「政令で指定する国税」に、「都道府県納付金を一時に収納する場合において、その収入金の金額」を「都道府県納付金については、その確定金額」に、「切り捨てる。」を「切り捨てる。」とし、これらを分割して徴収することとなつている場合における第三条の規定の適用については、同条中「一円」とあるのは、「十円」とする。」に改め、同条第二項から第四項までを削る。

第六条の二を削る。

附　則

1　この法律は、公布の日から起算して三十日以内で政令で定める日から施行する。

2　この法律の施行前に改正前の国庫出納金等端数計算法第一条第一項に規定する国及び公社等（以下「国及び公社等」という。）が納入の告知その他の履行の請求又は支払の通知をした債権又は債務その他この法律の施行前の発生に係る国及び公社等の債権又は債務で政令で指定するものに対する改正後の国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（以下「新法」という。）第二条第一項の規定の適用については、同項中「一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。」とあるのは、「五十銭未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、五十銭以上一円未満の端数があるときは、その端数金額を一円として計算する。ただし、当該債務が国税、地方税又は地方税に係る徴収金の還付金に係る場合には、一円未満の端数金額を一円として計算する。」とする。

3　前項の規定は、この法律の施行前に国の組織相互の間又は地方公共団体の組織相互の間において収納又は支払が決定されたものについて準用する。

4　日本銀行に対する国の預金に係る債権の金額については、政令で定めるところにより一円未満の端数を切り捨てて計算することができる。

5　次に掲げる金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

一　国の昭和三十二年度の歳入歳出の決算上の剰余

で法令の規定により翌年度の歳入に繰り入れ、又は資金（財政法昭和二十二年法律第三十四号）第四十四条に規定する資金をいう。以下同じ。）に組み入れられるものの金額

二　昭和三十二年度末の資金の金額並びに国の特別会計の同年度末の自己資本並びに昭和三十一年度からの繰越損益及び昭和三十三年度への持越現金の金額

三　新法第一条第一項に規定する者（国、地方公共団体及び公共組合を除く。）の昭和三十二年度末の自己資本及び昭和三十一年度からの繰越損益の金額

四　前号に規定する者及び奄美群島復興信用保証協会に対する国の出資金の金額

五　その他国及び第三号に規定する者に係る会計経理上の金額で前各号に掲げる金額に準ずるものとして大蔵大臣が定めるもの

6　小額通貨の整理及び支払金の端数計算に関する法規（昭和二十八年法律第六十号）の一部を次のように改正する。

附則第六項中「五十銭未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨て、五十銭以上一円未満の端数があるときは、その端数金額を一円として計算する。」を「一円未満であるときは、その端数金額を切り捨てる。」に改める。

7　地方道路税法（昭和三十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

第十四条第二項中「一円未満の端数があるときは、その端数金額又は」を「一円未満であるときは、その全額が一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、その全額が一円未満であるときは、」に改める。

8　特別とん税法（昭和三十二年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。

第九条中「国庫出納金等端数計算法」を「国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律」に改める。

9　競馬法（昭和二十三年法律第百五十八号）の一部を次のように改正する。

第二十二条中「第五条から第十七条」を「第五条から第十一条及び第十七条」に改め、「第十条及び」を削る。

（内閣総理・各省大臣署名）

法律第十三号（昭三三・三・二四）

◎昭和二十八年度から昭和三十二年度までの各年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律

昭和二十八年度から昭和三十二年度までの各年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律（昭和二十八年法律第百号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

昭和二十八年度から昭和三十三年度までの各年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律

第一条から第三条まで中「昭和三十二年度」を「昭和三十三年度」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第十四号（昭三三・三・二四）

◎漁船再保険特別会計における特殊保険及び給与保険の再保険事業について生じた損失をうめるための一般会計からする繰入金に関する法律

政府は、漁船損害補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第二条第三項の特殊保険の再保険事業について昭和三十一年度における保険事故の異常な発生により生じた損失をうめるため、並びに漁船乗組員給与保険法（昭和二十七年法律第二百十二号）第三条第一項の給与保険の再保険事業について昭和三十一年度及び昭和三十二年度における保険事故の異常な発生により生じた損失をうめるため、昭和三十三年度において、一般会計から、漁船再保険特別会計の特殊保険勘定に四千四百七十万六千円、同会計の給与保険勘定に八千三百五十万円を限り、繰り入れることができる。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・農林大臣臨時代理・内閣総理大臣署名）

法律第十五号（昭三三・三・二四）

◎製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律の一部を改正する法律

製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律（昭和二十三年法律第八十四号）の一部を次のように改正する。

第一項の日本専売公社製造たばこ価格表中

「	同	黄色種葉たばこ三〇%以上を用い特殊加香を施した中級品	一〇本	二五円 」
いこい	同			

を

「	同	いこい	同	黄色種葉たばこ三〇%以上を用い特殊加香を施した中級品	一〇本	二五円
	同	みどり	同	黄色種葉たばこ三〇%以上を用いはつかを主とする特香を施した中級品	一〇本	二五円 」

に、

上級品を上殊加香を施した	一〇本	二五円		
「	同	ゴールデンバット	長さ七〇ミリ内周二四ミリ	黄色種葉たばこ二〇%以上を用いた下級品	一〇本	一五円 」

を

「	同	ゴールデンバット	長さ七〇ミリ内周二四ミリ	黄色種葉たばこ二〇%以上を用いた下級品	一〇本	一五円
	同	フィルター付ホープ	長さ七〇ミリ内周二六ミリ	黄色種葉たばこ五〇%以上を用いた上級品	一〇本	四〇円 」

に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第十六号（昭三三・三・二五）

◎売春防止法の一部を改正する法律

売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二章　刑事処分（第五条―第十五条）　第三章　保護更生（第十六条―第二十二条）」を

「第二章　刑事処分（第五条―第十六条）　第三章　補導処分（第十七条―第三十三条）　第四章　保護更生（第三十四条―第四十条）」

に改める。

第一条中「女子に対する」の下に「補導処分及び」を加える。

第二十二条中「第二十条」を「第三十八条」に改め、同条を第四十条とし、第二十一条を第三十九条とし、第二十条を第三十八条とし、第十九条中「（昭和二十五年法律第二百三号）」を削り、同条を第三十七条とし、第十六条から第十八条までを十八条ずつ繰り下げる。

第二章中第十五条の次に次の一条を加える。

（刑の執行猶予の特例）

第十六条　第五条の罪を犯した者に対し、その罪のみについて懲役の言渡をするときは、刑法（明治四十年法律第四十五号）第二十五条第二項ただし書の規定を適用しない。同法第五十四条第一項の規定により第五条の罪の刑によつて懲役の言渡をするときも、同様とする。

第三章の次に次の一章を加える。

第四章　補導処分

（補導処分）

第十七条　第五条の罪を犯した満二十歳以上の女子に対して、同条の罪又は同条の罪と他の罪とに係る懲役又は禁錮につきその執行を猶予するときは、その者を補導処分に付することができる。

2　補導処分に付された者は、婦人補導院に収容し、その更生のために必要な補導を行う。

（補導処分の期間）

第十八条　補導処分の期間は、六月とする。

（保護観察との関係）

第十九条　第五条の罪のみを犯した者を補導処分に付するときは、刑法第二十五条ノ二第一項の規定を適用しない。同法第五十四条第一項の規定により第五条の罪の刑によつて処断された者についても、同様とする。

（補導処分の言渡）

第二十条　裁判所は、補導処分に付するときは、刑の言渡と同時に、判決でその言渡をしなければならない。

（勾留状の効力）

第二十一条　補導処分に付する旨の判決の宣告があつたときは、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第三百四十三条から第三百四十五条までの規定を適用しない。

（収容）

第二十二条　補導処分に付する旨の裁判が確定した場合において、収容のため必要があるときは、検察官は、収容状を発することができる。

2　収容状には、補導処分の言渡を受けた者の氏名、住居、年齢、収容すべき婦人補導院その他収容に必要な事項を記載し、これに裁判書又は裁判を記載した調書の謄本又は抄本を添えなければならない。

3　収容状は、検察官の指揮によつて、検察事務官、警察官又は婦人補導院若しくは監獄の職員が執行する。収容状を執行したときは、これに執行の日時、場所その他必要な事項を記載しなければならない。

4　収容状については、刑事訴訟法第七十一条、第七十三条第一項及び第三項並びに第七十四条の規定を準用する。

5　収容状によつて身体の拘束を受けた日数は、補導処分の期間に算入する。

6　検察官は、収容状を発したときは、補導処分に付する旨の裁判の執行を指揮することを要しない。

（補導処分の競合）

第二十三条　補導処分に付する旨の二以上の裁判が同時に又は時を異にして確定した場合において、二以上の確定裁判があつたことなつた日以後に一の補導処分について執行（執行以外の身体の拘束でその日数が補導処分の期間に算入されるものを含む。）が行われたときは、その日数は、他の補導処分の期間に算入する。

（在院者の環境調整）

第二十四条　保護観察所の長は、婦人補導院に収容されている者の社会復帰を円滑にするため、必要があると認めるときは、その者の環境の調整に関する措置を講ずることができる。

2　前項の措置については、犯罪者予防更生法（昭和

二十四年法律第百四十二号。以下「予防更生法」という。）第五十二条の規定を準用する。

（仮退院の許可）

第二十五条　地方更生保護委員会（以下「地方委員会」という。）は、補導処分に付された者に対し、婦人補導院の長の申請又は職権により、相当と認めるときは、仮に退院を許すことができる。

2　婦人補導院の長は、補導処分に付された者が収容されたときは、すみやかに、これを地方委員会に通告しなければならない。

3　第一項の仮退院については、予防更生法第二十九条から第三十二条までの規定を準用する。この場合において、同法第二十九条第二項中「前条」とあるのは、「売春防止法第二十五条第二項」と読み替えるものとする。

（仮退院中の保護観察）

第二十六条　仮退院を許された者は、補導処分の残期間中、保護観察に付する。

2　前項の保護観察については、予防更生法第二条、第三十四条から第三十七条まで及び第三十九条から第四十一条の二までの規定を準用する。この場合において、同法第三十四条第二項中「第三十一条第三項」とあるのは、「売春防止法第二十五条第三項」と、第四十一条第七項中「第四十五条第一項」とあるのは、「売春防止法第二十七条第二項において準用する第三十一条第三項」と、「前条第一項」とあるのは、「売春防止法第二十五条第三項において準用する第四十五条第一項」と読み替えるものとする。

（処分の審査）

第二十七条　仮退院中の者が遵守すべき事項を遵守しなかつたときは、地方委員会は、仮退院の取消をすることができる。

2　前項の仮退院の取消については、予防更生法第四十四条第一項及び第二項並びに第四十五条第一項、第二項及び第五項の規定を準用する。この場合において、同法第四十五条第一項中「第四十一条第二項」とあるのは、「売春防止法第二十六条第二項において準用する第四十一条第二項」と読み替えるものとする。

3　仮退院中の者が前項の規定において準用する予防更生法第四十五条第二項の規定により留置されたときは、その留置の日数は、補導処分の期間に算入する。

4　仮退院が取り消されたときは、検察官は、収容のため再収容状を発することができる。

5　再収容状には、仮退院を取り消された者の氏名、住居、年齢、収容すべき婦人補導院その他収容に必要な事項を記載しなければならない。

6　再収容状については、第二十二条第三項から第五項までの規定を準用する。ただし、再収容状の執行は、同条第三項に規定する者のほか、保護観察官もすることができる。

（処分の審査）

第二十八条　前条第一項の規定による地方委員会の処分に不服がある者は、処分の日から十五日以内に、中央更生保護審査会に対し、審査の請求をすることができる。

2　前項の審査の請求については、予防更生法第四十九条第二項及び第三項、第五十条並びに第五十一条の規定を準用する。この場合において、同法第五十一条第一項中「六十日」とあるのは、「三十日」と読み替えるものとする。

（予防更生法雑則の準用）

第二十九条　仮退院の許可、仮退院中の保護観察、仮退院の取消及び処分の審査については、前四条に定めるもののほか、予防更生法第五十五条から第六十条までの規定を準用する。

（仮退院の効果）

第三十条　仮退院を許された者が、仮退院を取り消されることなく、補導処分の残期間を経過したときは、その執行を受け終つたものとする。

（更生保護）

第三十一条　更生緊急保護法（昭和二十五年法律第二百三号）の適用については、婦人補導院から退院した者及び前条の規定により補導処分の執行を受け終つたとされた者は、同法第一条第一号に掲げる者とみなし、補導処分による身体の拘束、婦人補導院の長及び仮退院は、それぞれ、刑事上の手続による身体の拘束、監獄の長及び仮出獄とみなす。

（執行猶予期間の短縮）

第三十二条　婦人補導院から退院した者及び第三十条の規定により補導処分の執行を受け終つたとされた者については、退院の時又は補導処分の執行を受け終つたとされた時において刑の執行猶予の期間を経過したものとみなす。

2　第五条の罪と他の罪とにつき懲役又は禁錮に処せられ、補導処分に付された者については、刑法第五十四条第一項の規定により第五条の罪の刑によつて処断された場合を除き、前項の規定を適用しない。

（補導処分の失効）

第三十三条　刑の執行猶予の期間が経過し、その他刑の言渡がその効力を失つたとき、又は刑の執行猶予の言渡が取り消されたときは、補導処分に付する旨の言渡は、その効力を失う。

附　則

1　この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。

2　更生緊急保護法の一部を次のように改正する。

第一条中「第四十条」を「第四十条第二項（売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第二十六条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）」に改める。

（法務・厚生・内閣総理大臣署名）

法律第十七号（昭三三・三・二五）

◎婦人補導院法

（婦人補導院）

第一条　婦人補導院は、売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第十七条の規定により補導処分に付された者を収容して、これを更生させるために必要な補導を行う施設とする。

2　婦人補導院は、国立とする。

（補導）

第二条　婦人補導院で行う補導は、規律ある生活のもとで、在院者を社会生活に適応させるために必要な生活指導及び職業の補導を行い、並びにその更生の妨げとなる心身の障害に対する医療を行うものとする。

2　在院者に対する生活指導は、相談、助言その他の方法により、婦人の自由と尊厳とを自覚させ、家事その他の基礎的教養を授け、その情操を豊かにさせるとともに、在院者が勤労の精神を身につけ、その他自主自立の精神を体得するように、これを指導するものとする。

3　補導は、在院者の個性、心身の状況、家庭その他の環境等を考慮して、その者に最もふさわしい方法で行わなければならない。

（分類処遇）

第三条　在院者の処遇は、本人の性格、医療の要否その他法務省令で定める基準により、在院者を適当な級に分類して行うものとする。

（賞与金）

第四条　職業の補導を受けた者に対しては、法務省令の定めるところにより、賞与金を与えることができる。

（自己労作）

第五条　婦人補導院の長は、在院者が自己の収支において労作をすることを願い出たときは、これを行わせることができる。

（給養）

第六条　在院者には、婦人にふさわしい一定の被服及び寝具を貸与し、並びに糧食及び飲料を給与する。

2　婦人補導院の長は、婦人補導院の規律上及び衛生上支障がないと認めるときは、被服、寝具、糧食又は飲料の自弁を許すことができる。

（健康診断）

第七条　婦人補導院の長は、婦人補導院時及びその後少くとも一箇月に一回、在院者の健康診断を行わせるものとする。

2　前項の健康診断にあたつては、婦人補導院の医師に、入は、その診断に必要な限度において、採血その他の医学的処置をとることができる。

（面会及び通信）

第八条　婦人補導院の長は、在院者の更生が妨げられ、又は婦人補導院の保安上支障が生ずると認めるときは、在院者の面会について、これを制限し、又は禁止し、及び通信について、その更生の妨げとなり、又は保安上の支障となる箇所を削除することができる。

2　婦人補導院の長は、在院者の発受する通信によつてその更生が妨げられ、又は婦人補導院の保安上支障が生ずるおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある場合でなければ、当該通信の内容を検査してはならない。

（臨時外出）

第九条　婦人補導院の長は、在院者に特別な理由がある場合において、補導上支障がないときは、在院者を臨時に外出させることができる。

（賞）

第十条　婦人補導院の長は、在院者が善行をし、その補導の成績を著しく向上し、又は一定の技能を修得した場合には、法務省令の定めるところにより、賞を与えることができる。

（懲戒）

第十一条　婦人補導院の長は、在院者が婦人補導院において遵守すべき事項に違反したときは、次の各号に掲げる懲戒を行うことができる。

一　厳重な訓戒をすること。

二　十日をこえない期間謹慎室で反省させること。

2　前項第二号の懲戒は、情状により、その執行を猶予し、停止し、又は免除することができる。

（手当金）

第十二条　在院者が職業の補導を受けるに際して、負傷し、又は疾病にかかつた場合において、これによつて死亡したとき、身体に障害が残つたとき、又は退院時若しくは仮退院時までになおらないときは、法務省令の定めるところにより、手当金を与えることができる。

2　前項の手当金のうち、死亡の場合の手当金は、本

人の遺族に支給し、その他の場合の手当金は、退院又は仮退院の際本人に支給する。

（領置）

第十三条 婦人補導院の長は、在院者が所持し、又は在院者にあてて送付された金銭、被服その他の物を領置して、これを安全に保管しなければならない。ただし、保存の価値のない物又は保管に適しない物は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する物について、在院者が相当の処分をしないときは、これを売却してその代金を領置し、又は廃棄することができる。

（学校等の援助）

第十四条 婦人補導院の長は、その婦人補導院の所在地を管轄する矯正管区の長の承認を経て、学校、病院、事業所、宗教団体、婦人団体又は学識経験のある者に委嘱して、在院者に対する補導に関する援助を求めることができる。

2 前項の場合において、婦人補導院の長は、在院者を事業所等にかよわせ、その他婦人補導院外で職業の補導を行うことができる。

3 婦人補導院の長は、矯正職員、警察官その他の公務員に対し、必要な援助を求めることができる。

（保護具）

第十五条 在院者が暴行又は自殺をするおそれがある場合において、これを防止するためやむを得ないときは、法務省令の定めるところにより、保護具を使用することができる。

2 保護具の使用は、婦人補導院の長の許可を受けなければ行つてはならない。ただし、緊急を要する状態にあつて、その許可を受けるいとまのないときは、この限りでない。

3 保護具は、被使用者の両手を腰部に抑止する構造のものとし、その製式は、法務省令で定める。

（連戻し）

第十六条 在院者が逃走したときは、婦人補導院の職員は、逃走後四十八時間内に限り、これを連れ戻すことができる。婦人補導院の職員による連戻しが困難である場合において、婦人補導院の長から連戻しについて援助を求められた警察官も、同様とする。

2 在院者の逃走後四十八時間を経過したときは、検察官は、連戻収容状を発することができる。

3 前項の連戻収容状については、売春防止法第二十二条第三項から第五項まで及び第二十七条第五項の規定を準用する。この場合において、同法第二十七条第五項中「仮退院を取り消された者」とあるのは、「婦人補導院から逃走した者」と読み替えるものとする。

（子の保育）

第十七条 婦人補導院の長は、在院者の子で一歳に満たないものについて、やむを得ない理由があるときは、これを適当な保護者又は児童福祉施設に引き渡すまでの間、婦人補導院内で保育させることができる。

2 前項の子は、特に必要があると認めるときは、満一歳に至つた後も、その者に保育させることができる。

（旅費及び衣類の給与）

第十八条 婦人補導院から退院し、又は仮退院する者が帰住旅費又は相当の衣類を持たないときは、予算の範囲内において、これに旅費又は衣類を給与することができる。

（死亡者等の遺留金品）

第十九条 婦人補導院の長は、在院中に死亡した者の遺留金品について、その者の遺族から請求があつたときは、請求者にこれを交付するものとする。

2 前項の遺留金品は、死亡の日から一年以内に同項の請求がないときは、国庫に帰属する。

3 婦人補導院に収容中に逃走した者の遺留金品は、逃走の日から一年以内に本人の居所が分明しないときは、国庫に帰属する。

（実地監査）

第二十条 法務大臣は、少くとも一年に一回、その職員を指定して、婦人補導院の実地監査を行わせなければならない。

（処遇に関する事項）

第二十一条 この法律で定めるもののほか、在院者の処遇に関し必要な事項は、法務省令で定める。

2 婦人補導院の長は、法務大臣の認可を受けて、在院者の処遇に関する細則を定めることができる。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。

（国家公務員共済組合法の一部改正）

2 国家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第三号中「少年鑑別所」の下に「、婦人補導院」を加える。

（公職選挙法の一部改正）

3 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第四十九条第三号中「監獄若しくは少年院」を「監獄、少年院若しくは婦人補導院」に改める。

（精神衛生法の一部改正）

4 精神衛生法（昭和二十五年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。

第二十六条中「及び少年鑑別所」を「、少年鑑別所及び婦人補導院」に改める。

（出入国管理令の一部改正）

5 出入国管理令（昭和二十六年政令第三百十九号）の一部を次のように改正する。

第六十二条第三項中「少年法第二十四条第一項第三号」の下に「若しくは売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第十七条」を加え、同条第四項中「第二条、第九条の二第一項若しくは前条第一項の規定による買入、第十二条第一項の規定による買換」を「第二条若しくは次条第一項の規定による買入、第十二条第一項の規定による買換」に改める。

第九条の三第一項中「第二条の規定による買入」を「第二条、第九条の二第一項若しくは前条第一項の規定による買入、第十二条第一項の規定による買換」に、「前条第三項」を「第九条の二第三項」に改め、同条を第九条の四とし、第九条の二の次に次の一条を加える。

第九条の三 政府は、輸出適格生糸について、第二条若しくは前条第一項の規定による買入又は第二条の規定による売渡によつては防止することができない

法律第十八号（昭三三・三・二五）

◎繭糸価格安定法の一部を改正する法律

繭糸価格安定法（昭和二十六年法律第三百十号）の一部を次のように改正する。

第九条の二第一項中「農林大臣の指定する者」を「日本輸出生糸保管株式会社」に、「その者」を「当該会社」に改め、同条第三項中「第二条の規定による買入」を「第二条若しくは次条第一項の規定による買入、第十二条第一項の規定による買換」に改める。

第九条の三第一項中「第二条の規定による買入」を「第二条、第九条の二第一項若しくは前条第一項の規定による買入、第十二条第一項の規定による買換」に、「前条第三項」を「第九条の二第三項」に改め、同条を第九条の四とし、第九条の二の次に次の一条を加える。

第九条の三 政府は、輸出適格生糸について、第二条若しくは前条第一項の規定による買入又は第二条の規定による売渡によつては防止することができない

異常な価格の変動を防止して、その輸出価格を安定させるため必要があるときは、日本輸出生糸保管株式会社を相手方として、当該会社が農林大臣の定める条件で買い入れて保管する輸出適格生糸のうち、その買入後政令で定める期間を経過してなお保管しているものを買い入れる旨の契約を締結することができる。

2　前項の規定により契約を締結する場合における政府の買入の価格は、政令で定めるところにより、輸出適格生糸の最低価格にその保管に要する費用の額を加えて得た額を基準とし、海外における生糸及び主要繊維の市価並びに物価その他の経済事情を参しやくして、農林大臣が定める。

3　農林大臣は、日本輸出生糸保管株式会社のする輸出適格生糸の買入及び保管についての第一項の条件として、少くとも左の各号に掲げる事項を定めなければならない。

一　日本輸出生糸保管株式会社は、当該契約に係る輸出適格生糸については、その保管数量が常時農林大臣の定める数量の範囲内となるように買入をすること。

二　日本輸出生糸保管株式会社は、当該契約に係る輸出適格生糸を当該会社に売り渡す者との間に、当該生糸の保管期間中においては、その者の請求により、いつでも、当該生糸をその買入価格に相当する額にその保管に要する費用の額を加えて得た額で売りもどす旨の約定をすること。

4　第六条の規定は、第二項の場合に準用する。

第十二条第一項中「又は新規の用途若しくは販路向けるために売り渡す」を「新規の用途若しくは販路に向けるために売り渡し、又はその生糸と種類及び繊度を同じくする他の生糸に買い換える」に改め、同条第二項中「前項の規定により新規の用途又は販路に向けるために売り渡す場合」を「前項の場合」に改め、同条に次の一項を加える。

3　第一項の規定による買換のための売渡及び買入は、同時期に行わなければならない。

第十二条の三各号列記以外の部分中「若しくは第九条の二」を「、第九条の二第一項若しくは第九条の三第一項」に改め、同条第一号中「第十一条第一項」を「、第十一条第一項」に改め、同号に「又は第十二条第一項の規定による買換のための生糸の買入の契約」を加え、同条第三号中「第九条の二」を「第九条の二第一項」に改め、同条中第六号を第八号とし、第五号を第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七　第十二条第一項の規定による買換のための生糸の買入契約金額（当該契約をする時までに支払われた金額を除く。）

第十二条の三中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　第九条の三第一項の規定による生糸の買入契約金額（当該契約をする時までに支払われた金額を除く。）

第十四条第三項中「関係人の要求があるときは、」を「関係人に」に改め、同条の次に次の十三条を加える。

（日本輸出生糸保管株式会社の目的）

第十四条の二　日本輸出生糸保管株式会社（以下「会社」という。）は、輸出適格生糸の価格の異常な変動の防止に寄与するため、輸出適格生糸の買入、保管及び売渡の事業を営むことを目的とする株式会社とする。

（株式）

第十四条の三　会社の株式は、額面株式とする。

2　会社の株式は、記名株式とする。

（政府の出資）

第十四条の四　政府は、予算の範囲内において、会社に対して出資することができる。

（商号の使用制限）

第十四条の五　会社以外の者は、その商号中に日本輸出生糸保管株式会社という文字を使用してはならない。

（取締役及び監査役の選任等の決議）

第十四条の六　会社の取締役、代表取締役及び監査役の選任、選定及び解任の決議は、農林大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（代表取締役の兼職制限）

第十四条の七　会社の代表取締役は、他の報酬のある職務又は営業に従事してはならない。ただし、農林大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

（事業の範囲）

第十四条の八　会社は、その目的を達成するため、左の事業を営むものとする。

一　第九条の二第一項又は第九条の三第一項の規定により契約を締結し、これに基いて輸出適格生糸の買入及び保管を行い、並びに当該契約に係る輸出適格生糸の売渡を行うこと。

二　前号の事業に附帯する事業

三　前二号に掲げるものの外、会社の目的を達成するため必要な事業

2　会社は、前項第三号に掲げる事業を営もうとするときは、農林大臣の認可を受けなければならない。

（社債の募集及び資金の借入）

第十四条の九　会社は、社債を募集し、又は弁済期限が一年をこえる資金を借り入れようとするときは、農林大臣の認可を受けなければならない。

（定款の変更等）

第十四条の十　会社の定款の変更、利益金の処分、合併及び解散の決議は、農林大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（財産目録等の提出）

第十四条の十一　会社は、毎営業年度終了後二月以内に、その営業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書を農林大臣に提出しなければならない。

（監督）

第十四条の十二　会社は、農林大臣がこの法律の定めるところに従い監督する。

2　農林大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、会社に対し、業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

（協議）

第十四条の十三　農林大臣は、第十四条の九又は第十四条の十の認可（会社の定款の変更の決議についての第十四条の十の認可については、会社が発行する株式の総数を変更するものに限る。）をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

（報告及び検査）

第十四条の十四　農林大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、会社からその業務若しくは経理の状況に関する報告を徴し、又はその職員に、会社の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、業務若しくは経理の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2　第十四条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第十八条第二号中「第十四条第一項」の下に「若しくは第十四条の十四第一項」を加え、「同条第二項」を「第十四条第二項若しくは第十四条の十四第一項」に改める。

第十九条の次に次の三条を加える。

第二十条　左の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした会社の取締役は、三十万円以下の過料

に処する。

一　第十四条の九の規定に違反して、社債を募集し、又は資金を借り入れたとき。

二　第十四条の十一の規定に違反して財産目録、貸借対照表若しくは損益計算書を提出せず、又は不実の記載をしたこれらの書類を提出したとき。

三　第十四条の十二第二項の規定による命令に違反したとき。

第二十一条　第十四条の八第二項の規定に違反した場合には、その違反行為をした会社の取締役は、五万円以下の過料に処する。

第二十二条　第十四条の五の規定に違反した者は、五万円以下の過料に処する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第九条の二第一項の改正規定は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（日本輸出生糸保管株式会社の設立）

第二条　農林大臣は、設立委員を命じ、日本輸出生糸保管株式会社（以下「会社」という。）の設立に関して発起人の職務を行わせる。

第三条　設立委員は、定款を作成して、農林大臣の認可を受けなければならない。

2　農林大臣は、前項の認可をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

第四条　政府は、会社の設立に際し、三千万円に相当する株式を額面価額で引き受けるものとする。

第五条　昭和三十年十二月七日に設立された日本輸出生糸保管株式会社（以下「旧会社」という。）は、この法律の施行後二月以内に商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百四十三条（定款変更の決議方法）に規定する株主総会の決議を得て、会社の設立に際し、会社に対してその営業の全部を出資することができる。

2　商法第二百四十五条ノ二本文、第二百四十五条ノ三及び第二百四十五条ノ四（反対株主の株式買取請求）の規定は、前項の場合に準用する。

第六条　旧会社が前条第一項の規定による出資をする場合においては、旧会社の株主は、その所有する株式の数に比例して、会社の株式引受人となる。

第七条　前条の規定により引き受けることとなる会社の株式に一株に満たないものがある者の所有する旧会社の株式については、設立委員は、商法第三百七十九条第一項（端株に関する処置）に規定する処分をすることができる。

第八条　附則第五条第二項において準用する商法第二百四十五条ノ二本文の規定により旧会社の株式の買取の請求をした者が会社の成立後当該株式の代金の支払を受けたときは、その者の有する会社の株式は、会社に移転する。

第九条　附則第五条第一項の規定により旧会社が出資する営業の価格は、臨時に農林省に置く評価審査会が決定する。

2　前項の評価審査会は、委員五人をもつて組織する。

3　前二項に定めるもののほか、第一項の評価審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、農林省令で定める。

第十条　旧会社は、附則第五条第一項の規定による出資をする場合においては、会社の成立の時において、解散するものとし、その権利及び義務は、会社に承継されるものとする。この場合においては、商法第百七十七条第三項（現物出資の給付）の規定は、適用しない。

第十一条　前条の場合において、旧会社の株式を目的とする質権は、附則第六条の規定により旧会社の株主が受けるべき株式又は附則第七条の処分により旧会社の株主に交付すべき金銭の上に存在する。

2　商法第二百九条第四項（質権者の株券の引渡請求）の規定は、前項の質権について準用する。

第十二条　会社の株式申込証には、商法第百七十五条第二項第一号（株式申込証の記載事項）に掲げる事項に代えて、附則第三条第一項の定款の認可の年月日を記載しなければならない。

第十三条　附則第四条及び附則第六条の規定により政府及び旧会社の株主が会社の設立に際して発行する株式の総数を引き受けた場合においても、会社の設立は、募集設立に関する商法の規定によるものとする。

第十四条　商法第百六十七条（定款の認証）、第百八十一条（検査役の調査）及び第百八十五条（変態設立事項の変更）の規定は、会社の設立については、適用しない。

第十五条　会社が設立の登記を受ける場合における登録税は、免除する。ただし、資本の金額のうち政府の出資及び附則第五条第一項の規定による出資に係る部分に限る。

第十六条　附則第二条から前条までに規定するもののほか、会社の設立及び旧会社の解散に関し必要な事項は、政令で定める。

第十七条　附則第十条の規定により旧会社が解散する場合においては、他の法令中法人の解散及び清算に関する規定は、適用しない。

（商号についての経過規定）

第十八条　繭糸価格安定法第十四条の五の規定は、この法律の施行の際現にその商号中に日本輸出生糸保管株式会社という文字を使用している者については、この法律の施行後六月間は、適用しない。

（租税特別措置法の改正）

第十九条　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第八十四条第一項中「及び東北開発株式会社」を「、東北開発株式会社及び日本輸出生糸保管株式会社」に改める。

（法務・大蔵・農林大臣臨時代理・内閣総理大臣署名）

法律第十九号（昭三三・三・二六）

◎警察法等の一部を改正する法律

（警察法の改正）

第一条　警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中第十二号を第十三号とし、第五号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五　全国的な幹線道路における交通の規制に関すること。

第五条第二項に次の一号を加える。

十四　前各号に掲げる事務を遂行するために必要な監察に関すること。

第十九条を次のように改める。

（内部部局）

第十九条　警察庁に、長官官房及び左の五局を置く。

警務局

刑事局

保安局
警備局
通信局

第二十条（見出しを含む。）中「部長」を「局長」に、「各部」を「各局」に、「部務」を「局務」に改める。

第二十一条第十号中「部」を「局」に改め、同号を同条第十一号とし、同条第九号の次に次の一号を加える。

十　警察装備に関すること。

第二十二条（見出しを含む。）中「警務部」を「警務局」に改め、同条第四号を削る。

第二十三条（見出しを含む。）中「刑事部」を「刑事局」に改め、第二号及び第三号を削り、第四号を第二号とし、第五号を第三号とする。

第二十三条の次に次の一条を加える。

（保安局の所掌事務）

第二十三条の二　保安局においては、警察庁の所掌事務に関し、左に掲げる事務をつかさどる。

一　犯罪の予防に関すること。

二　保安警察に関すること。

三　警衛及び警らに関すること。

四　交通警察に関すること。

第二十四条（見出しを含む。）中「警備部」を「警備局」に改め、同条第一号中「警衛及び」を削り、同条第二号を削り、同条第三号を同条第二号とする。

第二十五条（見出しを含む。）中「通信部」を「通信局」に改める。

第三十条第一項中「第六号から第八号まで、第十一号及び第十二号」を「第七号から第九号まで及び第十二号から第十四号まで」に改め、同条第二項ただし書を削る。

第三十一条第三項に次のただし書を加える。

但し、関東管区警察局及び近畿管区警察局には、さらに保安部を置き、四部とする。

第三十三条の見出しを「（東京都警察通信部及び北海道警察通信部）」に改め、同条第一項中「北海道」を「東京都及び北海道」に、「第七号」を「第八号」に、「北海道警察通信部」を「東京都警察通信部及び北海道地方警察通信部」に改め、同条第二項及び第三項中「北海道警察通信部」を「東京都警察通信部及び北海道警察通信部」に改める。

第三十四条第三項中「部長」を「局長」に、「通信部長」を「通信局長」に改める。

第四十六条第一項中「同条に規定する方面ごとに」を「同条の規定により方面本部を置く方面ごとに」に改める。

第五十一条第一項に次のただし書を加える。

但し、道警察本部の所在地を包括する方面には、置かないものとする。

第五十一条第五項中「方面本部の数、名称、位置及び管轄区域」を「方面の数、名称及び区域並びに方面本部の位置」に改める。

第五十四条第一項中「府県警察本部」を「道府県警察本部」に、「府県警察学校」を「道府県警察学校」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「、府県警察学校及び方面警察学校」を「及び府県警察学校」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「警察職員に対し、」の下に「新任者に対する教育訓練、」を加え、同項を同条第三項とする。

第六十六条の見出し中「移動警察」を「移動警察等」に改め、同条中「協議により定められた」を「協議して定めたところにより、」に改め、同条に次の一項を加える。

2　警察官は、二以上の都道府県警察の管轄区域にわたる政令で定める道路（道路法（昭和二十七年法律

第百八十号）第三条に規定する道路をいう。）の政令で定める区域における交通の円滑と危険の防止を図るため必要があると認められる場合においては、前項の規定の例により、当該道路の区域における事案について、当該関係都道府県警察の管轄区域内において、職権を行うことができる。

（道路交通取締法の改正）

第二条　道路交通取締法（昭和二十二年法律第百三十号）の一部を次のように改正する。

第二十六条の四を第二十六条の五とし、第二十六条の三の次に次の一条を加える。

第二十六条の四　全国的な幹線道路における交通の規制の斉一を図る必要があると認められる場合においては、国家公安委員会は、政令で定めるところにより、公安委員会に対し、この法律又はこの法律に基く政令の規定により公安委員会の権限に属する事務のうち、諸事の最高速度の制限その他政令で指定する事項に係るものの処理について指示することができる。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。ただし、警察法第四十六条第一項並びに第五十一条第一項及び第五項の改正規定（以下「改正規定」という。）は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（許可等の経過規定）

2　改正規定の施行の際、道路交通取締法（昭和二十三年法律第百二十二号）、古物営業法（昭和二十四年法律第百八号）、質屋営業法（昭和二十五年法律第百五十八号）、銃砲刀剣類等所持取締法（昭和三十三年法律第六号）又はこれらに基く政令若しくは総理府令（以下「関係法令」という。）の規定により、改正前の警察法第四十六条の規定により道警察本部の所在地を管轄する方面本部を管理する機関として置かれていた方面公安委員会（以下「旧公安委員会」という。）の行つた許可その他の処分で現にその効力を有するものは、当該方面本部の管轄区域に属していた地域について権限を有することとなつた公安委員会（以下「新公安委員会」という。）のした許可その他の処分とみなす。この場合において、当該処分に期間がつけられているときは、当該処分の期間は、関係法令の規定により旧公安委員会が当該処分をした日から起算するものとする。

（許可の申請等の経過規定）

3　改正規定の施行の際、関係法令の規定により、旧公安委員会に対してされている許可その他の処分の申請、届出その他の手続は、新公安委員会に対してされている許可その他の処分の申請、届出その他の手続とみなす。

（聴聞の経過規定）

4　改正規定の施行の際、関係法令の規定により、旧公安委員会がしている聴聞でまだ完結しない事案に係るものについては、新公安委員会は、旧公安委員会から引継を受けなければならない。

（内閣総理大臣署名）

法律第二十号（昭三三・三・二七）

◎国立競技場法

目次

第一章　総則（第一条―第七条）
第二章　役員及び職員（第八条―第十五条）
第三章　評議員会（第十六条・第十七条）
第四章　業務（第十八条・第十九条）
第五章　財務及び会計（第二十条―第二十九条）
第六章　監督（第三十条・第三十一条）
第七章　雑則（第三十二条・第三十三条）
第八章　罰則（第三十四条―第三十七条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　国立競技場は、その設置する体育施設を適切かつ効率的に運営し、体育の普及振興を図り、もつて国民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

（法人格）

第二条　国立競技場（以下「競技場」という。）は、法人とする。

（事務所）

第三条　競技場の事務所は、東京都に置く。

（資本金）

第四条　競技場の資本金は、競技場の設立の際現に国の有する別表に掲げる不動産及び政令で定めるその他の財産の価格の合計額に相当する金額とし、政府がその全額を出資する。

2　政府は、必要があると認めるときは、競技場に追加して出資することができる。この場合において、競技場は、その出資額により資本金を増加するものとする。

3　政府は、前項の規定により競技場に出資するときは、金銭以外の財産を出資の目的とすることができる。

4　政府が出資の目的とする金銭以外の財産の価格は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価格とする。

5　評価委員その他前項に規定する評価に関し必要な事項は、政令で定める。

（定款）

第五条　競技場は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。

一　目的
二　名称
三　事務所の所在地
四　資本金及び資産に関する事項
五　役員に関する事項
六　評議員会及び評議員に関する事項
七　業務及びその執行に関する事項
八　会計に関する事項

2　定款の変更は、文部大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（登記）

第六条　競技場は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

2　前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

（民法の準用）

第七条　民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条、第五十条及び第五十四条の規定は、競技場に準用する。

第二章　役員及び職員

（役員）

第八条　競技場に、役員として、会長一人、理事長一人、理事三人以内及び監事二人を置く。

（役員の職務）

第九条　会長は、競技場を代表し、その業務を総理する。

2　理事長は、競技場を代表し、定款で定めるところにより、会長を補佐して競技場の業務を掌理し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行う。

3　理事は、定款で定めるところにより、会長及び理事長を補佐して競技場の業務を掌理し、会長及び理事長にともに事故があるときはその職務を代理し、会長及び理事長がともに欠員のときはその職務を行う。

4　監事は、競技場の業務を監査する。

（役員の任命及び任期）

第十条　役員は、文部大臣が任命する。

2　役員の任期は、二年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3　役員は、再任されることができる。

（役員の欠格条項）

第十一条　次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

一　国務大臣、国会議員、地方公共団体の議会の議員若しくは地方公共団体の長又は政党の役員
二　政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）

（役員の解任）

第十二条　文部大臣は、役員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2　文部大臣は、役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一　心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
二　職務上の義務違反があるとき。

（役員の兼職禁止等）

第十三条　役員は、他の職業に従事してはならない。ただし、文部大臣が役員としての職務の執行に支障がないものと認めて許可した場合は、この限りでない。

（役員の兼職禁止等）

第十四条　競技場と会長又は理事長との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が競技場を代表する。

（職員の任命）

第十五条　競技場の職員は、会長が任命する。

第三章　評議員会

（評議員会）

第十六条　競技場に評議員会を置く。

2　評議員会は、二十人以内の評議員をもつて組織する。

3　評議員会は、会長の諮問に応じ、競技場の業務の運営に関する重要事項を審議する。

4　評議員会は、競技場の業務の運営につき、会長に対して意見を述べることができる。

（評議員）

第十七条　評議員は、競技場の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、文部大臣が任命する。

2　第十条第二項及び第三項並びに第十二条第二項の規定は、評議員について準用する。

第四章　業務

（業務）

第十八条　競技場は、第一条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

一　その設置する体育施設及び附属施設を運営すること。

二　体育に関する内外の資料を収集し、整理し、保存し、及び一般の利用に供すること。

三　その他その設置する体育施設及び附属施設を利用して、体育の普及振興のため必要な業務を行うこと。

2　競技場は、前項各号に掲げる業務を行うほか、第一条の目的の達成に支障のない限り、その設置する体育施設及び附属施設を一般の利用に供することができる。

（業務方法書）

第十九条　競技場は、業務方法書を作成し、これに文部省令で定める事項を記載しなければならない。

2　競技場は、業務方法書を変更しようとするときは、文部大臣の認可を受けなければならない。

第五章　財務及び会計

（事業年度）

第二十条　競技場の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。

（予算等の認可）

第二十一条　競技場は、毎事業年度、収入及び支出の予算並びに事業計画及び資金計画を作成し、事業年度開始前に文部大臣の認可を受けなければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

（決算）

第二十二条　競技場は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2　競技場は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

（一時借入金）

第二十五条　競技場は、文部大臣の認可を受けて、一時借入金をすることができる。

2　前項の規定による一時借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。

（余裕金の運用）

第二十六条　競技場は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一　国債の取得

二　銀行その他文部大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金

（財産の処分等の制限）

第二十七条　競技場は、文部省令で定める重要な財産を譲り受け、譲渡し、又は担保に供しようとするときは、文部大臣の認可を受けなければならない。

（給与及び退職手当の支給の基準）

第二十八条　競技場は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定め、又は変更しようとするときは、文部大臣の承認を受けなければならない。

（文部省令への委任）

第二十九条　この法律及びこれに基く命令に規定するもののほか、競技場の財務及び会計に関し必要な事項は、文部省令で定める。

第六章　監督

（監督）

第三十条　競技場は、文部大臣が監督する。

2　文部大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、競技場に対して、その業務に関し、監督上必要な命令をすることができる。

（報告及び検査）

第三十一条　文部大臣は、必要があると認めるときは、競技場に対して業務及び資産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に競技場の事務所若しくはその他の施設に立入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2　前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第七章　雑則

（解散）

第三十二条　競技場の解散については、別に法律で定める。

（大蔵大臣との協議）

第三十三条　文部大臣は、この法律の規定により認可（第五条第二項及び附則第二条第四項の規定による認可を除く。）若しくは承認をしようとするとき、又はこの法律の規定に基き文部省令を定めようとするときは、あらかじめ大蔵大臣と協議しなければならない。

第八章　罰則

（収賄等）

第三十四条　競技場の役員又は職員が、その職務に関してわいろを収受し、又は要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役に処する。よつて不正の行為をし、又は相当の行為をしないときは、五年以下の懲役に処する。

2　競技場の役員又は職員であつた者がその在職中に請託を受けて職務上不正な行為をし、又は相当の行為をしなかつたことに関しわいろを収受し、又は要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役に処する。

3　競技場の役員又は職員がその職務に関し請託を受けて第三者にわいろを供与させ、又はその供与を約束したときは、三年以下の懲役に処する。

4　犯人又は情を知つた第三者の収受したわいろは、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

（贈賄）

第三十五条　前条第一項から第三項までに掲げる者に対してわいろを供与し、又はその申込若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

（報告義務違反等）

第三十六条　第三十一条第一項の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒

み、妨げ、若しくは忌避した場合においては、その違反行為をした競技場の役員又は職員を三万円以下の罰金に処する。

（過料）

第三十七条　次の各号の一に該当する場合においては、その違反行為をした競技場の役員又は職員を三万円以下の過料に処する。

一　この法律の規定により文部大臣の許可、認可又は承認を受けなければならない場合において、その許可、認可又は承認を受けなかつたとき。

二　この法律又はこの法律に基く政令の規定に違反して、登記をすることを怠つたとき。

三　第十八条に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四　第二十六条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五　第三十条第二項の規定による文部大臣の命令に違反したとき。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。ただし、第十一条第二号の規定は同年十月一日から、附則第二条第一項から第七項までの規定は公布の日から施行する。

（競技場の設立）

第二条　文部大臣は、第十条第一項の例により、会長、理事長、理事又は監事となるべき者を指名する。

2　前項の規定により指名された会長、理事長、理事又は監事となるべき者は、競技場の成立の時において、この法律の規定により、それぞれ会長、理事長、理事又は監事に任命されたものとする。

3　文部大臣は、設立委員を命じて、競技場の設立に関する事務を処理させる。

4　設立委員は、定款を作成して、文部大臣の認可を受けなければならない。

5　政府は、競技場の設立に際し、第四条第一項に規定する不動産その他の財産を出資するものとする。

6　設立委員は、第四項の規定による認可を受けたときは、政府に対し、出資の目的たる財産の給付を求めなければならない。

7　設立委員は、出資の目的たる財産の給付があつたときは、その事務を第一項の規定により指名された会長となるべき者に引き継がなければならない。

8　第一項の規定により指名された会長となるべき者は、前項の事務の引継を受けた日において、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

9　競技場は、設立の登記をすることによつて成立する。

（経過規定）

第三条　競技場は、競技場の成立後遅滞なく、業務方法書を作成し、文部大臣の認可を受けなければならない。

2　競技場の最初の事業年度の収入及び支出の予算並びに事業計画及び資金計画については、第二十一条中「事業年度開始前に」とあるのは、「競技場の成立後遅滞なく」と読み替えるものとする。

（登録税法の一部改正）

第四条　登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「日本中央競馬会」を「国立競技場、日本中央競馬会」に、「日本中央競馬会法」を「国立競技場法、日本中央競馬会法」に改め、同条に次の一号を加える。

二十八　国立競技場が国立競技場法第十八条ノ業務ノ用ニ供スル建物又は土地ノ権利ノ取得又ハ所有権ノ保存ノ登記

（印紙税法の一部改正）

第五条　印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ二の次に次の一号を加える。

六ノ二ノ二　国立競技場ノ発スル証書、帳簿

（所得税法の一部改正）

第六条　所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第十号中「及び日本中央競馬会」を「、国立競技場及び日本中央競馬会」に改める。

（法人税法の一部改正）

第七条　法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第三号中「及び日本中央競馬会」を「、国立競技場及び日本中央競馬会」に改める。

（地方税法の一部改正）

第八条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第三号中「及び日本中央競馬会」を「、国立競技場及び日本中央競馬会」に改める。

第七十三条の四第一項に次の一号を加える。

十一　国立競技場が直接その業務の用に供する不動産

第三百四十八条二項に次の一号を加える。

十八　国立競技場が直接その業務の用に供する固定資産

別表

一　土地

東京都新宿区霞ヶ丘町十番地の一	所在	
雑種地	五町八段一歩	
東京都新宿区霞ヶ丘町十番地の二	所在	
雑種地	九段九畝十歩	
東京都新宿区霞ヶ丘町十番地の三	所在	
雑種地	六段四畝二十四歩	
東京都新宿区霞ヶ丘町十番地の四	所在	
雑種地	三畝二十九歩	

二　建物

東京都新宿区霞ヶ丘町十番地の一	鉄筋コンクリート造四階建競技場	一棟
	建坪	七千六百六坪九合一勺
	二階	千六百四十九坪八合九勺
	三階	二千三百十坪二合八勺
	四階	四百四十六坪二合八勺
	塔屋	六坪二合六勺

（内閣総理・法務・大蔵・文部大臣署名）

十条の五及び前三条」に改める。

第七十三条の十一の次に次の一条を加える。

第七十三条の十一の二　前条第一項の承認を受けた中央会は、毎事業年度、監査の対象としようとする組合及び全国中央会にあつては主務大臣、都道府県中央会にあつてはその地区を管轄する都道府県知事の意見を聞いて、監査実施計画を定めなければならない。

前項の監査実施計画においては、監査の対象となる組合、監査の実施時期、監査に当る農業協同組合監査士その他の職員の員数その他監査の実施の細目を定めるものとする。

中央会は、第一項の監査実施計画に重要な変更を行うには、同項の規定の例によらなければならない。

中央会は、第一項の監査実施計画を定めたときは、すみやかに、これを、当該監査実施計画において監査の対象となる組合として定められた組合に通知しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

前項の規定による通知を受けた組合は、当該監査実施計画に基く中央会の監査を受けるように努めるとともに、その実施に当つては、これに協力しなければならない。

中央会は、組合から監査を受けたい旨の申出があつたときは、前五項の規定にかかわらず、中央会の定めるところにより、当該申出に係る組合の監査を行うことができる。

第百一条第二号中「第十条の二第一項」の下に「又は第十条の三乃至第十条の五」を加える。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第十条の四及び第十条の五の改正規定は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（大蔵・農林大臣臨時代理・内閣総理大臣署名）

法律第二十一号（昭三三・三・二七）

◎農業協同組合法の一部を改正する法律

農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）の一部を次のように改正する。

第十条の二の次に次の三条を加える。

第十条の三　第十条第一項第八号の事業を行う組合は、省令の定めるところにより、毎事業年度末において、その事業の種類ごとに、責任準備金を計算し、これを積み立てなければならない。

第十条の四　第十条第一項第八号の事業を行う農業協同組合は、同号の事業に係る会計を他の事業に係る会計と区分して経理しなければならない。

第十条の五　第十条第一項第八号の事業を行う農業協同組合の財産で前条の規定により同号の事業に係るものとして区分された会計に属するもの及び同号の事業を行う農業協同組合連合会の財産は、省令で定める方法による外、これを運用してはならない。

第五十二条の三中「前三条」を「第十条の三乃至第

法律第二十二号（昭三三・三・二九）

◎新市町村建設促進法の一部を改正する法律

新市町村建設促進法（昭和三十一年法律第百六十四号）の一部を次のように改正する。

附則中第三項から第十一項までを一項ずつ繰り下げ、第二項の次に次の一項を加える。

3　地方自治法第七条第三項の規定による関係市町村の申請があつた日から四箇月以内に同項の規定による関係都道府県の申請が行われない場合において、第二十九条第八項において準用する同条第三項の規定により昭和三十三年三月三十日までに中央審議会の意見をきく手続がとられているものについては、第二十九条第八項の規定の失効後においても、昭和三十三年九月三十日までの間は、なお同項の規定の例によるものとする。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（内閣総理大臣署名）

法律第二十三号（昭三三・三・二九）

◎食糧管理特別会計における資金の設置及びこれに充てるための一般会計からの繰入金に関する法律

（資金）

第一条　食糧管理特別会計においては、次条に規定する一般会計からの繰入金に相当する金額をもつて資金とする。

（一般会計からの繰入）

第二条　政府は、前条に規定する資金に充てるため、昭和三十二年度において、一般会計から、百五十億円を限り、食糧管理特別会計に繰り入れることができる。

（損益の処理）

第三条　食糧管理特別会計において、各年度の損益計算上の利益又は損失があるときは、その利益の額を第一条に規定する資金に組み入れ、又はその損失の額を限度として当該資金を減額し、その処理をすることができる。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・農林大臣臨時代理・内閣総理大臣署名）

法律第二十四号（昭三三・三・二九）

◎食糧管理特別会計法の一部を改正する法律

食糧管理特別会計法（大正十年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

第一条の次に次の一条を加える。

第一条ノ二　本会計ハ之ヲ国内米管理勘定、国内麦管理勘定及輸入食糧管理勘定（以下食糧管理勘定ト謂フ）並農産物等安定勘定、業務勘定及調整勘定ニ区分ス

第六条を次のように改める。

第六条　食糧管理勘定ニ於テハ夫々国内産米穀（其ノ製品ヲ含ム）、国内産麦及此等以外ノ国内産主要食糧並輸入ニ係ル主要食糧ノ売渡代金、調整勘定ヨリノ受入金其ノ他附属雑収入ヲ以テ其ノ歳入トシ此等ノ買入代金並買入、売渡、交換、貸付、交付、加工、製造、貯蔵及運搬ニ関スル諸費、業務勘定及調整勘定ヘノ繰入金其ノ他附属諸費ヲ以テ其ノ歳出トス

第六条ノ五を第六条ノ九とし、第六条ノ四第二項第二号中「前前年度」の下に「ノ各勘定」を加え、同項第三号中「当該年度」の下に「ノ各勘定」を加え、同条を第六条ノ八とし、第六条ノ三を第六条ノ七とし、第六条ノ二を第六条ノ六とし、第六条の次に次の四条を加える。

第六条ノ二　農産物等安定勘定ニ於テハ農産物等ノ売渡代金、調整勘定ヨリノ受入金、一般会計ヨリノ受入金其ノ他附属雑収入ヲ以テ其ノ歳入トシ農産物等ノ買入代金、農産物等ノ買入及売渡ニ関スル諸費、業務勘定及調整勘定ヘノ繰入金其ノ他附属諸費ヲ以テ其ノ歳出トス

前項ノ一般会計ヨリノ受入金ハ予算ノ定ムル所ニ依リ農産物等安定勘定ニ生ズル損失ヲ補塡スル為一般会計ヨリ之ヲ繰入ルルモノトス

第六条ノ三　業務勘定ニ於テハ食糧管理勘定、農産物等安定勘定及調整勘定ヨリノ受入金、農産物検査法第十一条第三項ニ規定スル農産物検査印紙ノ売渡収入其ノ他附属雑収入ヲ以テ其ノ歳入トシ本会計ノ事務取扱及施設運営ニ関スル諸費、同項ノ農産物検査印紙ノ売捌手数料、調整勘定ヘノ繰入金其ノ他附属諸費ヲ以テ其ノ歳出トス

第六条ノ四　第六条ノ五第一項ノ一般会計ヨリノ受入金ニ相当スル金額及第八条ノ三ノ規定ニ依ル組入金ニ相当スル金額ヲ以テ調整勘定ノ資金（以下調整資金ト謂フ）トス

第六条ノ五　調整勘定ニ於テハ一般会計ヨリノ受入金、証券（第三条第二項及第四条第二項ノ規定ニ依リ発行スル証券ヲ除ク）ノ発行収入金、借入金並食糧管理勘定、農産物等安定勘定及業務勘定（以下本条ニ於テ他勘定ト謂フ）ヨリノ受入金其ノ他附属雑収入ヲ以テ其ノ歳入トシ他勘定ヘノ繰入金、証券（第三条第二項及第四条第二項ノ規定ニ依リ発行スル証券ヲ除ク）及借入金ノ償還金並証券、借入金及一時借入金ノ利子其ノ他附属諸費ヲ以テ其ノ歳出トス

前項ノ一般会計ヨリノ受入金ハ予算ノ定ムル所ニ依リ調整資金ニ充ツル為一般会計ヨリ之ヲ繰入ルルモノトス

第一項ノ他勘定ヘノ繰入金ハ当該勘定ニ於ケル経費ノ財源トシテ調整勘定ヨリ之ヲ繰入レ又ハ調整勘定ニ於ケル経費ノ財源トシテ他勘定ヨリ繰入レタル受入金ノ返還金ニ係ルモノトシテ調整勘定ヨリ之ヲ繰入ルルモノトシ同項ノ他勘定ヨリノ受入金ハ調整勘

定ヨリ他勘定ヘ繰入レタル繰入金ノ返還金ニ係ルモノトシテ当該勘定ヨリ之ヲ受入レ又ハ調整勘定ニ於ケル経費ノ財源トシテ他勘定ヨリ之ヲ受入ルルモノトス

第七条中「本会計」の下に「ノ各勘定」を加える。

第八条中「本会計」の下に「ノ各勘定」を加え、「翌年度ノ歳入」を「当該各勘定ノ翌年度ノ歳入」に改める。

第八条ノ三第二項第二号中「当該年度」の下に「ノ各勘定」を加え、同条を第八条ノ六とし、第八条ノ二を第八条ノ五とし、第八条の次に次の三条を加える。

第八条ノ二　食糧管理勘定ニ於ケル毎年度ノ損益計算上ノ利益又ハ損失ハ之ヲ調整勘定ニ移シ整理スベシ

業務勘定ニ於ケル毎年度ノ損益計算上ノ利益又ハ損失ハ政令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ調整勘定ニ移シ整理スベシ

第八条ノ三　前条ノ整理ヲ為シタル後調整勘定ニ利益又ハ損失アルトキハ其ノ利益ノ額ヲ第六条ノ四ノ調整資金ニ組入レ又ハ其ノ損失ノ額ヲ限度トシテ当該資金ヲ減額シ処理スルコトヲ得

第八条ノ四　農産物等安定勘定ニ於ケル毎年度ノ損益計算上ノ利益ハ積立金トシテ之ヲ積立ツベシ

農産物等安定勘定ニ於ケル毎年度ノ損益計算上ノ損失ハ積立金ヲ減額シ之ヲ整理スルモノトス但其ノ損失額中当該整理ヲ為シ得ザル部分ノ金額ハ損失ノ繰越トシテ之ヲ整理スベシ

第十条中「本会計ノ収入支出ニ関スル規程」を「本法ノ実施ノ為必要ナル手続其ノ他ノ事項」に改める。

附則第六項前段中「本会計」の下に「ノ各勘定」を加え、同項後段を次のように改める。

コノ場合ニ於テ第二条、第三条及第四条ノ三中「食糧及農産物等ノ買入代金」トアルハ「食糧、農産物等、飼料及甜菜糖ノ買入代金並飼料ノ交換ニ伴フ支出」ト、第六条ノ二第一項中「農産物等ノ売渡代金」トアルハ「農産物等、飼料及甜菜糖ノ売渡代金、飼料ノ交換ニ伴フ収入」ト、「農産物等ノ買入代金」トアルハ「農産物等、飼料及甜菜糖ノ買入代金、飼料ノ交換ニ伴フ支出」ト、「農産物等ノ買入及売渡」トアルハ「農産物等、飼料及甜菜糖ノ買入、売渡及保管」ト、第六条ノ九中「食糧及農産物等」トアルハ「食糧、農産物等、飼料及甜菜糖」ト読替フルモノトス

附則第七項中「本会計」の下に「ノ輸入食糧管理勘定」を加える。

附則第二項を削る。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　改正後の食糧管理特別会計法（以下「新法」という。）の規定は、次項に定めるものを除くほか、昭和三十三年度分以後の予算について適用し、昭和三十二年度分以前の予算については、なお従前の例による。

3　新法第六条ノ八第二項第二号又は第三号の規定により食糧管理特別会計の予算に添附すべき前前年度又は前年度に係る書類については、昭和三十三年度分（前前年度に係る当該書類については、昭和三十四年度分を含む。）の予算に限り、これらの規定にかかわらず、なお従前の例による。

4　食糧管理特別会計における資金の設置及びこれに充てるための一般会計からする繰入金に関する法律（昭和三十三年法律第二十二号）第三条の規定による処理を昭和三十二年度分についてした後における同法第一条に規定する資金（以下「資金」という。）は、新法第六条ノ四に規定する調整資金となるものとする。この場合において、資金に相当する金額は、新法第六条ノ四の規定の適用については、同条に規定する一般会計よりの受入金に相当する金額と

みなす。

5　昭和三十三年三月三十一日におけるこの会計の資産及び負債は、農林大臣が大蔵大臣に協議して定めるところにより、この会計の各勘定に属させるものとする。

（大蔵・農林大臣臨時代理・内閣総理大臣署名）

法律第二十五号（昭三三・三・三一）

◎旅館業法の一部を改正する法律

旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）の一部を次のように改正する。

第八条第三号を次のように改める。

三　売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第二章に規定する罪

附　則

（施行期日）

1　この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。

（経過規定）

2　この法律の施行前に婦女に売淫をさせた者等の処罰に関する勅令（昭和二十二年勅令第九号）に規定する罪を犯したことを理由とする第三条第一項の許可の取消又は営業停止の処分については、なお従前の例による。

（厚生・内閣総理大臣署名）

法律第二十六号（昭三三・三・三一）

◎郵便振替貯金法の一部を改正する法律

郵便振替貯金法（昭和二十三年法律第六十号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一号中「又は払出」を「若しくは払出（第三十八条第三項の規定による小切手払口座への貯金の移替を含む。以下次号、第二十九条、第三十一条第一項、第三十三条第二項、第三十四条第二項及び第五十四条第二項において同じ。）」に改め、「送達」の下に「又はこれらに関する通知」を加える。

第十七条第二項の次に次の一項を加える。

第三十八条第三項の規定により小切手払口座が設けられている口座については、その口座の貯金のうち小切手払口座の貯金とその貯金以外の貯金とにつき、そのそれぞれの貯金の額（一日のうち二以上の貯金の額があるときは、その最後の貯金の額）を口座の現在高として、各別に前二項の規定を適用する。

第十八条第一項第三号中

「小切手払　払出金額一万円以下同　一万円をこえる場合　三十円　五十円」

を削り、同条第二項を削る。

第十九条第一項本文中「自己を受取人に指定して通常現金払の請求をし、又は自己指図で振り出した小切手による小切手払の請求をする場合」を「又は自己を受取人に指定して通常現金払の請求をする場合」に改め、同項ただし書中「前条第一項第一号」を「前条第一号」に改め、「、自己指図で振り出した小切手による小切手払に関する照会を電信でする場合には、同条第二項の省令で定める金額を」を削り、同条第五項中「電信振替の料金、電信現金払の料金及び小切手払に関する照会を電信でする場合における小切手払の料金」を「電信振替及び電信現金払の料金」に改め、同条第三項を削る。

第二十条第一項ただし書中「前条第五項に規定する払出の料金」を「前条第四項に規定する料金」に、「第三十八条第二項」を「第三十六条第二項又は第三十八条第二項」に改め、「又は同条第三項の規定による照会」を削る。

第二十九条の見出し中「超える」を「こえる」に改め、同条中「口座の現在高を超えて、」を「口座の現在高（第三十八条第三項の規定により小切手払口座が設けられている口座については、その口座の貯金のうち同項の規定により小切手払口座に移し替えられた貯金の額を控除したものの額。以下次条、第三十三条第二項、第三十四条第二項及び第五十条の六において同じ。）をこえて」に改め、「払出」の下に「（小切手払によるものを除く。）」を、「又は」の下に「小切手払口座の貯金の額をこえて」を加え、「振り出す」を「振り出し、若しくは小切手払の請求をする」に改める。

第三十条の見出しを「（受払通知等）」に改め、同条中「又は口座から貯金を払い出したときは」を「口座から貯金を払い出し、又は第三十八条第三項の規定により小切手払口座に貯金を移し替えたときは、小切手払による払出をした場合を除いて」に改め、「受払高」の下に「又は移替高」を加える。

第三十条の二（見出しを含む。）中「又は照会」を削る。

第三十一条第一項中「若しくは振替」を「、振替若しくは第三十八条第三項の規定による小切手払口座への貯金の移替」に改め、同条第二項中「電信」を「電信若しくは電話」に改める。

第三十八条第三項を次のように改める。

小切手払においては、省令の定めるところにより、加入者の請求に因り、口座所管庁において、当該加入者の口座につき小切手払口座を設け、当該加入者の口座の貯金の全部又は一部を当該小切手払口座に移し替え、その移し替えられた貯金の金額を当該加入者の指定する郵便局に通知し、その郵便局において、当該通知に係る金額の範囲内において、当該加入者が当該郵便局にあてて振り出した小切手の呈示があつたときにその小切手と引き換えに小切手金額の現金を払い渡し、口座所管庁において、その払い渡した金額をその払渡の日により当該加入者の小切手払口座の貯金から払い出す。

第三十九条ただし書中「第十九条第四項」を「第十九条第三項」に改める。

第四十六条第一項及び第四十七条第一項中「第三十八条第一項乃至第三項」を「第三十八条第一項又は第二項」に改める。

第五十条の四中「三万円」を「五万円」に改める。

第五十条の六中「、第三十四条第二項及び第五十六条第一項第一号」を「及び第三十四条第二項」に改める。

第五十六条第一項第一号を次のように改める。

一　加入者が第二十九条の規定に違反したとき。

第五十七条中「第三十八条第一項乃至第三項」を「第三十八条第一項又は第二項」に改める。

第六十二条第一項中「第十八条第一項」を「第十八条」に改める。

附　則

1　この法律は、昭和三十三年七月一日から施行する。ただし、第五十条の四の改正規定は、昭和三十三年四月一日から施行する。

2　この法律の施行前に振り出された小切手による払出については、なお従前の例による。

（郵政・内閣総理大臣署名）

法律第二十七号（昭三三・三・三一）

◎在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律

（在外公館の名称及び位置を定める法律の一部改正）

第一条　在外公館の名称及び位置を定める法律（昭和二十七年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

表中「

在ユーゴースラヴィア日本国大使館	ユーゴースラヴィア　ベルグラード

」を

ユーゴースラヴィア	ベルグラード
サウディ・アラビア	ジッダ
ノールウェー	オスロ
デンマーク	コペンハーゲン
ヴァチカン	
エティオピア	アディス・アベバ
ガーナ	アクラ
ニュー・ジーランド	ウエリントン

」に改め、

「

在ニュー・ジーランド日本国公使館	ニュー・ジーランド　ウエリントン
在ノールウェー日本国公使館	ノールウェー　オスロ
在デンマーク日本国公使館	デンマーク　コペンハーゲン
在ヴァチカン日本国公使館	ヴァチカン

」

「

在エティオピア日本国公使館	エティオピア　アディス・アベバ

」及び

「

在サウディ・アラビア日本国公使館	サウディ・アラビア　ジッタ

」を削る。

（在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部改正）

第二条　在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

別表大使館の項中「

| | | |

法律第二十八号（昭三三・三・三一）

◎国立学校設置法の一部を改正する法律

国立学校設置法（昭和二十四年法律第百五十号）の一部を次のように改正する。

第三条の表東京大学の項中「医学部」を「医学部　薬学部」に改める。

第三条の二第一項中「北海道大学」を「北海道大学　弘前大学」に、「金沢大学」を「金沢大学　信州大学」に、「神戸大学」を「神戸大学　鳥取大学」に改める。

第三条の三中「国立短期大学の名称及び位置は、左表の」を「前項に掲げる国立短期大学以外の国立短期大学の名称及び位置は、左表に掲げる」に改め、同条の表中

「京都工芸繊維大学工業短期大学部	京都府
京都工芸繊維大学工業短期大学部	京都府
大阪外国語大学短期大学部	大阪府

」を

「京都工芸繊維大学	京都府
京都工芸繊維大学	京都府
大阪外国語大学	大阪府

」に

改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として、次の一項を加える。

国立短期大学の名称及び位置は、左表に掲げる通りとする。

国立短期大学の名称	位置
久留米工業短期大学	福岡県

第四条第一項中「左表の」を「左表に掲げる」に改め、同項の表東京大学の項中「理工学研究所」及び「理学及び工学に関する学理及びその応用の総合研究所」を削り、「史料編さん所」を「史料編さん所」に、「編さん及び」を「編さん及び」に、

「応用微生物研究所	応用微生物に関する学理及びその応用の研究」を
「応用微生物研究所	応用微生物に関する学理及びその応用の研究
航空研究所	航空に関する学理及びその応用の研究

」に改め、同表東京工業大学の項中「建築材料研究所」及び「建築用材料に関する学理及びその応用の研究」を削り、「窯業研究所」を「工業材料研究所」に、「窯業に関する」を「工業材料に関する」に改める。

第四条第二項中「左表の」を「左表に掲げる」に改め、同項の表中

「京都大学	基礎物理学研究所　京都府　素粒子論その他の基礎物理学に関する研究」を
「京都大学	基礎物理学研究所　京都府　素粒子論その他の基礎物理学に関する研究
大阪大学	たんぱく質研究所　大阪府　たんぱく質に関する基礎的研究

」に

改める。

附則第七項中「国立短期大学に」を「第三条の三第二項に掲げる国立短期大学に」に改める。

附　則

この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。

（文部・内閣総理大臣署名）

法律第二十九号（昭三三・三・三一）

◎身体障害者福祉法の一部を改正する法律

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「援護の機関（第九条―第十二条）」を「援護の機関（第九条―第十二条の二）」に改める。

第九条の二第四項中「地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九条第一項の指定都市」を「市」に改める。

第一章中第十二条の次に次の一条を加える。

（民生委員の協力）

第十二条の二　民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）に定める民生委員は、この法律の施行について、市町村長、福祉事務所長、身体障害者福祉司又は社会福祉主事の事務の執行に協力するものとする。

第十八条第一項第三号中「他の者」を「国若しくは他の地方公共団体」に改め、同条中第四項を第五項とし、第三項及び第四項を一項ずつ繰り下げ、第一項の次に次の一項を加える。

2　援護の実施機関は、次の各号の一に該当する場合においては、前項第三号の措置に代えて、社会福祉法人の設置する肢体不自由者更生施設、失明者更生施設、ろうあ者更生施設又は身体障害者収容授産施設で厚生大臣の指定するものに身体障害者の収容を委託することができる。

一　前項第三号の措置をとることができないか又は相当でないとき。

二　当該施設に収容を委託することが、前項第三号の措置をとるよりも、当該身体障害者の更生のため効果的であると認められるとき。

第三十六条の次に次の一条を加える。

（繰替支弁）

第三十六条の二　都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村は、その長の管理に属する福祉事務所の管轄区域内にある身体障害者更生援護施設で厚生大臣の指定するものに対し他の都道府県知事又は市町村長が第十八条第二項の規定により身体障害者の収容を委託した場合においては、その委託に要する費用を一時繰替支弁しなければならない。

第三十七条の二第四号中「第十九条」を「第十八条第二項、第十九条」に改める。

第四十三条の三中「地方自治法」の下に「（昭和二十二年法律第六十七号）」を加える。

附　則

この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。

（内閣総理・厚生大臣署名）

法律第三十号（昭三三・三・三一）

◎地すべり等防止法

目次

第一章　総則（第一条―第六条）
第二章　地すべり防止区域に関する管理（第七条―第二十六条）
第三章　地すべり防止区域に関する費用（第二十七条―第四十条）
第四章　ぼた山崩壊防止区域に関する管理等（第四十一条―第四十五条）
第五章　雑則（第四十六条―第五十一条）
第六章　罰則（第五十二条―第五十五条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、地すべり及びぼた山の崩壊による被害を除却し、又は軽減するため、地すべり及びぼた山の崩壊を防止し、もつて国土の保全と民生の安定に資することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「地すべり」とは、土地の一部が地下水等に起因してすべる現象又はこれに伴つて移動する現象をいう。

2　この法律において「ぼた山」とは、石炭又は亜炭に係る捨石が集積されてできた山であつて、この法律の施行の際現に存するものをいい、鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第四条又は第二十六条の規定により鉱業権者又は鉱業権者とみなされる者が必要な措置を講ずべきものを除くものとする。

3　この法律において「地すべり防止施設」とは、次条の規定により指定される地すべり防止区域内にある排水施設、擁壁、ダムその他の地すべりを防止するための施設をいう。

4　この法律において「地すべり防止工事」とは、地すべり防止施設の新設、改良その他次条の規定により指定される地すべり防止区域内における地すべりを防止するための工事をいう。

（地すべり防止区域の指定）

第三条　主務大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係都道府県知事の意見をきいて、地すべり区域（地すべりしている区域又は地すべりするおそれのきわめて大きい区域をいう。以下同じ。）及びこれに隣接する地域のうち地すべり区域の地すべりを助長し、若しくは誘発し、又は助長し、若しくは誘発するおそれのきわめて大きいもの（以下これらを「地すべり地域」と総称する。）であつて、公共の利害に密接な関連を有するものを地すべり防止区域として指定することができる。

2　前項の指定は、この法律の目的を達成するため必要な最小限度のものでなければならない。

3　主務大臣は、第一項の指定をするときは、主務省令で定めるところにより、当該地すべり防止区域を告示するとともに、その旨を関係都道府県知事に通知しなければならない。これを廃止するときも、同様とする。

4　地すべり防止区域の指定又は廃止は、前項の告示によつてその効力を生ずる。

（ぼた山崩壊防止区域の指定）

第四条　主務大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係都道府県知事の意見をきいて、ぼた山の存する区域であつて、公共の利害に密接な関連を有するものをぼた山崩壊防止区域として指定することができる。

2　前条第二項から第四項までの規定は、前項の指定について準用する。この場合において、同条第三項中「当該地すべり防止区域」とあるのは「当該ぼた山崩壊防止区域」と、同条第四項中「地すべり防止区域」とあるのは「ぼた山崩壊防止区域」と読み替えるものとする。

（調査）

第五条　第三条第一項の指定は、必要に応じ、当該地すべり地域に関し、地形、地質、降水、地表水若しくは地下水又は土地の滑動状況に関する現地調査をして行うものとする。

（調査のための立入）

第六条　主務大臣又はその命を受けた職員若しくはその委任を受けた者は、前条の調査のためやむを得ない必要があるときは、他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を材料置場若しくは作業場として一時使用することができる。

2　前項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとするときは、あらかじめ当該土地の占有者にその旨を通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが困難であるときは、この限りでない。

3　第一項の規定により宅地又はかき、さく等で囲まれた土地に立ち入ろうとするときは、立入の際あらかじめその旨を当該土地の占有者に告げなければならない。

4　日出前及び日没後においては、占有者の承認があつた場合を除き、前項に規定する土地に立ち入つてはならない。

5　第一項の規定により土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

6　第一項の規定により特別の用途のない他人の土地を材料置場又は作業場として一時使用しようとするときは、あらかじめ、当該土地の占有者及び所有者に通知して、その者の意見をきかなければならない。

7　土地の占有者又は所有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立入又は一時使用を拒み、又は妨げてはならない。

8　国は、第一項の規定による立入又は一時使用により損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

9　前項の規定による損失の補償については、国と損失を受けた者とが協議しなければならない。

10　前項の規定による協議が成立しない場合においては、国は、自己の見積つた金額を損失を受けた者に支払わなければならない。この場合において、当該金額について不服がある者は、政令で定めるところにより、補償金の支払を受けた日から三十日以内に収用委員会に土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第九十四条の規定による裁決を申請することができる。

11　第五項の規定による証明書の様式その他証明書に関し必要な事項は、主務省令で定める。

第二章　地すべり防止区域に関する管理

（地すべり防止区域の管理）

第七条　地すべり防止工事の施行その他地すべり防止区域の管理は、当該地すべり防止区域の存する都道府県を統括する都道府県知事が行うものとする。

（標識の設置）

第八条　都道府県知事は、第三条第三項の規定による地すべり防止区域の指定の通知を受けたときは、主務省令で定めるところにより、その地すべり防止区域内にこれを表示する標識を設置しなければならない。

い。

（地すべり防止工事基本計画）

第九条　都道府県知事は、第三条第三項の規定による地すべり防止区域の指定の通知を受けたときは、主務省令で定めるところにより、関係市町村（特別区を含む。以下同じ。）の長の意見をきいて、当該地すべり防止区域に係る地すべり防止工事に関する基本計画を作成し、これを主務大臣に提出するものとする。これを変更するときも、同様とする。

（主務大臣の直轄工事）

第十条　主務大臣は、次の各号の一に該当する場合において、当該地すべり防止工事が国土の保全上特に重要なものであると認められるときは、都道府県知事に代つて自ら当該地すべり防止工事を施行することができる。この場合においては、主務大臣は、あらかじめ当該都道府県知事の意見をきかなければならない。

一　地すべり防止工事の規模が著しく大であるとき。

二　地すべり防止工事が高度の技術を必要とするとき。

三　地すべり防止工事が高度の機械力を使用して実施する必要があるとき。

四　地すべり防止工事が都府県の区域の境界に係るとき。

2　主務大臣は、前項の規定により地すべり防止工事を施行する場合においては、主務省令で定めるところにより、その旨を告示しなければならない。

（主務大臣又は都道府県知事以外の者の施行する工事）

第十一条　主務大臣又は都道府県知事以外の者が地すべり防止工事を施行しようとするときは、あらかじめ当該地すべり防止工事に関する設計及び実施計画について都道府県知事の承認を受けなければならない。

3　主務大臣は、第一項の規定により地すべり防止工事を施行する場合においては、主務省令で定めるところにより、その旨を告示しなければならない。

（主務大臣又は都道府県知事以外の者の施行する工事）

第十一条　主務大臣又は都道府県知事以外の者が地すべり防止工事を施行しようとするときは、あらかじめ当該地すべり防止工事に関する設計及び実施計画について都道府県知事の承認を受けなければならない。

2　国又は地方公共団体は、前項の規定にかかわらず、地すべり防止工事に関する設計及び実施計画について都道府県に協議することをもつて足りる。

3　都道府県知事は、第一項の承認に、地すべりを防止するため必要な条件を附することができる。

（築造等の基準）

第十二条　地すべり防止施設の種類、配置、構造及び規模並びに水流の付替、地すべり地塊の除去その他地すべりの防止のための工事は、当該地すべり防止区域における地すべりの原因、機構及び規模に応じて、有効かつ適切なものとしなければならない。

2　地すべり防止施設は、次の各号に定めるところにより築造しなければならない。

一　排水施設は、次に掲げるところにより、地すべりの原因となるべき地表水及び地下水をすみやかに地すべり防止区域から排除することができるものであること。

イ　地表水の排除については、明渠、管渠、暗渠、導水管又は排水トンネルを用いること。

ロ　地下水の排除については、暗渠、ボーリング排水孔、排水トンネル、集水井戸、地下止水壁、明渠、管渠又は導水管を用いること。

二　擁壁、くい及び土留は、地すべり力に対して安全な構造のものであること。

三　ダム、床固、護岸、導流堤及び水制は、特に地すべりの規模及び流水による浸食の防止に適合するものであること。

（兼用工作物の工事の施行）

第十三条　都道府県知事は、その管理する地すべり防止施設が砂防法（明治三十年法律第二十九号）第一条に規定する砂防設備、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十一条第二項に規定する保安施設事業に係る施設、かんがい排水施設その他の施設又は工作物（以下これらを「他の工作物」と総称する。）の効用を兼ねるときは、当該他の工作物の管理者との協議により、その者に当該地すべり防止施設に関する工事を施行させ、又は当該地すべり防止施設を維持させることができる。

（工事原因者の工事の施行）

第十四条　都道府県知事は、その施行する地すべり防止工事以外の工事（以下「他の工事」という。）又は地すべり防止工事の必要を生じさせた行為（以下「他の行為」という。）により自ら施行する必要を生じた地すべり防止工事を当該他の工事の施行者又は他の行為者に施行させることができる。

2　前項の場合において、他の工事が河川（河川法（明治二十九年法律第七十一号）第一条に規定する河川、同法第四条に規定する河川の支川若しくは派川又は同法第五条の規定によつて同法が準用される水流、水面若しくは河川を以下同じ。）に関する工事又は道路（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）による道路をいう。以下同じ。）に関する工事であるときは、当該地すべり防止工事に関する河川法第十一条第二項又は道路法第二十三条第一項の規定を適用する。

（附帯工事の施行）

第十五条　都道府県知事は、地すべり防止工事により必要を生じた他の工事又は地すべり防止工事を施行するため必要を生じた他の工事を当該地すべり防止工事とあわせて施行することができる。

2　前項の場合において、他の工事が河川に関する工事、道路に関する工事又は砂防工事（砂防法による砂防工事をいう。以下同じ。）であるときは、当該他の工事の施行については、河川法第十一条第一項、道路法第二十二条第一項又は砂防法第八条の規定を適用する。

（土地の立入等）

第十六条　都道府県知事又はその命を受けた吏員若しくはその委任を受けた者は、地すべり防止区域に関する調査若しくは測量又は地すべり防止工事のためやむを得ない必要があるときは、他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を材料置場若しくは作業場として一時使用することができる。

2　第六条第二項から第十一項までの規定は、前項の規定により他人の占有する土地に立ち入り、又は他人の土地を一時使用する場合について準用する。この場合において、同条第八項から第十項まで中「国」とあるのは、「都道府県知事の統括する都道府県」と読み替えるものとする。

（地すべり防止工事に伴う損失補償）

第十七条　土地収用法第九十三条第一項の規定による場合を除き、都道府県知事が地すべり防止工事を施行したことにより、当該地すべり防止工事を施行した土地に面する土地について、通路、みぞ、かき、さくその他の施設若しくは工作物を新築し、増築し、修繕し、若しくは移転し、又は盛土若しくは切土をするやむを得ない必要があると認められる場合においては、当該都道府県知事の統括する都道府県は、これらの工事をすることを必要とする者（以下この条において「損失を受けた者」という。）の請求により、これに要する費用の全部又は一部を補償しなければならない。この場合において、当該都道府

県知事の統括する都道府県又は損失を受けた者は、補償金の全部又は一部に代えて、当該都道府県知事が当該工事を施行することを要求することができる。

2　前項の規定による損失の補償は、当該地すべり防止工事の完了の日から一年を経過した後においては、請求することができない。

3　第一項の規定による損失の補償については、当該都道府県知事の統括する都道府県と損失を受けた者とが協議しなければならない。

4　前項の規定による協議が成立しない場合においては、当該都道府県知事の統括する都道府県又は損失を受けた者は、政令で定めるところにより、収用委員会に土地収用法第九十四条の規定による裁決を申請することができる。

（行為の制限）

第十八条　地すべり防止区域内において、次の各号の一に該当する行為をしようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。

一　地下水を誘致し、又は停滞させる行為で地下水を増加させるもの、地下水の排水施設の機能を阻害する行為その他地下水の排除を阻害する行為（政令で定める軽微な行為を除く。）

二　地表水を放流し、又は停滞させる行為その他地表水のしん透を助長する行為（政令で定める軽微な行為を除く。）

三　のり切又は切土で政令で定めるもの

四　ため池、用排水路その他の地すべり防止施設以外の設施又は工作物で政令で定めるもの（以下「他の施設等」という。）の新築又は改良

五　前各号に掲げるもののほか、地すべりの防止を阻害し、又は地すべりを助長し、若しくは誘発する行為で政令で定めるもの

2　都道府県知事は、前項の許可の申請があつた場合において、当該許可の申請に係る行為が地すべりの防止を著しく阻害し、又は地すべりを著しく助長するものであると認めるときは、これを許可してはならない。

3　都道府県知事は、第一項の許可に、地すべりを防止するため必要な条件を附することができる。

（経過措置）

第十九条　第三条の規定による地すべり防止区域の指定の際現に当該地すべり防止区域内において権原に基き他の施設等を設置（工事中の場合を含む。）している者は、従前と同様の条件により、当該他の施設等の設置について前条第一項の許可を受けたものとみなす。第三条の規定による地すべり防止区域の指定の際現に当該地すべり防止区域内において権原に基き前条第一項第一号から第三号まで及び第五号に規定する行為を行つている者についても、同様とする。

（許可の特例）

第二十条　森林法第三十四条第一項（同法第四十四条において準用する場合を含む。）又は砂防法第四条（同法第三条において準用する場合を含む。）の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る行為については、第十八条第一項の許可を受けることを要しない。

2　国又は地方公共団体が第十八条第一項各号に規定する行為をしようとするときは、あらかじめ都道府県知事に協議することをもつて足りる。

（監督処分及び損失補償）

第二十一条　都道府県知事は、次の各号の一に該当する者に対して、その許可を取り消し、若しくはその条件を変更し、又はその行為の中止、他の施設等の改築、移転若しくは除却、他の施設等により生ずべき地すべりを防止するために必要な施設をすること若しくは原状回復を命ずることができる。

一　第十八条第一項の規定に違反した者

二　第十八条第一項の許可に附した条件に違反した者

三　偽りその他不正な手段により第十八条第一項の許可を受けた者

2　都道府県知事は、次の各号の一に該当する場合においては、第十八条第一項の許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

一　地すべり防止工事のためやむを得ない必要が生じたとき。

二　地すべりの防止上著しい支障が生じたとき。

三　地すべりの防止上の理由以外の理由に基く公益上やむを得ない必要が生じたとき。

3　都道府県知事の統括する都道府県は、前項の規定による処分又は命令により損失を受けた者に対し通常生ずべき損失を補償しなければならない。

4　第六条第九項及び第十項の規定は、前項の補償について準用する。この場合において、同条第九項及び第十項中「国」とあるのは、「都道府県知事の統括する都道府県」と読み替えるものとする。

5　都道府県知事の統括する都道府県は、第三項の規定による補償の原因となつた損失が、第二項第三号の規定による処分又は命令によるものであるときは、当該補償金額を当該理由を生じさせた者に負担させることができる。

（都道府県知事以外の者の管理する地すべり防止施設に関する監督）

第二十二条　都道府県知事は、その職務の執行に関し必要があると認めるときは、都道府県知事以外の地すべり防止施設の管理者に対し報告若しくは資料の提出を求め、又はその吏員に当該地すべり防止施設に立ち入り、これを検査させることができる。

2　前項の規定により立入検査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3　第一項の立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

4　第二項の証明書の様式その他証明書に関し必要な事項は、主務省令で定める。

第二十三条　都道府県知事は、都道府県知事以外の者の管理する地すべり防止施設が次の各号の一に該当する場合において、当該地すべり防止施設が第十二条の規定に適合しないときは、その管理者に対し改良、補修その他当該地すべり防止施設の管理につき必要な措置を命ずることができる。

一　第十一条第一項の規定に違反して工事が施行されたとき。

二　第十一条第一項の承認に附した条件に違反して工事が施行されたとき。

三　偽りその他不正な手段により第十一条第一項の承認を受けて工事が施行されたとき。

2　都道府県知事は、都道府県知事以外の者の管理する地すべり防止施設が前項各号のいずれにも該当しない場合において、当該地すべり防止施設が第十二条の規定に適合しなくなり、かつ、地すべりの防止上著しい支障があると認められるときは、その管理者に対し前項に規定する措置を命ずることができる。

3　都道府県知事の統括する都道府県は、前項の規定による命令により損失を受けた者に対し通常生ずべき損失を補償しなければならない。

4　第六条第九項及び第十項の規定は、前項の補償について準用する。この場合において、同条第九項及

び第十項中「国」とあるのは、「都道府県知事の統括する都道府県」と読み替えるものとする。

5　前三項の規定は、国又は地方公共団体の管理する地すべり防止施設については、適用しない。

（関連事業計画）

第二十四条　都道府県知事は、地すべりによる被害を除却し、又は軽減するため必要があると認めるときは、地すべり防止工事基本計画を勘案して、主務省令で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を記載した計画（以下「関連事業計画」という。）の概要を作成し、地すべり防止区域の存する市町村の長にこれを提示して、当該市町村における関連事業計画を作成するよう勧告することができる。

一　家屋その他の施設若しくは工作物の移転若しくは除却又は除却される家屋その他の施設若しくは工作物に代る家屋その他の施設若しくは工作物の建設に関すること。

二　農地の整備又は保全に関すること。

三　農道、かんがい排水施設又はため池の整備に関すること。

四　前三号に掲げる事項に直接関連して地すべり防止区域外において特に必要とされるこれらの号に掲げる事項

2　前項の勧告に応じて関連事業計画を作成しようとするときは、市町村長は、主務省令で定めるところにより、あらかじめ当該計画に係る事項について利害関係を有する者又はこれらの者の組織する団体の意見をきかなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

3　前項の規定により関連事業計画を作成したときは、市町村長は、都道府県知事の承認を得なければならない。これを変更したときも、同様とする。

4　前項の規定により関連事業計画の承認を得たときは、市町村長は、主務省令で定めるところにより、その内容を公表しなければならない。

（立退の指示）

第二十五条　都道府県知事又はその命を受けた吏員は、地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域内の居住者に対し避難のために立ち退くべきことを指示することができる。この場合においては、都道府県知事又はその命を受けた吏員は、直ちに、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

（地すべり防止区域台帳）

第二十六条　都道府県知事は、地すべり防止区域台帳を調製し、これを保管しなければならない。

2　都道府県知事は、地すべり防止区域台帳の閲覧を求められたときは、正当な理由がなければこれを拒むことができない。

3　地すべり防止区域台帳の記載事項その他その調製及び保管に関し必要な事項は、主務省令で定める。

第三章　地すべり防止区域に関する費用

（地すべり防止区域の管理に要する費用の負担原則）

第二十七条　地すべり防止工事の施行及び標識の設置その他地すべり防止区域の管理に要する費用は、この法律及び他の法律に特別の規定がある場合を除き、当該地すべり防止区域を管理する都道府県知事の統括する都道府県の負担とする。

（主務大臣の直轄工事に要する費用の負担）

第二十八条　第十条第一項の規定により主務大臣が施行する地すべり防止工事で、溪流（山間部におけるその直下流を含む。以下同じ。）において施行するものの及びこれと一体となつて直接溪流に土砂を排出することを防止するために施行するものに要する費用は、国がその三分の二を、都道府県がその三分の一を負担する。

2　第十条第一項の規定により主務大臣が施行する地すべり防止工事で前項に規定するもの以外のものに要する費用は、国及び都道府県がそれぞれその二分の一を負担する。

3　前二項の場合において、当該地すべり防止工事によつて他の都府県も著しく利益を受けるときは、主務大臣は、政令で定めるところにより、その利益を受ける限度において、当該地すべり防止区域を管理する都府県知事の統括する都府県の負担すべき負担金の一部を著しく利益を受ける他の都府県に分担させることができる。

4　前項の規定により著しく利益を受ける他の都府県に負担金の一部を分担させようとする場合においては、主務大臣は、あらかじめ当該都府県の意見をきかなければならない。

（都府県知事の施行する地すべり防止工事に要する費用の一部負担）

第二十九条　国は、政令で定めるところにより、都道府県知事の施行する地すべり防止工事で、溪流において施行するもの及びこれと一体となつて直接溪流に土砂を排出することを防止するために施行するものに要する費用の三分の二を負担する。

2　国は、政令で定めるところにより、都道府県知事の施行する地すべり防止工事で前項に規定するもの以外のものに要する費用の二分の一を負担する。

（受益都府県の分担金）

第三十条　都府県知事の施行する地すべり防止工事によつて他の都府県も著しく利益を受けるときは、当該都府県知事は、政令で定めるところにより、他の都府県の知事と協議して、他の都府県の利益を受ける限度において、当該都府県知事の統括する都府県の負担すべき負担金の一部を著しく利益を受ける他の都府県に分担させることができる。

（市町村の分担金）

第三十一条　前四条の規定により都道府県が負担する費用のうち、その地すべり防止工事又は地すべり防止施設の維持が当該都道府県の区域内の市町村を利するものについては、当該工事又は維持による受益の限度において、当該市町村に対し、その工事又は維持に要する費用の一部を分担させることができる。

2　前項の費用について同項の規定により市町村が分担すべき金額は、当該市町村の意見をきいた上、当該都道府県の議会の議決を経て定めなければならない。

（負担金の納付）

第三十二条　主務大臣が地すべり防止工事を施行する場合においては、まず全額国費をもつてこれを施行した後、当該地すべり防止区域を管理する都道府県知事の統括する都道府県又は負担金を分担すべき他の都府県は、政令で定めるところにより、第二十八条第一項又は第二項の規定に基く負担金を国庫に納付しなければならない。

（兼用工作物の費用）

第三十三条　都道府県知事の管理する地すべり防止施設が他の工作物の効用を兼ねるときは、当該地すべり防止施設の管理に要する費用の負担については、当該都道府県知事と当該他の工作物の管理者とが協議して定めるものとする。

（原因者負担金）

第三十四条　都道府県知事は、他の工事又は他の行為により自ら施行する必要を生じた地すべり防止工事の費用については、その必要を生じた限度において、他の工事又は他の行為につき費用を負担する者にその全部又は一部を負担させるものとする。

2　前項の場合において、他の工事が河川に関する工

事又は道路に関する工事であるときは、当該地すべり防止工事の費用については、河川法第三十二条第二項又は道路法第五十九条第一項及び第三項の規定を適用する。

（附帯工事に要する費用）

第三十五条　都道府県知事の施行する地すべり防止工事により必要を生じた他の工事又はその施行する地すべり防止工事を施行するため必要を生じた他の工事に要する費用は、第十八条第一項の許可に附した条件に特別の定がある場合及び第二十条第二項の協議による場合を除き、その必要を生じた限度において、当該都道府県知事の統括する都道府県がその全部又は一部を負担するものとする。

2　前項の場合において、他の工事が河川に関する工事、道路に関する工事又は砂防工事であるときは、他の工事に要する費用については、河川法第三十二条第一項、道路法第五十八条第一項又は砂防法第十六条の規定を適用する。

3　都道府県知事は、第一項の地すべり防止工事が他の工事又は他の行為のため必要となつたものである場合においては、同項の他の工事に要する費用の全部又は一部をその必要を生じた限度において、その原因となつた工事又は行為につき費用を負担する者に負担させることができる。

（受益者負担金）

第三十六条　都道府県知事は、その施行する地すべり防止工事によつて著しく利益を受ける者がある場合においては、その利益を受ける限度において、当該工事に要する費用の一部を負担させることができる。

2　前項の場合において、負担金の徴収を受ける者の範囲及びその徴収方法については、当該都道府県知事の統括する都道府県の条例で定める。

3　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百十七条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による条例を制定し、又は改正する場合について準用する。

（負担金の通知及び納入手続等）

第三十七条　前三条の規定による負担金の額の通知及び納入手続その他負担金に関し必要な事項は、政令で定める。

（強制徴収）

第三十八条　第三十三条、第三十四条第一項、第三十五条第三項及び第三十六条第一項の規定に基く負担金（以下単に「負担金」という。）を納付しない者があるときは、都道府県知事は、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促しなければならない。

2　前項の場合においては、都道府県知事は、主務省令で定めるところにより、延滞金を徴収することができる。ただし、延滞金は、百円につき一日四銭の割合を乗じて計算した額をこえない範囲内で定めなければならない。

3　第一項の規定による督促を受けた者がその指定する期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、都道府県知事は、国税滞納処分の例により、前二項に規定する負担金及び延滞金を徴収することができる。この場合における負担金及び延滞金の先取特権は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第一条第一項第十四号に規定する地方団体の徴収金以外の都道府県の徴収金と同順位とする。

4　延滞金は、負担金に先だつものとする。

5　負担金及び延滞金を徴収する権利は、五年間行わないときは、時効により消滅する。

（収入の帰属）

第三十九条　負担金及び前条第二項の延滞金は、当該都道府県知事の統括する都道府県に帰属する。

（義務履行のために要する費用）

第四十条　この法律又はこの法律によつてする処分による義務を履行するために必要な費用は、この法律に特別の規定がある場合を除き、当該義務者が負担しなければならない。

第四章　ぼた山崩壊防止区域に関する管理等

（ぼた山崩壊防止区域の管理）

第四十一条　ぼた山崩壊防止工事の施行その他ぼた山崩壊防止区域の管理は、当該ぼた山崩壊防止区域の存する都道府県を統括する都道府県知事が行うものとする。

（行為の制限）

第四十二条　ぼた山崩壊防止区域内において、次の各号の一に該当する行為をしようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。

一　立木竹の伐採（間伐、択伐その他政令で定める軽微な行為を除く。）又は樹根の採取

二　木竹の滑下又は地引による搬出

三　のり切又は切土

四　土石の採取又は集積

五　掘さく又は石炭その他の鉱物の掘採で、ぼた山の崩壊の防止を阻害し、又はぼた山の崩壊を助長し、若しくは誘発する行為

六　前各号に掲げるもののほか、ぼた山の崩壊の防止を阻害し、又はぼた山の崩壊を助長し、若しくは誘発する行為で政令で定めるもの

2　第十八条第二項及び第三項の規定は、前項の許可について準用する。この場合において、同条第二項及び第三項中「地すべり」とあるのは、「ぼた山の崩壊」と読み替えるものとする。

（経過措置）

第四十三条　第四条の規定によるぼた山崩壊防止区域の指定の際現に当該ぼた山崩壊防止区域内において権原に基き前条第一項各号に規定する行為を行つている者は、従前と同様の条件により、当該行為について同条第一項の許可を受けたものとみなす。

（ぼた山崩壊防止区域の管理に要する費用の負担原則）

第四十四条　ぼた山崩壊防止工事の施行その他ぼた山崩壊防止区域の管理に要する費用は、この法律及び他の法律に特別の規定がある場合を除き、当該ぼた山崩壊防止区域を管理する都道府県知事の統括する都道府県の負担とする。

（準用規定）

第四十五条　第八条、第十三条から第十七条まで、第二十条、第二十一条、第二十六条、第二十九条から第三十一条まで及び第三十三条から第四十条までの規定は、ぼた山崩壊防止区域に関する管理及び費用について準用する。この場合において、第八条中「第三条第三項の規定による地すべり防止区域」とあるのは「第四条第二項において準用する第三条第三項の規定によるぼた山崩壊防止区域」と、「その地すべり防止区域内」とあるのは「そのぼた山崩壊防止区域内」と、第十六条第一項中「地すべり防止区域」とあるのは「ぼた山崩壊防止区域」と、「地すべり防止工事」とあるのは「ぼた山崩壊防止工事」と、第二十条中「森林法第三十四条第一項（同法第四十四条において準用する場合を含む。）」とあるのは「森林法第十六条第一項若しくは同法第三十四条第一項（同法第四十四条において準用する場合を含む。）」と、「第十八条第一項」とあるのは「第四十二条第一項」と、第二十一条第一項及び第二項並びに第三十五条第一項中「第十八条第一項」とあるのは「第四十二条第一項」と読み替えるものとする。

2　前項後段に規定するもののほか、同項の準用に関

し必要な技術的読替は、政令で定める。

第五章　雑則

（関連事業計画に基く事業を実施した者に対する補助）

第四十六条　国は、都道府県が第二十四条第一項第二号から第四号（同号中同項第一号に該当する事項を除く。）までに掲げる事業を実施した市町村その他政令で定める者に対しその事業に要する費用を補助した場合においては、当該都道府県に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、当該事業に要する費用の二分の一以内を補助することができる。

（家屋の移転者等に対する住宅金融公庫の資金の貸付）

第四十七条　第二十四条第三項の規定により都道府県知事の承認を得た関連事業計画に基き住宅部分を有する家屋を移転し、又は除却する場合において、当該家屋の移転又は除却の際当該家屋を所有し、若しくは賃借し、又は当該家屋に居住している者が、自ら居住し、又は他人に貸すために、当該関連事業計画の公表の日から二年以内に、当該家屋を移転し、若しくは当該家屋を除却してこれに代るべき家屋を建設し、又は当該家屋の移転若しくは当該家屋に代るべき家屋の建設に附随して土地若しくは借地権を取得しようとするときは、住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第百五十六号）の定めるところにより、住宅金融公庫から、当該家屋の移転若しくは当該家屋に代るべき家屋の建設又は当該家屋の移転若しくは当該家屋に代るべき家屋の建設に附随する土地若しくは借地権の取得に必要な資金の貸付を受けることができる。

（漁港管理者又は港湾管理者の長に対する協議）

第四十八条　主務大臣又は都道府県知事は、漁港法（昭和二十五年法律第百三十七号）第二条の規定による漁港の区域（水域を除く。）内において地すべり防止工事を施行しようとするときは、あらかじめ漁港管理者の長に協議しなければならない。

2　主務大臣又は都道府県知事は、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条第一項の規定による港湾隣接地域内において地すべり防止工事（同項各号に規定する行為に該当するものを除く。）を施行しようとするときは、あらかじめ港湾管理者の長に協議しなければならない。

（報告の徴収）

第四十九条　主務大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、都道府県知事に対し報告又は資料の提出を求めることができる。

（訴願及び裁定）

第五十条　次に掲げる処分について不服のある者は、処分のあつた日から三十日以内に主務大臣に訴願をすることができる。ただし、第二項の規定により土地調整委員会の裁定を申請することができる処分については、この限りでない。

一　第十一条第一項の承認

二　第十四条第一項（第四十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定による工事の施行命令

三　第十八条第一項の許可

四　第二十一条第一項若しくは第二項（第四十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定による処分又はこれらの規定による必要な措置の命令

五　第二十三条第一項又は第二項の規定による必要な措置の命令

六　第三十四条第一項、第三十五条第一項若しくは第三項又は第三十六条第一項（第四十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定による負担の決定

2　前項第一号から第五号までに掲げる処分について不服のある者は、その不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、その処分につき土地調整委員会の裁定を申請することができる。

（主務大臣）

第五十一条　地すべり防止区域又はぼた山崩壊防止区域の指定及び管理についての主務大臣は、次のとおりとする。

一　砂防法第二条の規定により指定された土地（これに準ずべき土地を含む。）の存する地すべり地域又はぼた山に関しては、建設大臣

二　森林法第二十五条第一項の規定により指定された保安林（これに準ずべき森林を含む。）又は同法第四十一条の規定により指定された保安施設地区（これに準ずべき森林又は原野その他の土地を含む。）の存する地すべり地域又はぼた山に関しては、農林大臣

三　前二号に該当しない地すべり地域又はぼた山のうち、

イ　土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第二条第二項に規定する土地改良事業が施行されている地域又は同法の規定により土地改良事業計画の決定されている地域（これらの地域に準ずべき地域を含む。）の存する地すべり地域又はぼた山に関しては、建設大臣

ロ　イに該当しない地すべり地域又はぼた山に関しては、農林大臣

2　地すべり防止区域又はぼた山崩壊防止区域の指定は、関係主務大臣が相互に協議してしなければならない。

第六章　罰則

（罰則）

第五十二条　第十八条第一項又は第四十二条第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第五十三条　次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一　第六条第七項（第十六条第二項又は第四十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反して土地の立入若しくは一時使用を拒み、又は妨げた者

二　第二十二条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

三　第二十二条第一項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第五十四条　第八条（第四十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定により設置した標識を移動し、汚損し、又は破損した者は、一万円以下の罰金に処する。

（両罰規定）

第五十五条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し、第五十二条又は第五十三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。

（経過規定）

第二条　この法律の施行の際現に地すべり防止工事施行中の地域の存する地すべり地域について、第五十一条第一項の規定により主務大臣たるべき者と現に当該工事の管理を所掌する主務大臣とが異なるとき

は、同項の規定にかかわらず、当該工事の完了するまでは、現に当該工事の管理を所掌する主務大臣を当該地すべり地域についての主務大臣とする。

（費用負担の特例）

第三条 第二十八条の規定の昭和三十三年度における適用については、同条第一項中「三分の二」とあるのは「四分の三」と、「三分の一」とあるのは「四分の一」とし、同条第二項中「国及び都道府県がそれぞれその二分の一を」とあるのは「国がその三分の二を、都道府県がその三分の一を」とする。同年度分の予算に係る負担金の経費の金額で翌年度に繰り越したものについても、同様とする。

2 第二十九条（第四十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定の昭和三十三年度における適用については、同条第一項中「三分の二」とあるのは「四分の三」と、「三分の一」とあるのは「四分の一」とし、同条第二項中「二分の一」とあるのは「三分の二」とする。同年度分の予算に係る負担金の金額で翌年度に繰り越したものについても、同様とする。

第四条 この法律の施行の際現に国が施行している森林法第四十一条第一項の事業であつて、この法律の施行後引き続き第二十八条第二項に規定する地すべり防止工事として主務大臣が自ら施行するものに要する費用は、同項の規定にかかわらず、国がその三分の二を、都道府県がその三分の一を負担する。

2 前項の規定の昭和三十三年度における適用については、同項中「三分の二」とあるのは「四分の三」と、「三分の一」とあるのは「四分の一」とする。同年度分の予算に係る負担金の経費の金額で翌年度に繰り越したものについても、同様とする。

（地方財政法の一部改正）

第五条 地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第十条の二第二号の次に次の一号を加える。

二の二 地すべり防止工事及びぼた山崩壊防止工事に要する経費

（建設省設置法の一部改正）

第六条 建設省設置法（昭和二十三年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第九号の次に次の一号を加える。

九の二 地すべり防止に関する事業を助成し、及びぼた山の崩壊の防止に関する事業を助成し、並びに地すべり及びぼた山の崩壊の防止に関する事務を監督すること。

第三十六条第八号の二の次に次の一号を加える。

八の三 農地の保全に係る地すべり防止に関する事業を実施し、並びに地すべり及びぼた山の崩壊の防止に関する事業を助成し、及び監督すること。

（農林省設置法の一部改正）

第七条 農林省設置法（昭和二十四年法律第百五十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第三十四号の二の次に次の一号を加え、同条第五十九号中「及び治水事業」を「、治水及び地すべり防止事業」に改める。

三十四の三 地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）に基き、地すべり防止に関する事業を実施し、並びに地すべり及びぼた山の崩壊の防止に関する事業を助成し、及び監督すること。

第九条第一項第十二号の二の次に次の一号を加える。

十二の三 農地の保全に係る地すべり防止に関する事業を実施し、並びに地すべり及びぼた山の崩壊の防止に関する事業を助成し、及び監督すること。

こと。

第五十九条中「第二十四号の二」の下に「、第三十四号の三」を加える。

第六十二条第三号の次に次の一号を加える。

三の二 林野の保全に係る地すべり防止に関する事業を実施し、並びに地すべり及びぼた山の崩壊の防止に関する事業を助成し、及び監督すること。

第六十三条第一号中「及び治水」を「、治水及び地すべり防止」に改める。

第六十七条第二号の次に次の一号を加える。

二の二 林野の保全に係る地すべり防止事業の実施に関すること。

（住宅金融公庫法の一部改正）

第八条 住宅金融公庫法の一部を次のように改正する。

第十七条第八項第一号及び第四号中「住宅」の下に「、災害復興住宅、地すべり関連住宅」を加え、同項を同条第九項とし、同条中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 公庫は、地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第二十四条第三項の規定により都道府県知事の承認を得た関連事業計画に基き住宅部分を有する家屋を移転し、又は除却する場合において、当該家屋の移転又は除却の際当該家屋を所有し、又は当該家屋に居住していた者が、自ら居住し、又は他人に貸すために、当該関連事業計画の公表の日から二年以内に、当該家屋を移転し、若しくは当該家屋を除却してこれに代るべき家屋を建設し、又は当該家屋の移転若しくは当該家屋に代るべき家屋の建設に附随して土地若しくは借地権を取得しようとするときは、これらの者に対し、当該家屋若しくは当該家屋に代るべき家屋（以下これらを「地すべり関連住宅」という。）の移転若しくは建設又は当該地すべり関連住宅の移転若しくは建設に附随する土地若しくは借地権の取得に必要な資金を貸し付けることができる。

第十八条中「前条第一項、第二項、第四項、第五項及び第七項」を「前条第一項、第二項、第四項から第六項まで及び第八項」に、「同条第四項若しくは第八項」を「同条第四項若しくは第七項」に改める。

地すべり関連住宅」を加え、同項第五号及び第六号中「住宅、災害復興住宅又は住宅若しくは災害復興住宅」を「住宅、災害復興住宅、地すべり関連住宅又は住宅、災害復興住宅若しくは地すべり関連住宅」に改め、同項第七号中「住宅又は災害復興住宅」を「住宅、災害復興住宅又は地すべり関連住宅」に改め、同項第八号中「第十七条第七項」を「第十七条第八項」に改め、同項第九号中「同条第五項若しくは第七項」を「同条第五項、第六項若しくは第八項」に改め、「災害復興住宅」の下に「、地すべり関連住宅」を加え、同項第十号中「同条第四項若しくは第八項」に改める。

第二十三条第一項中「災害復興住宅」の下に「、地すべり関連住宅」を加え、「第十七条第五項及び第七項」を「第十七条第五項、第六項及び第八項」に改め、「同条第五項」の下に「及び第六項」を加える。

第二十四条第二項中「災害復興住宅」の下に「、地すべり関連住宅」を加え、「第十七条第八項各号」を「第十七条第九項各号」に改める。

第三十四条第二項中「災害復興住宅」の下に「、地すべり関連住宅」を加える。

第三十五条第三項中「第十七条第五項又は第七項」を「第十七条第五項、第六項又は第八項」に改め、「災害復興住宅」の下に「、地すべり関連住宅」を加える。

第三十五条の二第三項中「第十七条第七項」を「第十七条第八項」に改める。

第三十六条中「第十七条第八項第二号」を「第十七条第九項第二号」に改める。

（地方税法の一部改正）

第九条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十三条の七第十号中「第十七条第九項第三号」を「第十七条第九項第四号」に改める。

（土地調整委員会設置法の一部改正）

第十条 土地調整委員会設置法（昭和二十五年法律第二百九十二号）の一部を次のように改正する。

第四条中第二十号を第二十一号とし、第十九号の次に次の一号を加える。

二十 地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第五十条第二項の規定による異議を裁定すること。

（北海道防寒住宅建設等促進法の一部改正）

第十三条 北海道防寒住宅建設等促進法（昭和二十八年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

第八条の二第一項中「第十七条第五項」の下に「又は第六項」を、「又は自然公園法第三十四条第二十五条第二項中「又は自然公園法第三十四条若しくは第四十五条」を「、自然公園法第三十四条若しくは第四十五条又は地すべり等防止法第五十条第二項」に改める。

第四十五条第一項中「海岸法」を「海岸法地すべり等防止法」に改める。

（土地収用法の一部改正）

第十一条 土地収用法の一部を次のように改正する。

第三条第三号の次に次の一号を加える。

三の二 国又は都道府県が設置する地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）による地すべり防止施設又はぼた山崩壊防止施設

（産業労働者住宅資金融通法の一部改正）

第十二条 産業労働者住宅資金融通法（昭和二十八年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

第九条第三項後段中「同条第五項若しくは第七項」を「同条第五項、第六項若しくは第八項」に改める。

（北海道防寒住宅建設等促進法の一部改正）

第十三条 北海道防寒住宅建設等促進法（昭和二十八年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

第八条の二第一項中「第十七条第五項」の下に「又は第六項」を、「又は自然公園法第三十四条

「又は第六項」を、「災害復興住宅」の下に「又は地すべり関連住宅」及び「当該災害復興住宅」を加え、同条第二項中「災害復興住宅」の下に「若しくは地すべり関連住宅」を、「第十七条第五項」の下に「又は第六項」を加え、「二十五年（すえおき期間を含む。）」を「災害復興住宅に係るものについては二十五年（すえおき期間を含む。）以内、地すべり関連住宅に係るものについては三十年（すえおき期間を含む。）」に改め、同条第三項中「第十七条第七項」を「第十七条第八項」に改める。

（海岸法の一部改正）

第十四条 海岸法（昭和三十一年法律第百一号）の一部を次のように改正する。

第十六条第二項を次のように改める。

2 前項の場合において、他の工事が河川に関する工事、道路（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）による道路をいう。以下同じ。）に関する工事又は地すべり防止工事（地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）による地すべり防止工事をいう。以下同じ。）であるときは、当該海岸保全施設に関する工事については、河川法第十一条第二項、道路法第二十三条第一項又は地すべり等防止法第十五条第一項の規定を適用する。

第十七条第二項を次のように改める。

2 前項の場合において、他の工事が河川に関する工事、道路に関する工事、砂防工事（砂防法による砂防工事をいう。以下同じ。）又は地すべり防止工事であるときは、当該他の工事の施行については、河川法第十一条第一項、道路法第二十二条第一項、砂防法第八条又は地すべり等防止法第十四条第一項の規定を適用する。

第三十一条第二項を次のように改める。

2 前項の場合において、他の工事が河川に関する工事、道路に関する工事又は地すべり防止工事であるときは、当該海岸保全施設に関する工事の費用については、河川法第三十二条第二項、道路法第五十九条第一項及び第三項又は地すべり等防止法第三十五条第一項の規定を適用する。

第三十二条第二項を次のように改める。

2 前項の場合において、他の工事が河川に関する工事又は地すべり防止工事であるときは、当該海岸保全施設に要する費用については、河川法第三十二条第一項、道路法第五十八条第一項及び第三項又は地すべり等防止法第三十四条第一項の規定を適用する。

第三十三条第一項中「災害復興住宅」の下に「、地すべり関連住宅」を加え、「第十七条第五項及び第七項」を「第十七条第五項、第六項及び第八項」に改め、「同条第五項」の下に「及び第六項」を加える。

第二十四条第二項中「災害復興住宅」の下に「、地すべり関連住宅」を加え、「第十七条第八項各号」を「第十七条第九項各号」に改める。

第三十四条第二項中「災害復興住宅」の下に「、地すべり関連住宅」を加える。

第三十五条第三項中「第十七条第五項又は第七項」を「第十七条第五項、第六項又は第八項」に改め、「災害復興住宅」の下に「、地すべり関連住宅」を加える。

第三十五条の二第三項中「第十七条第七項」を「第十七条第八項」に改める。

第三十六条中「第十七条第八項第二号」を「第十七条第九項第二号」に改める。

（地方税法の一部改正）

第九条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十三条の七第十号中「第十七条第九項第三号」を「第十七条第九項第四号」に改める。

（土地調整委員会設置法の一部改正）

第十条 土地調整委員会設置法（昭和二十五年法律第二百九十二号）の一部を次のように改正する。

第四条中第二十号を第二十一号とし、第十九号の次に次の一号を加える。

二十 地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第五十条第二項の規定による異議を裁定すること。

（北海道防寒住宅建設等促進法の一部改正）

第十三条 北海道防寒住宅建設等促進法（昭和二十八年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

第八条の二第一項中「第十七条第五項」の下に「又は第六項」を、「又は自然公園法第三十四条第二十五条第二項中「又は自然公園法第三十四条若しくは第四十五条」を「、自然公園法第三十四条若しくは第四十五条又は地すべり等防止法第五十条第二項」に改める。

第四十五条第一項中「海岸法」を「海岸法地すべり等防止法」に改める。

（土地収用法の一部改正）

第十一条 土地収用法の一部を次のように改正する。

第三条第三号の次に次の一号を加える。

三の二 国又は都道府県が設置する地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）による地すべり防止施設又はぼた山崩壊防止施設

（産業労働者住宅資金融通法の一部改正）

第十二条 産業労働者住宅資金融通法（昭和二十八年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

第九条第三項後段中「同条第五項若しくは第七項」を「同条第五項、第六項若しくは第八項」に改める。

（北海道防寒住宅建設等促進法の一部改正）

第十三条 北海道防寒住宅建設等促進法（昭和二十八年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

第八条の二第一項中「第十七条第五項」の下に「又は第六項」を、「又は自然公園法第三十四条

四条第一項の規定を適用する。

第三十九条第一項第二号中「第十二条第一項又は第二項」を「第十二条第一項若しくは第二項」に改める。

（内閣総理・大蔵・農林大臣臨時代理・運輸・建設大臣署名）

法律第三十一号（昭三三・三・三一）

◎補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律

補助金等の臨時特例等に関する法律（昭和二十九年法律第百二十九号）の一部を次のように改正する。

附則第九項中「昭和三十三年三月三十一日」を「昭和三十四年三月三十一日」に、「昭和三十二年度分」を「昭和三十三年度分」に改める。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第三十六条中「昭和三十二年度」を「昭和三十三年度」に改める。

（内閣総理・大蔵・文部・厚生・農林大臣臨時代理・運輸・建設大臣署名）

法律第三十二号（昭三三・三・三一）

◎厚生保険特別会計法等の一部を改正する法律

（厚生保険特別会計法の一部改正）

第一条　厚生保険特別会計法（昭和十九年法律第十号）の一部を次のように改正する。

第十八条ノ七中「昭和三十三年度」を「昭和三十四年度」に改める。

（船員保険特別会計法の一部改正）

第二条　船員保険特別会計法（昭和二十二年法律第二百三十六号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項中「昭和三十三年度」を「昭和三十四年度」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・厚生・内閣総理臨時代理・通商産業・運輸・建設・内閣総理大臣署名）

法律第三十三号（昭三三・三・三一）

◎企業合理化促進法の一部を改正する法律

企業合理化促進法（昭和二十七年法律第五号）の一部を次のように改正する。

第五条を次のように改める。

（新技術企業化用機械設備等に対する所得税又は法人税の課税の特例）

第五条　主務大臣及び大蔵大臣は、政令の定めるところにより、試験研究の成果である新技術を企業化する者に対し、その行おうとする当該新技術の企業化が国民経済上緊要なものであり、且つ、その取得し又は製作しようとする機械設備等が当該新技術を企業化する場合の主要な生産工程において欠くことができないものである旨の承認をすることができる。

2　前項の規定により承認を受けた者が、政令で定める期間内に、当該承認を受けた機械設備等を取得し又は製作して、当該承認を受けた新技術の企業化の用に供した場合において、政令の定めるところにより主務大臣の証明を受けたときは、当該証明を受けた機械設備等については、租税特別措置法の定めるところにより、特別償却を行うことができる。

附　則

この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。

（大蔵・厚生・農林大臣臨時代理・通商産業・運輸・建設・内閣総理大臣署名）

法律第三十四号（昭三三・三・三一）

◎道路整備緊急措置法

（この法律の目的）

第一条　この法律は、道路（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）による道路をいう。以下同じ。）を緊急に整備することにより、自動車交通の安全の保持とその能率の増進とを図り、もつて経済基盤の強化に寄与することを目的とする。

（道路整備五箇年計画）

第二条　建設大臣は、昭和三十三年度以降五箇年間における高速自動車国道、一級国道及び二級国道並びに政令で定める都道府県道その他の道路の新設、改築、維持及び修繕（以下「道路の整備」という。）に関する計画（以下「道路整備五箇年計画」という。）の案を作成して閣議の決定を求めなければならない。

2　道路整備五箇年計画には、次の事項を定めなければならない。

一　五箇年間に行うべき道路の整備の目標

二　五箇年間に行うべき道路の整備の事業の量

3　建設大臣は、第一項の規定により道路整備五箇年計画の案を作成しようとするときは、当該案のうち高速自動車国道に係る部分については、あらかじめ運輸大臣に協議しなければならない。

4　建設大臣は、第一項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、道路整備五箇年計画を都道府県知事に通知しなければならない。

5　前四項の規定は、道路整備五箇年計画を変更しようとする場合に準用する。

（道路整備費の財源）

第三条　政府は、昭和三十三年度以降五箇年間は、毎年度、次の各号に掲げる額の合算額（当該年度の前前年度の揮発油税の収入額の予算額が同年度の揮発油税の収入額の決算額をこえるときは、第一号及び第三号に掲げる額の合算額から当該こえる額を控除した額）に相当する金額を道路整備五箇年計画の実施に要する国が支弁する経費（以下「道路整備費」という。）の財源に充てなければならない。

一　当該年度の揮発油税の収入額の予算額

二　当該年度の前前年度の揮発油税の収入額の予算額が同年度の揮発油税の収入額の決算額に不足するときは、当該不足額

三　当該年度の前前年度に納付されか道路法第五十条第一項若しくは第二項若しくは第五十一条又は道路の修繕に関する法律（昭和二十三年法律第二百八十二号）第二条第三項ただし書の規定による地方公共団体の負担金で昭和三十年度から昭和三十二年度までの国の直轄の事業に係るものの額（当該負担金が地方公共団体の負担金の納付の特例に関する法律（昭和二十八年法律第百十一号）第一項の規定により地方債の証券をもつて納付された場合においては、当該年度の前前年度に支払われた当該地方債に係る償還金（利子に相当する部分を除く。）の額）

2　政府は、前項に定めるもののほか、道路整備五箇年計画を実施するため、財政の許す範囲内において、同項の道路整備費の財源につき必要な措置を講ずるものとする。

（地方公共団体の負担金の額の特例）

第四条　道路整備五箇年計画に基き国が直轄で行う一級国道又は二級国道の整備に要する費用について地方公共団体が負担すべき負担金の額は、道路法第五十条第一項若しくは第二項若しくは第五十一条又は道路の修繕に関する法律第二条第三項ただし書の規定にかかわらず、これらの規定により負担すべき負担金の額及び当該負担金に係る政令で定める利息があるときはその利息の額を合算した額とする。

（国の負担金の割合の特例等）

第五条　昭和三十三年度における地方公共団体に対する道路の舗装その他の改築又は修繕に関する国の負担金の割合又は補助金の率については、道路法（第八十八条を除く。）及び道路の修繕に関する法律の規定にかかわらず、改築については四分の三、修繕については二分の一の範囲内で、政令で特別の定をすることができる。

2　昭和三十四年度以降における前項の国の負担金の割合又は補助金の率については、別に法律で定めるところによる。

附　則

1　この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。

2　道路整備費の財源等に関する臨時措置法（昭和二十八年法律第七十三号。以下「旧法」という。）は、廃止する。

3　昭和三十三年度における道路整備費の財源については、旧法第三条第二項第二号ハに規定する当該不足額又は同項第三号に規定する昭和三十一年度末までに納付された地方公共団体の負担金若しくは昭和三十一年度末までに支払われた地方債に係る償還金の額を、それぞれ第三条第二号に規定する当該不足額又は同条第三号に規定する当該年度の前前年度に納付された地方公共団体の負担金若しくは当該年度の前前年度に支払われた地方債に係る償還金の額とみなす。

4　奄美群島復興特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「道路整備費の財源等に関する臨時措置法（昭和二十八年法律第七十三号）」を「道路整備緊急措置法（昭和三十三年法律第三十四号）」に、「ほ装その他の改築及び修繕」を「整備」に改める。

5　日本道路公団法（昭和三十一年法律第六号）の一部を次のように改正する。

附則第十二条を次のように改める。

第十二条　削除

6　積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法（昭和三十一年法律第七十二号）の一部を次のように改正する。

第四条の見出しを「（積雪寒冷特別地域道路交通確保五箇年計画等）」に改め、同条第一項中「毎五箇年を各一期として、当該期間中の」を「六箇年間において」に改め、「道路に関する」の下に「積雪寒冷特別地域道路交通確保六箇年計画及び昭和三十八年度以降の毎五箇年を各一期として、当該期間中の同条の規定により指定された道路に関する」を加え、「「道路交通確保五箇年計画」」を「「道路交通確保五箇年計画等」」に改め、同条第二項及び第三項中「道路交通確保五箇年計画」を「道路交通確保五箇年計画等」に改める。

第五条及び第六条中「道路交通確保五箇年計画」を「道路交通確保五箇年計画等」に改める。

第七条中「道路交通確保五箇年計画」を「道路交通確保五箇年計画」に改める。

（内閣総理・大蔵・運輸・建設大臣署名）

法律第三十五号（昭三三・三・三一）

◎道路整備特別会計法

（設置）

第一条　道路整備緊急措置法（昭和三十三年法律第十四号。以下「法」という。）第三条の規定により、揮発油税の収入額に相当する金額を法第二条の道路整備五箇年計画の実施に要する経費で国が支弁するものの財源に充てて行う道路整備事業（同条第一項に規定する道路の新設、改築、維持及び修繕（以下「道路の整備」という。）に関する事業で国が行うもの並びに道路の整備に関する事業に要する費用についての国の負担金その他の経費の交付をいう。）に関する政府の経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

2　この会計においては、前項に定めるもののほか、道路の整備に関する事業で国が行うものに密接に関連のある工事であつて、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十八条第一項に規定する道路の占用に関する工事、同法第五十八条第一項に規定する道路に関する工事又は同法第五十九条第一項に規定する他の工事に該当するもののうち国以外の者がその費用の全額を負担し、国が直轄で施行するもの（以下「附帯工事」という。）及び国が委託に基き施行するもの（以下「受託工事」という。）に関する経理をも行うものとする。

（管理）

第二条　この会計は、建設大臣が、法令で定めるところに従い、管理する。

（歳入及び歳出）

第三条　この会計においては、次条の規定による一般会計からの繰入金、道路法第五十条第一項若しくは第二項若しくは第五十一条又は道路の修繕に関する法律（昭和二十三年法律第二百八十二号）第二条第三項ただし書の規定に基く都道府県の負担金（以下「地方負担金」という。）及びこれに係る法第四条の利息、地方公共団体の負担金の納付の特例に関する法律（昭和二十八年法律第百十一号）第一項の規定により納付された地方債証券で道路の整備に関する費用に係るものの償還金及び利子、道路法第三十一条第一項、第五十五条第一項、第五十八条第一項、第百八十号）第三十八条第一項、同法第五十八条第一項若しくは第三項又は第六十二条の規定による国以外の者の負担金、同法第六十一条第

一項の規定により建設大臣が徴収する受益者負担金、受託工事に係る納付金、第十条第一項又は第二項の規定による借入金並びに附属雑収入をもつてその歳入とし、道路整備事業（第一条第一項に規定する道路整備事業をいう。以下同じ。）に要する費用、附帯工事に要する費用及び受託工事に要する費用（これらの事業及び工事のうち国が北海道で行うものに係る職員の給与に要する費用その他の工事事務費その他第五条第一項の規定による一般会計への繰入金に相当する費用を除く。）、第十条第一項又は第二項の規定による借入金の償還金及び利子、第五条第一項の規定による一般会計への繰入金並びに附属諸費をもつてその歳出とする。

（一般会計からの繰入）

第四条　道路整備事業に要する費用で国が負担するもの並びに第十条第二項の規定による借入金の償還金及び利子の金額は、同条第四項に規定する残余の金額その他政令で定める金額に相当する金額を除くほか、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、一般会計からこの会計に繰り入れるものとする。

（他会計への繰入）

第五条　道路整備事業又は附帯工事に係る国以外の者の負担金及び受託工事に係る納付金のうち、当該事業又は工事について一般会計において支弁した政令で定める経費の額に相当する金額は、当該負担金又は納付金を収納した年度内において、この会計から一般会計に繰り入れるものとする。

2　第十条第一項又は第二項の規定による借入金の償還金及び利子の額に相当する金額は、この会計から国債整理基金特別会計に繰り入れるものとする。

（歳入歳出予定計算書等の作成及び送付）

第六条　建設大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出予定計算書及び繰越明許費要求書を作成し、大蔵大臣に送付しなければならない。

2　前項の歳入歳出予定計算書には、次に掲げる書類を添附しなければならない。

一　前前年度の事業実績表、借入金の借入及び償還実績表並びに地方負担金に係る債権の発生及び回収実績表

二　前年度及び当該年度の事業計画表、借入金の借入及び償還計画表並びに地方負担金に係る債権の発生予定及び回収計画表

（歳入歳出予算の区分）

第七条　この会計の歳入歳出予算は、歳入にあつては、その性質に従つて款及び項に、歳出にあつては、その目的に従つて項に、それぞれ区分する。

（予算の作成及び提出）

第八条　内閣は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、国会に提出しなければならない。

2　前項の予算には、第六条第一項に規定する歳入歳出予定計算書及び繰越明許費要求書並びに同条第二項各号に掲げる書類を添附しなければならない。

（予備費の使用）

第九条　この会計の予備費は、当該年度の予見し難い必要に基く道路整備事業の財源に充てるための特別の収入その他政令で定める収入の収納済額に相当する額を限度として、使用することができる。

（借入金）

第十条　この会計において、道路整備事業に要する費用のうち地方負担金の額に相当するものの財源に充てるため必要があるときは、政令で定めるところにより、この会計の負担において、借入金をすることができる。

2　前項に定めるもののほか、この会計において、道

路整備事業に要する費用の財源に充てるため必要があるときは、政令で定めるところにより、この会計の負担において、借入金をすることができる。この場合においては、前項の規定による借入金と区分して経理するものとする。

3　前二項の規定による借入金の限度額については、予算をもつて、国会の議決を経なければならない。

4　地方負担金及びこれに係る法第四条の利息並びに第三条に規定する地方債証券の償還金及び利子は、第一項の規定による借入金の償還金及び利子の財源に充てるものとし、当該財源に充ててなお残余があるときは、その残余の金額は、道路整備事業に要する費用のうち国が負担するものの財源に充てなければならない。

（借入限度の繰越）

第十一条　この会計において、借入金の借入について国会の議決を経た金額のうち当該年度において借入をしなかつた金額があるときは、当該金額を限度として、かつ、歳出予算の繰越額の財源として必要な金額の範囲内で、翌年度において、前条第一項又は第二項の規定による借入金をすることができる。

（国庫余裕金の繰替使用）

第十二条　この会計において、支出のための支払上現金に不足があるときは、第十条第一項から第三項までの規定により借り入れることができる金額（既に借り入れている借入金の額に相当する額を除く。）を限度として、国庫余裕金を繰替使用することができる。

2　前項の規定による繰替金は、当該年度の歳入をもつて償還しなければならない。

3　前項の規定による繰替金の償還金の財源は、借入金をもつて充てるものとする。

（借入金の借入及び償還の事務）

第十三条　第十条第一項又は第二項の規定による借入金の借入及び償還に関する事務は、大蔵大臣が行う。

（歳入歳出決定計算書の作成及び送付）

第十四条　建設大臣は、毎会計年度、歳入歳出予定計算書と同一の区分により、この会計の歳入歳出決定計算書を作成し、大蔵大臣に送付しなければならない。

2　前項の歳入歳出決定計算書には、次に掲げる書類を添附しなければならない。

一　当該年度の事業実績表

二　借入金の借入及び償還実績表

三　地方負担金に係る債権の発生及び回収実績表

（歳入歳出決算の作成及び提出）

第十五条　内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算とともに、国会に提出しなければならない。

2　前項の規定による繰替金は、当該年度の歳入をもつて償還しなければならない。

3　前項の規定による繰替金の償還金の財源は、借入金をもつて充てるものとする。

（借入金の借入及び償還の事務）

第十六条　この会計において、毎会計年度における歳入歳出の決算上剰余を生じたときは、当該剰余金は、翌年度の歳入に繰り入れるものとする。

（余裕金の預託）

第十七条　この会計において、支払上現金に余裕があるときは、これを資金運用部に預託することができる。

（実施規定）

第十八条　この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行し、昭和三十三年

度分の予算から適用する。

2　昭和三十二年度分以前の一般会計の道路の整備に関する費用に係る予算（その繰越に係るものを含む。）により取得した機械その他の資産で法第二条の道路整備五箇年計画に基き国が行う道路の整備に関する事業に引き続き使用する必要のあるものその他一般会計に属する資産及び負債で当該予算に係るものは、政令で定めるところにより、この会計に帰属するものとする。

3　昭和三十二年度分の道路事業に係る地方財政再建促進特別措置法（昭和三十年法律第百九十五号）第十七条又は東北開発促進法（昭和三十二年法律第百十号）第十二条第二項若しくは第三項の規定に基く国の負担金等に要する費用は、この会計の昭和三十三年度分の道路整備事業に要する費用とする。

4　第六条第二項第一号若しくは第二号又は第八条第二項の規定により道路整備特別会計の予算に添附すべき前前年度又は前年度に係る書類は、昭和三十三年度分（前前年度に係る当該書類については、昭和三十四年度分を含む。）の予算に限り、その添附を要しないものとする。

5　昭和三十二年度分以前の予算（その繰越に係るものを含む。）により国が施行した道路の整備に関する事業に係る地方負担金及び地方債証券に関しては、第十条第四項の規定は、適用しない。

6　建設省設置法（昭和二十三年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。

第三条中第十三号の三を第十三号の四とし、第十三号の二を第十三号の三とし、第十三号の次に次の一号を加える。

十三の二　道路整備特別会計の管理に関すること。

第四条第五項中「第十三号の三」を「第十三号の四」に改める。

第五条の四第一項中「第十三号の三」を「第十三号の四」に改める。

7　退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律（昭和二十五年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「及び特定多目的ダム建設工事特別会計」を「、特定多目的ダム建設工事特別会計及び道路整備特別会計」に改める。

（大蔵・建設・内閣総理大臣署名）

法律第三十六号（昭三三・三・三一）

◎道路法の一部を改正する法律

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）の一部を次のように改正する。

第十二条を次のように改める。

（一級国道の新設又は改築）

第十二条　一級国道の新設又は改築は、建設大臣が行う。但し、工事の規模が小であるものその他政令で定める特別の事情により都道府県知事がその工事を施行することが適当であると認められるものについては、その工事に係る路線の部分の存する都道府県を統轄する都道府県知事が行う。

第十二条の次に次の一条を加える。

（一級国道の維持、修繕その他の管理）

第十二条の二　前条に規定するものを除く外、一級国道の維持、修繕、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）第二条第二項に規定する災害復旧事業（以下「災害復旧」という。）その他の管理は、政令で指定する区間（以下「指定区間」という。）内については建設大臣が行い、その他の部分については都道府県知事がその路線の当該都道府県の区域内に存する部分について行う。

2　建設大臣は、政令で定めるところにより、指定区間内の一級国道の維持、修繕及び災害復旧以外の管理を当該部分の存する都道府県又は指定市を統轄する都道府県知事又は指定市の長に行わせることができる。

3　建設大臣は、工事が高度の技術を要する場合、高度の機械力を使用して実施することが適当であると認める場合又は都道府県の区域の境界に係る場合においては、都道府県知事に代つて自ら指定区間外の一級国道の災害復旧に関する工事を行うことができる。この場合においては、建設大臣は、あらかじめその旨を当該都道府県知事に通知しなければならない。

4　第一項の規定により都道府県知事が維持、修繕、災害復旧その他の管理を行う場合において、その行おうとする一級国道の修繕又は災害復旧に関する工事が都道府県の区域の境界に係るときは、関係都道府県知事は、あらかじめ修繕又は災害復旧に関する工事の設計及び実施計画について協議しなければならない。

5　第七条第五項及び第六項前段の規定は、前項の規定による協議が成立しない場合について準用する。

6　前項において準用する第七条第五項及び第六項前段の規定により建設大臣が裁定をした場合においては、第四項の規定による協議が成立したものとみなす。

第十四条の見出し中「一級国道又は」を削り、同条第一項中「前二条」を「前条」に改め、「一級国道又は」を削り、「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）第二条第二項に規定する災害復旧事業（以下「災害復旧」という。）」を「災害復旧」に改め、同条第二項及び第三項中「一級国道又は」を削る。

第十七条第一項中「建設大臣が行う一級国道又は二級国道の新設、改築又は災害復旧に関する工事に係るもの」を「一級国道の管理又は二級国道の新設、改築若しくは災害復旧に関する工事に係る管理で、建設大臣が行うもの」に改め、「第十二条」の下に「、第十二条の二第一項」を加える。

第十八条第一項中「第十二条」を「第十二条、第十二条の二第一項若しくは第三項又は第十三条」に、「一級国道又は二級国道にあつては建設大臣、その他の一級国道又は二級国道にあつては」に改め、同項及び同条第二項中「都道府県又は」を「関係建設省地方建設局若しくは北海道開発局又は関係都道府県若しくは」に改める。

第十九条第一項中「関係道路管理者」の下に「（建設大臣である道路管理者を除く。以下本条及び第五十四条中同じ。）」を加え、「第十四条」を「第十二条の二第一項及び第三項並びに第十四条」に改める。

第二十条第一項中「第十四条」を「第十二条の二第一項及び第三項並びに第十四条」に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「第二項」を「第二項の規定による建設大臣と当該他の工作物に関する主務大臣との協議が成立した場合又は第三項」に、「又は」を「若しくは」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項の規定による協議が成立しない場合においては」を「第一項の規定により協議する場合において、建設大臣以外の道路管理者と他の工作物の管理者との協議が成立しないときは」に改め、同項を同条第三項とし、同条

運輸大臣との協議が成立した場合又は第三項の規定により建設大臣及び運輸大臣が裁定をした場合」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項の規定による協議が成立しない場合においては、」を「第一項の規定により協議する場合において、建設大臣以外の道路管理者と日本国有鉄道又は地方鉄道業者との協議が成立しないときは」に、「申請することができるものとし、建設大臣は、運輸大臣とあらかじめ、政令で定めるところにより、爆発性又は易燃性を有する物件その他の危険物を積載する車両の通行を禁止し、又は制限することができる。」を「申請することができる。」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の規定により協議する場合において、建設大臣と日本国有鉄道又は地方鉄道業者との協議が成立しないときは、建設大臣は、運輸大臣とあらかじめ、政令で定めるところにより、爆発性又は易燃性を有する物件その他の危険物を積載する車両の通行を禁止し、又は制限することができる。

第四十九条中「一級国道」を「指定区間内の一級国道にあつては国、その他の一級国道」に改める。

第五十条第一項中「二分の一を負担するものとし、」を「二分の一を負担するものとする。」に改め、「維持、修繕その他の管理に要する費用は、都道府県の負担とする。」を削り、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　一級国道の維持、修繕その他の管理に要する費用は、指定区間内の一級国道に係るものにあつては国及び都道府県がそれぞれその二分の一を負担し、その他の道路に係るものにあつては都道府県で、その他の道路に係るものにあつては道路管理者」に改め、「但し、」の下に「条例で定める場合においては、」を加える。

第四十四条第一項中「条例」の下に「（指定区間内の一級国道にあつては、政令）」を加える。

第四十六条に次の一項を加える。

3　道路管理者は、水底トンネルの構造を保全し、又は水底トンネルにおける交通の危険を防止するため

条第四項中「建設大臣又は」を「都道府県知事若しくは指定市の長又は建設大臣若しくは」に改め、同条第五項中「建設大臣又は」を「都道府県知事若しくは指定市の長又は建設大臣若しくは」に改める。

第九十七条中「都道府県知事」を「建設大臣、都道府県知事又は国」に改める。

第百一条中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　第四十六条第三項の規定による禁止又は制限に違反して水底トンネルを通行した者

第百六条中「第二十七条」を「第十二条の二第二項又は第二十七条」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。

（費用の負担の特例）

第二条　昭和三十三年度における指定区間内の一級国道について建設大臣の行う維持その他の管理（修繕を除く。）に要する費用については、第五十条第二項本文中「国及び都道府県がそれぞれその二分の一を」とあるのは、「国がその三分の二を」とする。

（建設省設置法の一部改正）

第三条　建設省設置法（昭和二十三年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一号の二中「河川」の下に「及び道路」を加える。

（道路の修繕に関する法律の一部改正）

第四条　道路の修繕に関する法律（昭和二十三年法律第二百八十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「道路法第十四条第一項」を「道路法第十四条第一項又は第十四条第一項若しくは第三項、第十四条第一項若しくは第二項」に、「道路法第十二条の二第一項に規定する」を「道路法第十二条の二第一項若しくは第二項に規定する」に改める。

（道路整備特別措置法の一部改正）

第五条　道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）の一部を次のように改正する。

第四条中「道路法第十四条第一項若しくは第二項」を「道路法第十二条の二第一項又は第十四条第一項若しくは第二項」に、「道路法第十二条の二第一項に規定する」を「道路法第十二条の二第一項若しくは第二項に規定する」に改める。

第六条第一項中「一級国道」の下に「（指定区間（道路法第十二条の二第一項に規定する指定区間をいう。以下同じ。）内の一級国道を除く。）」を加える。

第九条第二項中「道路管理者」の下に「（建設大臣である道路管理者を除く。）」を加える。

第十六条第一項中「高速自動車国道」の下に「又は指定区間内の一級国道」を加え、同条に次の一項を加える。

4　前条の規定は、指定区間内の一級国道について準用する。

第十八条の二中「一級国道又は二級国道にあつては、」を「指定区間内の一級国道にあつては国、その他の一級国道又は二級国道にあつては」に、「道路管理者である地方公共団体の条例」を「指定区間内の一級国道に係るものにあつては政令で、その他の道路に係るものにあつては道路管理者である地方公共団体の条例」に改める。

第二十一条中「条例」の下に「（指定区間内の一級国道にあつては、政令）」を加える。

第二十五条中「一級国道」を「指定区間内の一級国道にあつては国、その他の一級国道」に、「条例」

の下に「（指定区間内の一級国道にあつては、政令）」を加え、「「地方公共団体の徴収金と同順位とする。」とあるのは「道府県の徴収金と同順位とする。」」を「「指定区間内の一級国道に係るものにあつては国税及び地方税に次ぐものとし、その他の道路に係るものにあつては地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第一条第一項第十四号に規定する地方公共団体の徴収金以外の地方公共団体の徴収金と同順位とする。」とあるのは「地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第一条第一項第十四号に規定する地方公共団体の徴収金以外の都道府県の徴収金と同順位とする。」」に改める。

第三十条第一項中「その吏員のうちから」及び「その職員のうちから」を削る。

（積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法の一部改正）

第六条　積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法（昭和三十一年法律第七十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「道路法第十八条第一項に規定する道路管理者」の下に「（建設大臣である道路管理者を除く。）」を加える。

第六条中「一級国道」の下に「（道路法第十二条の二第一項に規定する指定区間の一級国道を除く。）」を加える。

（高速自動車国道法の一部改正）

第七条　高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

第二十五条中「地方公共団体の条例」の下に「（指定区間内の一級国道にあつては、政令）」を加え、「「条例」」を「「条例（指定区間内の一級国道にあつては、政令）」」に改め、「同法第七十一条第四項中「吏員」とあるのは「職員」と、」を削り、「第二十七条」を「第十二条の二第二項又は第二十七条」に改める。

（駐車場法の一部改正）

第八条　駐車場法（昭和三十二年法律第百六号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「一級国道」の下に「（道路法第十二条の二第一項に規定する指定区間内の一級国道を除く。）」を加える。

（道路整備緊急措置法の一部改正）

第九条　道路整備緊急措置法（昭和三十三年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第三号及び第四条中「道路法第五十条第一項若しくは第二項」を「道路法第五十条第一項、第二項本文若しくは第三項」に改める。

（道路整備特別会計法の一部改正）

第十条　道路整備特別会計法（昭和三十三年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

第三条中「道路法第五十条第一項若しくは第二項」を「道路法第五十条第一項、第二項本文若しくは第三項」に改める。

（大蔵・建設・内閣総理大臣署名）

法律第三十七号（昭三三・三・三一）

◎日本道路公団法の一部を改正する法律

日本道路公団法（昭和三十一年法律第六号）の一部を次のように改正する。

第二十八条中「の元本の償還及び利息の支払」を「に係る債務（次項の規定により保証することができる債務を除く。）」に改め、同条に次の一項を加える。

2　政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、公団が国際復興開発銀行と締結する外貨資金の借入契約に基き外貨で支払わなければならない債務について保証することができる。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　国際復興開発銀行からの外資の受入について日本開発銀行、日本輸出入銀行、愛知用水公団等が発行する債券の利子に対する所得税の免除に関する法律（昭和二十八年法律第百六号）の一部を次のように改正する。

本則中「又は農地開発機械公団」を「、農地開発機械公団又は日本道路公団」に、「又は農地開発機械公団法（昭和三十年法律第百四十二号）第二十五条第一項」を「、農地開発機械公団法（昭和三十年法律第百四十二号）第二十五条第一項又は日本道路公団法（昭和三十一年法律第六号）第二十六条第一項」に改める。

（大蔵・建設・内閣総理大臣署名）

法律第三十八号（昭三三・三・三一）

◎租税特別措置法の一部を改正する法律

「租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四款　その他の特例（第四十条・第四十一条）」を「第四款　その他の特例（第四十条・第四十一条の二―第四十一条の六）　第五節　貯蓄控除（第四十一条の二―第四十一条の六）」に改める。

第十二条第一項中「その用に供している期間」の下に「（以下この項において「使用期間」という。）」を加え、「当該機械設備等を取得し、又は製作するために要した金額の百分の九十に相当する金額に当該各年のうちの当該期間の月数を乗じてこれを三十六で除して計算した金額とする。」を「当該各年の次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に掲げる金額（その年が第一号及び第二号に掲げる期間を含むものであるときは、これらの号に掲げる金額の合計額）とする。」に改め、同項に第一号及び第二号として次のように加える。

一　その用に供した日から同日以後一年を経過した日の前日までの期間　当該機械設備等の取得価額の百分の五十に相当する金額に当該各年の当該期間のうちの使用期間の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額

二　前号に規定する一年を経過した日から同日以後二年を経過した日の前日までの期間　当該機械設備等の取得価額の百分の四十に相当する金額に当該各年の当該期間のうちの使用期間の月数を乗じてこれを二十四で除して計算した金額

第十二条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　第一項の規定による機械設備等の減価償却費の額の累積額が当該機械設備等の取得価額の百分の九十に相当する金額をこえる場合には、同項の規定にかかわらず、そのこえる金額は、各年分の事業所得の計算上、必要な経費に算入しない。

第十二条の次に次の一条を加える。

（新技術企業化用機械設備等の特別償却）

第十二条の二　青色申告書を提出する個人が、昭和三十三年四月一日から昭和三十八年三月三十一日までの間に、企業合理化促進法第五条第一項の規定による承認を受けた場合において、当該承認を受けた機械設備等でその製作後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は当該機械設備等を製作して、これにつき同条第二項に規定する証明を受けたときは、当該承認に係る新技術の企業化の用に供した日の属する年における当該個人の事業所得の計算上、当該証明を受けた機械設備等の減価償却費として必要な経費に算入する金額は、所得税法第十条第二項の規定にかかわらず、当該機械設備等の取得価額の二分の一に相当する金額以下の金額で当該個人が必要な経費として計算した金額とする。ただし、当該機械設備等の減価償却費として同項の規定により必要な経費に算入される金額を下ることはできない。

2　第十一条第二項の規定は、前項の規定による機械設備等の減価償却費の額について準用する。

3　第十条第一項の規定は、第一項の規定の適用を受ける機械設備等については適用しない。

4　第十条第二項の規定は、第一項又は第二項の規定を適用する場合について準用する。

第十三条第一項中「昭和三十三年十二月三十一日」を「昭和三十四年十二月三十一日」に改める。

第十七条第一項中「昭和三十二月十二月三十一日」を「昭和三十四年十二月三十一日」に改める。

第十八条を次のように改める。

第十八条　削除

第二十条第一項中「昭和三十二年」を「昭和三十四年」に改め、同条第四項中「昭和三十四年十二月三十一日」を「昭和三十六年十二月三十一日」に改める。

第二十一条第一項各号列記以外の部分中「第二号及び第三号」を「第二号、第三号及び第十一号」に改め、同項第八号中「メリヤス加工」の下に「、縫製加工」を加え、同項第十一号中「（第七条第五項に規定する対外支払手段をいう。以下この条において同じ。）」を削り、「前号」を「前二号」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第十号の次に次の一号を加える。

十一　対外支払手段（第七条第五項に規定する対外支払手段をいう。以下この条において同じ。）を対価として行う三国間の運送（海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第十九条の四第一項に規定する本邦以外の地域の各港間の運送をいい、前号に掲げる運送を除く。以下この条において同じ。）

第二十一条第二項第三号中「メリヤス加工」の下に「、縫製加工」を加え、同条第三項中「、第十号又は

日の前日までの期間　当該機械設備等の取得価額の百分の五十に相当する金額に当該各年の当該期間のうちの使用期間の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額

二　前号に規定する一年を経過した日から同日以後二年を経過した日の前日までの期間　当該機械設備等の取得価額の百分の四十に相当する金額に当該各年の当該期間のうちの使用期間の月数を乗じてこれを二十四で除して計算した金額

第十二条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　第一項の規定による機械設備等の減価償却費の額の累積額が当該機械設備等の取得価額の百分の九十に相当する金額をこえる場合には、同項の規定にかかわらず、そのこえる金額は、各年分の事業所得の計算上、必要な経費に算入しない。

第十二条の次に次の一条を加える。

（新技術企業化用機械設備等の特別償却）

第十二条の二　青色申告書を提出する個人が、昭和三十三年四月一日から昭和三十八年三月三十一日までの間に、企業合理化促進法第五条第一項の規定による承認を受けた場合において、当該承認を受けた機械設備等でその製作後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は当該機械設備等を製作して、これにつき同条第二項に規定する証明を受けたときは、当該承認に係る新技術の企業化の用に供した日の属する年における当該個人の事業所得の計算上、当該証明を受けた機械設備等の減価償却費として必要な経費に算入する金額は、所得税法第十条第二項の規定にかかわらず、当該機械設備等の取得価額の二分の一に相当する金額以下の金額で当該個人が必要な経費として計算した金額とする。ただし、当該機械設備等の減価償却費として同項の規定により必要な経費に算入される金額を下ることはできない。

2　第十一条第二項の規定は、前項の規定による機械設備等の減価償却費の額について準用する。

3　第十条第一項の規定は、第一項の規定の適用を受ける機械設備等については適用しない。

4　第十条第二項の規定は、第一項又は第二項の規定を適用する場合について準用する。

第十三条第一項中「昭和三十三年十二月三十一日」を「昭和三十四年十二月三十一日」に改める。

第十七条第一項中「昭和三十二月十二月三十一日」を「昭和三十四年十二月三十一日」に改める。

第十八条を次のように改める。

第十八条　削除

第二十条第一項中「昭和三十二年」を「昭和三十四年」に改め、同条第四項中「昭和三十四年十二月三十一日」を「昭和三十六年十二月三十一日」に改める。

第二十一条第一項各号列記以外の部分中「第二号及び第三号」を「第二号、第三号及び第十一号」に改め、同項第八号中「メリヤス加工」の下に「、縫製加工」を加え、同項第十一号中「（第七条第五項に規定する対外支払手段をいう。以下この条において同じ。）」を削り、「前号」を「前二号」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第十号の次に次の一号を加える。

十一　対外支払手段（第七条第五項に規定する対外支払手段をいう。以下この条において同じ。）を対価として行う三国間の運送（海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第十九条の四第一項に規定する本邦以外の地域の各港間の運送をいい、前号に掲げる運送を除く。以下この条において同じ。）

第二十一条第二項第三号中「メリヤス加工」の下に「、縫製加工」を加え、同条第三項中「、第十号又は

第十一号」を「又は第十号から第十二号まで」に改め、「輸出貨物の運送であつたこと」の下に「、当該取引が対外支払手段を対価として行う三国間の運送であつたこと」を加える。

第二十一条の二第一項各号中「同項第二号及び第三号」を「同項第二号、第三号及び第十一号」に改める。

第二十三条第一項第四号中「メリヤス加工」の下に「、縫製加工」を加える。

第二十四条の見出しを「(開墾地等の農業所得の免税)」に改め、同条第一項中「昭和三十二年十二月三十一日」を「昭和三十六年三月三十一日」に、「昭和三十三年十二月三十一日まで」を「当該開墾、埋立若しくは干拓により耕作の用に供することができることとなつた日の属する年又はその翌年中」に改め、「又は採塩(塩専売法(昭和二十四年法律第百十二号)第一条第一項又は第二項に規定する塩又はかん水の採取をいう。以下この項において同じ。)」及び「又は採塩」を削る。

第二十五条中「個人が、」の下に「昭和三十六年三月三十一日までに」を加え、「昭和三十三年十二月三十一日まで」を「当該土地改良事業により改良された土地として利用することができることとなつた日の属する年又はその翌年中」に改める。

第二章第四節の次に次の一節を加える。

第五節　貯蓄控除

(用語の意義)

第四十一条の二　この節においては、預金、郵便貯金、定期積金、相互掛金(相互銀行法(昭和二十六年法律第百九十九号)第二条第一項第一号に規定する掛金をいい、同号に規定する給付を受ける一定の時において同号に規定する給付を受ける旨を約したものに限る。)若しくは合同運用信託(貸付信託を除く。以下この項において「預貯金等」と総称する。)に関する政令で定める金融機関との契約(勤務先に対する預け金に係る契約その他これに準ずるものを除く。)、公債、社債、貸付信託若しくは証券投資信託の受益証券若しくは株式(以下この条において「証券」という。)の購入に関する政令で定める証券業者(社債のうち特別の法令により金融機関が発行する債券については、当該金融機関を含み、貸付信託の受益証券については、当該受益証券を発行する信託会社又は信託業務を営む銀行とする。)との契約又は生命保険(郵便年金を含む。以下この条において同じ。)に関する契約で、それぞれ次に掲げる要件に該当するものをいう。

一　当該契約により預貯金等をし、証券を購入し、又は生命保険料(郵便年金の掛金を含む。以下この条において同じ。)の払込をする者(以下この節において「契約者」という。)がその名義により締結したものであり、かつ、生命保険に関する契約にあつては、その契約者又はこれと生計を一にする配偶者その他の親族を保険金又は年金の受取人とするものであること。

二　当該契約の履行のため、毎月引き続き、政令で定める一定額の金額の預入、積立、支払又は払込(以下この節において「預入等」という。)をするもので、その最初の預入等の日を含む月から最後の預入等の日を含む月までの期間(以下この項において「積立期間」という。)が六月以上であること。ただし、次に掲げる契約については、政令で定める特別の要件によることができるものとし、生命保険料の払込期間が五年をこえる生命保険に関する契約については、毎年一回以上生命保険料の払込をするものであることをもつて足りる。

イ　一定の勤務先その他の契約先から引き続き勤務その他の役務の対価として給与その他の報酬の支払を受ける者が、当該給与その他の報酬の支払日に、その支払を受ける場所において又は当該勤務先その他の契約先を通じて当該給与その他の報酬の金額のうちから預入等をする旨を内容とする契約

ロ　イに掲げる契約のほか、その者がその所得に係る収入金額の支払を受けた場合に、当該収入金額のうちから預入等をすることが確実であると認められる場合のうち政令で定める場合における契約

ハ　その他本文に定める要件によることが困難な特別の事情がある場合のうち政令で定める場合における契約

三　当該契約の履行のため最初に預入等をした日から、積立期間の二分の一に相当する期間を経過する日(前号ただし書の規定に該当する場合には、政令で定める日)の翌日以後二年を経過する日(積立期間が四年をこえる契約については、その初日以後四年を経過する日)の前日までの期間(以下この項において「貯蓄期間」という。)内に、預貯金等の期間(郵便貯金に関する契約については、すえ置きを約定した期間)、証券(株式を除く。以下この号において同じ。)の償還期限(その期間又は生命保険の保険期間(郵便年金に関する契約にあつては、年金の支払が開始する日の前日までの期間)が満了しないものであること。ただし、貸付信託の受益証券その他政令で定める証券の購入に関する契約にあつては、購入するすべての当該証券について、その購入の日から償還期限までの期間が二年のものであることをもつて足りる。

四　当該契約に係る証書において、契約者が貯蓄期間(前号ただし書の規定に該当する場合には、それぞれの証券について、その購入の日から償還期限までの期間とする。以下この項において同じ。)内に、当該契約(これに基いてする預貯金等に係る契約を含む。)を解除せず、並びに当該契約に係る権利又は当該契約に基き取得した証券を譲渡せず、及び担保に供しない旨の意思を表示しており、かつ、証券の購入に関する契約にあつては、当該契約に基き取得する証券を貯蓄期間を通じて政令で定めるところにより寄託し、又は登録する旨の特約があること。

五　公債若しくは社債について貯蓄期間中に抽せんによる繰上償還があつた場合又は当該契約若しくはその履行につき前各号に掲げる要件に該当しないこととなる事実が生じた場合その他これに準ずる場合のうち政令で定める場合には、政令で定める条項を履行する旨の特約があること。

2　この節において「貯蓄」とは、契約者が長期貯蓄契約に基いてする金銭の預入等(前項第二号に掲げる要件に該当しない部分の預入等を除く。)をいう。

3　この節において「貯蓄金額」とは、貯蓄をした金額をいう。ただし、次の各号に規定する貯蓄については、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　生命保険に関する契約に係る貯蓄(所得税法第十一条の七に規定する命令で定める保険料に係る貯蓄を除く。)については、その年において当該貯蓄に係る生命保険料の金額(当該契約に係る契約者について他に同条の規定の適用を受ける生命保険料の金額があるときは、当該金額を加算した金額)が三万円をこえる場合に限り、貯蓄金額があるものとし、この額は、当該貯蓄に係る生命保険料の金額のうちそのこえる金額に相当する部分の

金額とする。この場合において、その年中において当該生命保険に関する契約に基く剰余金の分配を受け、又は当該契約に基き分配を受ける剰余金をもつて生命保険料の払込に充てたときは、当該生命保険料の金額から当該剰余金の額を控除した金額をもつて前段に規定する生命保険料の金額とする。

二　証券の購入に関する契約に係る貯蓄について、その購入又は第一項第四号に規定する寄託若しくは登録につき手数料の支払を要する場合には、当該手数料の金額は、貯蓄金額のうちに含まれないものとする。

（貯蓄控除）

第四十一条の三　居住者が昭和三十三年四月一日以後において長期貯蓄契約を締結し、当該契約に基いて同日から昭和三十四年十二月三十一日までの間に貯蓄を行つた場合には、所得税法第十三条から第十五条までの規定により計算した昭和三十三年分又は昭和三十四年分の所得税額から、それぞれその年中の貯蓄金額の百分の三に相当する金額（その金額が六千円をこえるときは、六千円）を控除する。

2　前項の規定の適用については、確定申告書、所得税法第二十九条第一項から第三項までに規定する給与所得者の貯蓄控除申告書又は次条第二項に規定する給与所得者の貯蓄控除申告書（確定申告書の提出がない場合における当該申告書に限る。）を基とし、前項の規定により計算した金額をもつて、その者の確定した同項の規定による控除額とする。

（貯蓄控除の申告等）

第四十一条の四　確定申告書又は所得税法第二十九条第一項から第三項までに規定する申告書を提出する居住者で、前条第一項の規定による控除額（以下この節において「貯蓄控除額」という。）の控除を受けようとするものは、政令で定めるところにより、当該申告書にその年中の貯蓄金額、貯蓄控除額その他必要な事項を記載し、かつ、当該申告書に第四十一条の六第二項の規定により交付された貯蓄金額の証明に関する書類を添附しなければならない。

2　所得税法の施行地において支払を受ける給与所得を有し、当該給与所得につき同法第四十条の規定の適用を受ける居住者で、貯蓄控除額の控除を受けようとするものは、政令で定めるところにより、その年中の貯蓄金額、貯蓄控除額その他必要な事項を記載した申告書（以下この条において「給与所得者の貯蓄控除申告書」という。）に第四十一条の六第二項の規定により交付された貯蓄金額の証明に関する書類を添附して、同法第四十条の規定の適用を受ける給与所得の支払者を経由し、その年最後に給与の支払を受ける日の前日までに、これを当該支払者の所轄税務署長に提出しなければならない。

3　所得税法第二十八条の規定は、第一項の場合における貯蓄控除額の控除について、同法第三十九条第六項の規定は、給与所得者の貯蓄控除申告書の提出について、それぞれ準用する。

4　第一項又は第二項の規定による確定申告書若しくは所得税法第二十九条第一項から第三項までに規定する申告書又は給与所得者の貯蓄控除申告書の提出があつた場合においては、次の表の上欄に掲げる所得税法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替え、また、同法の他の規定を政令で定めるところにより当該読替に準じて読み替えて、同法を適用するものとする。

条	項	読み替えられる規定	読み替える規定
第十五条の七	前五条		前五条及び租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の三

第四十条第一項第二号	者であるかどうか	者であるかどうか及び租税特別措置法第四十一条の四第二項に規定する給与所得者の貯蓄控除申告書を提出したかどうか
第四十四条第一項	及び第八号	及び第八号並びに租税特別措置法第四十一条の四第一項
第四十八条第一項	第十二号に規定する事項	第十二号に規定する事項、租税特別措置法第四十一条の四第一項に規定する事項

（貯蓄控除額相当額の徴収）

第四十一条の五　契約者と長期貯蓄契約を締結した者（以下この節において「貯蓄取扱機関」という。）は、次条第二項の規定による貯蓄金額の証明に関する書類を交付した後、当該契約又はその履行につき第四十一条の二第一項各号に掲げる要件に該当しないこととなる事実が生じた場合には、政令で定めるところにより、当該契約者から当該契約に係る昭和三十三年及び昭和三十四年中の貯蓄金額の百分の三に相当する金額（その金額が各年につき六千円をこえるときは、それぞれ六千円。以下この項において同じ。）の所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月末日までに、これを国に納付しなければならない。ただし、当該契約者が、政令で定めるところにより、当該契約に係る貯蓄控除額が当該貯蓄金額の百分の三に相当する金額に満たないことを証明する書類を当該貯蓄取扱機関に提出した場合には、当該書類により証明される当該貯蓄控除額に相当する金額の所得税を徴収すべきものとし、当該契約者が、政令で定めるところにより、当該契約について貯蓄控除を受けなかつたことを証明する書類を当該貯蓄取扱機関に提出した場合その他政令で定める場合には、その徴収を要しないものとする。

2　前項の規定により徴収して納付すべき所得税は、貯蓄取扱機関については、所得税法第五章の規定により徴収して納付すべき所得税とみなし、契約者については、貯蓄控除額の控除を受けた年分の同章の規定により徴収されるべき所得税とみなして、それぞれ同法（第三章を除く。）の規定を適用する。

3　貯蓄取扱機関は、第一項ただし書の規定により所得税を徴収した場合には、政令で定めるところにより、当該所得税額その他必要な事項を通知しなければならない。

（貯蓄控除に係る実施規定等）

第四十一条の六　所得税法の施行地において第四十一条の二第一項第二号イに規定する給与その他の報酬の支払を受ける居住者が、同号イに掲げる契約に該当する長期貯蓄契約を締結しようとする場合において、その支払者の同意があつたときは、当該居住者、当該支払者及び当該貯蓄に係る貯蓄取扱機関の契約により、当該支払者は、その支払の際、その貯蓄金額に相当する金額を控除し、当該居住者に代つて当該貯蓄取扱機関に当該金額の預入等をすることができるものとする。

2　貯蓄取扱機関は、政令で定めるところにより、契約者に対し、当該契約者がした貯蓄に係る貯蓄金額その他必要な事項を証明する書類を交付しなければならない。

3　前四条及び前二項に規定するもののほか、第四十一条の三の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十四条第一項ただし書の規定により所得税を徴収した場合には、政令で定めるところにより、当該所得税額その他必要な事項を通知しなければならない。

（貯蓄控除に係る実施規定等）

第四十一条の六　所得税法の施行地において第四十一

の次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に掲げる金額（当該事業年度が第一号及び第二号の期間を含むものであるときは、これらの号に掲げる金額の合計額）とする。」に改め、同項に第一号及び第二号として次のように加える。

一　その用に供した日から同日以後一年を経過した日の前日までの期間　当該機械設備等の取得価額の百分の五十に相当する金額に当該事業年度の当該期間のうちの使用期間の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額

二　前号に規定する一年を経過した日から同日以後二年を経過した日の前日までの期間　当該機械設備等の取得価額の百分の四十に相当する金額に当該事業年度の当該期間のうちの使用期間の月数を乗じてこれを二十四で除して計算した金額

第四十四条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　第一項の規定による機械設備等の償却額の累積額が当該機械設備等の取得価額の百分の九十に相当する金額をこえる場合には、同項の規定にかかわらず、そのこえる金額は、各事業年度の所得の計算上、損金に算入しない。

第四十四条の次に次の一条を加える。

（新技術企業化用機械設備等の特別償却）

第四十四条の二　青色申告書を提出する法人が、昭和三十三年四月一日から昭和三十八年三月三十一日までの間に、企業合理化促進法第五条第一項の規定による承認を受けた場合において、当該承認を受けた機械設備等でその製作後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は当該機械設備等を製作して、これにつき同条第二項に規定する証明を受けたときは、当該承認に係る新技術の企業化の用に供した日を含む事業年度の法人税法及び同法に基く命令の規定により計算される当該証明を受けた機械設備等の償却範囲額は、これらの規定にかかわらず、当該機械設備等の取得価額の二分の一に相当する金額とする。

2　第四十二条第一項の規定は、前項の規定の適用を受ける機械設備等については適用しない。

3　第四十二条第三項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

第四十五条第一項中「昭和三十三年八月一日」を「昭和三十五年一月一日」に改める。

第四十六条第一項中「昭和三十七年三月三十一日」を「昭和三十八年三月三十一日」に改める。

第五十一条第一項中「昭和三十三年八月一日」を「昭和三十五年一月一日」に改める。

第五十二条を次のように改める。

第五十二条　削除

第五十四条第一項中「昭和三十三年八月一日」を「昭和三十五年一月一日」に改め、同条第四項中「昭和三十五年八月一日」を「昭和三十七年一月一日」に改める。

第五十五条第一項各号列記以外の部分中「第二号及び第三号」を「第二号、第三号及び第十一号」に改め、同項第八号中「メリヤス加工」の下に「、縫製加工」を加え、同項第十一号中「（第七条第五項に規定する対外支払手段をいう。以下この条において同じ。）」を削り、「前号」を「前二号」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第十号の次に次の一号を加える。

十一　対外支払手段（第七条第五項に規定する対外支払手段をいう。以下この条において同じ。）を対価として行う三国間の運送（海上運送法第十九条の四第一項に規定する本邦以外の地域の各港間の運送をいい、前号に掲げる運送を除く。以下この条において同じ。）

第五十五条第三項第三号中「メリヤス加工」の下に「、縫製加工」を加え、同条第四項中「、第十号又は第十一号」を「又は第十号から第十二号まで」に改め、「輸出貨物の運送であつたこと」の下に「、当該取引が対外支払手段を対価として行う三国間の運送であつたこと」を加える。

第五十五条の二第一項各号中「同項第二号及び第三号」を「同項第二号、第三号及び第十一号」に改める。

第五十七条第一項第四号中「メリヤス加工」の下に「、縫製加工」を加える。

第七十二条第一項中「昭和三十三年十二月三十一日」を「昭和三十七年三月三十一日」に改める。

第七十三条から第七十五条まで中「昭和三十三年十二月三十一日」を「昭和三十七年三月三十一日」に改める。

第七十七条第二号中「塩専売法」の下に「（昭和二十四年法律第百十二号）」を加える。

第七十九条第一項中「昭和三十三年三月三十一日」を「昭和三十六年三月三十一日」に改める。

第九十一条の見出しを「（預金通帳等の印紙税の非課税）」に改め、同条に次の一項を加える。

2　昭和三十三年四月一日から昭和三十四年十二月三十一日までの間に発せられる預金証書その他政令で定める範囲の書類で第四十一条の二第一項に規定する長期貯蓄契約に関するものには、印紙税は、課されない。

第九十二条中「昭和三十三年三月三十一日」を「昭和三十四年三月三十一日」に改める。

附　則

1　この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。

2　改正後の租税特別措置法（以下「新法」という。）第十二条及び第四十四条の規定は、この法律の施行後に企業合理化促進法（昭和二十七年法律第五号）第四条第一項の規定による承認を受けるための申請を行い、当該承認を受けた個人又は法人の機械設備等の減価償却費の額又は償却範囲額の計算について適用し、この法律の施行前に当該承認を受けるための申請を行い、当該承認を受けた個人又は法人の機械設備等の減価償却費の額又は償却範囲額の計算については、なお従前の例による。

3　個人又は法人が昭和三十三年三月三十一日までに改正前の租税特別措置法（以下「旧法」という。）第十八条又は第五十二条に規定する重油ボイラーを当該重油ボイラー以外のボイラーに改造した場合における必要な経費又は損金に算入する金額の計算については、なお従前の例による。

4　新法第二十一条、第二十一条の二、第二十三条、第五十五条、第五十五条の二及び第五十七条の規定は、昭和三十三年四月一日以後に行われる取引について適用し、同日前に行われた取引については、なお従前の例による。

5　個人若しくは法人が、昭和三十三年中若しくは同年四月一日前に開始し、同日を含む事業年度（以下この項において「改正初年度」という。）において、新法第二十一条第一項各号若しくは第五十五条第一項各号に掲げる取引をした場合において、これらの取引のうちに新法第二十一条第一項第八号若しくは第五十五条第一項第八号に規定する縫製加工があるとき、又は新法第二十一条第一項第八号若しくは第五十五条第一項第八号に規定する者が改正初年度において、新法第二十一条第一項第四号若しくは第五号若しくは第五十五条第一項第四号若しくは第五号に掲げる取引をした場合において、これらの取引に係る物品についての縫製加工で他の者に委託してさ

れたものがあるときは、それぞれ、次の表㈠又は表㈡の上欄に掲げる新法の規定の適用については、これらの規定中これらの表の中欄に掲げる字句は、それぞれこれらの表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

表㈠

条項	読み替えられる規定	読み替える規定
第二十一条の二第一項	基準輸出金額に当該個人がその年中において事業を営んでいた期間に係る指定期間の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額	基準輸出金額から同項第八号に規定する縫製加工に係る部分の金額を控除した金額にその年中において事業を営んでいた期間の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額と基準輸出金額のうち当該縫製加工に係る部分の金額にその年の四月一日から十二月三十一日までの間において事業を営んでいた期間の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額との合計額
第五十五条の二第一項	基準輸出金額に当該事業年度の指定期間の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額	基準輸出金額から同項第八号に規定する縫製加工に係る部分の金額を控除した金額に当該事業年度の指定期間の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額と基準輸出金額のうち当該縫製加工に係る部分の金額に昭和三十三年四月一日から当該事業年度終了の日までの期間の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額との合計額

表㈡

条項	読み替えられる規定	読み替える規定
第二十一条の二第二項	（前条第二項各号に規定する取引に規定する取引については、同項各号に掲げる金額により計算した収入金額）	（前条第二項各号に規定する取引で同項第三号の縫製加工に係るもの以外のものについては、同項各号に掲げる金額により計算した収入金額とし、同項第三号に規定する取引で縫製加工に係るものについては、当該取引による収入金額で縫製加工に係るもののうち、当該縫製加工の委託者に支払う金額に相当する金額に九を乗じて十二で除して計算した金額によるものとする。）
第五十五条の二第二項	（前条第三項各号に規定する取引については、同項各号に掲げる金額により計算した収入金額）	（前条第三項各号に規定する取引で同項第三号の縫製加工に係るもの以外のものについては、同項各号に掲げる金額により計算した収入金額とし、同項第三号に規定する取引で縫製加工に係るものについては、当該取引による収入金額で縫製加工に係るもののうち、当該縫製加工の委託者に支払う金額に相当する金額に昭和三十三年四月一日から当該事業年度終了の日までの期間の月数を乗じてこれを当該事業年度の月数で除して計算した金額を控除した金額によるものとする。）

6　新法第二十四条の規定は、個人が昭和三十三年一月一日以後に土地を開墾し、又は水面を埋め立て、若しくは干拓して、その土地を当該個人（その相続人を含む。）の耕作の用に供した場合におけるその者の所得税について適用し、昭和三十二年十二月三十一日までに個人が土地を開墾し、又は水面を埋め立て、若しくは干拓して、その土地を昭和三十三年十二月三十一日までに当該個人（その相続人

を含む。）の耕作又は採塩の用に供した場合におけるその者の所得税については、なお従前の例による。

7　新法第二十五条の規定は、個人が土地改良事業を施行し、その土地につき当該個人（その相続人を含む。）が昭和三十四年一月一日以後に水稲の後作として麦又は菜種の植付をした場合におけるその者の所得税について適用し、個人が土地改良事業を施行し、その土地につき当該個人（その相続人を含む。）が同日前に水稲の後作として麦又は菜種の植付をした場合におけるその者の所得税については、なお従前の例による。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第三十九号（昭三三・三・三一）

◎所得税法等の一部を改正する法律

（所得税法の一部改正）

第一条　所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第六条第九号を次のように改める。

九　元本の追加信託をなしうる証券投資信託の受益証券を有する者に対し分配される収益のうち信託財産に係る元本の払戻に相当する部分として命令で定めるもの

第六条第十号中「当初」を削り、「部分の金額」の下に「（元本の追加信託をなしうる証券投資信託にあつては、当該信託された金額のうち前号に規定する元本の払戻に相当する部分として命令で定める部分の金額を控除した金額とする。以下第九条の二第五号において同じ。）」を加える。

第九条第一項第一号中「、合同運用信託の利益並びに証券投資信託の終了又は証券投資信託契約の一部の解約に因り分配される収益のうち、公債、社債及び預金の利子、合同運用信託の利益並びに法人から受ける利息の配当に係る部分として命令の定めるところにより計算した金額」を「並びに合同運用信託の利益」に改め、「及び証券投資信託」及び「及び収益」を削り、同項第二号中「前号に該当する部分の金額及び第六条第九号の金額」を「第六条第九号に掲げる所得」に改める。

第十五条の六中「当該配当所得の百分の二十（課税総所得金額が千万円をこえる場合には、配当所得の金額のうちそのこえる金額に相当する金額（配当所得の金額がその金額に満たないときは、当該配当所得の金額）については、百分の十）に相当する金額」を「左に掲げる金額の合計額」に改め、同条に第一号及び第二号として次のように加える。

一　利益の配当及び剰余金の分配に係る配当所得については、当該配当所得の金額の百分の二十（課税総所得金額から証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額を控除した金額が千万円をこえる場合には、当該利益の配当及び剰余金の分配に係る配当所得の金額のうちそのこえる金額に相当する金額）当該配当所得の金額がそのこえる金額に満たないときは、当該配当所